

1 制度的変遷

東京都の沿革	1
特別区の沿革	2
特別区の変遷	4
旧北多摩郡自治体変遷一覧	5
旧南多摩郡自治体変遷一覧	6
旧西多摩郡自治体変遷一覧	7
島しょ自治体変遷一覧	8

2 税財政

【財政状況】	
都道府県別経常収支比率の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	9
区市町村別経常収支比率の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	10
【歳入】	
都道府県別歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	11
東京都・大阪府・愛知県等の歳入構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	12
東京都の法人二税の推移	13
区別歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	14
市町村別歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	15
都内特別区・市部・町村部等歳入構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	16
都内特別区・市部等市町村民税法人分の推移（1989年度を100とした場合）	17
区市町村別人口一人当たりの都支出金（都道府県費のみのもの）の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	18
【歳出】	
都道府県別歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	19
東京都・大阪府・愛知県等の歳出目的別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	20
都道府県別歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	21
東京都・大阪府・愛知県等の歳出性質別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	22
東京都・大阪府・愛知県等の義務的経費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	23
区別歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	24
市町村別歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	25
都内特別区・市部等歳出目的別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	26
都内特別区・市部等民生費の構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	27
区市町村別人口一人当たりの児童福祉費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	28
区市別人口一人当たりの生活保護費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	29
区別歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	30
市町村別歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	31
都内特別区・市部・町村部等歳出性質別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	32
都内特別区・市部・町村部等義務的経費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	33
区市町村別人口一人当たりの人件費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	34
区市町村別人口一人当たりの扶助費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	35
区市町村別人口一人当たりの普通建設事業費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	36
区市町村別人口一人当たりの維持補修費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	37
【財政推計】	
東京都の生産年齢人口推計と住民税個人分（都民税・都内区市町村民税合算）の単純推計	38
東京都の生産年齢人口推計と都民税個人分及び都内区市町村民税個人分の単純推計	39

東京都の生産年齢人口と住民税個人分（都民税・都内区市町村民税合算）の推移（1989年～2007年）	40
東京都の65歳以上人口推計と老人福祉費（都・都内区市町村合算）の単純推計	41
東京都の65歳以上人口推計と都老人福祉費・都内区市町村老人福祉費の単純推計	42
東京都の65歳以上人口と老人福祉費（都・都内区市町村合算）の推移（1989年～2007年）	43
国民医療費の見通し	44
国民医療費、人口一人当たり国民医療費及び対国民所得比率の年次推移	45
【地方税】	
地方税の体系	46
地方税の税目の変遷	47
3 職員の状況	
都道府県別総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	48
都内区市町村別総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	49
指定都市別総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	50
都道府県別総職員数の推移（平成17年～21年）	51
都内区市町村別総職員数の推移（平成12年～21年）	52
都道府県別総職員数の推移（平成17年を100とした場合）	53
都内区市町村別総職員数の推移（平成12年を100とした場合）	54
指定都市別総職員数の推移（平成17年を100とした場合）	55
全国総職員数の推移（平成17年を100とした場合）	56
指定都市別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	57
都道府県別人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	58
都内区市町村別人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	59
指定都市別人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	60
区域別人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	61
区域別団体別人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	62
都道府県別屋間人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	63
区市町村別屋間人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	64
指定都市別屋間人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	65
区域別屋間人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	66
区域別団体別屋間人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	67
区域別団体別人口・屋間人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	68
都道府県別人口1,000人当たり総職員数と人口（平成21年4月1日現在）	69
都内区市別人口1,000人当たり総職員数と人口（平成21年4月1日現在）	70
指定都市別人口1,000人当たり総職員数と人口（平成21年4月1日現在）	71
都道府県別屋間人口1,000人当たり総職員数と屋間人口（平成21年4月1日現在）	72
都内区市別屋間人口1,000人当たり総職員数と屋間人口（平成21年4月1日現在）	73
指定都市別屋間人口1,000人当たり総職員数と屋間人口（平成21年4月1日現在）	74
都道府県別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	75
都内区市町村別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	76
指定都市別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	77
区域別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	78
都道府県別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成20年4月1日現在）	79
都内区市町村別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	80
指定都市別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成20年4月1日現在）	81

資料集目次

区域別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成20年4月1日現在）	82	一部事務組合が処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	125
都道府県別部門別職員構成比（平成21年4月1日現在）	83	事務の委託で処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	126
都内区市町村別部門別職員構成比（平成21年4月1日現在）	84	協議会で処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	127
指定都市別部門別職員構成比（平成21年4月1日現在）	85	機関等の共同処理で処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	128
都道府県別人口1,000人当たり部門別職員数（平成21年4月1日現在）	86	特別区における自治体間連携の主な例（法定外）	129
都内区市町村別人口1,000人当たり部門別職員数（平成21年4月1日現在）	87	多摩30市町村における法定外の広域連携	135
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数（平成21年4月1日現在）	88	区市町村別の住民の消防団への加入者数及び加入率	136
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数：民生・清掃部門（平成21年4月1日現在）	89	大都市の消防団加入者数及び加入率の比較（平成21年4月時点）	137
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数：民生部門（平成21年4月1日現在）	90	区市町村別の町会・自治会数	138
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数：清掃部門（平成21年4月1日現在）	91	東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況（平成20年度）	139
都内区部部門別職員数の推移（平成19年～21年）	92	東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況の推移	140
都内市部部門別職員数の推移（平成19年～21年）	93	東京都におけるNPO法人設立認可団体の活動分野（平成22年7月31日現在）	141
都内町村部部門別職員数の推移（平成19年～21年）	94	東京都における社会貢献活動団体等との協働事業実施状況（平成20年度）	142
東京都部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	95	平成21年度地方公共団体の行政改革事例（地域協働の推進）	143
都内区部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	96	都内区市町村における行政改革事例（地域協働の推進）	145
都内市部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	97	都内区市町村の認可地縁団体が行う活動事例（目的別）	146
都内町村部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	98	地縁団体の許可総数の推移（東京都）	147
指定都市部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	99	地方自治体の事務の範囲	148
都道府県部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	100	都と区市町村の役割分担の原則（地方自治法）	149
都内区市町村別職種別職員数の状況①（平成21年4月1日現在）	101	特別区と市町村の事務配分の現状	150
都内区市町村別職種別職員数の状況②（平成21年4月1日現在）	102	事務処理特例制度による移譲項目一覧	151
都内区市町村別生保担当ケースワーカー一人当たり被保護世帯数（平成20年）	103	諸外国の国家体制及び地方公共団体の概要、諸外国の大都市制度の比較	155
都内区市町村別生保ワーカー担当数と被保護世帯数（平成20年）	104		
指定都市別生保担当ケースワーカー一人当たり被保護世帯数（平成20年）	105		
指定都市別生保ワーカー担当数と被保護世帯数（平成20年）	106		
都道府県別年齢別職員構成比（平成21年4月1日現在）	107		
都内区市町村別年齢別職員構成比（平成21年4月1日現在）	108		
指定都市別年齢別職員構成比（平成21年4月1日現在）	109		
都内区市町村別ラスパイレス指数の状況（平成21年）	110		
都道府県別ラスパイレス指数の推移（平成18年～21年）	111		
指定都市別ラスパイレス指数の推移（平成18年～21年）	112		
全国ラスパイレス指数の推移（平成17年～21年）	113		
指定管理者制度の導入施設数①（東京都、近隣の県・政令指定都市等）	114		
指定管理者制度の導入施設数②（都内区市町村）	115		
民間委託の実施状況（事務事業の委託実施団体比率）①－東京都、全都道府県－	116		
民間委託の実施状況（事務事業の委託実施団体比率）②－特別区、都内市町村、全市区町村、政令指定都市－	117		
4 行政体制			
都道府県別の地方公共団体の事務の共同処理の方式（平成20年7月1日現在）	118		
都道府県別の地方公共団体間の事務の共同処理の方式別内訳	119		
地方公共団体間の事務の共同処理の方式別設置件数の推移（平成14年～平成20年）	120		
全国の市町村数・協議会設置数・一部事務組合設置数の推移（平成14年～平成20年）	121		
区市町村別事務別の一部事務組合、広域連合の加入状況一覧	122		
一部事務組合一覧	123		
区市町村別の一部事務組合の事務の種類別内訳	124		

東京都の沿革

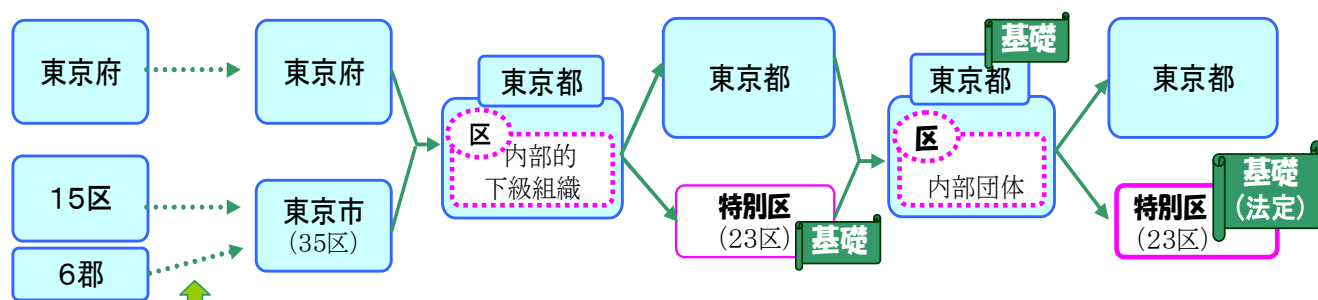
西暦	年号	月	主なできごと
明治 1868～1912			
1868	慶応4	7	江戸を東京と改称
		8	東京府開庁
1869	明治2	2	太政官東京遷移布告（事実上の遷都を決定）
1871	4	11	廃藩置県により旧東京府を廃止し、東京府を更置
1878	11	2	伊豆七島、静岡県より東京府へ移管
1878	11	11	郡区町村編成法により東京府を15区6郡に改編
1880	13	10	小笠原諸島、内務省より東京府へ移管
1888	21	4	市制、町村制公布（明治22年4月1日施行）
1889	22	5	東京市誕生（従来の15区の範囲）
1893	26	4	三多摩地域、神奈川県より東京府に移管
1896	29	4	東多摩郡と南豊島郡が合併し豊多摩郡となる。東京府は5郡になる。
1898	31	10	市制特例廃止、東京市が一般市となる。（後にこの日を「自治記念日」と定める。現在は「都民の日」）
大正 1912～1926			
1920	9	10	初の国勢調査実施（国5596万人、東京府369万人）
昭和 1926～1989			
1932	7	10	東京市、隣接5郡82町村を合併し35区となる。
			人口497万人、世界第2位の都市となる。
1943	18	7	東京都制実施
1946	21	9	第1次地方制度改革。区長公選となる。
1947	22	3	22区制実施（8月に練馬区が独立し23区）
		5	日本国憲法、地方自治法施行
1952	27	9	地方自治法改正（区長公選廃止）
		10	「都民の日」施行
1962	37	2	都の人口1000万人を突破
1968	43	6	小笠原諸島返還
1975	50	4	地方自治法改正（区長公選）
1986	61	2	「都区制度改革の基本的方向」をまとめる。
平成 1989～			
1990	2	9	地方制度調査会「都区制度改革に関する答申」をまとめる。
1991	3	11	羽村町が27番目の市として羽村市となる。（23区27市6町8村）
1995	7	9	秋川市・五日市町が合併し「あきる野市」となる。（23区27市5町8村）
2001	13	1	田無市と保谷市が合併し西東京市となる。（23区26市5町8村）

特別区の沿革

<p>明治11年 7月 (1878)</p>	<p>「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」(三新法)が公布 東京府に15区6郡を置く(当時の東京府は、ほぼ現在の特別区の区域)</p>	<p><15区> 麴町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川 (現在の千代田・中央・港・文京・台東の各区と新宿・墨田・江東区の各一部)</p>
<p>明治12年 1月 (1879)</p>	<p>東京府は、15区会規則を布達 ・その区限りの経費をもって支弁すべき事業の企画、廃止、拡張、縮小及び区限りの予算を作成、施行し、課税の方法を議定 ・区会議員の選挙権は満20歳以上の男子で、区内に居住し、地租を納める者</p>	
<p>明治13年 4月 (1880)</p>	<p>区町村会法発布(太政官布告) 区は特別の財産を所有し自己の費用で造営物を経営し、区限りの予算を定む</p>	
<p>明治21年 4月 (1888)</p>	<p>「市制及町村制」の公布</p>	
<p>明治22年 5月 (1889)</p>	<p>15区の区域に東京市が誕生 「市制特例」の適用を受けて、市長、助役は府知事、府書記官が兼任するなどの形式上の「自治」に留まる</p>	
<p>7月</p>	<p>東京市区会条例公布(東京市条例第1号) 区会は、財産及び造営物に関する事件を議決</p>	
<p>明治31年 (1898)</p>	<p>「市制特例」の廃止 東京市が「市」としての独立を達成 ・従来の区を存続させ、区は財産及び造営物に関する事務、その他法律命令により区に属する事務を処理 ・区会は、法律命令の範囲内で、財産及び造営物に関する事務、その他区に属する事務を議決</p>	
<p>明治44年 4月 (1913)</p>	<p>「市制」「町村制」の制定—「市制町村制」を全文改正 <市制第6条> 勅令ヲ以テ指定スル市ノ区ハ之ヲ法人トス ・勅令により東京・京都・大阪市が指定される</p>	
<p>大正11年 4月 (1922)</p>	<p>東京都市計画区域(内閣総理大臣認可)公告 現在の特別区の区域を対象</p>	
<p>昭和7年 10月 (1932)</p>	<p>隣接する5郡82町村を東京市に編入し、20区を新設 35区となり、ほぼ現在の23区にあたる「大東京市」発足</p>	<p><新たな20区> 品川・目黒・荏原・大森・蒲田・世田谷・渋谷・淀橋・中野・杉並・豊島・滝野川・荒川・王子・板橋・足立・城東・向島・葛飾・江戸川</p>
<p>昭和18年 7月 (1943)</p>	<p>「東京都制」が施行され東京都が誕生 東京府と東京市を廃止—35区と都内市町村は東京都の内部的下級組織 区会を必置機関とし、その議決権は列挙</p>	
<p>昭和22年 3月 (1947)</p>	<p>人口10万～30万人を基準に35区を22区に再編</p>	
<p>5月</p>	<p>日本国憲法、地方自治法の施行 「特別区」となる ・原則として市と同一の権能 ・基礎自治体である特別地方公共団体に位置づけ ・区長は公選 ・事務の多くは都に留保</p>	<p>S22.3.17 第92回帝国議会貴族院特別委員会補足説明 ○鈴木俊一政府委員(内務省行政課長) 都内の区なり市町村と云うものは、やはり是が基礎的な団体であつて、他の府県の市町村と同じ性格のものである。都は其の上に立つ所の複合的な団体である。即ち性格として道府県と同じものであるという風に規定して居るのであります。</p>
<p>8月</p>	<p>練馬区が板橋区から独立し23区となる</p>	
<p>昭和27年 8月 (1952)</p>	<p>自治法の改正(S27.9.1施行) 区長公選制廃止など自治権が大幅に制限 ・都の内部団体に位置づけ ・区長公選制廃止(都知事の同意を得て区議会が選任) ・事務が制限列挙(それ以外の事務は都)</p>	<p>S27.6.18 第13回国会参議院地方行政委員会 ○岡野清豪国務大臣 地方自治法制定の際は、特別区は憲法上の地方公共団体として発足したものでありますが、その後の特別区の制定に鑑みまして、都道府縣市町村とはその性格が異なっておりますので、今回改正を加えまして、憲法上の本来の地方公共団体ならざるものとして立案いたしましたものであります。従いまして、区長公選制を廃止いたしましても憲法違反の問題は起こらないと存じます。以上の見解は…政府の統一解釈として申し上げる次第であります。</p>

<p>昭和39年 7月 (1964)</p>	<p>自治法の改正(S40.4.1施行) 事務権能強化 ・福祉事務所等列举項目が10から21に増(一部は概括例示へ) ・地方税法上の課税権を獲得する ・ごみの収集・運搬は特別区の事務(別に定める日まで都が処理)</p>	<p>S39.1.31 第46回国会衆議院地方行政委員会 ○早川自治大臣 …都は、…一つの経営体としての円滑かつ能率的な経営が期せられなくなり、首都として、また大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている…このような都行政の現状を改善するため、…都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該事務処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行おうとするものであります。 ◇大臣答弁資料(「改正地方制度資料第16部」自治省編) 今後においても、特別区の存する区域において、都が基礎的地方公共団体として、大都市行政の一体性を保つとともに、特別区は制限自治体として住民に身近な事務を実情に即して処理するものであって、今回の改正により都及び特別区の性格に変更を生ずるものではない。</p>
<p>昭和49年 6月 (1974)</p>	<p>自治法の改正(S50.4.1施行) 区長公選の復活、事務処理は原則として市並み ・都が処理すべき事務(消防・水道等)を除く「市」の事務、保健所設置市の事務等を移管 ・都配属職員制度の廃止</p>	<p>S49.5.16 第72回国会衆議院地方行政委員会 ○林忠雄政府委員(自治省行政局長) 今回の改正によりまして、特別区は区長の公選制も採用する、事務も原則として一般の市並みに近づけるというような意味からいえば、特別区の自治体として独立性を強める方向であることはまさに間違いございませんが、しかし政府といたしましては、今回の改正によって特別区の性格が変わるといふ、従前憲法上の自治体でなかったものが憲法上の自治体になるとは考えておりません。 ○同政府委員 (特別区は)今回相当独立性を強めたが、これがまたばらばらになって、大都市行政の一体性の上で非常に支障がでるといふことになれば逆の方向も考えなければいけない。そういう意味で、…これは一つの試みと考えざるを得ないので…</p>
<p>平成10年 5月 (1998)</p>	<p>自治法の改正(H12.4.1施行) 特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけ ・都区の事務配分の原則の法定化 ・特別区の内部団体性の払拭(区長委任条項の廃止、都による区事務の調整条例制定権の廃止、都発議による特別区の廃置分合・境界変更手続きの廃止 など) ・一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管 ・都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化</p>	<p>H10.4.7 第142回国会衆議院地方行政委員会 ○上杉自治大臣 …今回の改正で、特別区は、基礎的な地方公共団体として位置付けられ、市町村と同じような扱いを受ける、…都の内部団体としての性格が払拭されたわけでございます。また、大都市の一体性、統一性の確保の要請に配慮しつつ、原則として市町村の処理する事務を受け持つ、…昭和22年の制度改正の意図は基本的に達成をされたものと認識をいたしておるところでございます。</p>

明治11年 1878年 (区の誕生) 昭和7年 1932年 (隣接郡町村編入) 昭和18年 1943年 (戦時体制) 昭和22年 1947年 (戦後の民主化) 昭和27年 1952年 (戦後復興優先) 平成12年 2000年 (地方分権)
【郡区町村編制法】 …… **【大東京市発足】** **【東京都制施行】** **【地方自治法制定】** **【改正自治法施行】** **【改正自治法施行】**



(注) 明治11年以降昭和7年までの間の変遷については、上段の表をご参照ください。

特別区の変遷

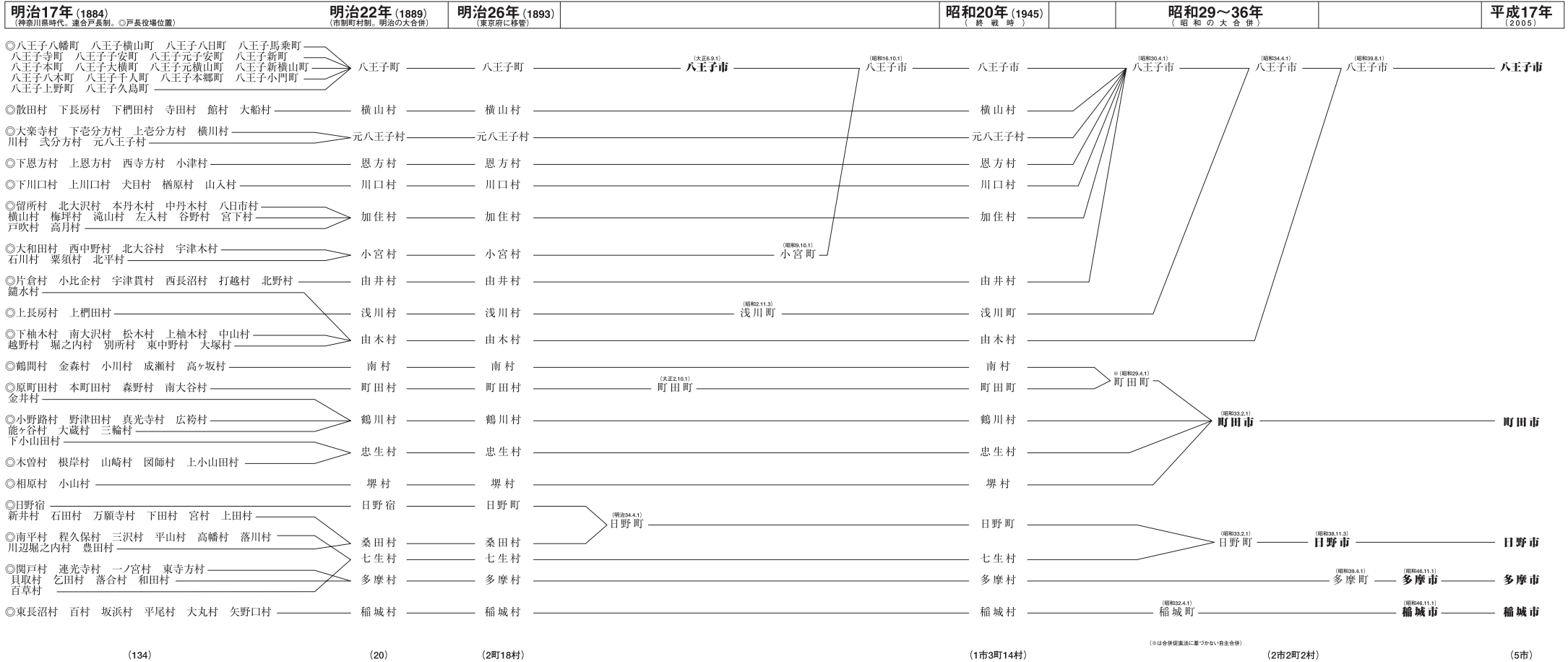
明治11年11月2日	明治22年5月1日	昭和7年10月1日	昭和18年7月1日	昭和22年3月15日	昭和22年8月1日	
(15区) 区の名称決定 「郡区町村編制法」により、 ・いわゆる「大区小区制」を廃止 ・東京府内に15区及び6郡を設置 ・初めて名称を決定	(15区) 東京市設置 「市制町村制」(法)により ・東京市誕生(15区区域) ・6郡には町村制施行(→明治29年には合併して6郡から5郡に) ・区は法人格を持つ	(35区) 東京市域拡大 5郡(82町村)を東京市へ編入し、新たに20区とし、東京市を拡大	(35区) 東京都制施行 「東京都制」(法)により、東京府と東京市を廃止	(22区) 35区から22区へ再編(整理統合)	(23区) 練馬区が板橋区から分立	
朱 引 内	① 麹町区				千代田区	
	② 神田区				中央区	
	③ 日本橋区				港区	
	④ 京橋区				新宿区	
	⑤ 芝区				文京区	
	⑥ 麻布区				台東区	
	⑦ 赤坂区				墨田区	
	⑧ 四谷区				江東区	
	⑨ 牛込区				品川区	
南豊島郡 豊多摩郡(合併・M29～) (大久保町、戸塚町、落合町、淀橋町)				⑧ 淀橋区		
朱 引 内	⑩ 小石川区				大田区	
	⑪ 本郷区				豊島区	
	⑫ 下谷区				荒川区	
	⑬ 浅草区				板橋区	
南葛飾郡 (吾嬬町、隅田町、寺島町)				⑭ 向島区		
朱 引 内	⑮ 深川区				練馬区	
	南葛飾郡 (亀戸町、大島町、砂町)				⑮ 城東区	
	荏原郡 (品川町、大崎町、大井町) (荏原町) (目黒町、碑倉町)				① 品川区 ③ 荏原区 ② 目黒区	品川区
	(馬込町、東調布町、池上町、入新井町、大森町) (矢口町、蒲田町、六郷町、羽田町) (世田ヶ谷町、松沢村、玉川村、駒沢町)				④ 大森区 ⑤ 蒲田区 ⑥ 世田谷区	大田区
	南豊島郡 (渋谷町、代々幡町、千駄ヶ谷町)				⑦ 渋谷区	
	東多摩郡 豊多摩郡(合併・M29～) (中野町、野方町) (和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町)				⑨ 中野区 ⑩ 杉並区	
	北豊島郡 (巢鴨町、西巢鴨町、高田町、長崎町) (滝野川町) (王子町、岩淵町) (南千住町、三河島町、尾久町、日暮里町) (志村、板橋町、上板橋村、赤塚村) (中新井村、練馬町、上練馬村、石神井村、大泉村)				⑪ 豊島区 ⑫ 滝野川区 ⑭ 王子区 ⑬ 荒川区 ⑮ 板橋区	北区
	南足立郡 (千住町、西新井町、江北村、舎人村、梅島町、綾瀬村、東瀬江村、花畑村、淵江村、伊興村)				⑯ 足立区	
	南葛飾郡 (金町、水元村、新宿町、奥戸町、本田町、亀青村、南綾瀬町) (小松川町、松江町、葛西村、瑞江村、鹿本村、篠崎村、小岩町)				⑰ 葛飾区 ⑱ 江戸川区	
	<東京府の拡大> (1) 現特別区の区域 ① 明治24年に北足立郡(埼玉県)大泉村が北豊島郡へ移管 ② 大正15年に北足立郡(埼玉県)浮間村が北豊島郡へ移管 (2) 現多摩地域 ① 明治26年に西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡(併せては現在の多摩地域)が神奈川県から東京府へ移管 ② 明治40年に北足立郡(埼玉県)保谷村が北多摩郡へ移管		<特別区の区域の拡大> 昭和11年に北多摩郡の砧村と千歳村が世田谷区へ編入され、現在の区域が確定			

注1) アミカケは、現在の特別区の区域で、旧15区以外の地域
 注2) 「朱引内」は、明治2年の朱引内とほぼ同じ区域
 注3) 東京府は、慶応4年(1868年)7月17日に設置されている。

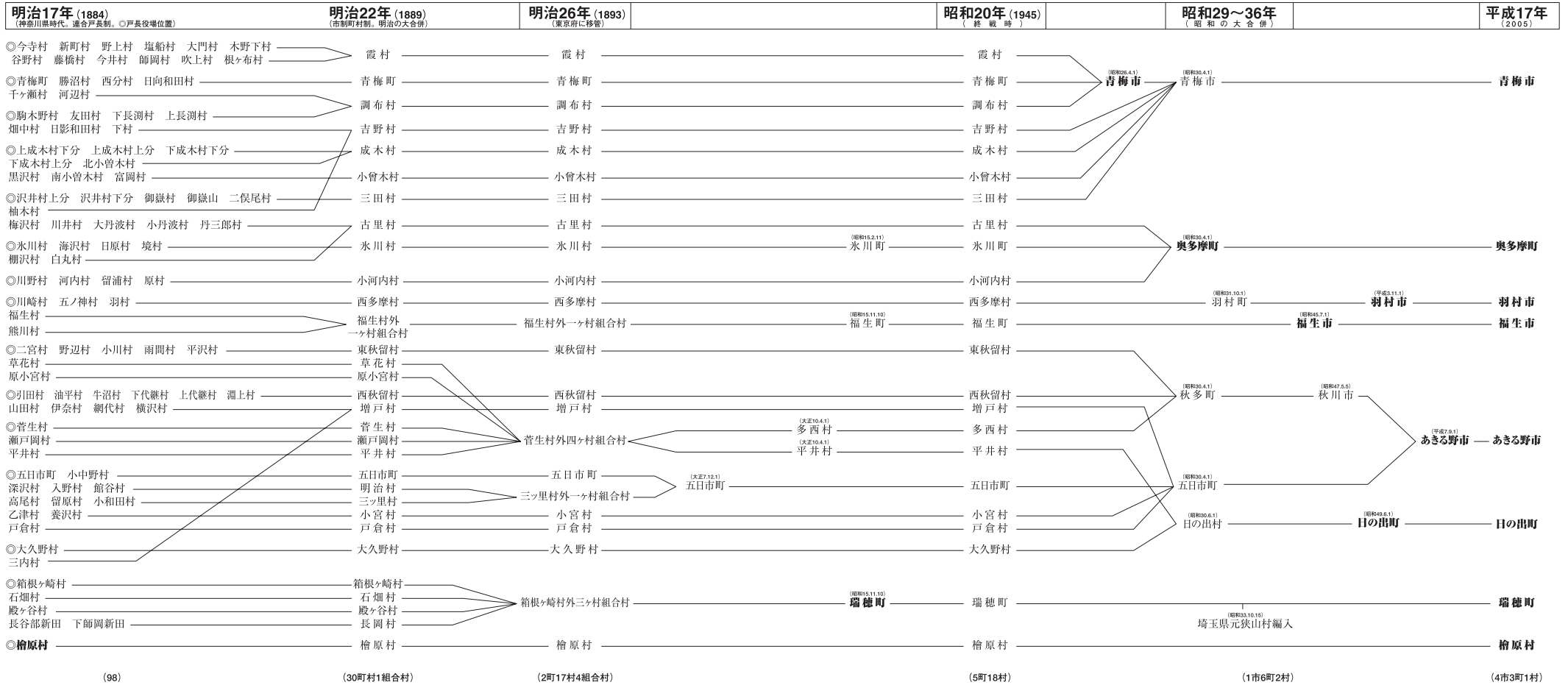
旧北多摩郡自治体変遷一覽 (順不同)

明治17年 (1884) <small>(神奈川県時代。適合戸長制。○戸長役場位置)</small>	明治22年 (1889) <small>(市制町村制。明治の大合併)</small>	明治26年 (1893) <small>(東京府に移管)</small>	昭和20年 (1945) <small>(終戦時)</small>	昭和29~36年 <small>(昭和の大合併)</small>	平成17年 (2005)
○中神村 福島村 築地村 郷地村 大神村 宮沢村 上川原村 田中村 拝島村 立川村	大神村 外 八ヶ村組合村	大神村 外 八ヶ村組合村	中神村 外 七ヶ村組合村 拝島村	昭和町 昭和町 昭和町 立川市 立川市 立川市 立川市	昭島市 立川市 立川市 立川市
○砂川村	立川村	立川村	立川町	立川市	立川市
○関前村 境村 西窪村 吉祥寺村	武蔵野村	武蔵野村	武蔵野町	武蔵野市	武蔵野市
○谷保村 青柳村 本宿村 中河原村 四ヶ谷村	谷保村 西府村	谷保村 西府村	谷保村 西府村	谷保村 西府村 国立町	国立市
○府中駅	府中駅	府中町	府中町	府中市	府中市
○上染屋村 是政村 小田分村 常久村 下染屋村 車返村 押立村 飛田給村	多磨村	多磨村	多磨村	多磨村	多磨村
○小金井村 貫井村 小金井新田 梶野新田 関野新田 拾ヶ新田 人見村	小金井村	小金井村	小金井町	小金井町	小金井市
○布田小高分 上石原宿 下石原宿 上布田宿 下布田宿 国領宿 上ヶ給村	調布町	調布町	調布町	調布町	調布市
○深大寺村 佐須村 柴崎村 入間村 下仙川村 金子村 大沢村 野崎村 給田村	神代村	神代村	神代村	神代町	調布市
○下連雀村 牟礼村 北野村 中仙川村 新川村 上連雀村 井口新田	三鷹村	三鷹村	三鷹町	三鷹町	三鷹市
○和泉村 岩戸村 駒井村 猪方村 覚東村 小足立村 大町村	狛江村	狛江村	狛江村	狛江町	狛江市
○小川新田 小川村 鈴木新田 廻り田新田 野中新田与右衛門組 野中新田善左衛門組 大沼新田	小平村	小平村	小平町	小平町	小平市
○戸倉新田 恋ヶ窪村 国分寺村 本多新田 内藤新田 榎戸新田 中藤新田 上谷保新田 平兵衛新田 野中新田六左衛門組	国分寺村	国分寺村	国分寺町	国分寺町	国分寺市
○田無町	田無町	田無町	田無町	田無町	田無市
○野口村 大岱村 久米川村 回田村	東村山村	東村山村	東村山村	東村山村	東村山市
○中清戸村 上清戸村 下清戸村 清戸下宿 中里村 野塩村 南秋津村	清瀬村	清瀬村	清瀬村	清瀬町	清瀬市
○高木村 清水村 狭山村 奈良橋村 蔵敷村 手窪村	高木村 外 五ヶ村組合村	高木村 外 五ヶ村組合村	大和村	大和村	大和町
○前沢村 栗原新田 南沢村 神山村 落合村 小山村 門前村 柳窪新田 柳窪村 下里村	久留米村	久留米村	久留米村	久留米町	久留米町
○横田村 中藤村 三ツ木村 岸村	横田村 外 三ヶ村組合村	横田村 外 三ヶ村組合村	村山村	村山町	武蔵村山市
○大蔵村 喜多見村 宇奈根村 鎌田村 岡本村	砧村	砧村	砧村	砧村	砧村
○鳥山村 回沢村 上祖師ヶ谷村 下祖師ヶ谷村 船橋村 八幡山村 (127)	千歳村	千歳村	世田谷区に編入	世田谷区に編入	世田谷区に編入
	(31)	(3町17村3組合村)	(1市11町11村)	(7市12町)	(17市)

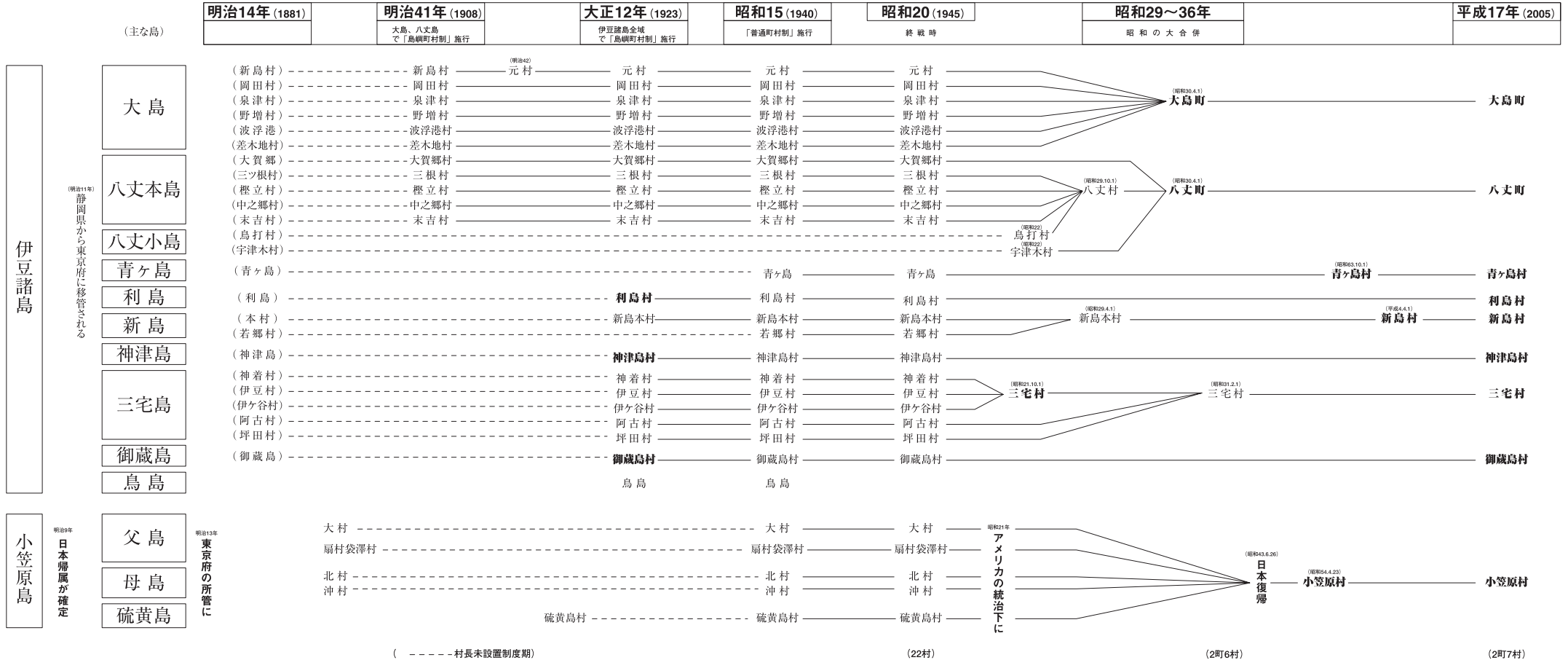
旧南多摩郡自治体変遷一覽 (順不同)



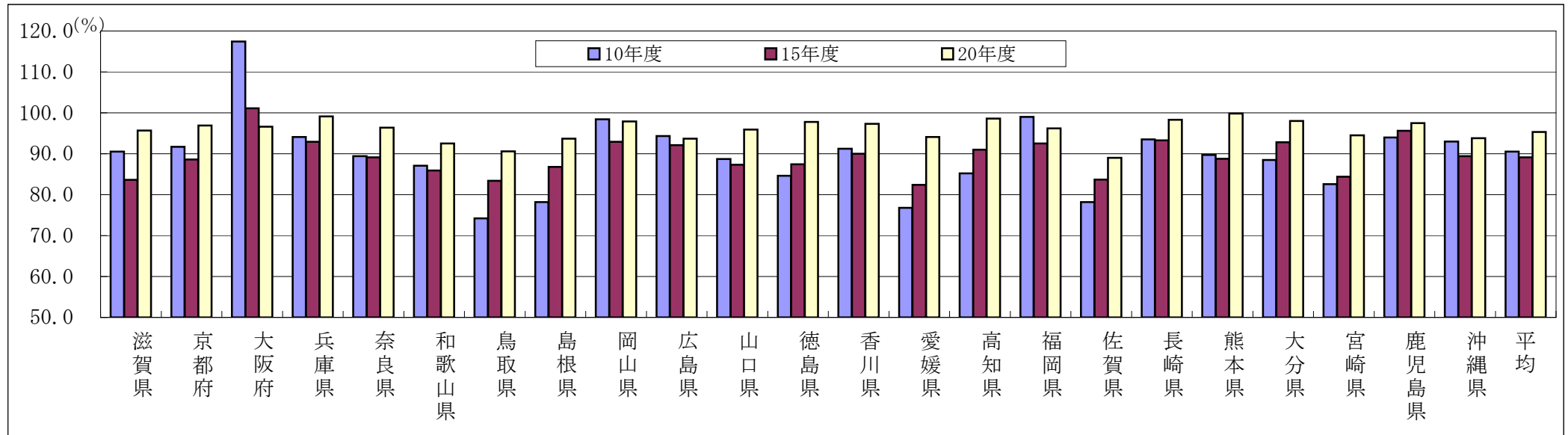
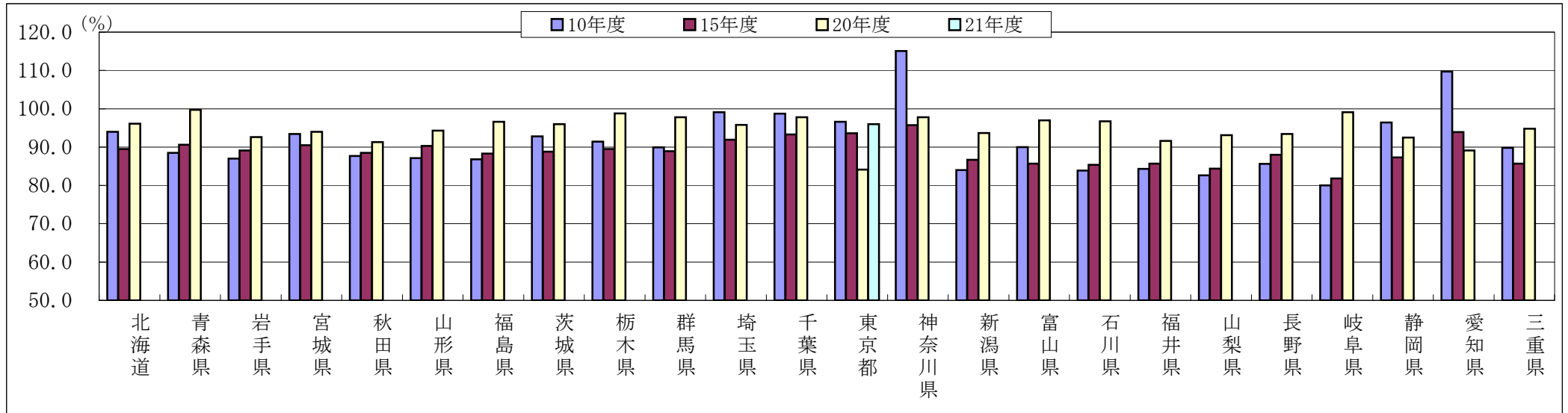
西多摩郡自治体変遷一覽 (順不同)



島しょ自治体変遷一覧 (順不同)

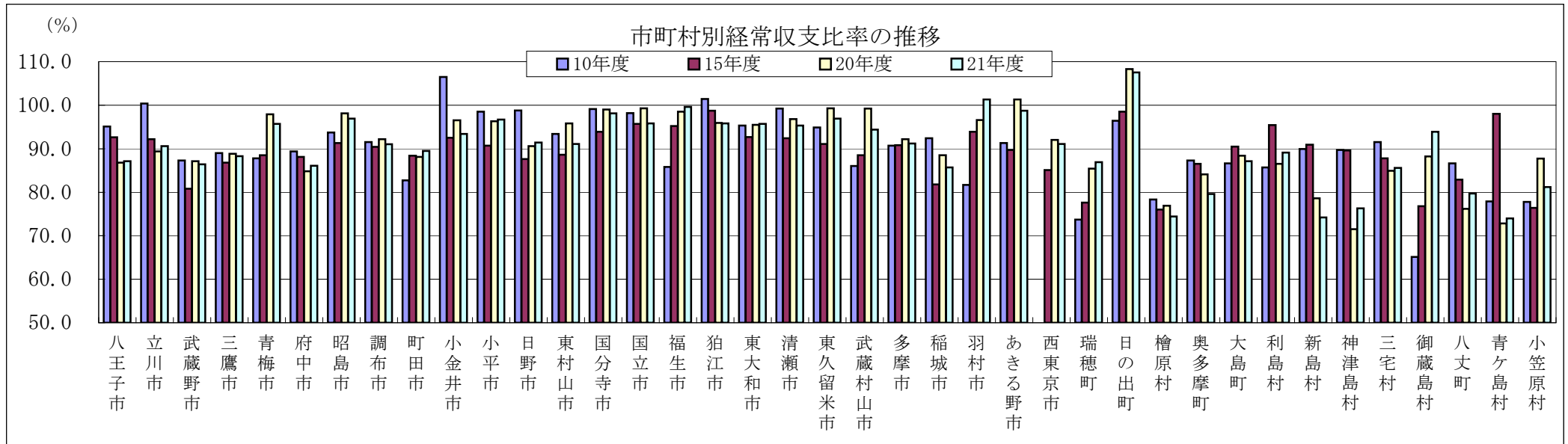
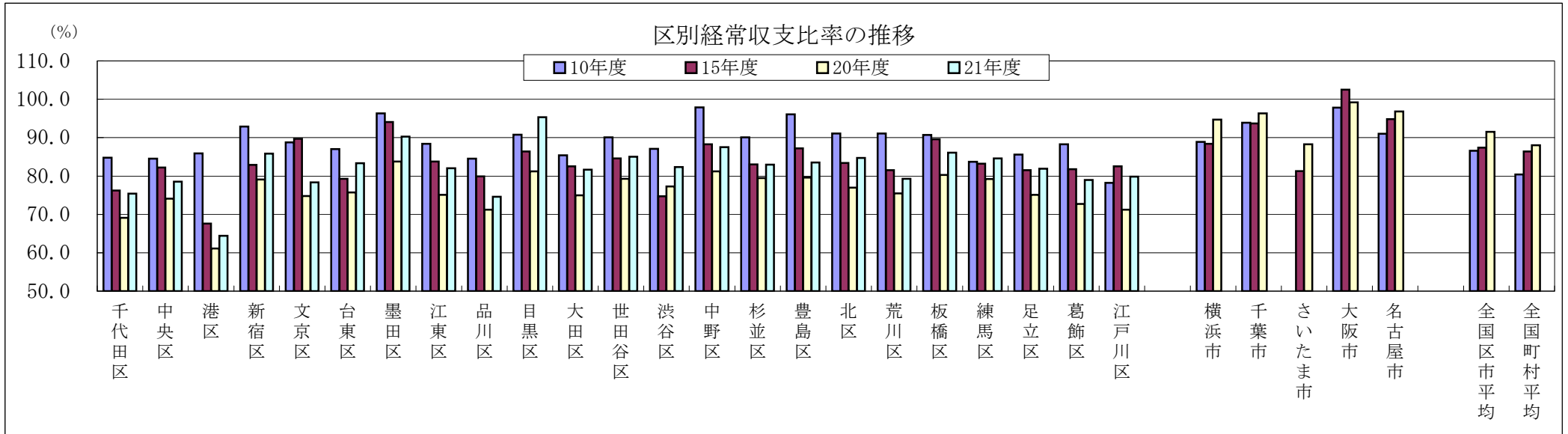


都道府県別経常収支比率の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



総務省「地方財政状況調査」より作成
 東京都の21年度経常収支比率は「平成21年度東京都年次財務報告書」より作成

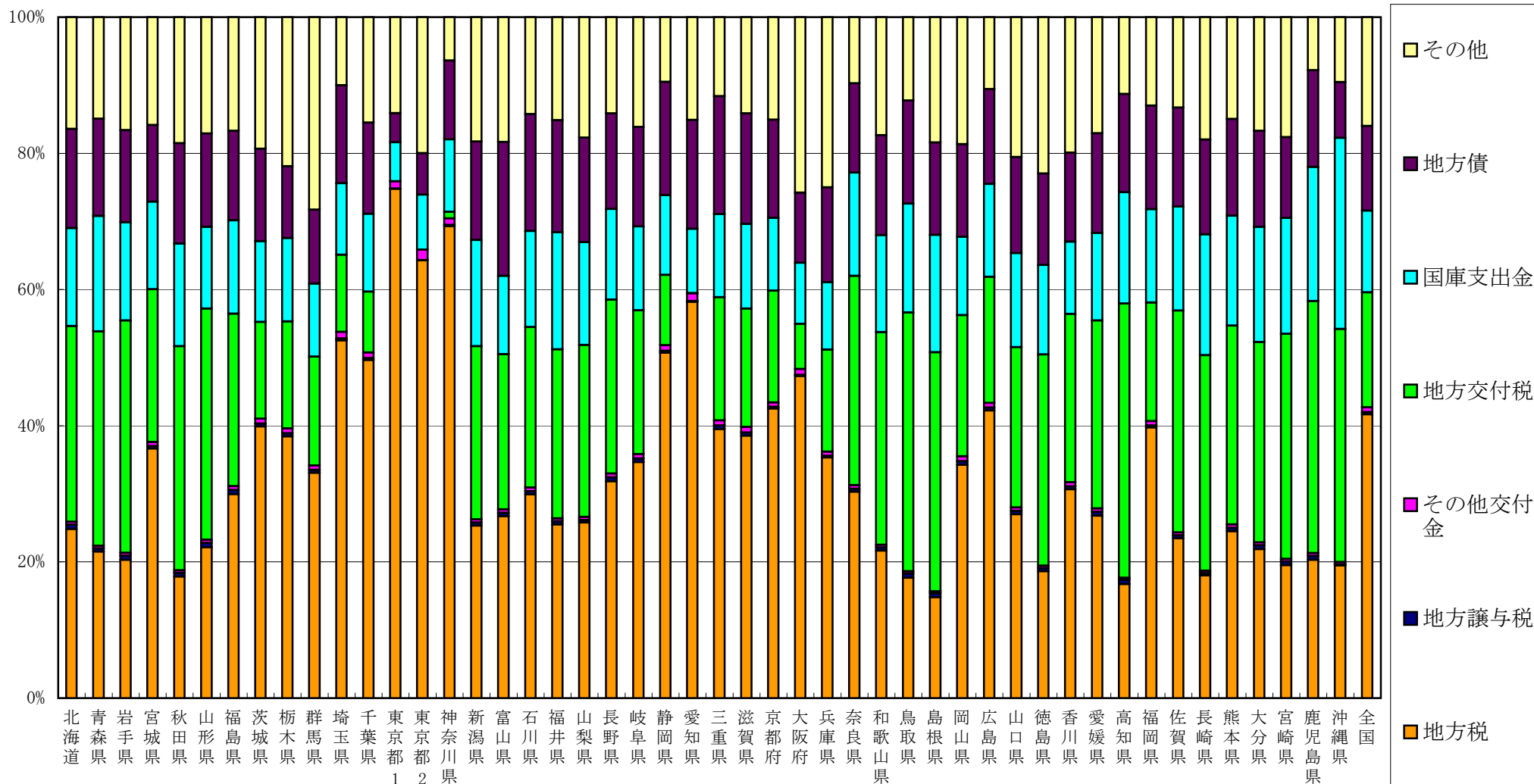
区市町村別経常収支比率の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



総務省「地方財政状況調査」より作成

都内区市町村の21年度経常収支比率は東京都総務局「平成21年度普通会計決算概要」より作成

都道府県別 歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）

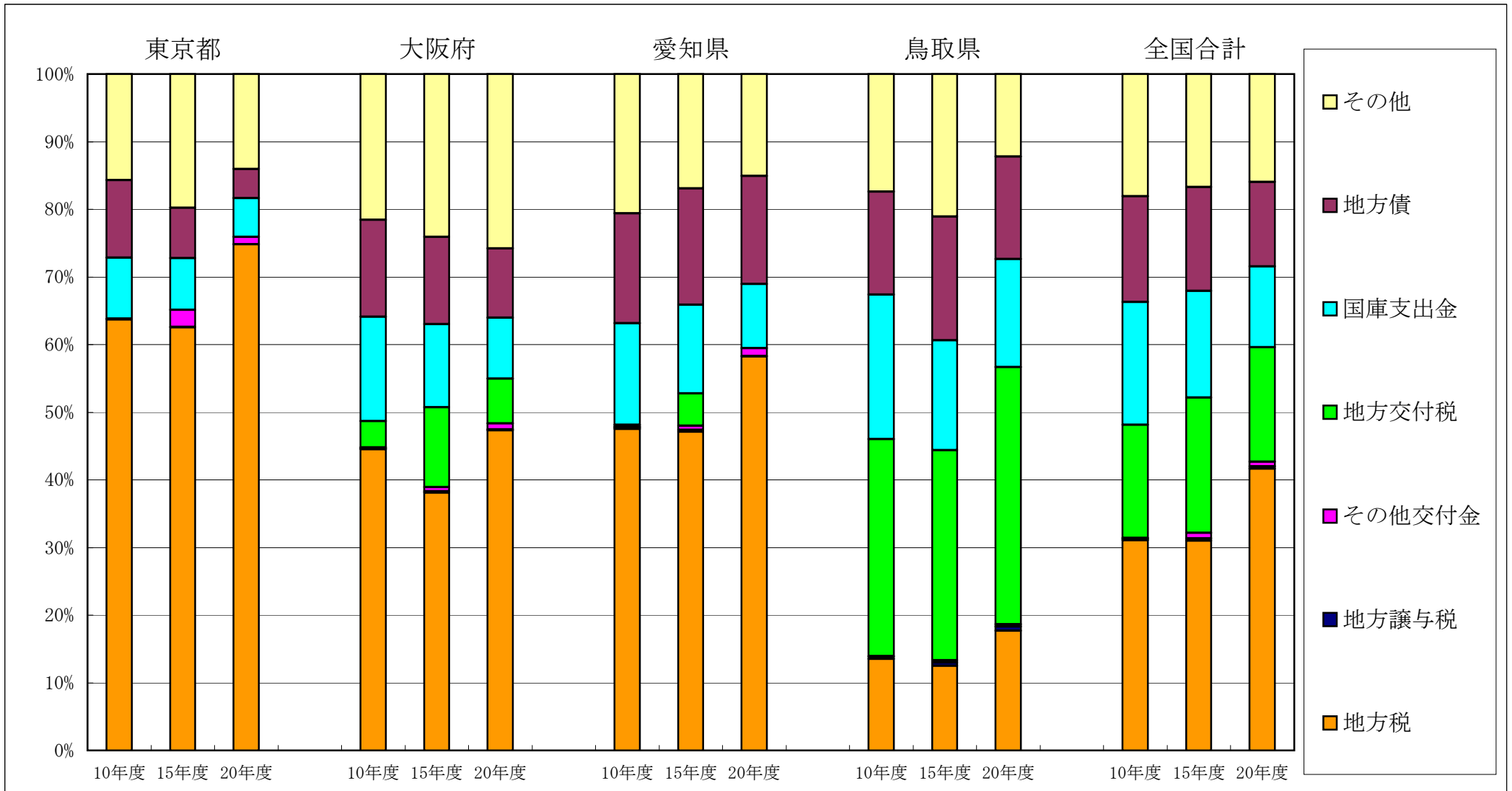


※東京都1の地方税には、都が課税徴収している市町村民税法人分等を含み、東京都2には含まない。

※その他交付金は、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等助成交付金を合算したものである。

総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

東京都・大阪府・愛知県等の歳入構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）

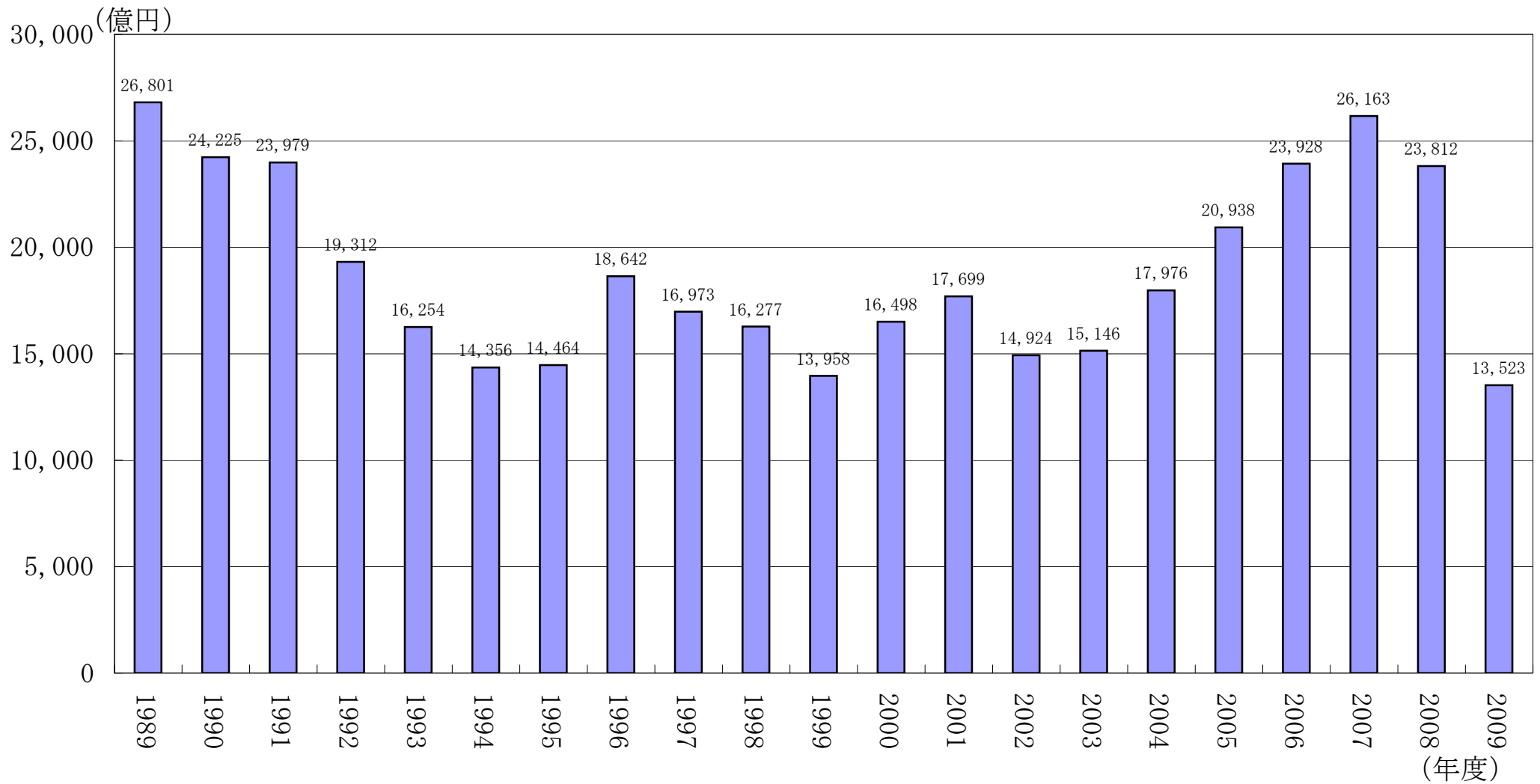


※東京都の地方税には、都が課税徴収している市町村民税法人分等を含む。

※その他交付金は、平成10年度：交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、平成15年度：地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、平成20年度：市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を合算したものである。

総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

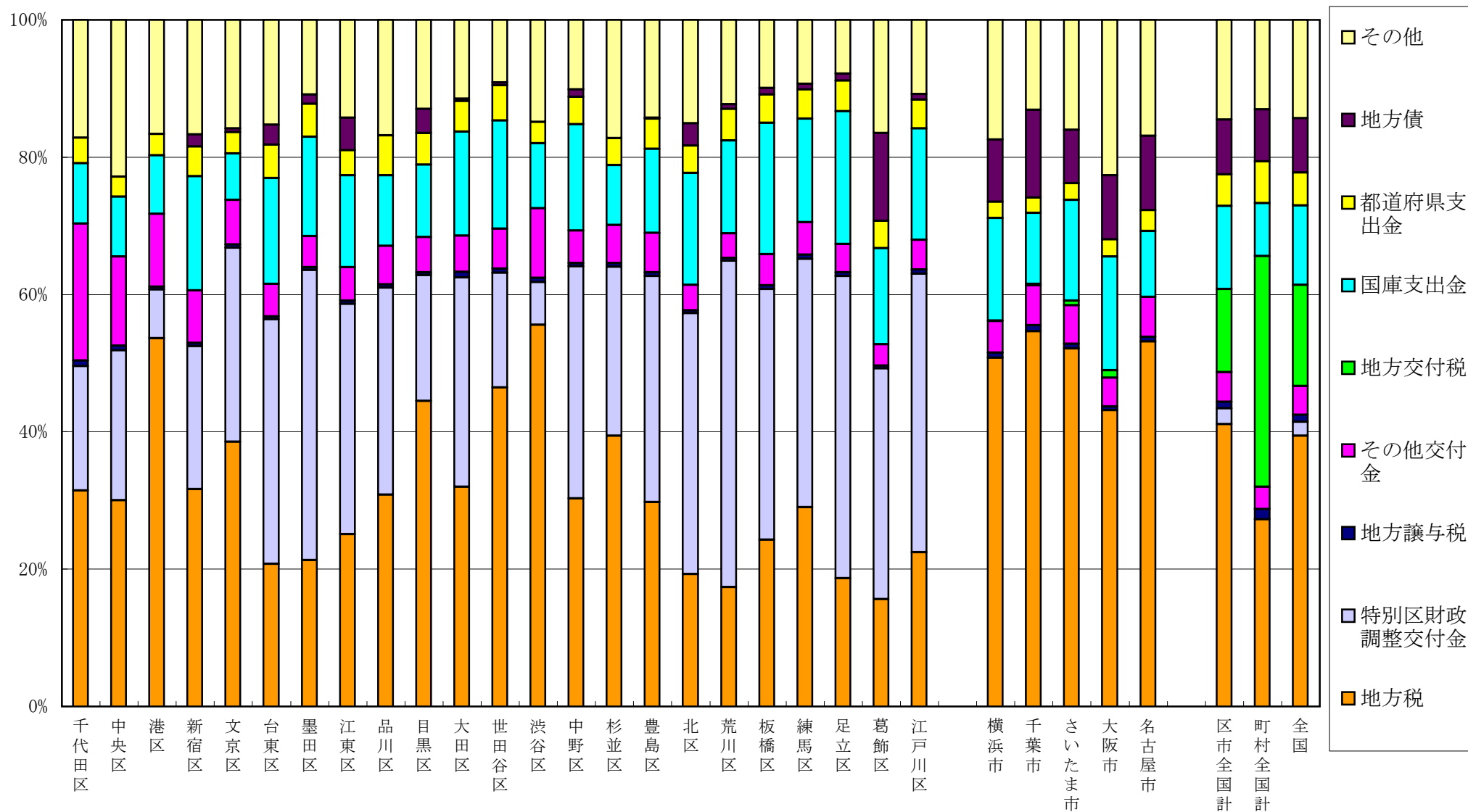
東京都の法人二税の推移



※東京都の法人二税・・・都民税法人分、法人事業税、および都が課税徴収している特別区民税法人分の合算額

東京都財務局「決算の状況」および「平成21年度東京都年次財務報告書」より作成

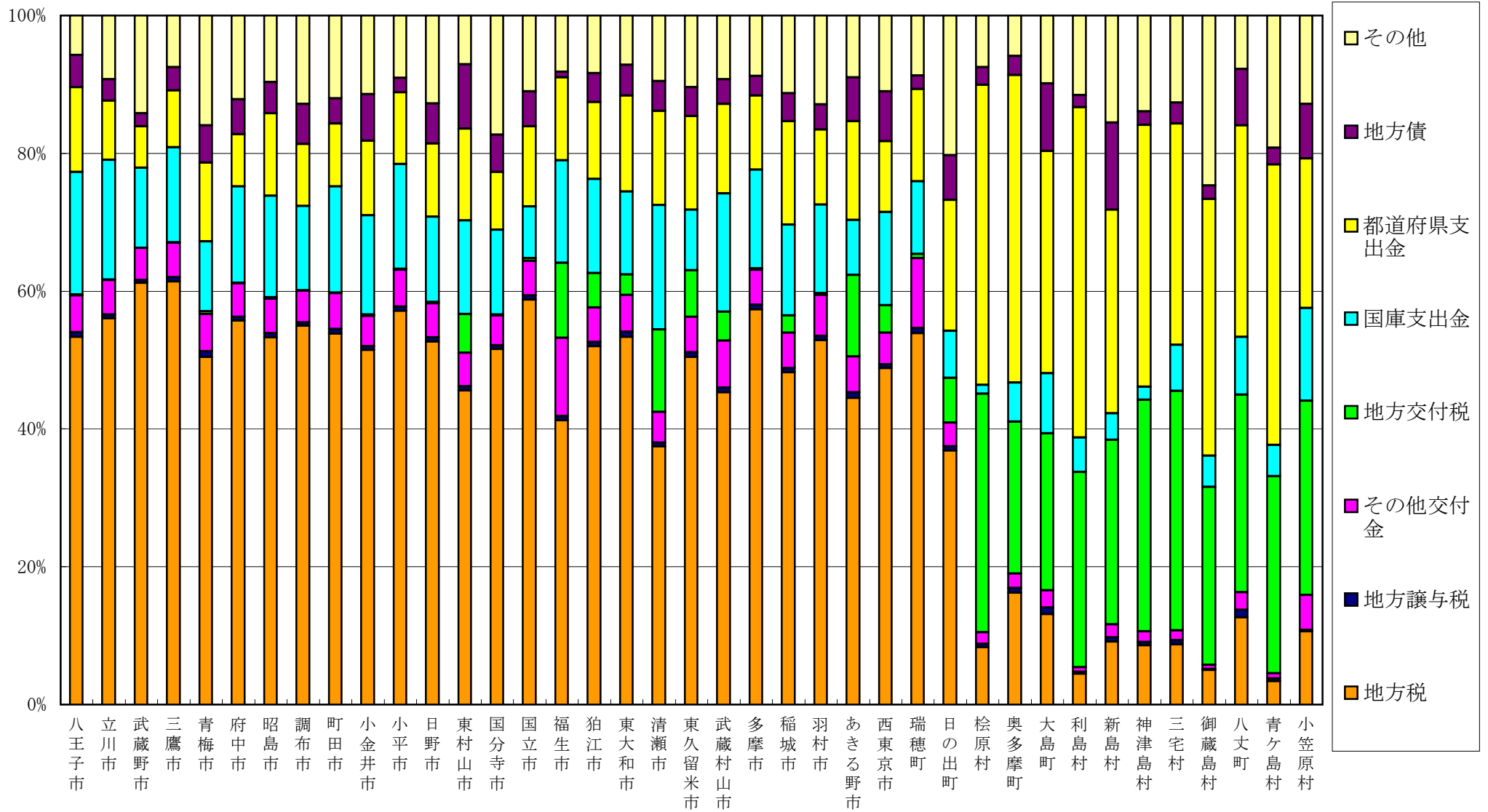
区別 歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



※その他交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を合算したものである。

総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

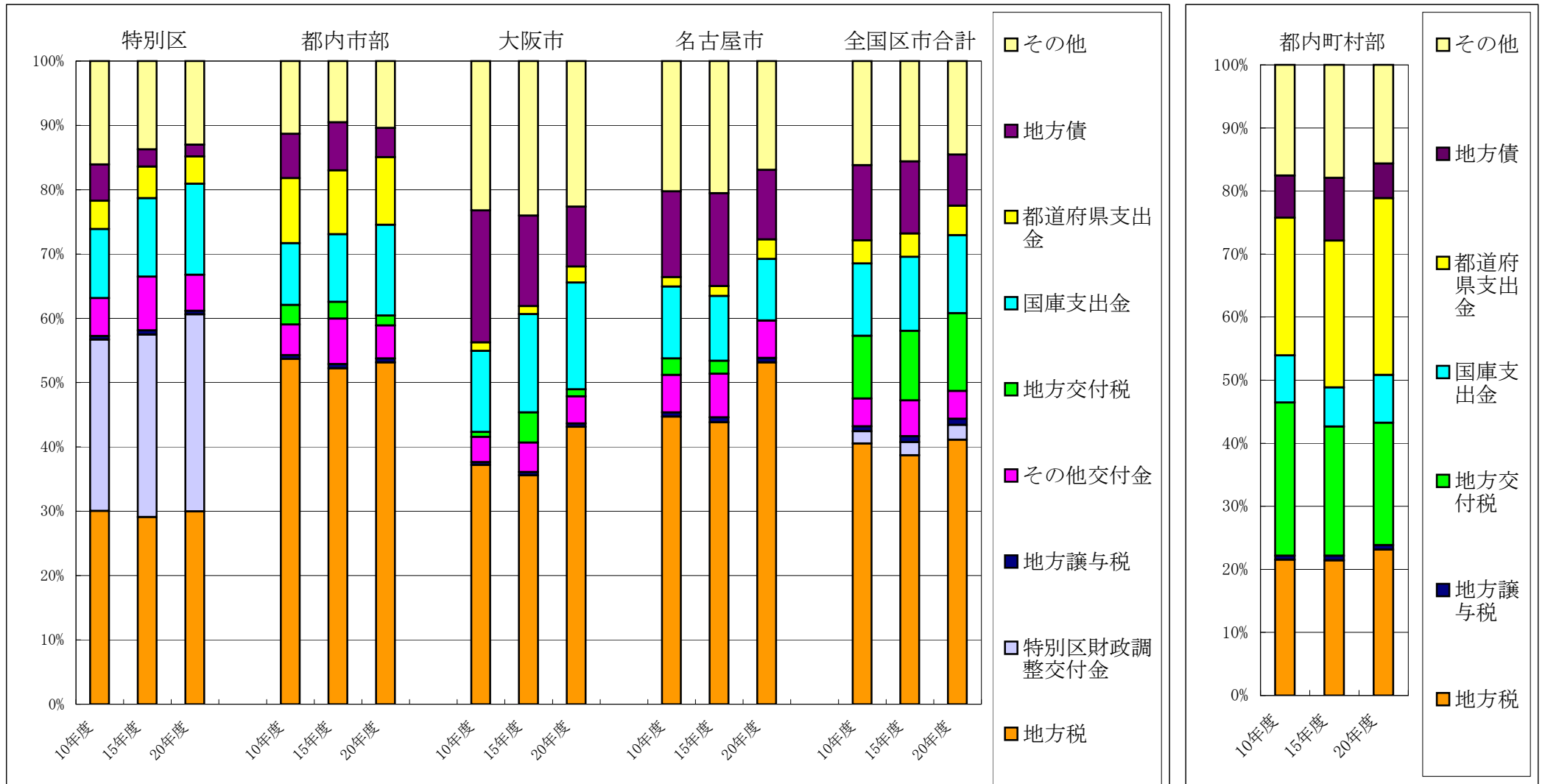
市町村別 歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



※その他交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を合算したものである。

総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

都内特別区・市部・町村部等 歳入構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）

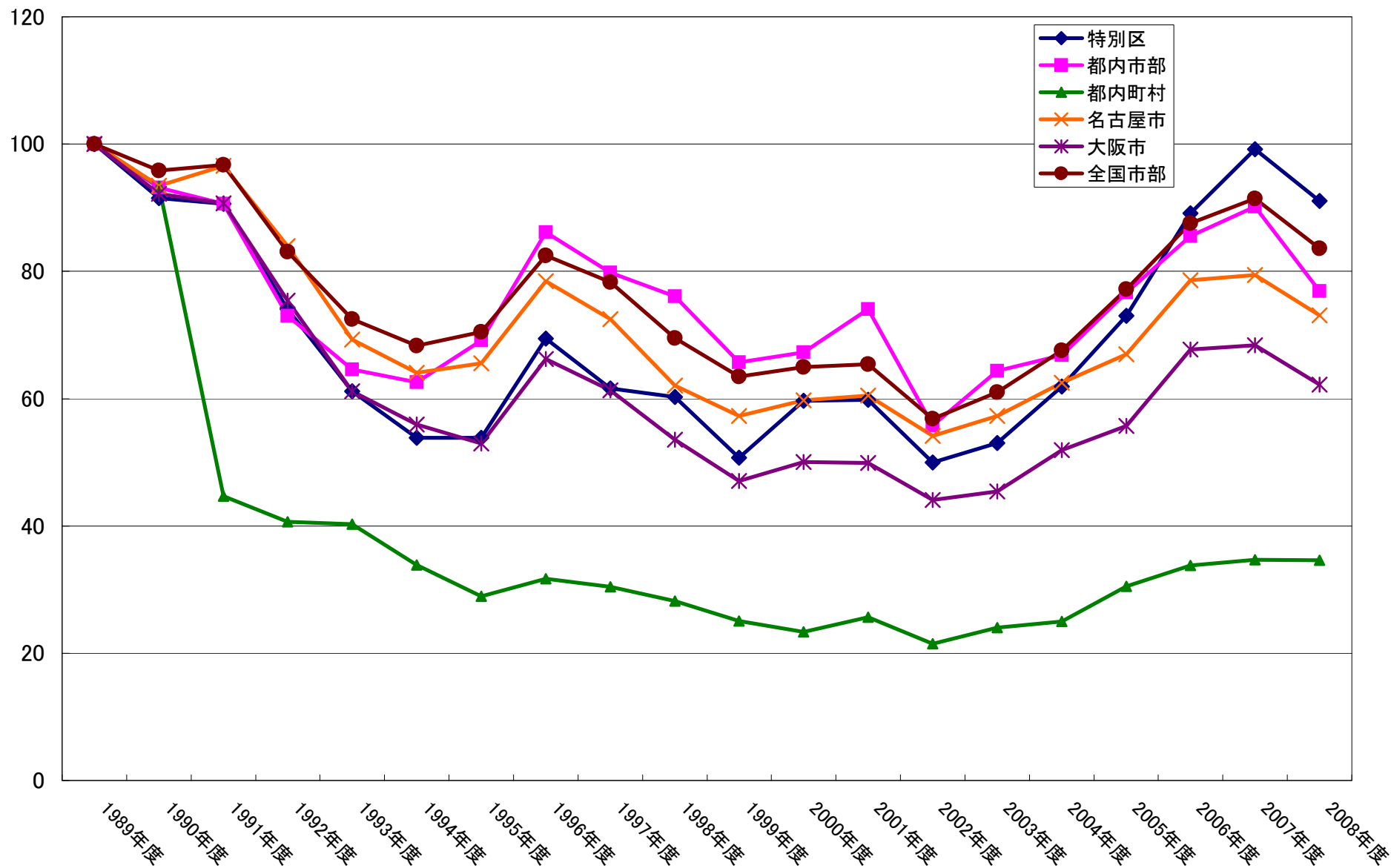


※町村部は地方財政状況調査上の歳入区分が異なるため別掲とした

※その他交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を合算したものである。
（年度により交付金内容は異なる）

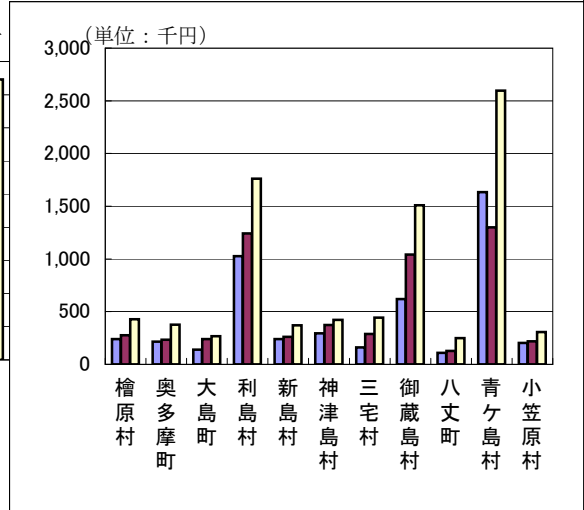
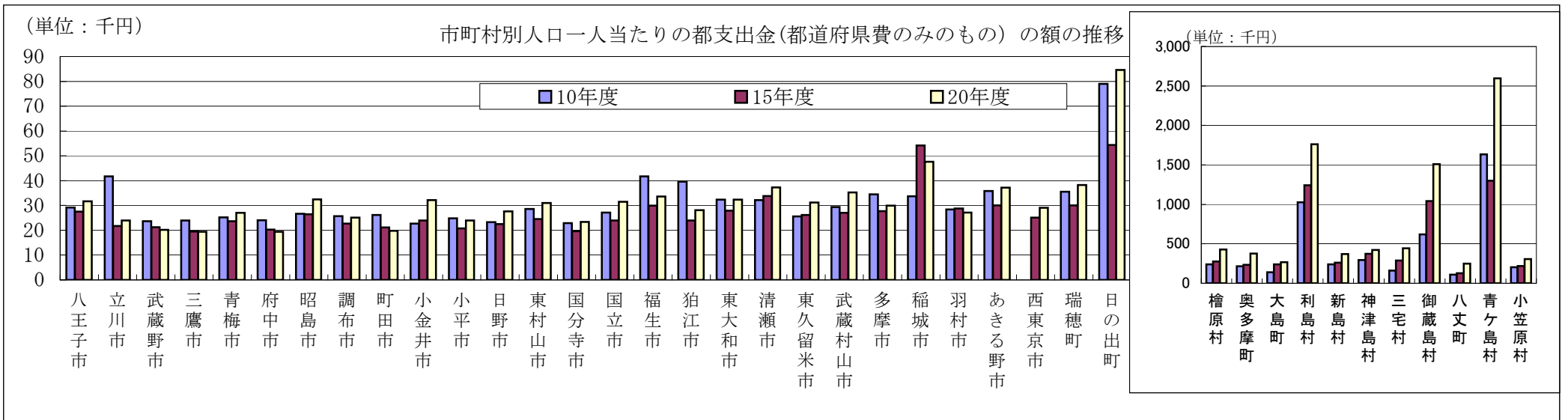
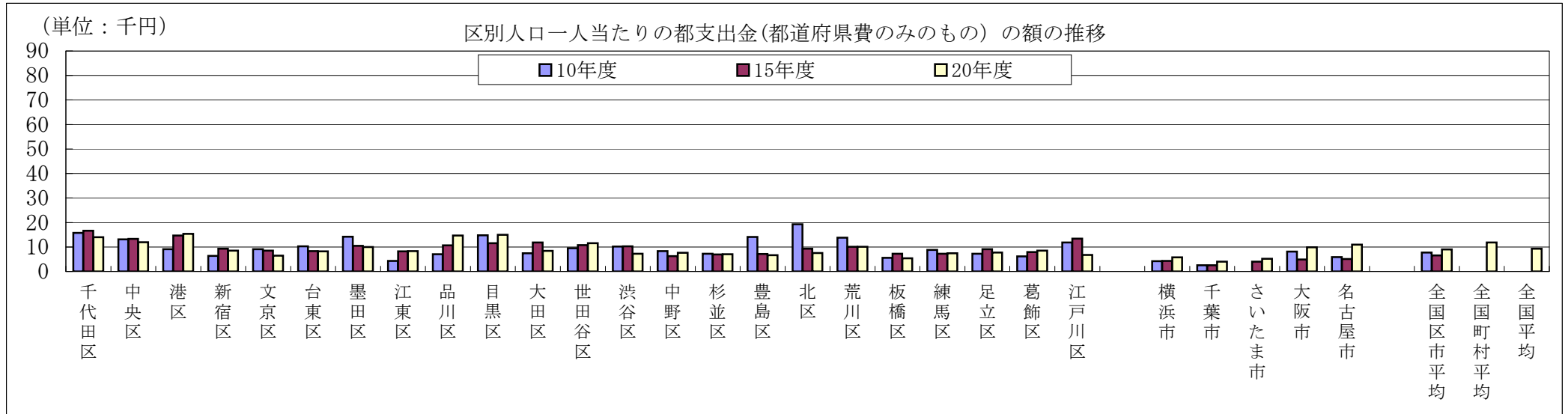
総務省「地方財政状況調査」より作成

都内特別区・市部等 市町村民税法人分の推移(1989年度を100とした場合)



※特別区の市町村民税法人分は東京都が特別区内において課税徴収した額を元に計算
 総務省「地方財政状況」東京都「市町村決算状況調査結果」より作成

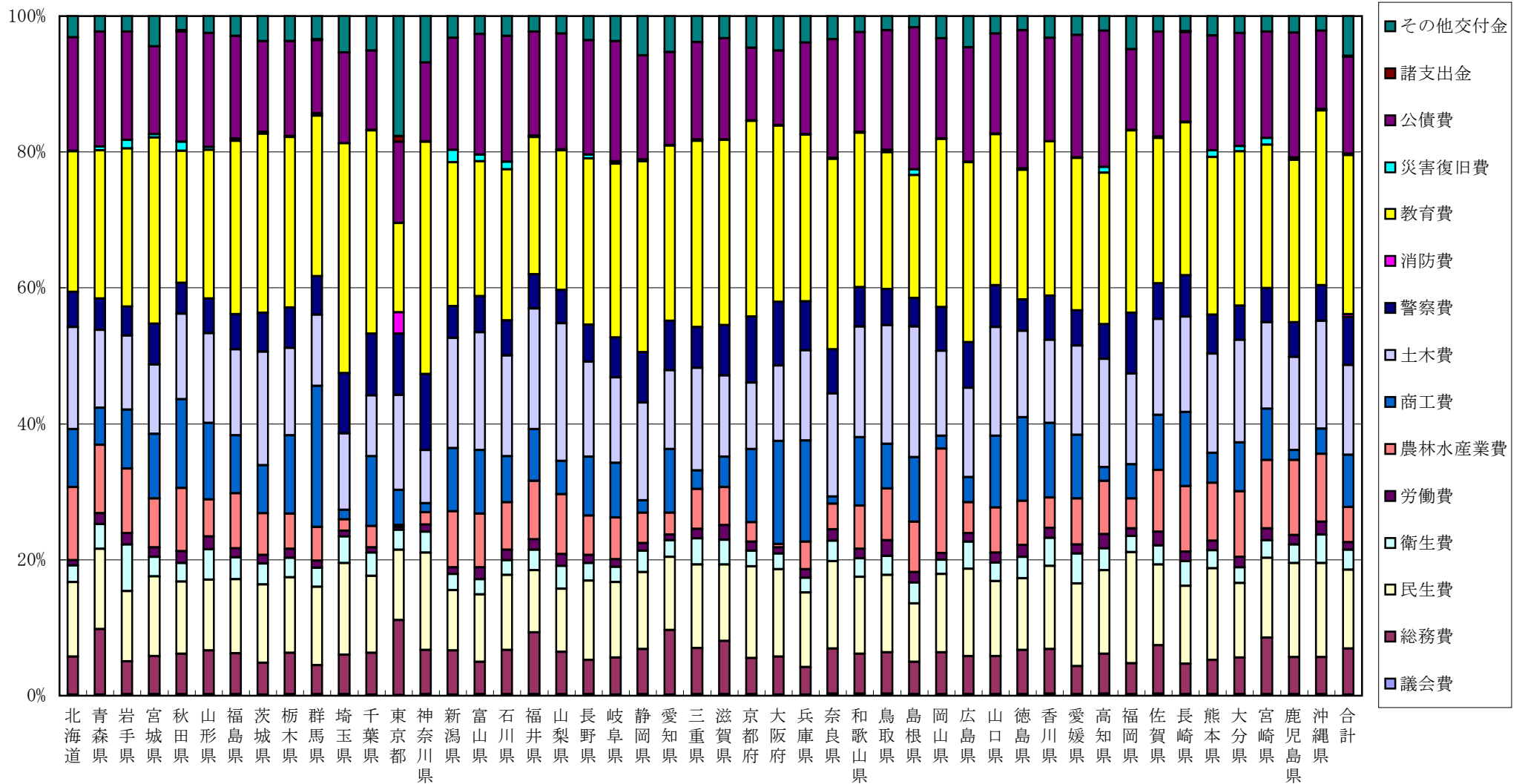
区市町村別 人口一人当たりの都支出金（都道府県費のみのもの）の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



※平成10年度、15年度の町村全国平均、全国平均は地方財政状況調査では公表されていない。

総務省「地方財政状況調査」、東京都「市町村決算状況調査結果」より作成

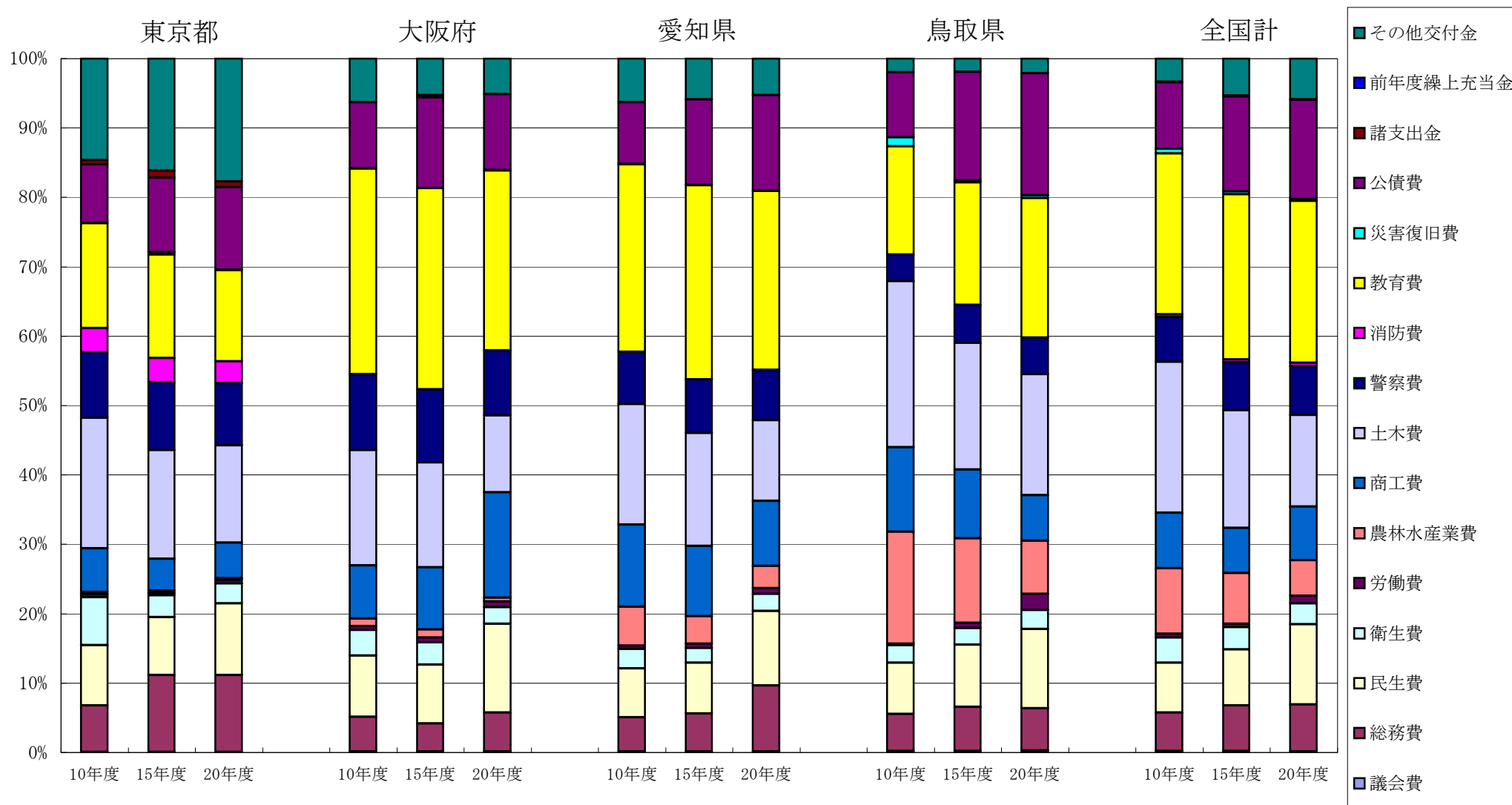
都道府県別 歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



※その他交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、特別区財政調整交付金を合算したものである

総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

東京都・大阪府・愛知県等の歳出目的別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）

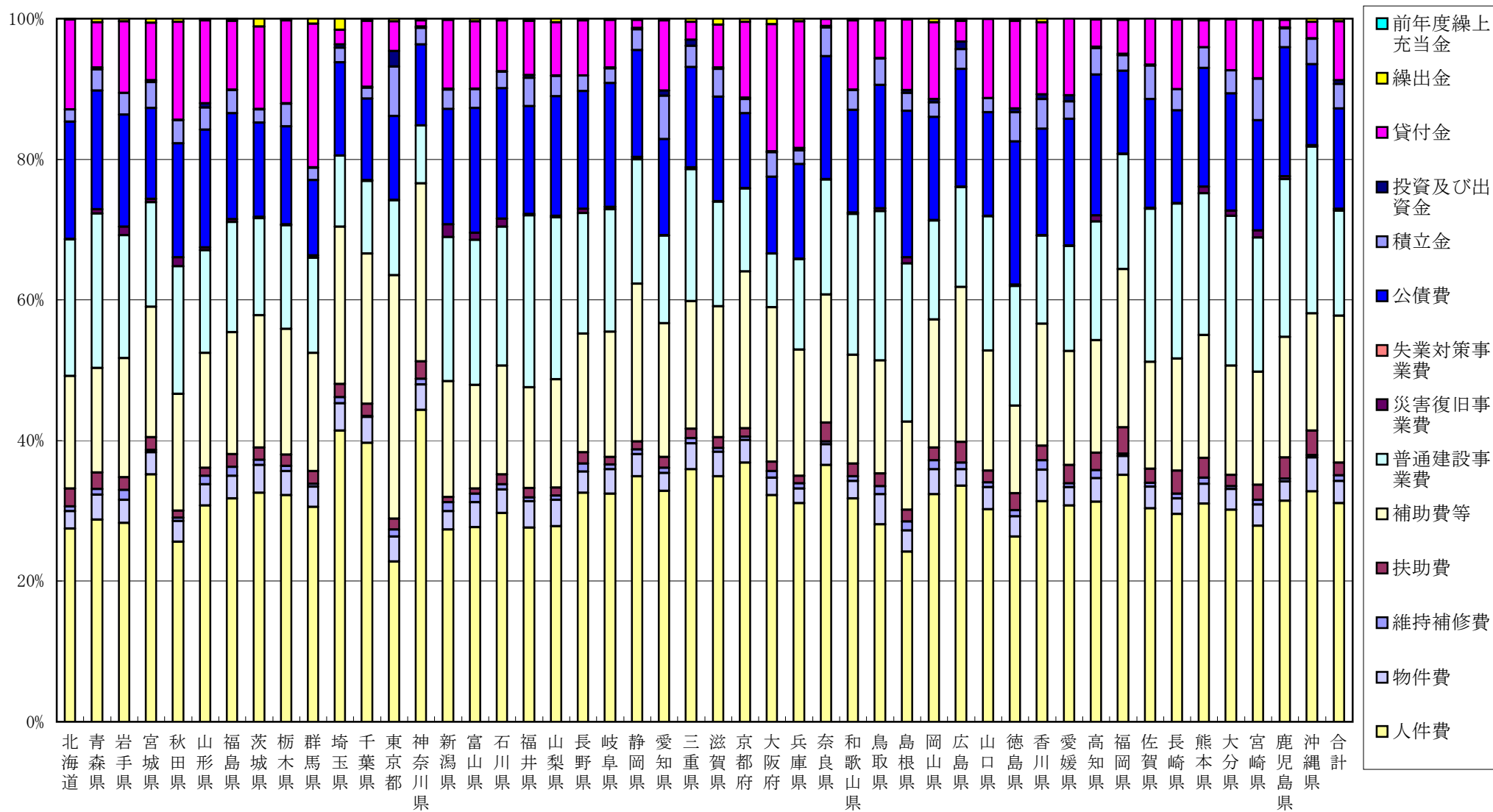


※平成10・15年度のその他交付金は、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、特別区財政調整交付金を合算したものである

平成20年度その他交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、特別区財政調整交付金を合算したものである

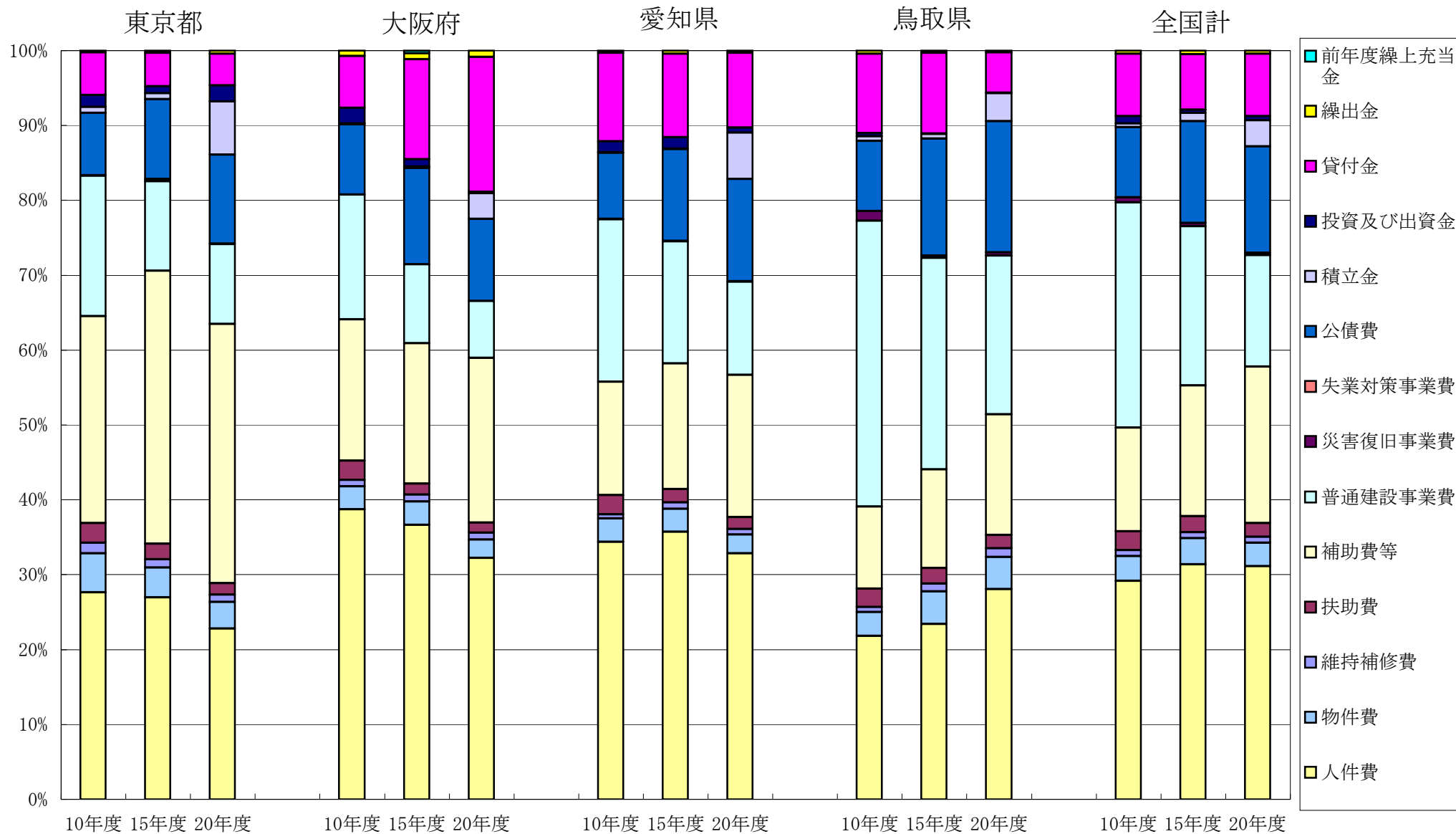
総務省「地方財政状況調査」より作成

都道府県別 歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

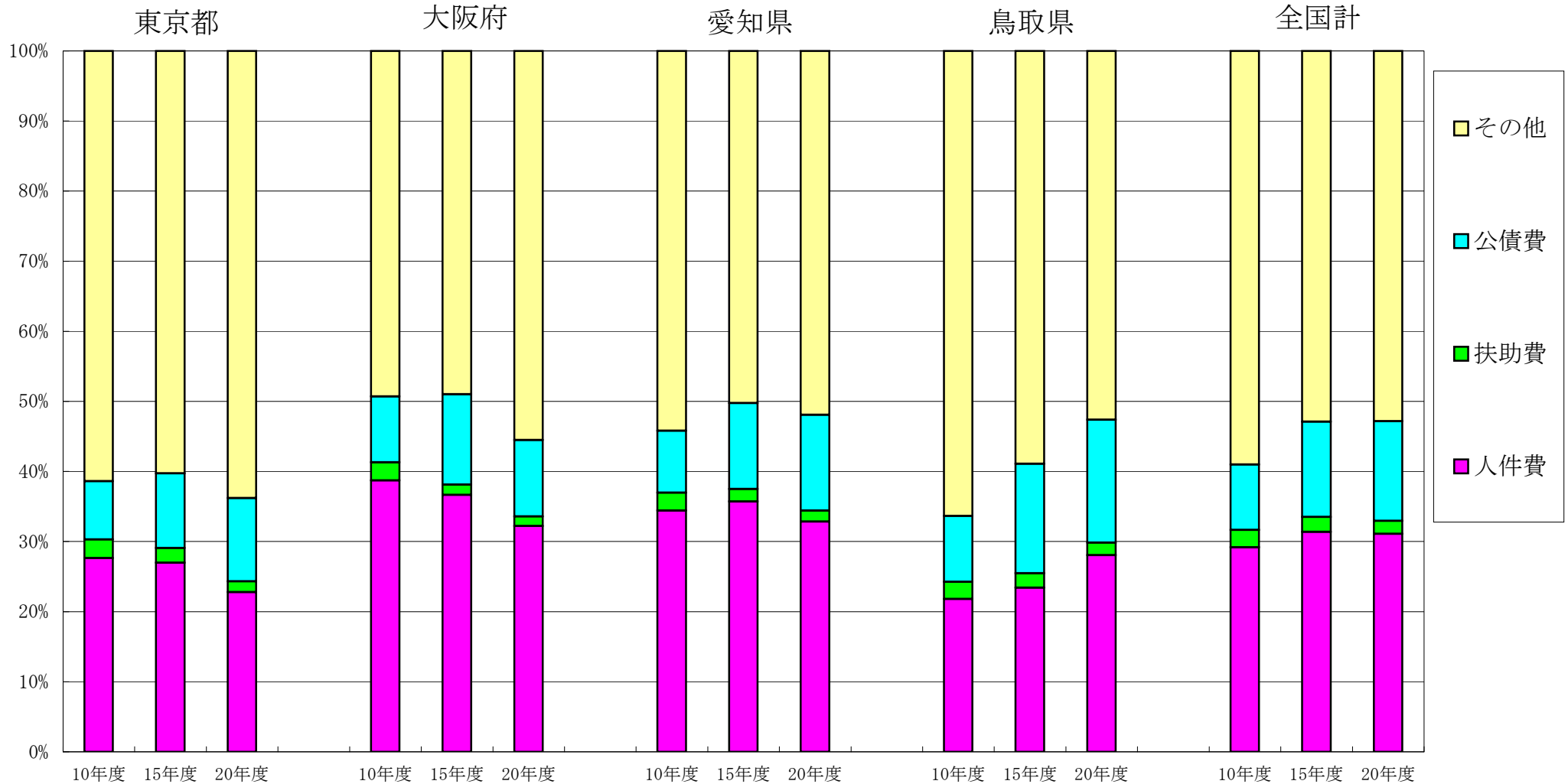
東京都・大阪府・愛知県等の歳出性質別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



総務省「地方財政状況調査」より作成

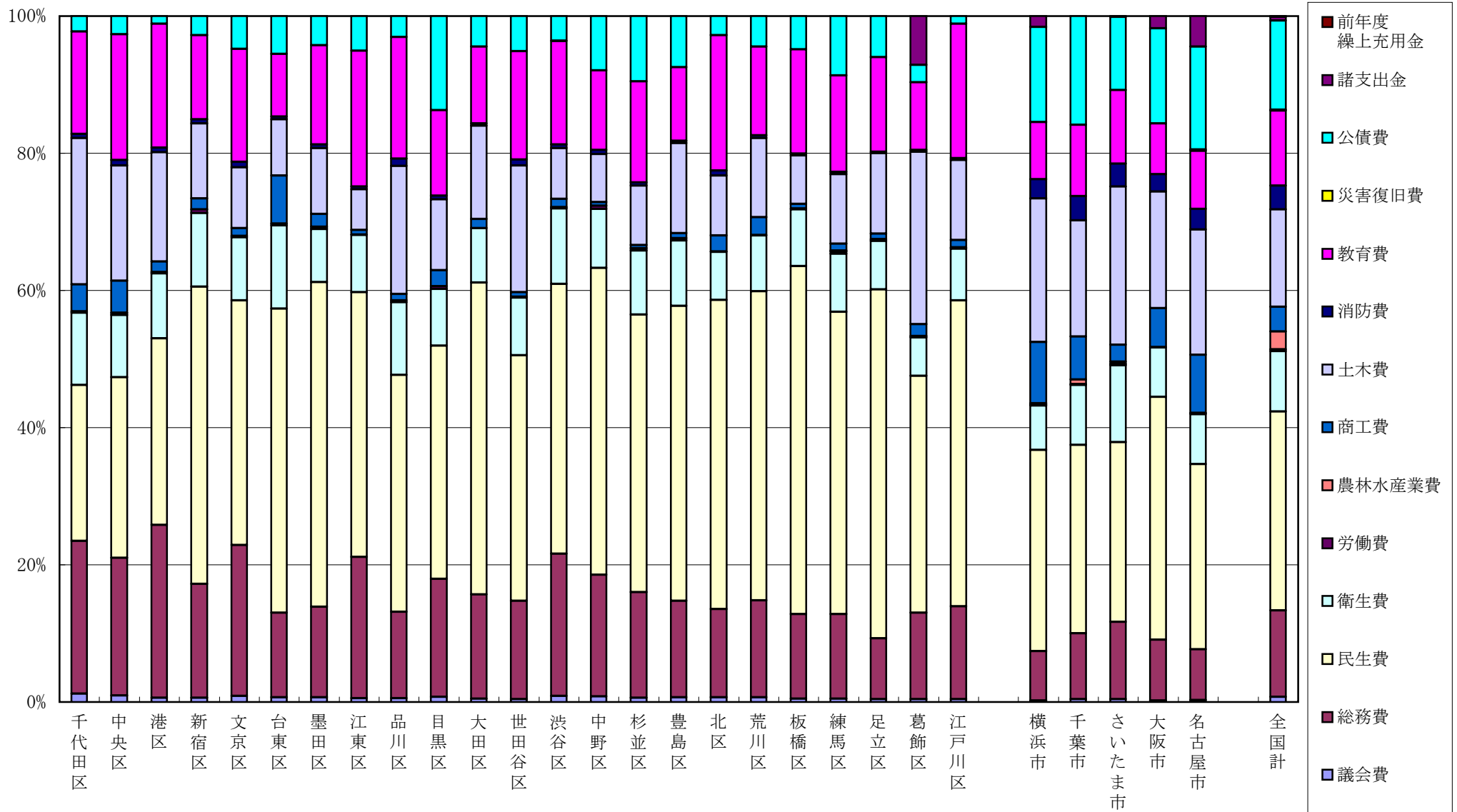
東京都・大阪府・愛知県等の義務的経費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）



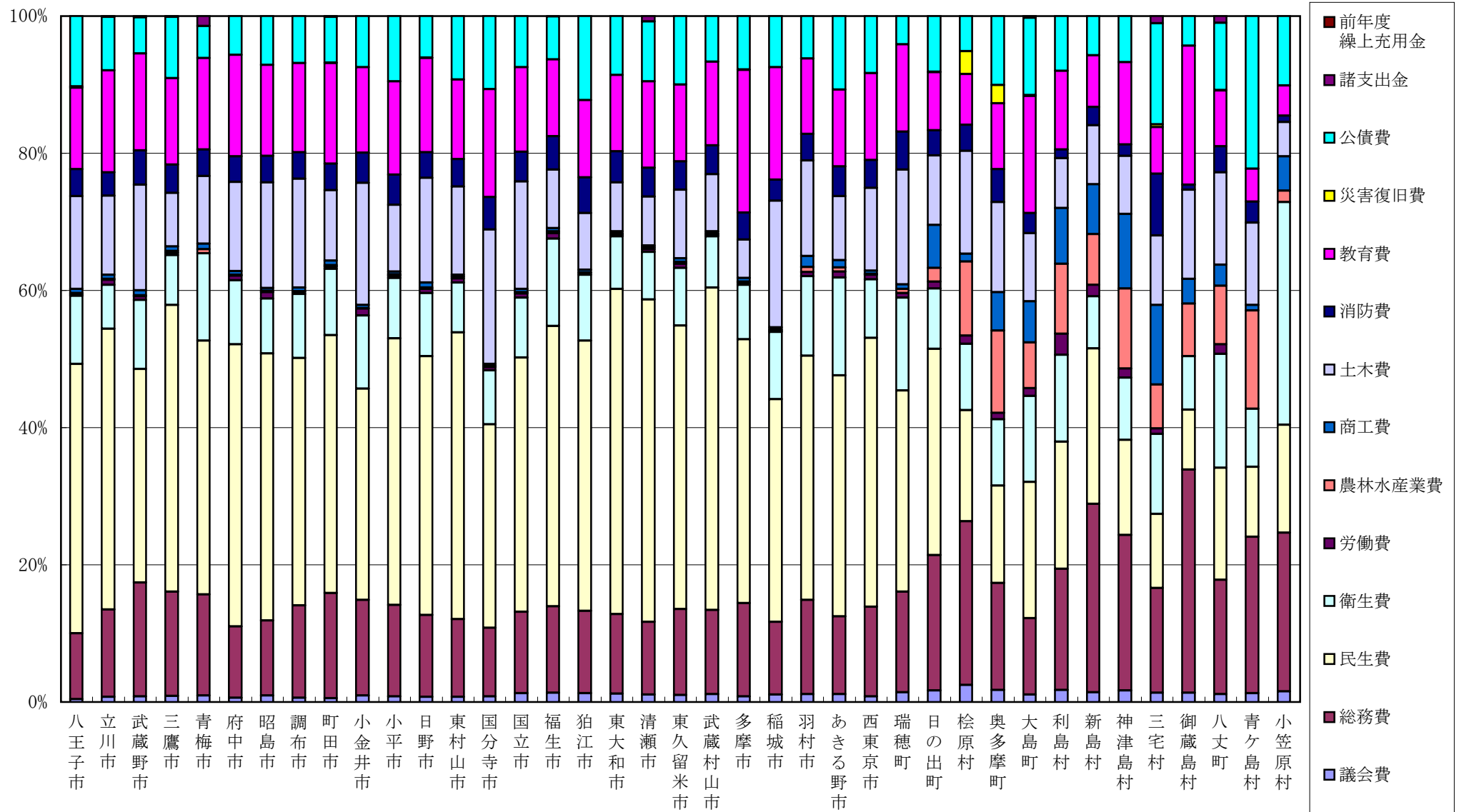
総務省「地方財政状況調査」より作成

区別 歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



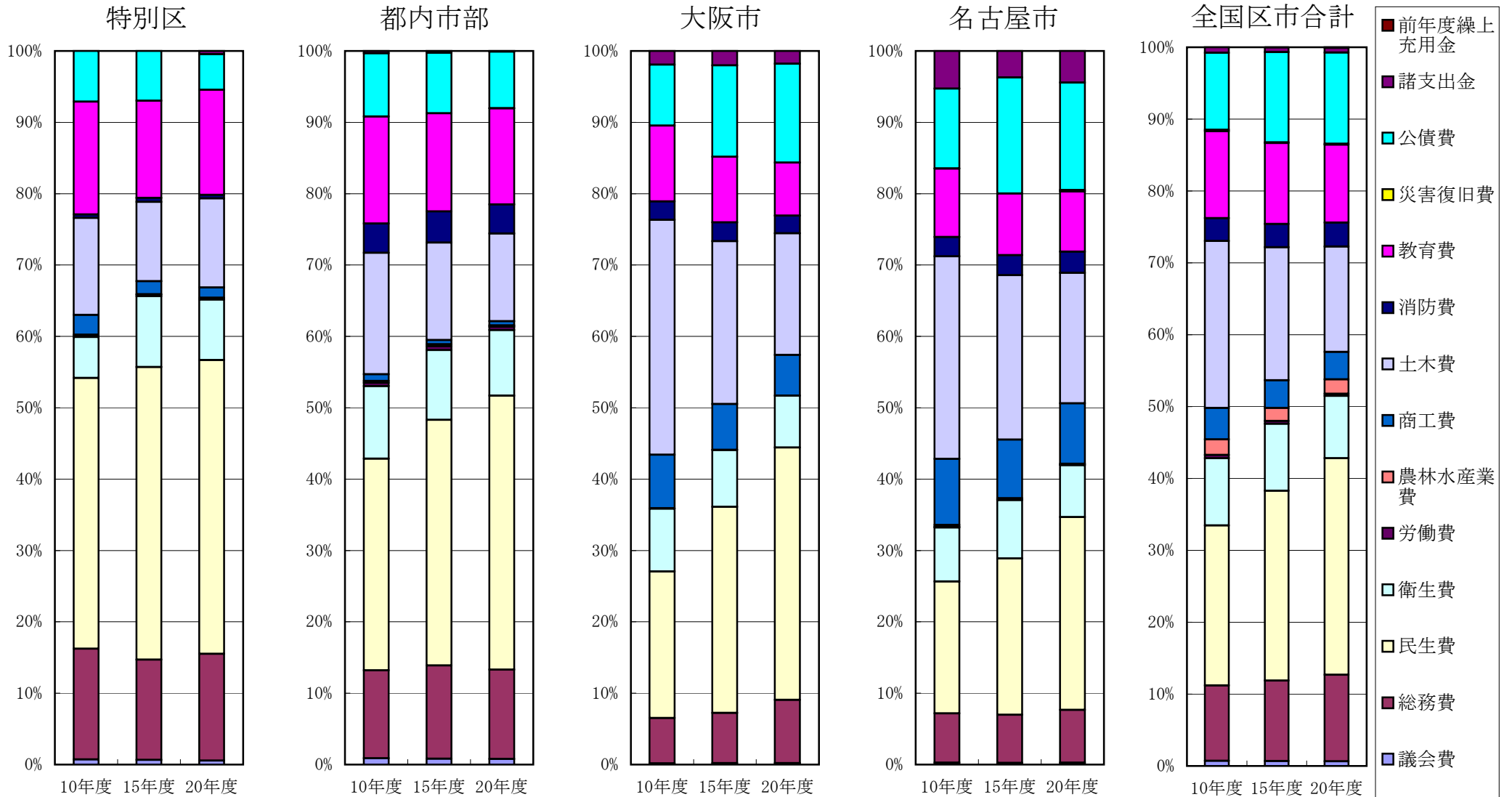
総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

市町村別 歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



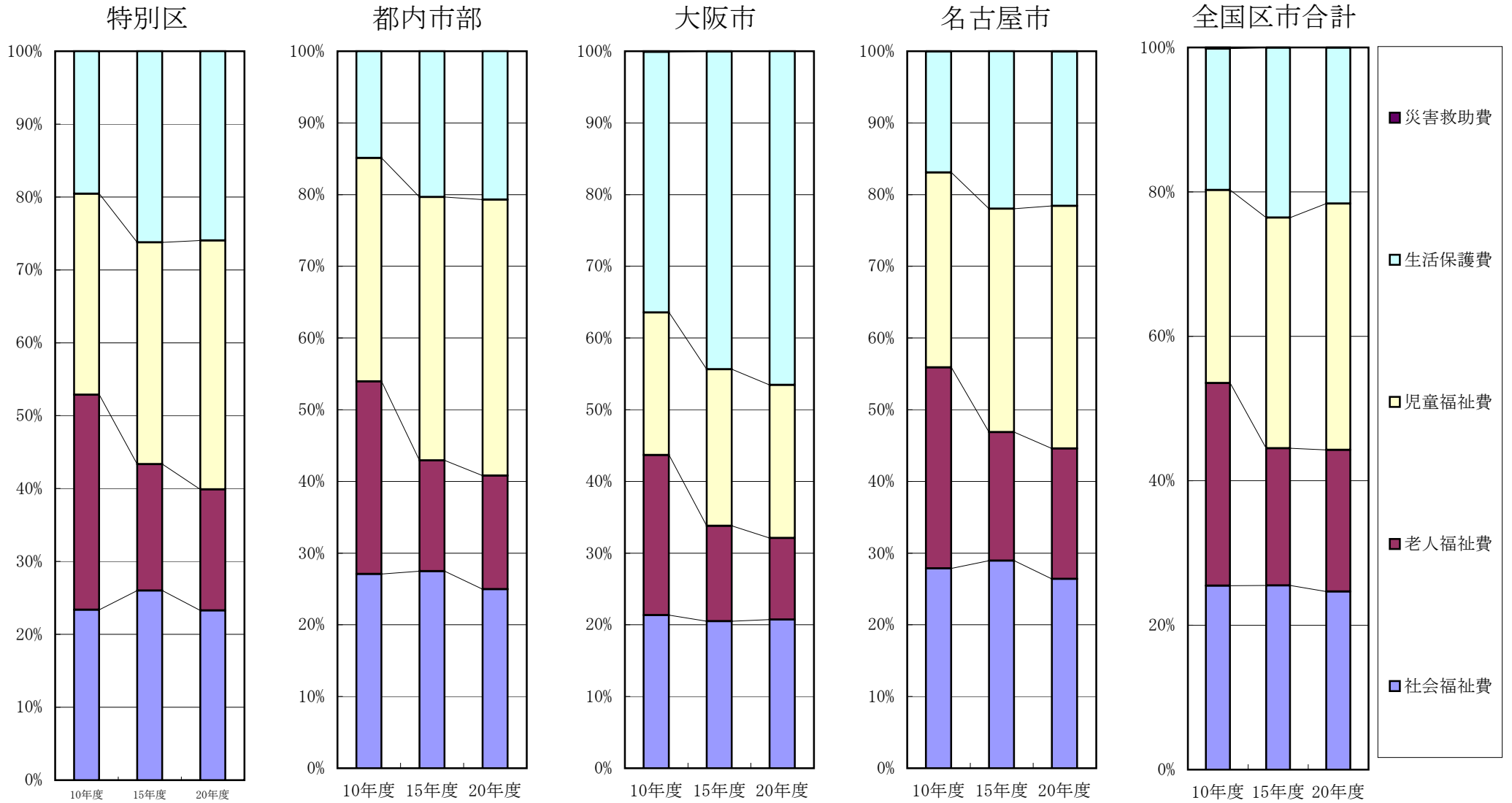
総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

都内特別区・市部等 歳出目的別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



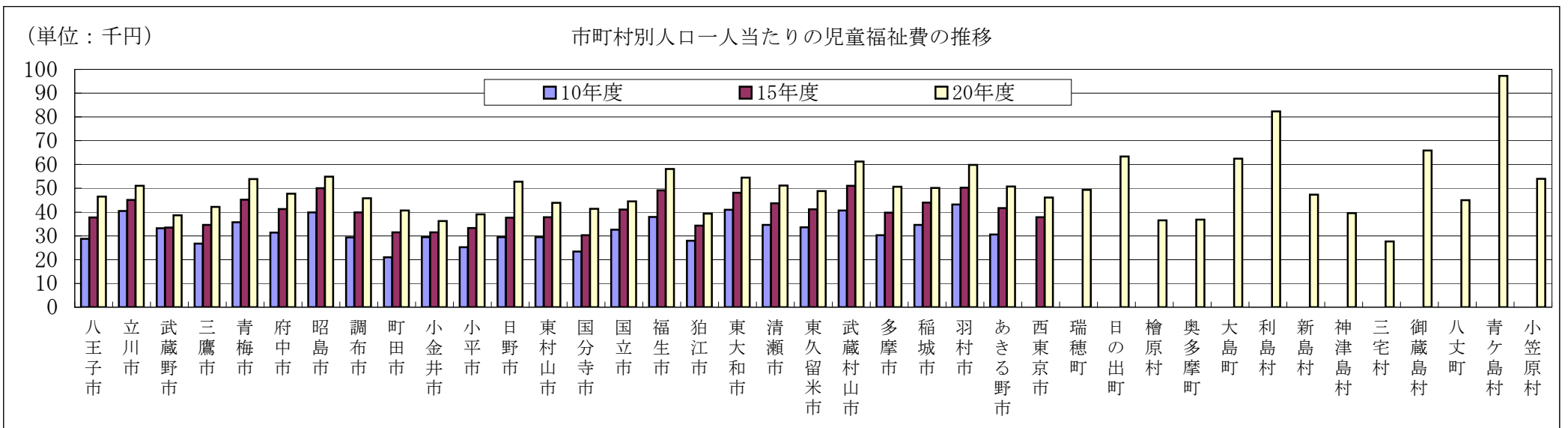
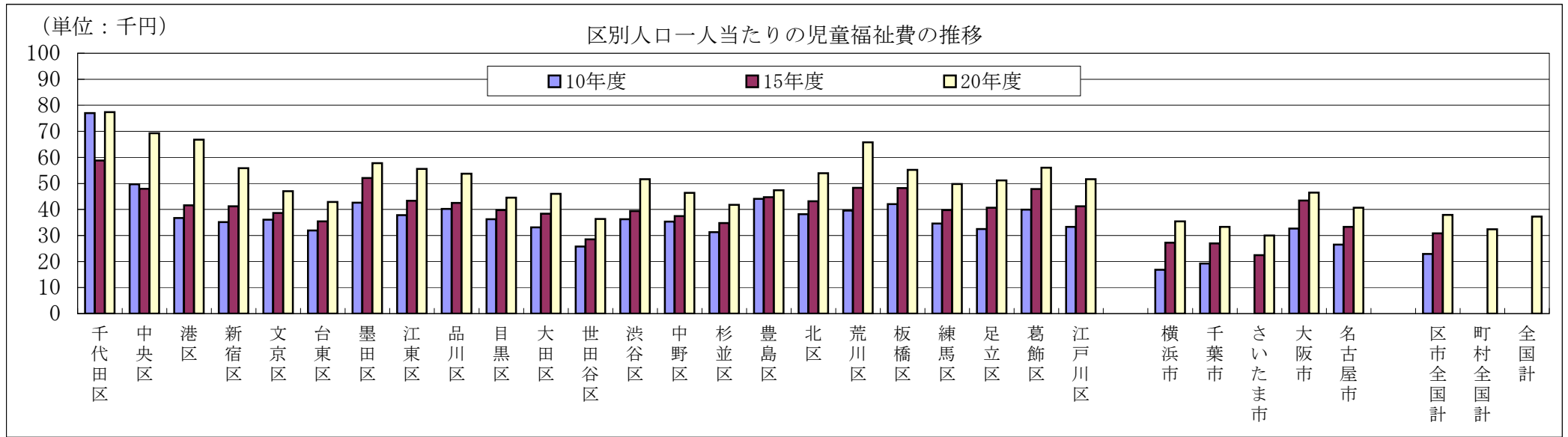
総務省「地方財政状況調査」より作成

都内特別区・市部等 民生費の構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



総務省「地方財政状況調査」より作成

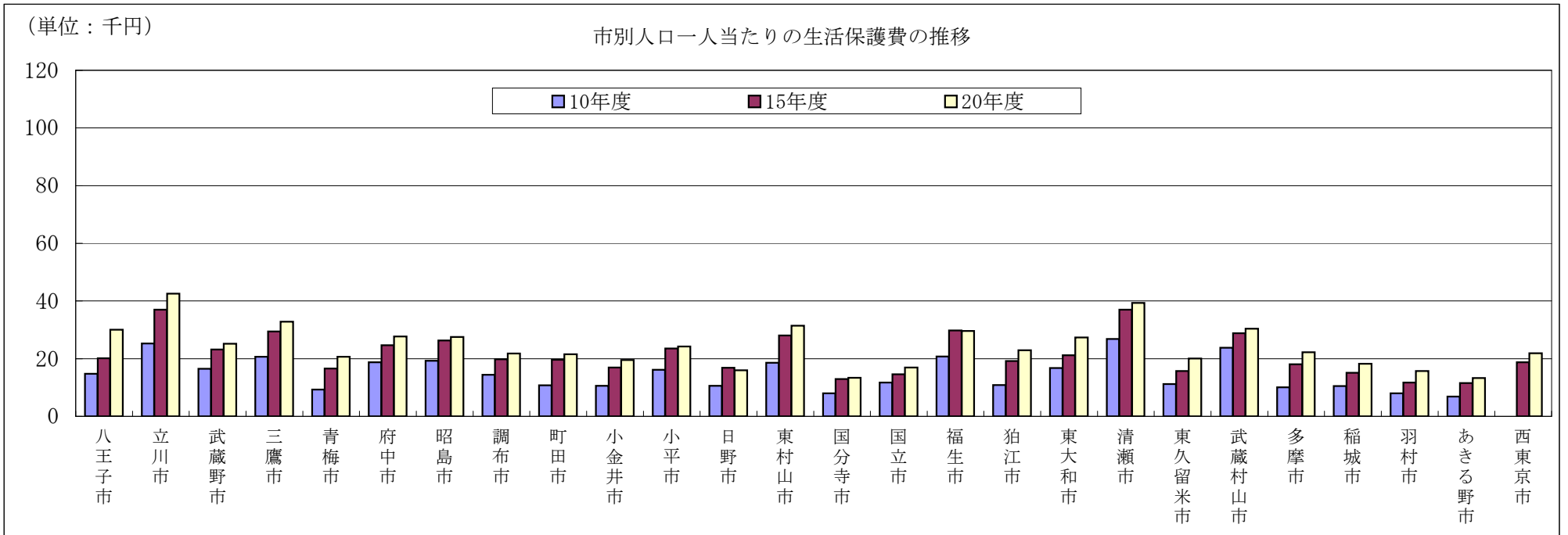
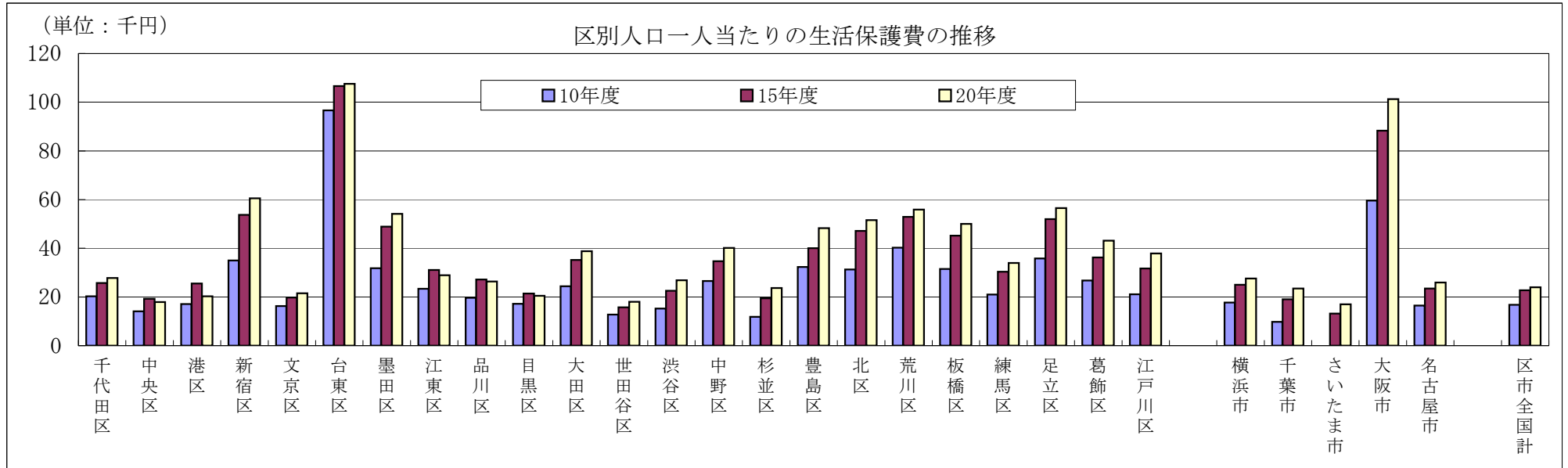
区市町村別 人口一人当たりの児童福祉費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



※町村の平成10年度、15年度の目的別歳出額は公表されていない。

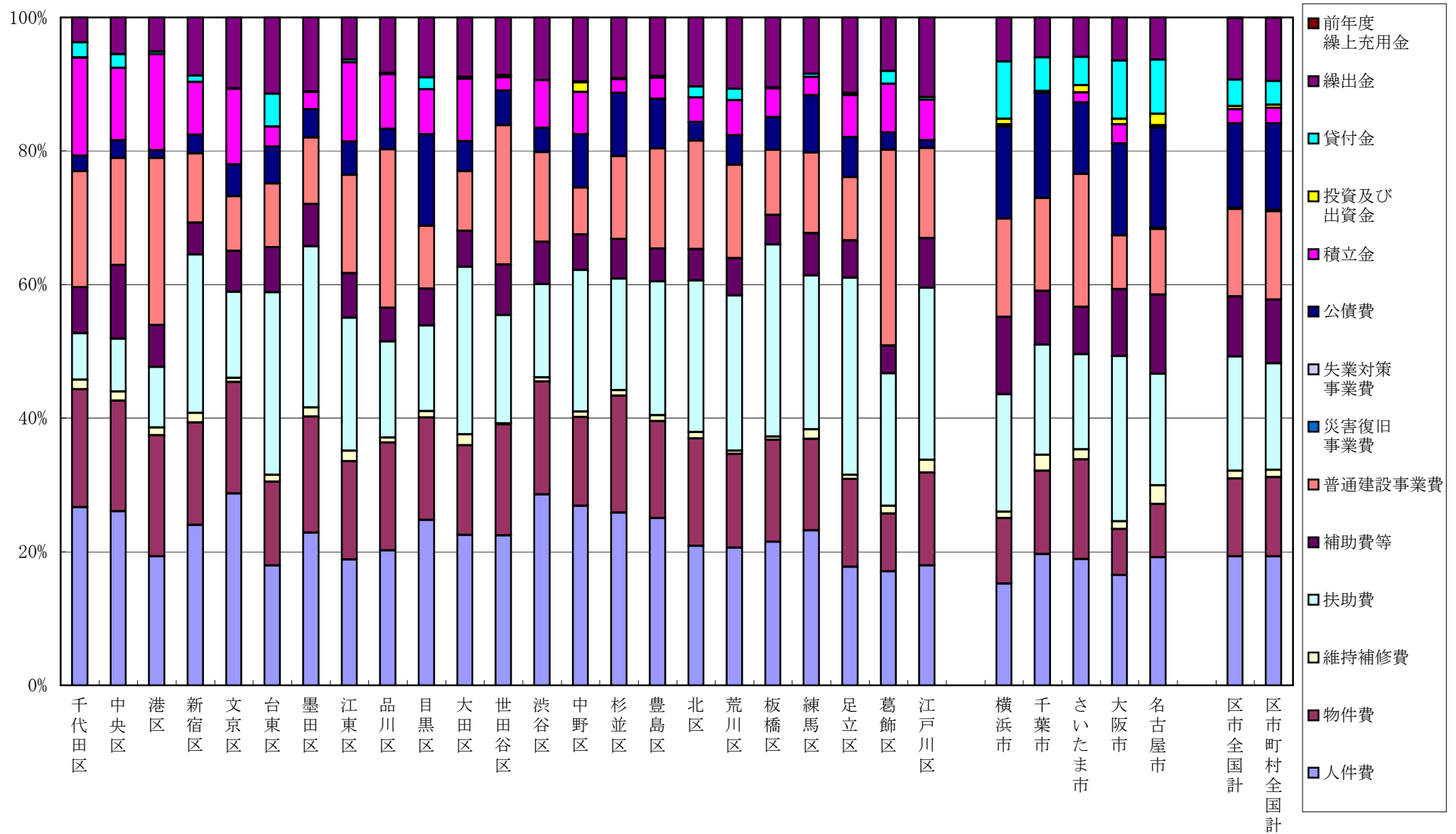
総務省「地方財政状況調査」より作成

区市別 人口一人当たりの生活保護費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



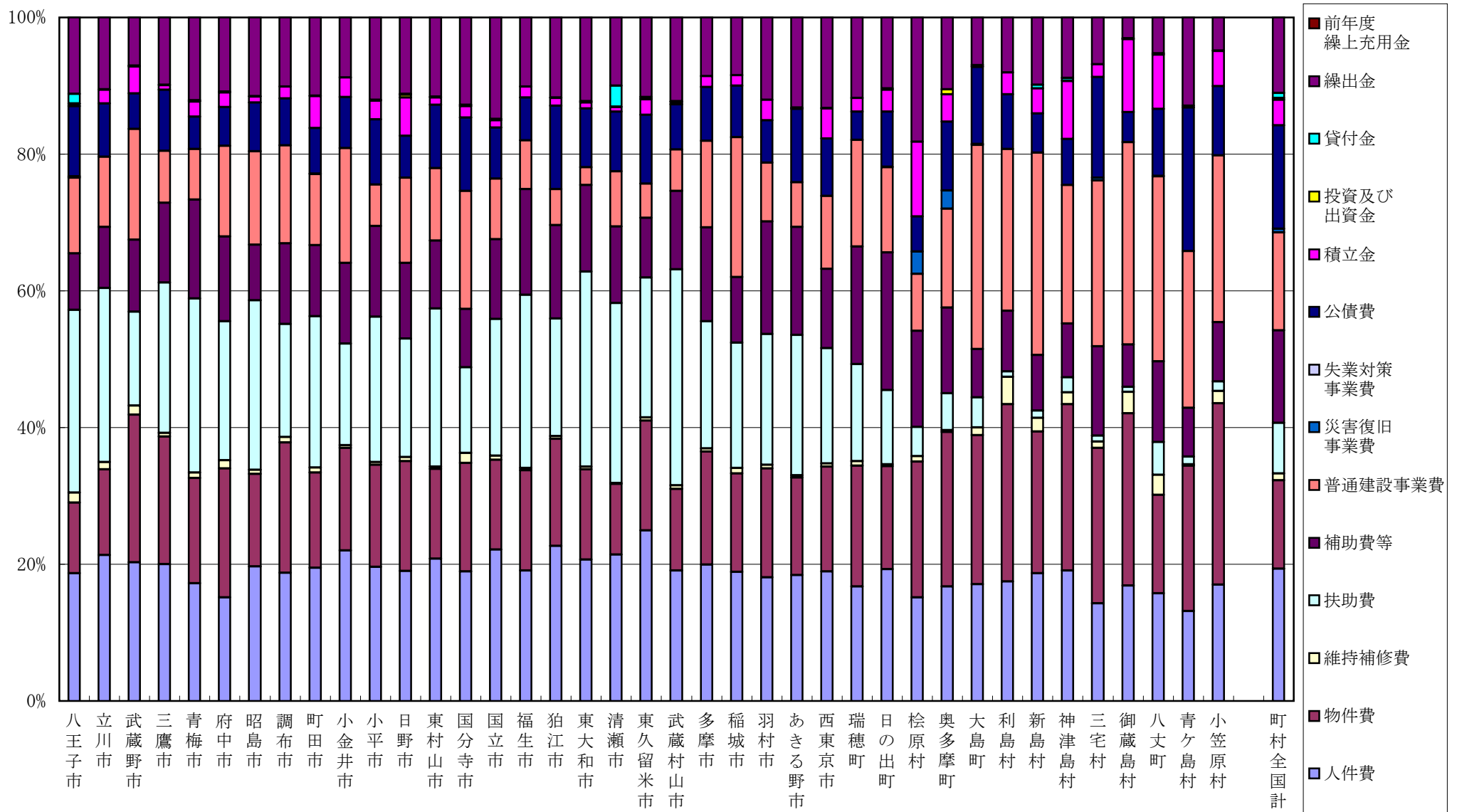
総務省「地方財政状況調査」より作成

区別 歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



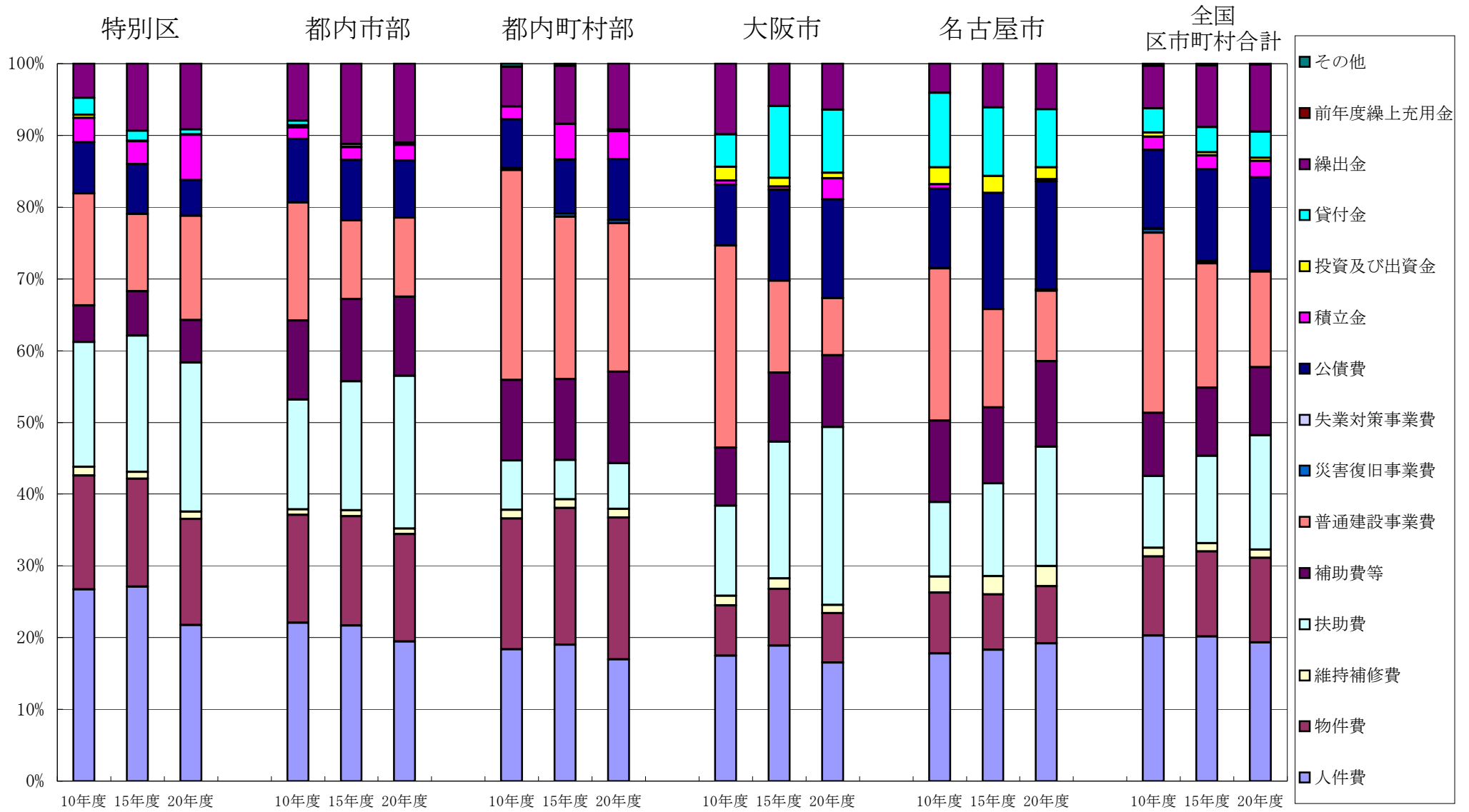
総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

市町村別 歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）



総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

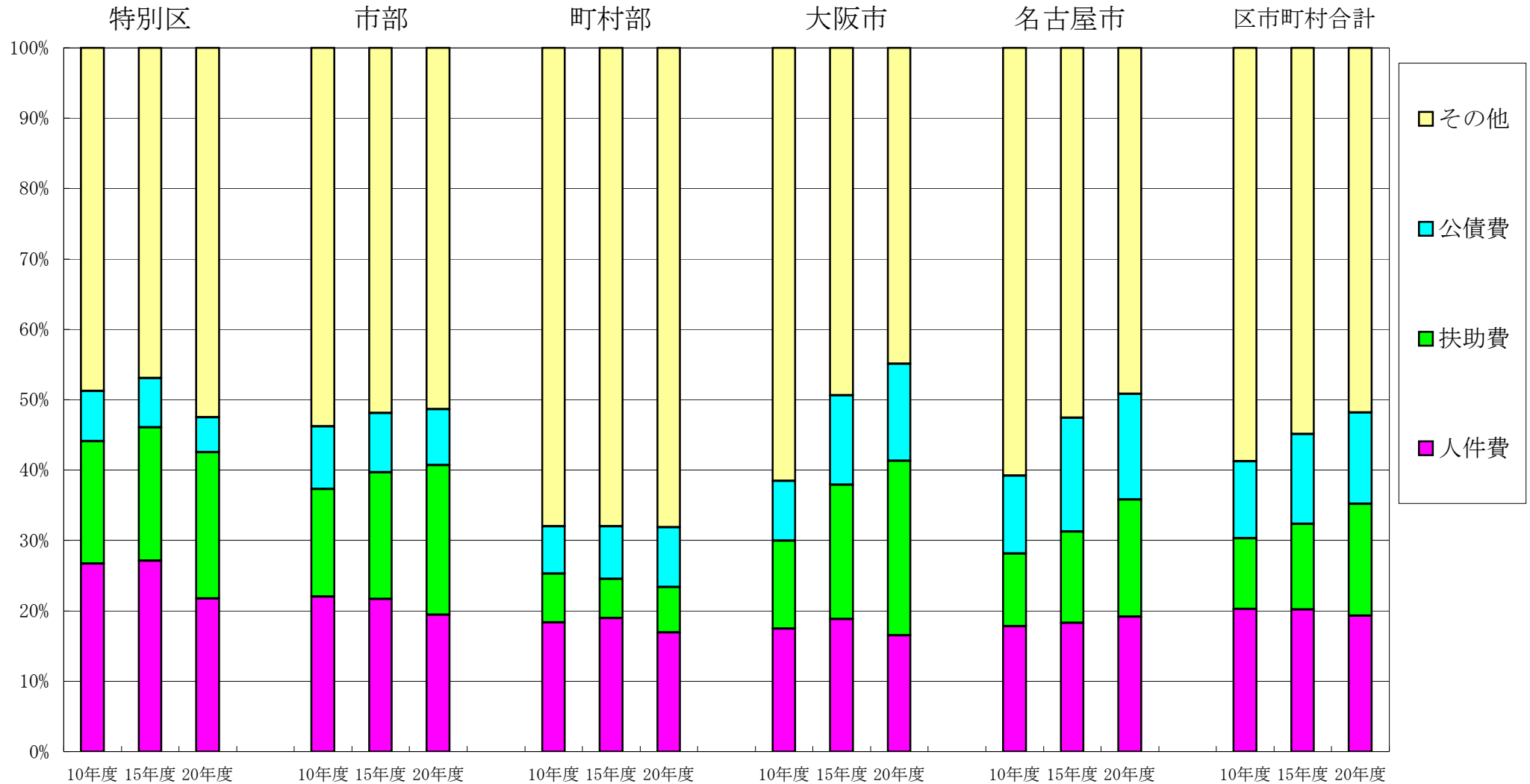
都内特別区・市部・町村部等 歳出性質別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



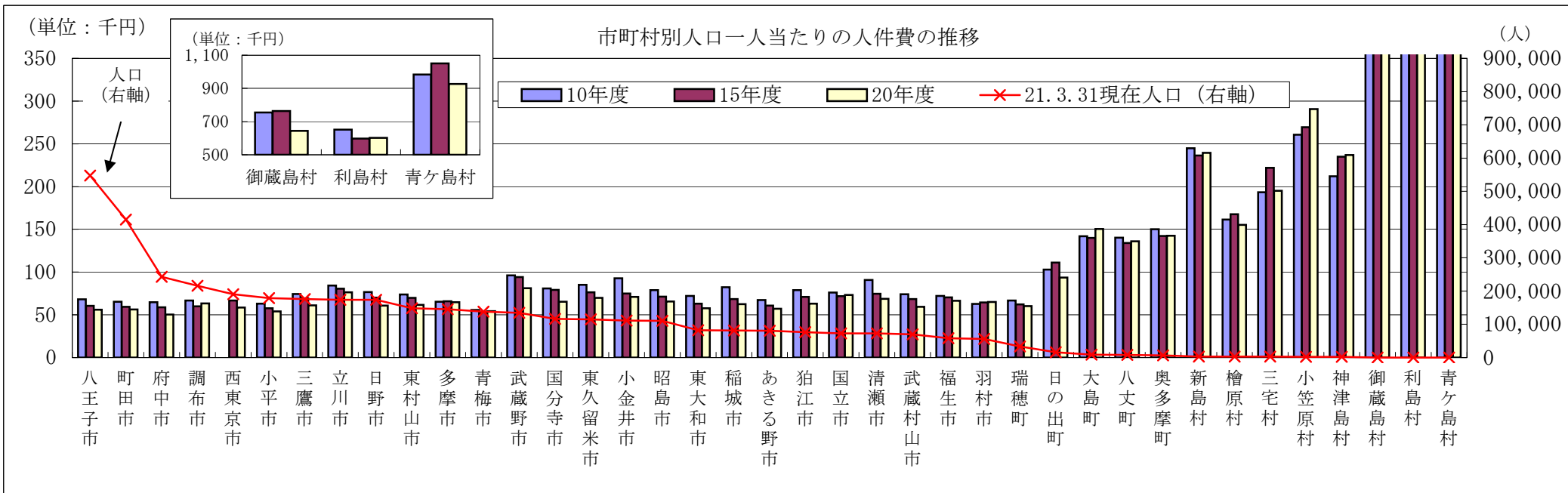
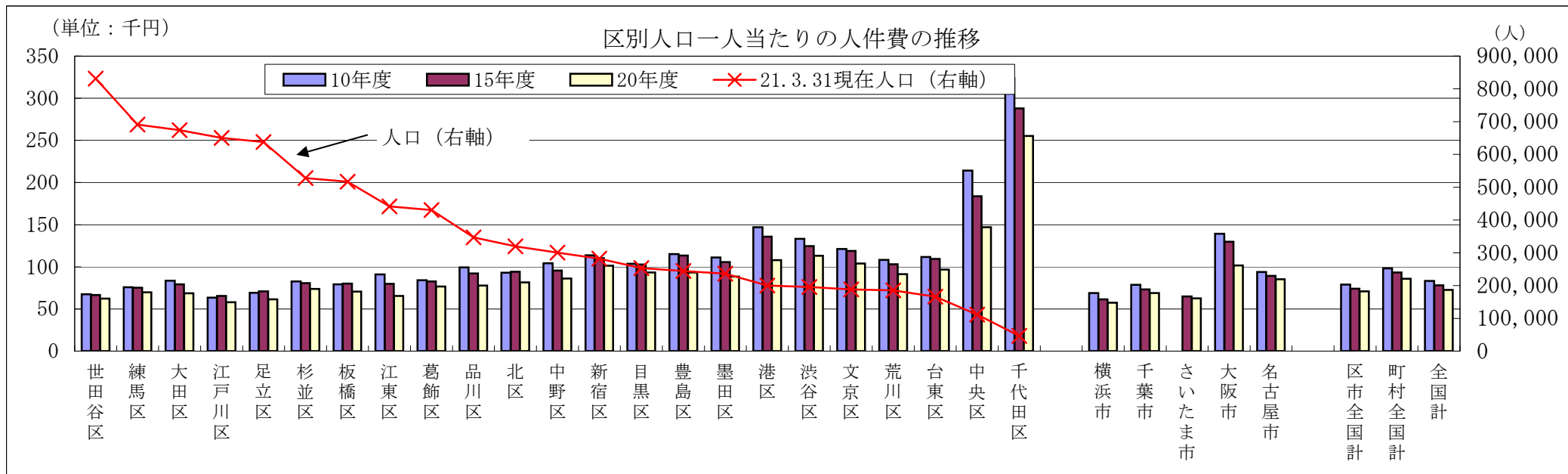
総務省「地方財政状況調査」より作成

都内特別区・市部・町村部等 義務的経費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

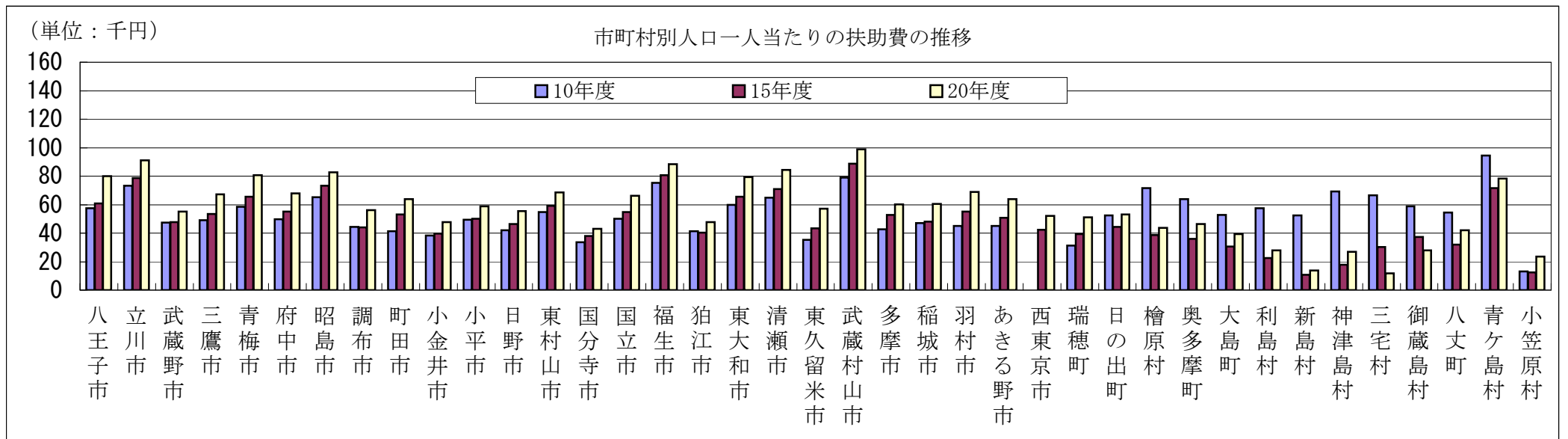
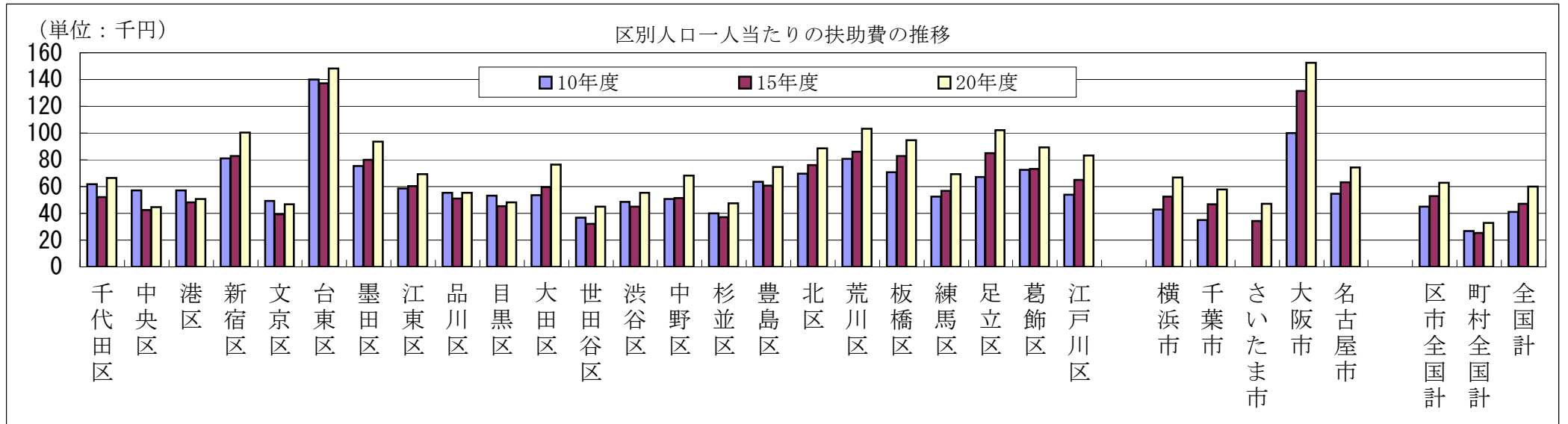


区市町村別 人口一人当たりの人件費の推移 (平成10・15・20年度普通会計決算)

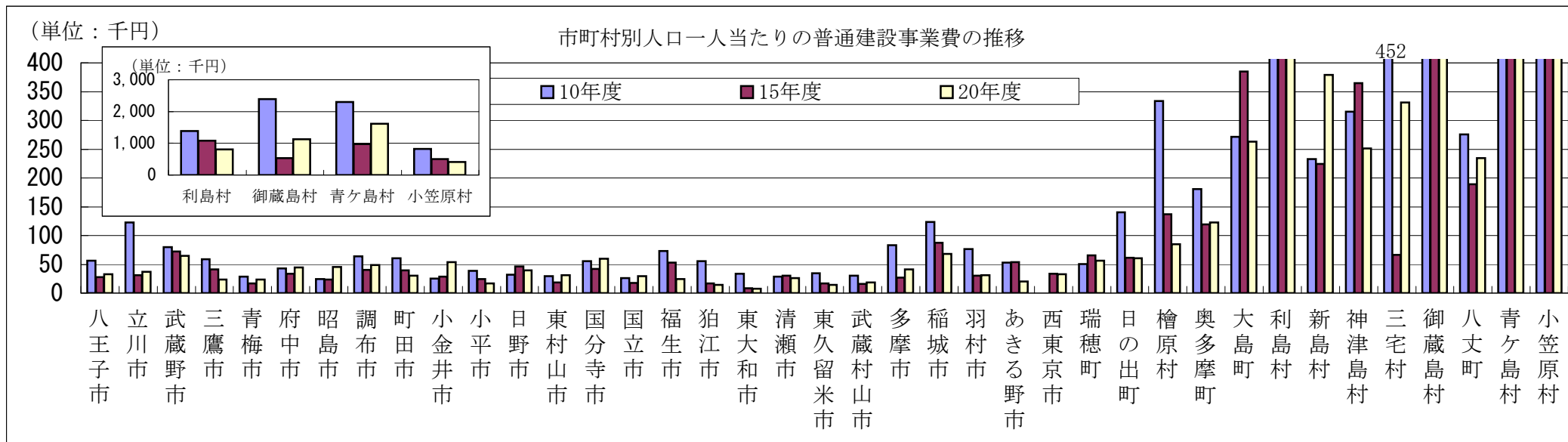
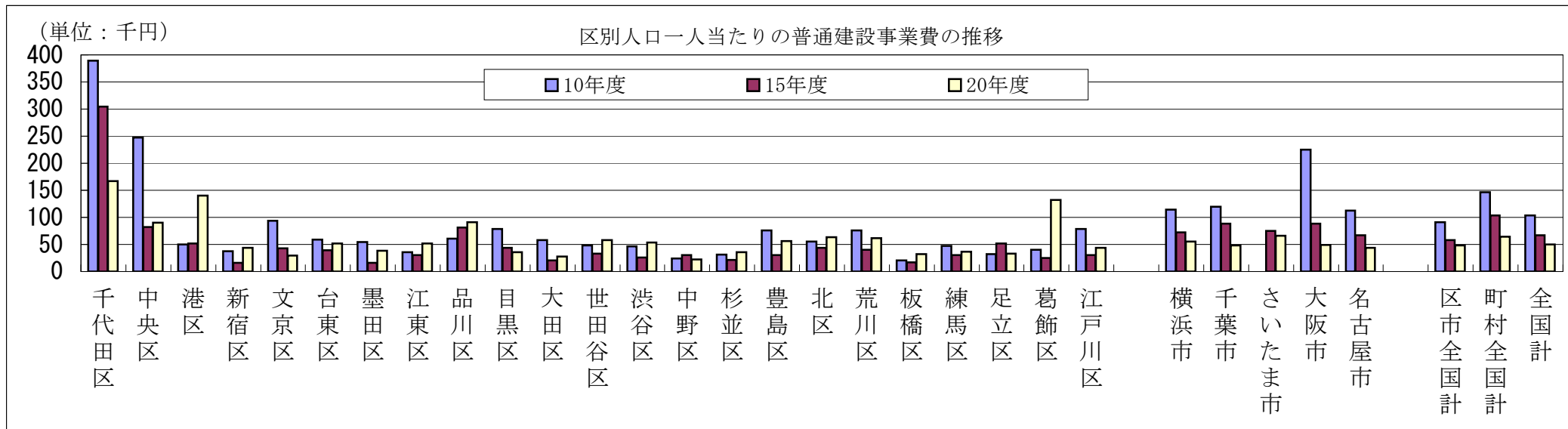


総務省「地方財政状況調査」より作成

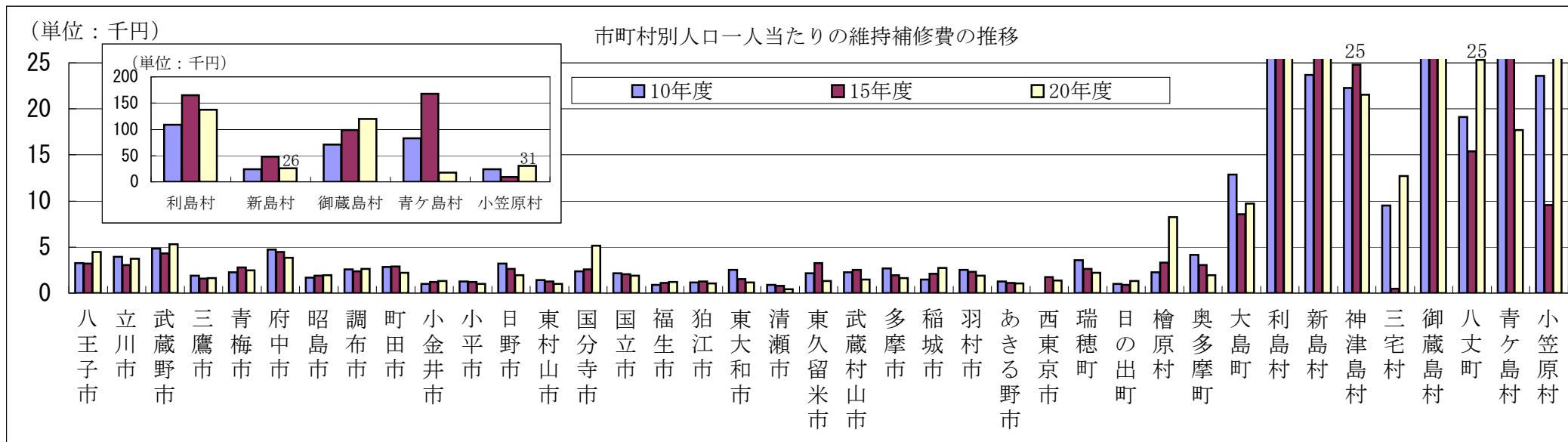
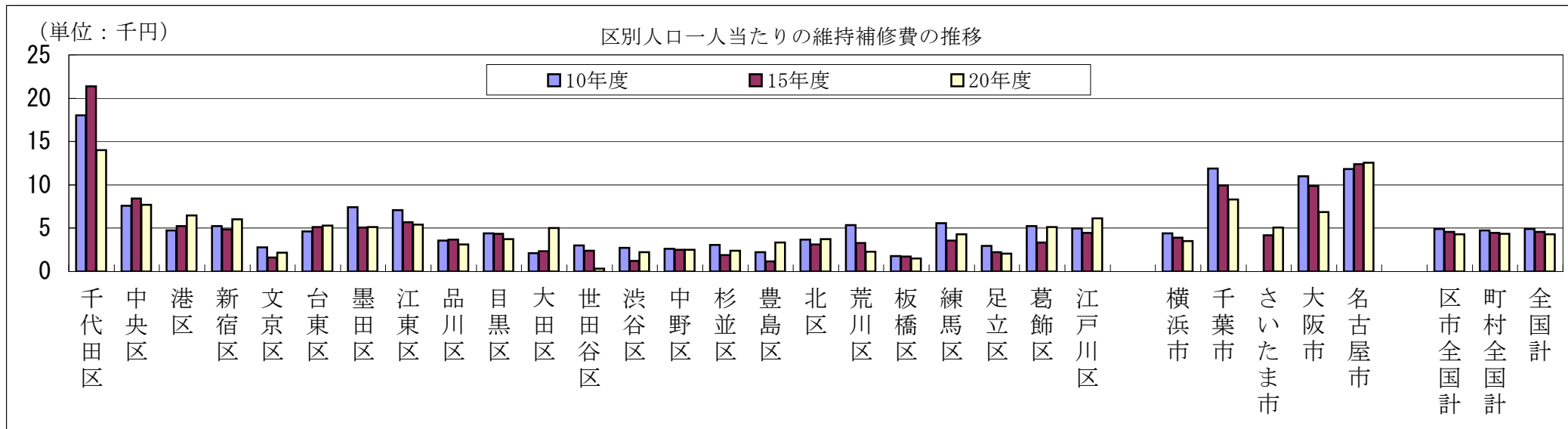
区市町村別 人口一人当たりの扶助費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



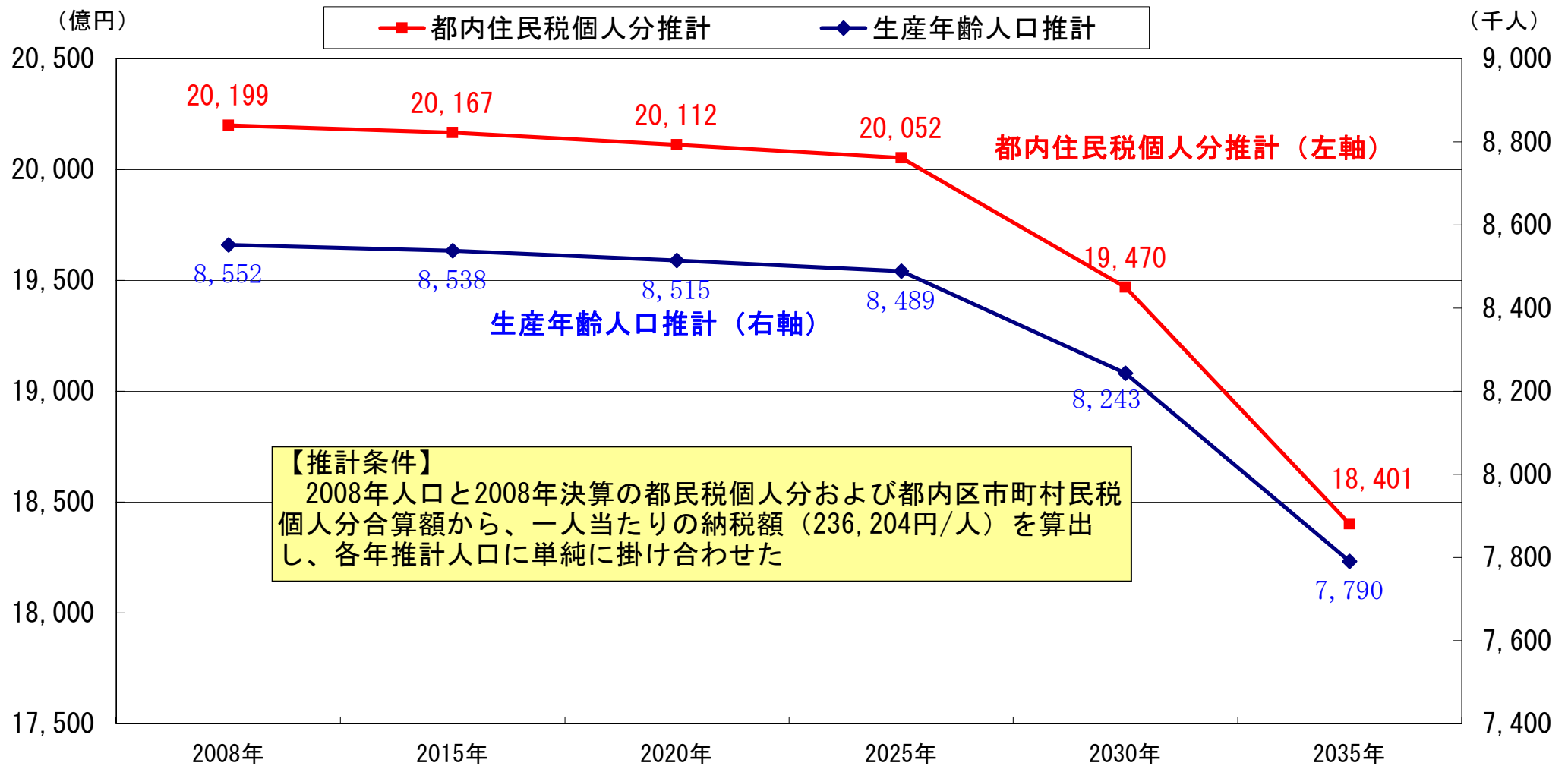
区市町村別 人口一人当たりの普通建設事業費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）



区市町村別 人口一人当たりの維持補修費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）

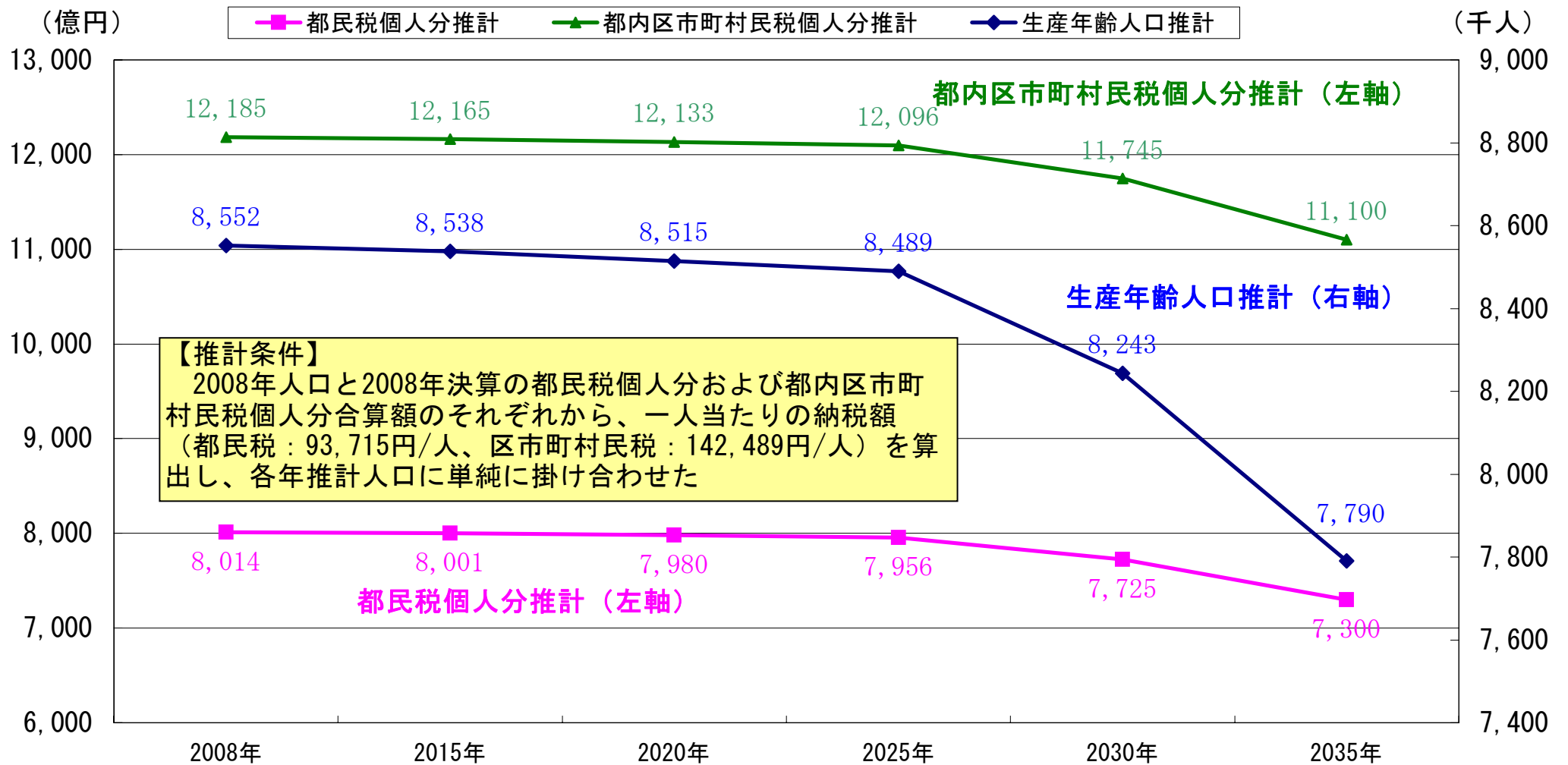


東京都の生産年齢人口推計と住民税個人分（都民税・都内区市町村民税合算）の単純推計

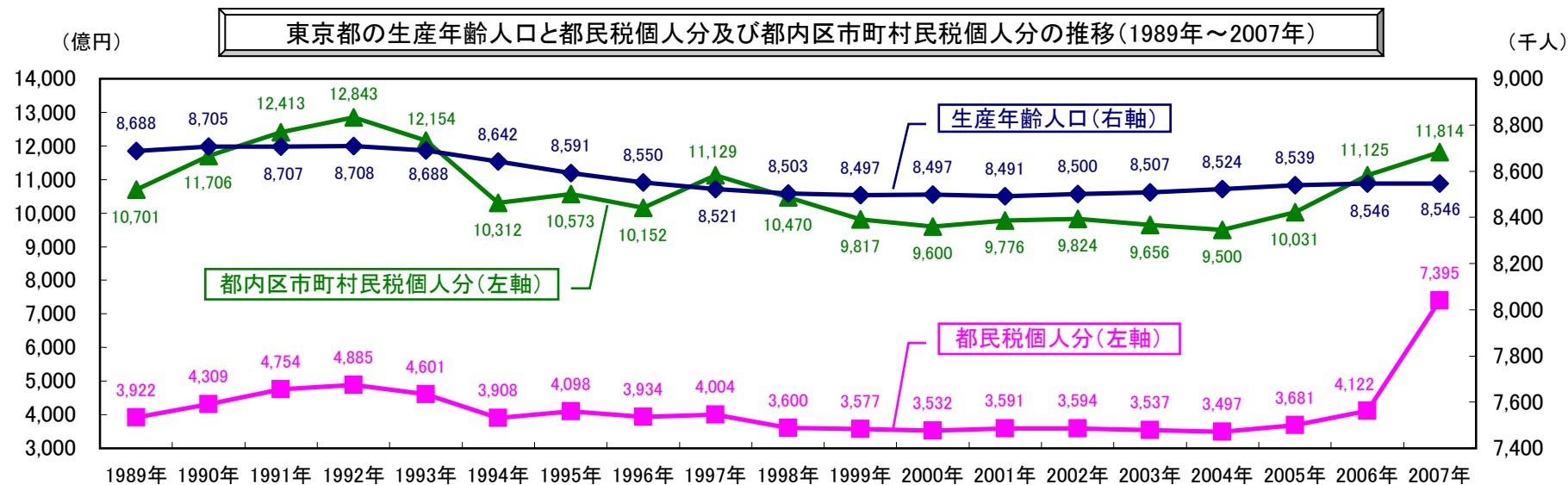
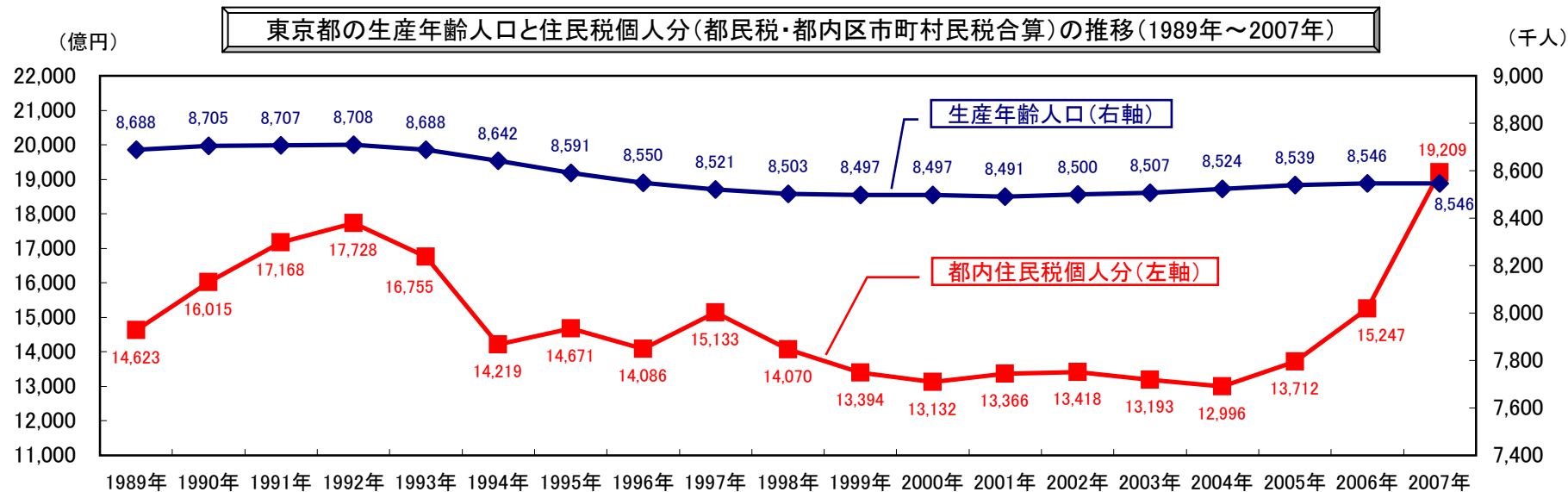


国立社会保障・人口問題研究所 「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月） により作成
 総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

東京都の生産年齢人口推計と都民税個人分及び都内区市町村税個人分の単純推計

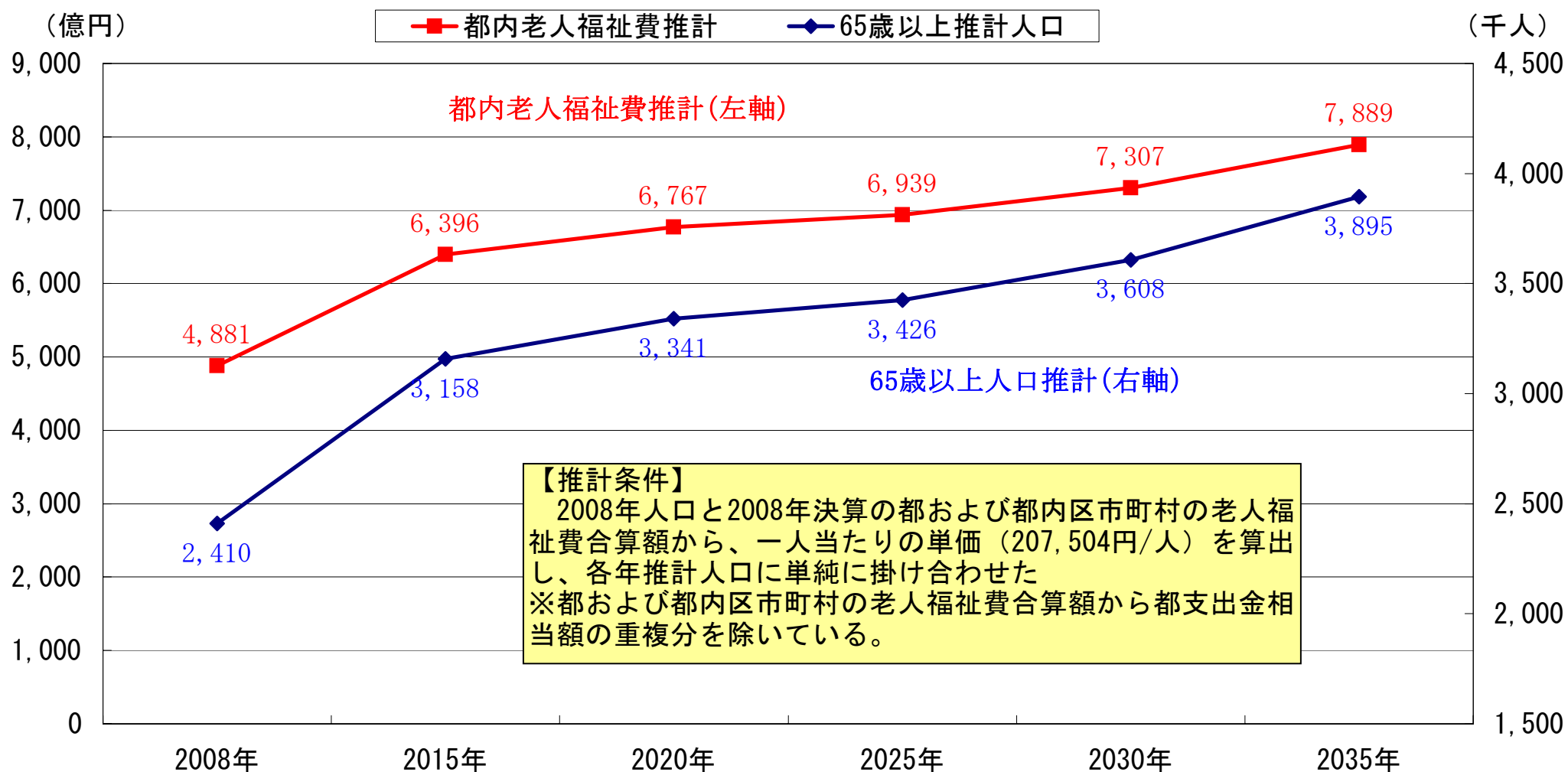


国立社会保障・人口問題研究所 「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月） により作成
 総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成



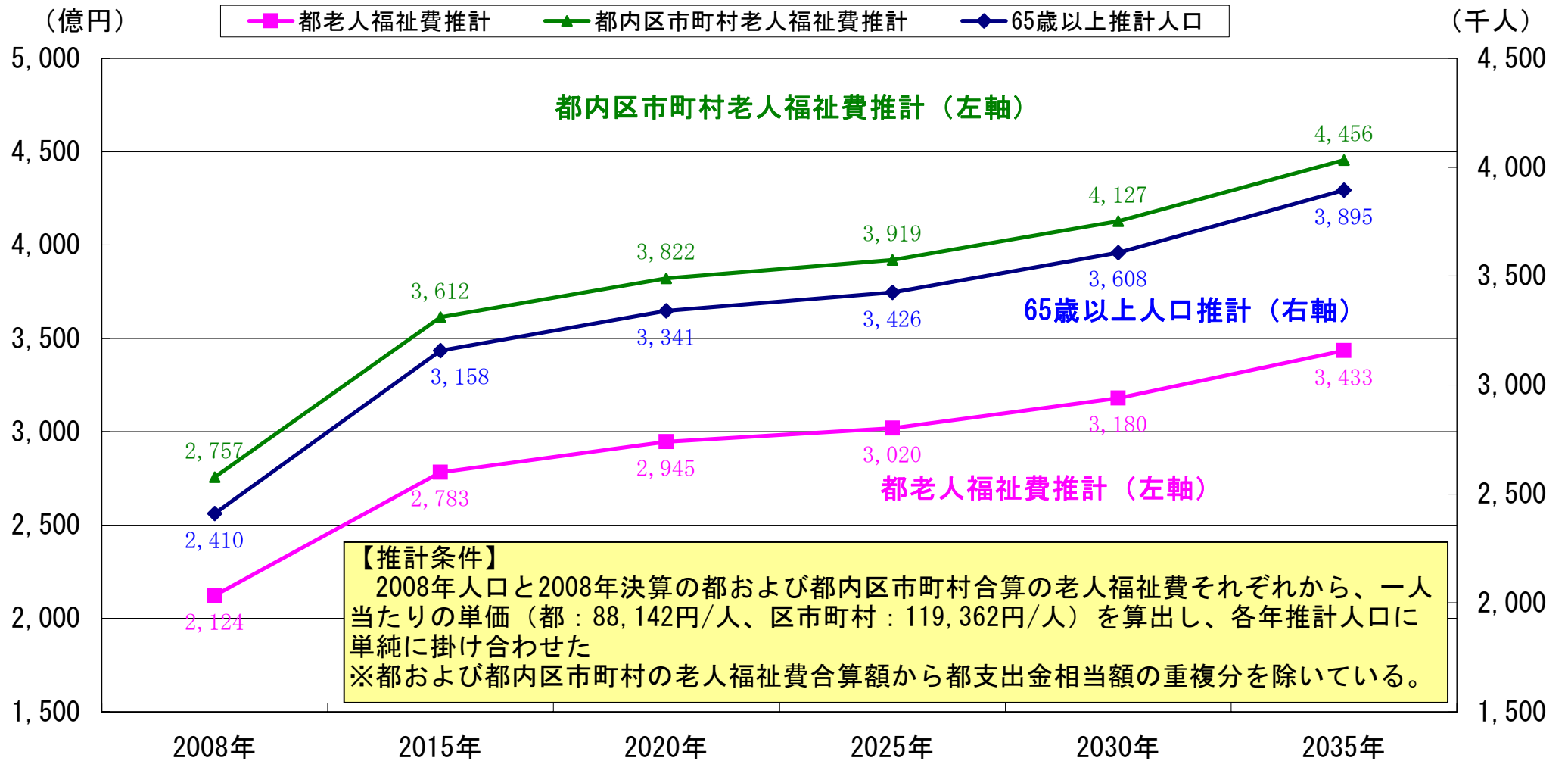
東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成
 総務省「地方財政状況調査」より作成

東京都の65歳以上人口推計と老人福祉費（都・都内区市町村合算）の単純推計

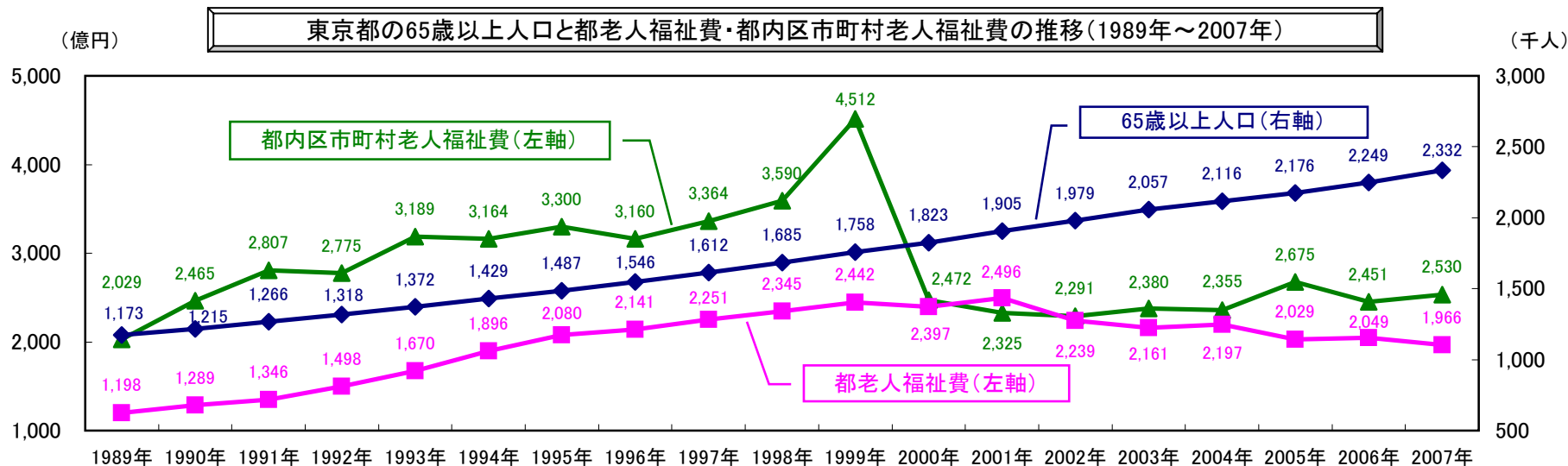
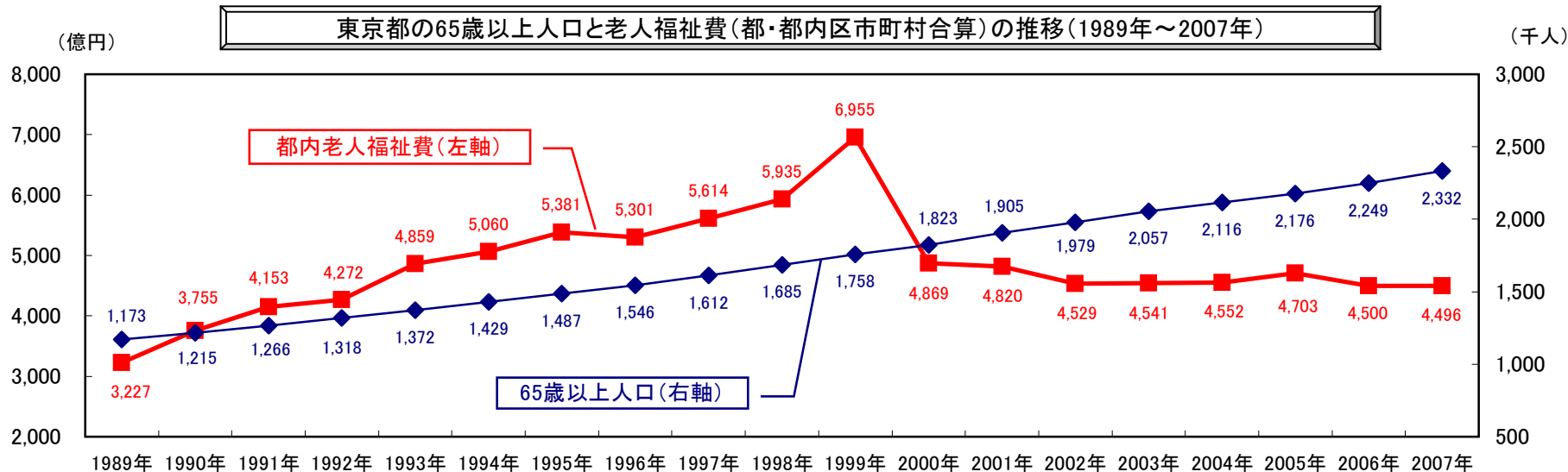


国立社会保障・人口問題研究所 「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月） により作成
 総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成

東京都の65歳以上人口推計と都老人福祉費・都内区市町村老人福祉費の単純推計



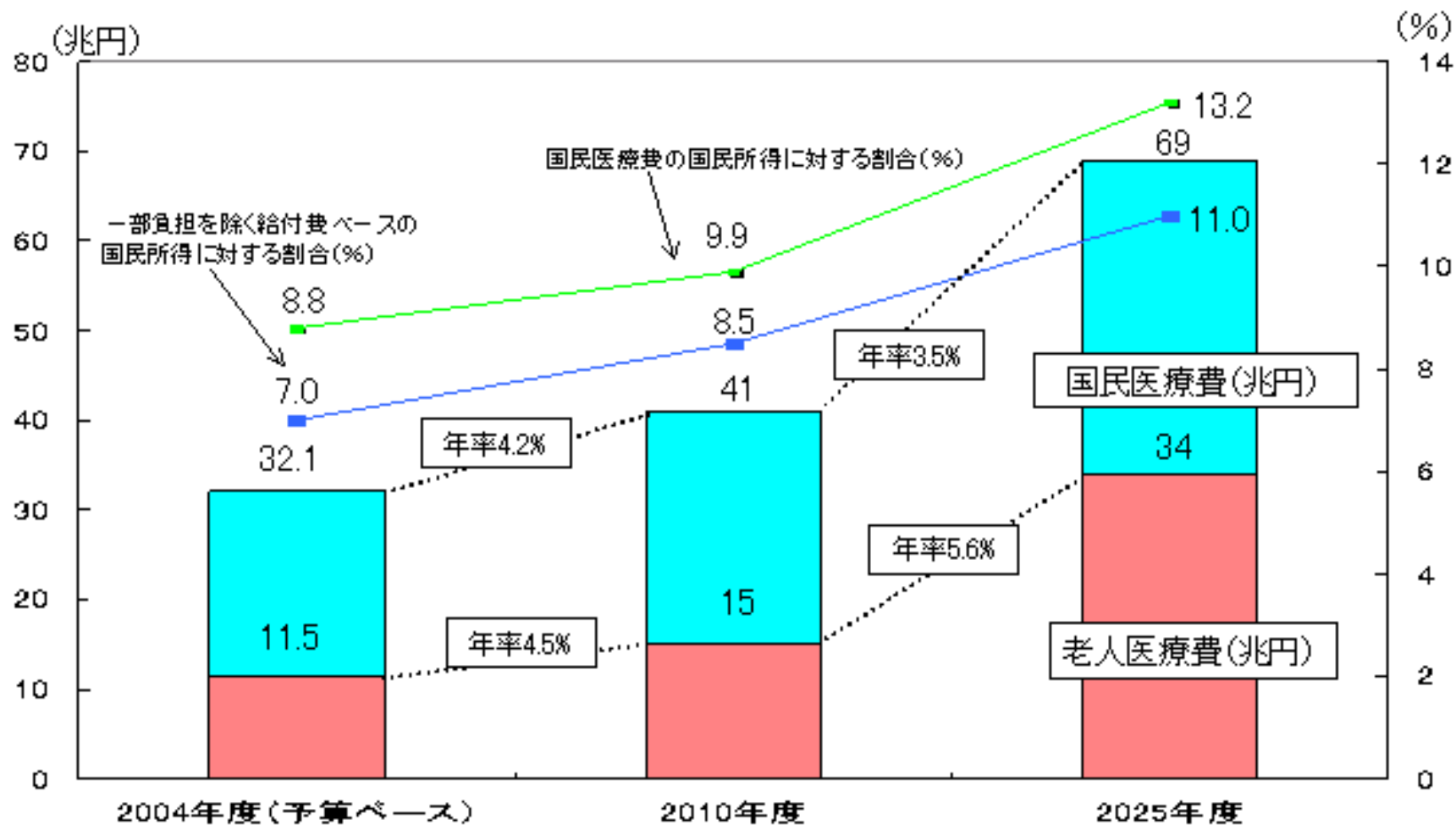
国立社会保障・人口問題研究所 「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月） により作成
 総務省「地方財政状況調査（平成20年度）」より作成



東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成
 総務省「地方財政状況調査」より作成
 注) 老人福祉費は、都と都内区市町村の老人福祉費の合計額から都支出金相当額の重複分を除いている。

国民医療費の見通し

○医療費は経済成長を上回る3～4%程度の伸びであり、このまま推移すれば、国民医療費の対国民所得比は現在の8.8%（給付費ベース7%）から2025年には13.2%（給付費ベース11%）に上昇



注1: 老人医療は2007年まで対象年齢の引き上げが行われていることに注意が必要

注2: 2010年度及び2025年度は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成16年5月)ベースの推計値

厚生労働省「第15回社会保障審議会医療保険部会」資料より作成

国民医療費、人口一人当たり国民医療費及び対国民所得比率の年次推移

年次	国民医療費		人口一人当たり 国民医療費 (千円)	国民医療費の 国民所得に 対する比率 (%)	国民所得		総人口 (千人)
	総額 (億円)	増減率 (%)			(億円)	増減率 (%)	
昭和29年度(1954)	2 152	...	2.4	88 239
30 ('55)	2 388	11.0	2.7	3.42	69 733	...	89 276 *
31 ('56)	2 583	8.2	2.9	3.27	78 963	13.2	90 172
32 ('57)	2 897	12.2	3.2	3.27	88 681	12.3	90 928
33 ('58)	3 230	11.5	3.5	3.44	93 829	5.8	91 767
34 ('59)	3 625	12.2	3.9	3.28	110 421	17.7	92 641
35 ('60)	4 095	13.0	4.4	3.03	134 967	22.2	93 419 *
36 ('61)	5 130	25.3	5.4	3.19	160 819	19.2	94 287
37 ('62)	6 132	19.5	6.4	3.43	178 933	11.3	95 181
38 ('63)	7 541	23.0	7.8	3.57	210 993	17.9	96 156
39 ('64)	9 389	24.5	9.7	3.90	240 514	14.0	97 182
40 ('65)	11 224	19.5	11.4	4.18	268 270	11.5	98 275 *
41 ('66)	13 002	15.8	13.1	4.11	316 448	18.0	99 036
42 ('67)	15 116	16.3	15.1	4.03	375 476	18.7	100 196
43 ('68)	18 016	19.2	17.8	4.12	437 209	16.4	101 331
44 ('69)	20 780	15.3	20.3	3.99	521 178	19.2	102 536
45 ('70)	24 962	20.1	24.1	4.09	610 297	17.1	103 720 *
46 ('71)	27 250	9.2	25.9	4.13	659 105	8.0	105 145
47 ('72)	33 994	24.7	31.6	4.36	779 369	18.2	107 595
48 ('73)	39 496	16.2	36.2	4.12	958 396	23.0	109 104
49 ('74)	53 786	36.2	48.6	4.78	1 124 716	17.4	110 573
50 ('75)	64 779	20.4	57.9	5.22	1 239 907	10.2	111 940 *
51 ('76)	76 684	18.4	67.8	5.46	1 403 972	13.2	113 089
52 ('77)	85 686	11.7	75.1	5.50	1 557 032	10.9	114 154
53 ('78)	100 042	16.8	86.9	5.82	1 717 785	10.3	115 174
54 ('79)	109 510	9.5	94.3	6.01	1 822 066	6.1	116 133
55 ('80)	119 805	9.4	102.3	5.89	2 032 410	11.5	117 060 *
56 ('81)	128 709	7.4	109.2	6.07	2 118 783	4.2	117 884
57 ('82)	138 659	7.7	116.8	6.30	2 200 091	3.8	118 693
58 ('83)	145 438	4.9	121.7	6.29	2 312 854	5.1	119 483
59 ('84)	150 932	3.8	125.5	6.21	2 431 547	5.5	120 235
60 ('85)	160 159	6.1	132.3	6.13	2 610 890	7.4	121 049 *
61 ('86)	170 690	6.6	140.3	6.37	2 680 934	2.7	121 672
62 ('87)	180 759	5.9	147.8	6.41	2 818 190	5.1	122 264
63 ('88)	187 554	3.8	152.8	6.17	3 039 679	7.9	122 783
平成元年度('89)	197 290	5.2	160.1	6.12	3 222 073	6.0	123 255
2 ('90)	206 074	4.5	166.7	5.92	3 483 454	8.1	123 611 *
3 ('91)	218 260	5.9	176.0	5.88	3 710 808	6.5	124 043
4 ('92)	234 784	7.6	188.7	6.36	3 693 236	△ 0.5	124 452
5 ('93)	243 631	3.8	195.3	6.60	3 690 327	△ 0.1	124 764
6 ('94)	257 908	5.9	206.3	6.89	3 740 795	1.4	125 034
7 ('95)	269 577	4.5	214.7	7.20	3 742 775	0.1	125 570 *
8 ('96)	284 542	5.6	226.1	7.48	3 806 211	1.7	125 864
9 ('97)	289 149	1.6	229.2	7.57	3 819 989	0.4	126 166
10 ('98)	295 823	2.3	233.9	8.02	3 689 215	△ 3.4	126 486
11 ('99)	307 019	3.8	242.3	8.43	3 643 409	△ 1.2	126 686
12 (2000)	301 418	△ 1.8	237.5	8.11	3 718 039	2.0	126 926 *
13 ('01)	310 998	3.2	244.3	8.61	3 613 335	△ 2.8	127 291
14 ('02)	309 507	△ 0.5	242.9	8.70	3 557 610	△ 1.5	127 435
15 ('03)	315 375	1.9	247.1	8.81	3 580 792	0.7	127 619
16 ('04)	321 111	1.8	251.5	8.82	3 638 976	1.6	127 687
17 ('05)	331 289	3.2	259.3	9.05	3 658 783	0.5	127 768 *
18 ('06)	331 276	△ 0.0	259.3	8.87	3 735 911	2.1	127 770
19 ('07)	341 360	3.0	267.2	9.11	3 747 682	0.3	127 771

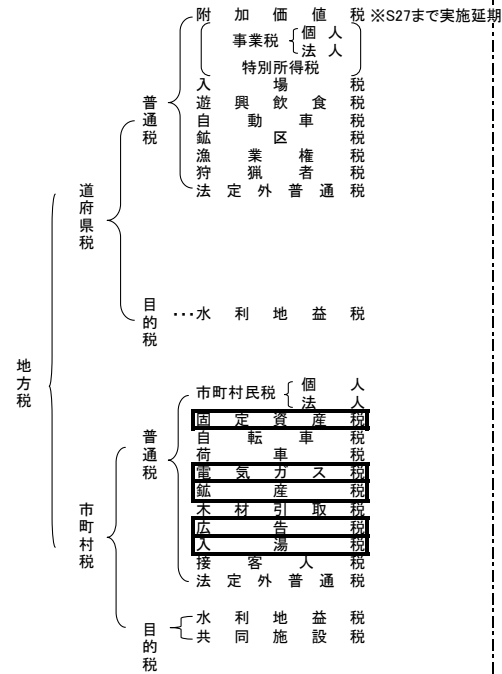
注:1) 国民所得は、内閣府発表の「国民経済計算」(平成20年12月発表)による。
 2) 総人口は、総務省統計局による「推計人口」(各年10月1日現在人口)であり、*印は「国勢調査」の確定人口である。
 3) 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあがるが、これらは平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。
 4) 平成8年度から平成14年度の数値は、患者負担分推計額を訂正したため、各年度の報告書に掲載されているものと異なる。

出典：厚生労働省「平成19年度国民医療費の概況について」

●地方税の体系

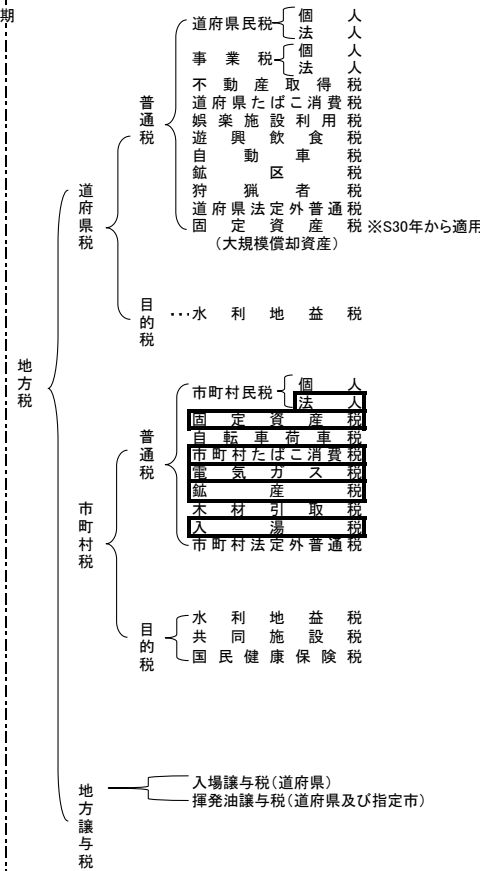
- ・表示された税目は、地方税法において「道府県」又は「市町村」が課するもの又は課することができるものとして規定された(ている)ものである。
- ・「道府県」に関する規定は都に、「市町村」に関する規定は特別区に準用する(現・地方税法第1条2項による読替え)。
- ・ は、都における特例又は特別区における特例により、東京都が特別区の存する区域において、都税として課税又は課税することができる税目である(現・地方税法第734条～第739条)。

<昭和25年> ～シャープ動告に基づく新地方税制度～



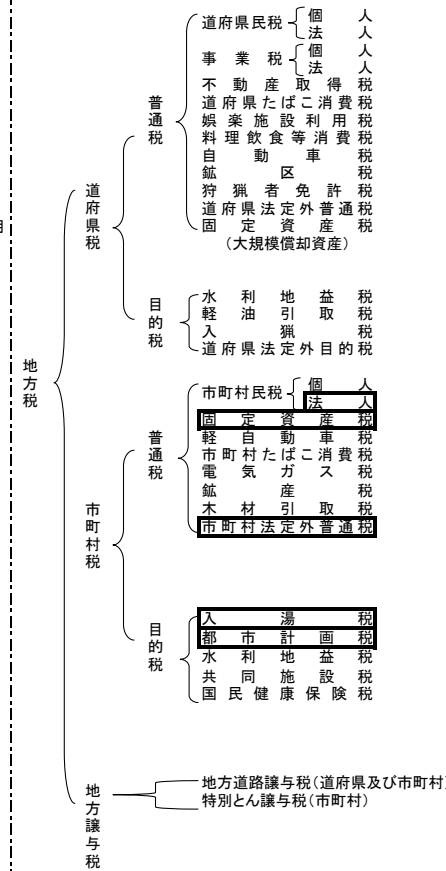
- ※都は特別区の存する区域において、市町村税相当分として、法定外普通税である商品切手発行税、と畜税を課した。
- ※特別区が、特別区税として課することができる税目は、東京都特別区税条例(昭和22年条例第12号(昭和25年9月5日廃止))により規定されていた。
- ・特別区民税
- ・自転車税
- ・荷車税
- ・木材引取税
- ・接客人税
- ・使用人税
- ・犬税

<昭和29年> ～地方税制度大幅改正～



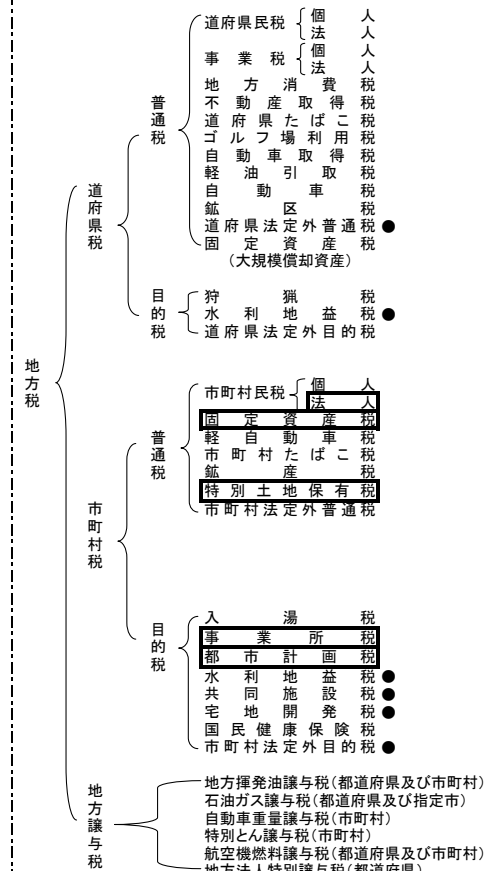
- ※都は特別区の存する区域において、市町村税相当分として、法定外普通税である商品切手発行税を課した。
- ※特別区が、特別区税として課することができる税目は、東京都特別区税条例(昭和25年条例第58号(昭和39年9月3日廃止))により規定されていた。
- ・特別区民税(個人分のみ)
- ・自転車荷車税
- ・木材引取税
- ・犬税

<昭和39年> ～地方税法改正による特別区の課税権の法定化～



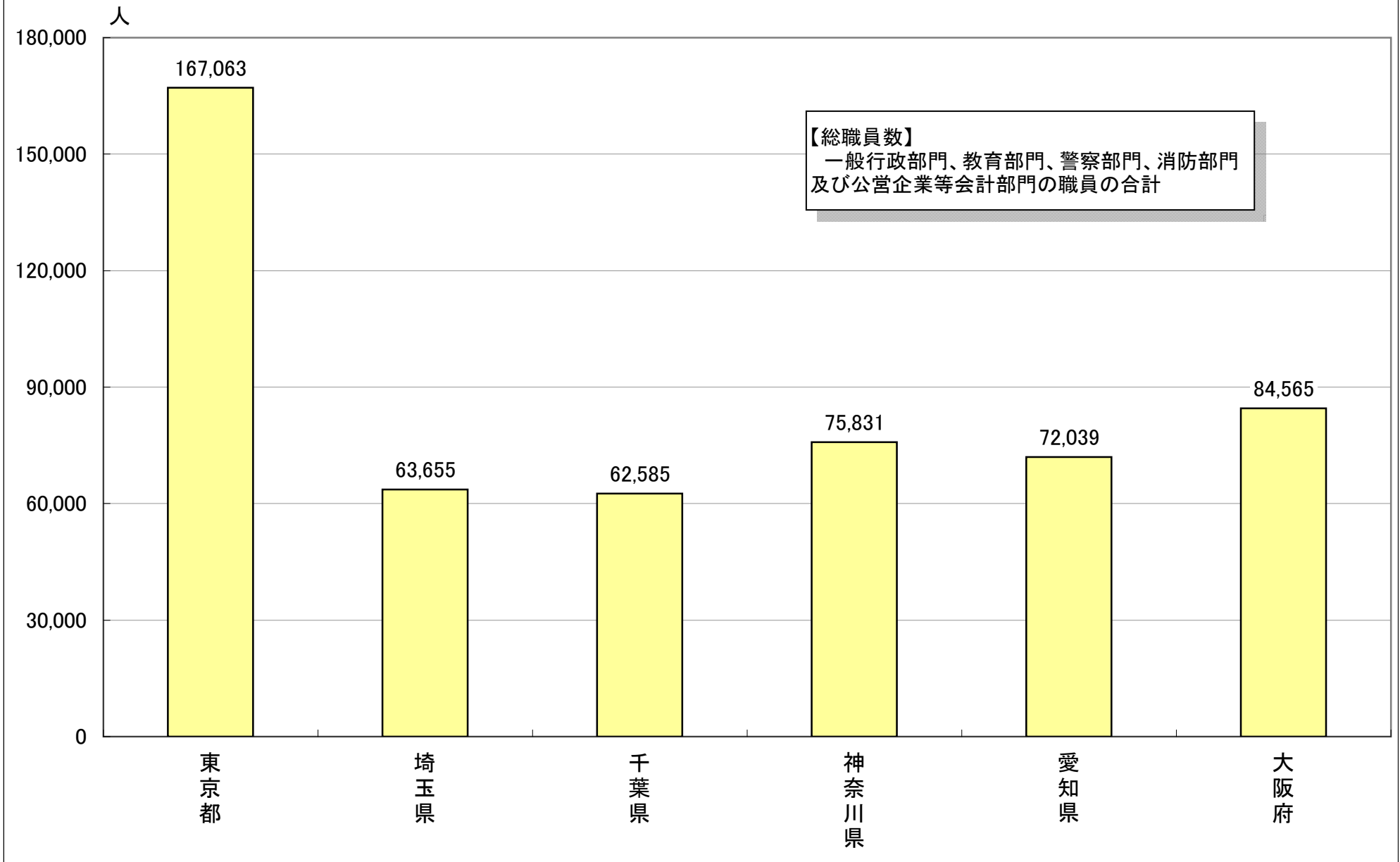
- ※都が特別区の存する区域で課する税
- ・市町村民税法人分
- ・固定資産税
- ・入湯税
- ・都市計画税
- ・市町村たばこ消費税

<現在> ～平成22年4月1日現在～

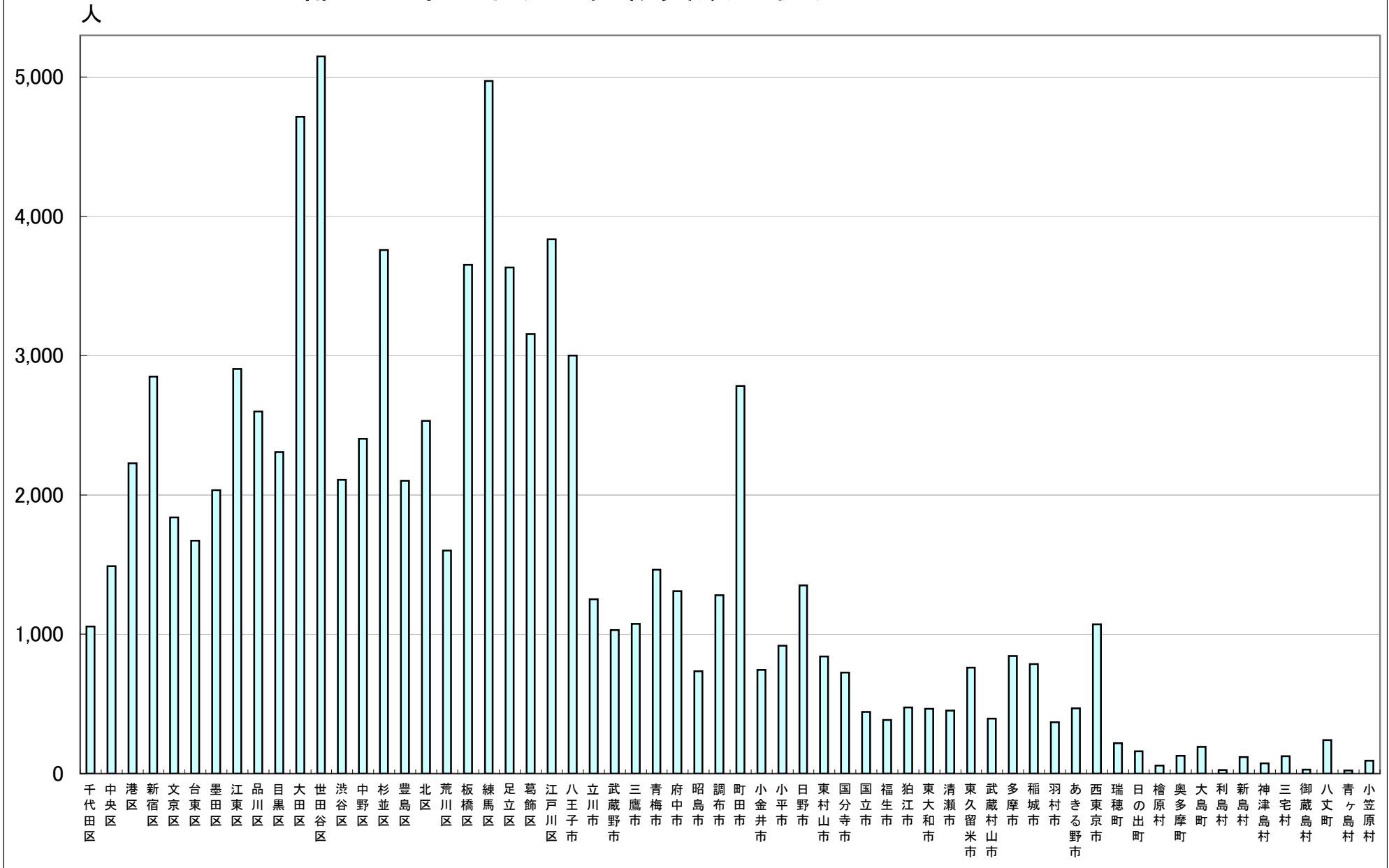


- ※都が特別区の存する区域で課する税
- 市町村民税法人分
- 固定資産税
- 特別土地保有税
- 事業所税
- 都市計画税
- は現在都内において課税されていない。

都道府県別 総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

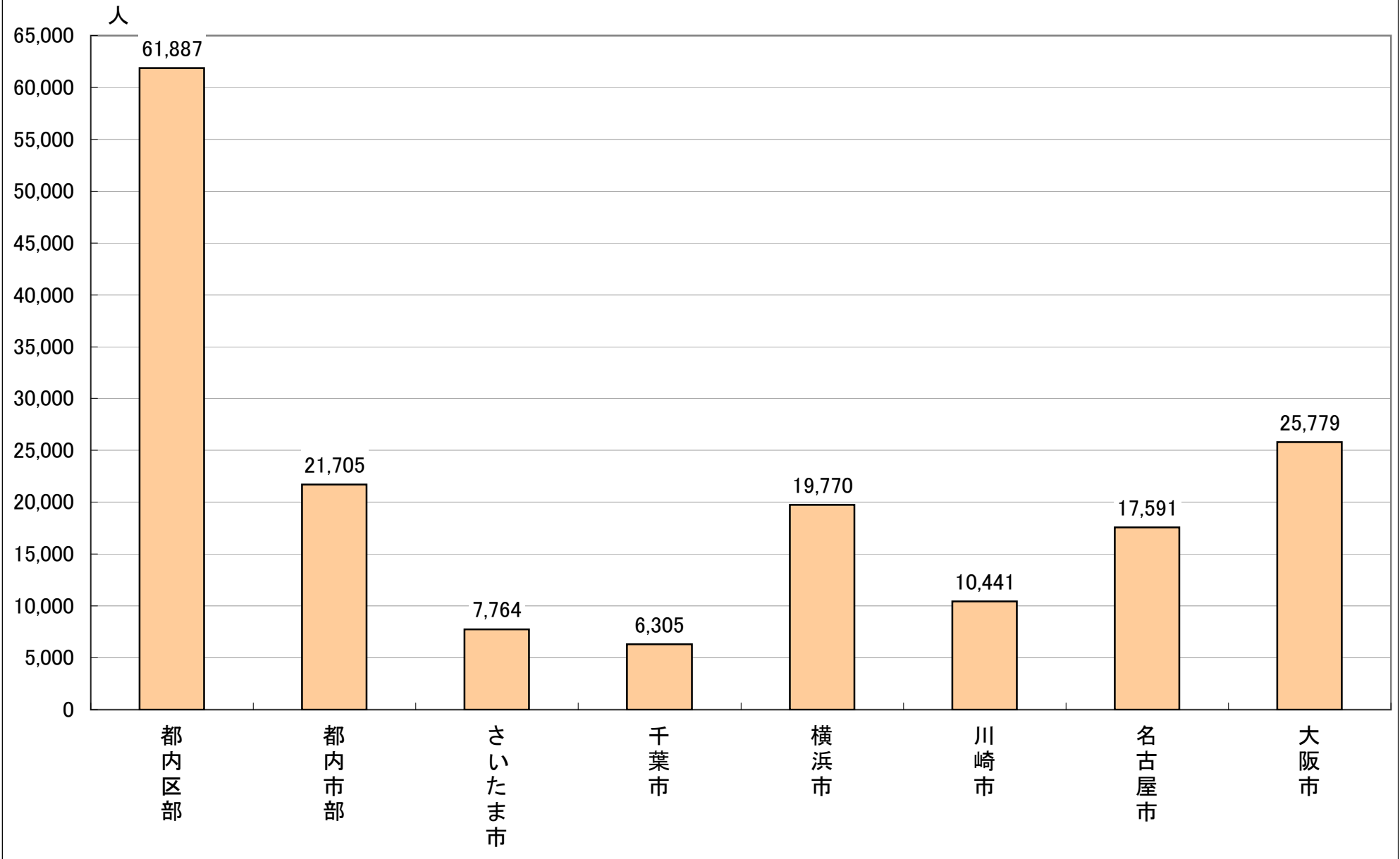


都内区市町村別 総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



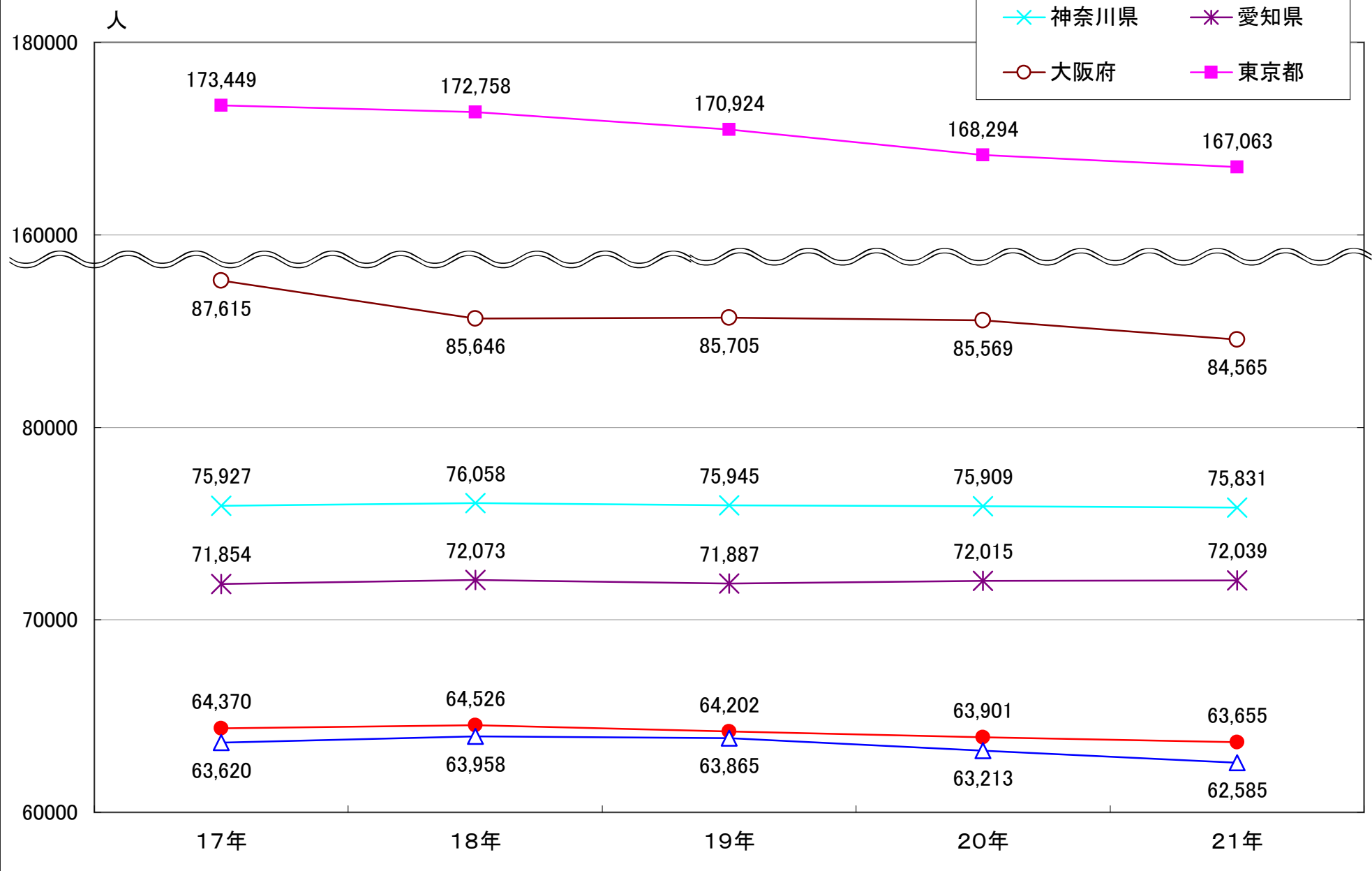
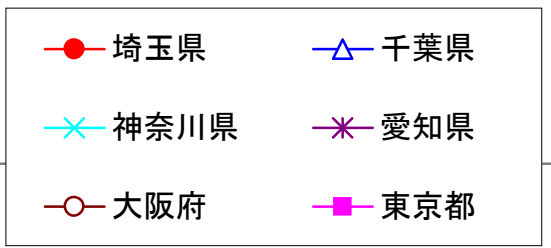
総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

指定都市別 総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



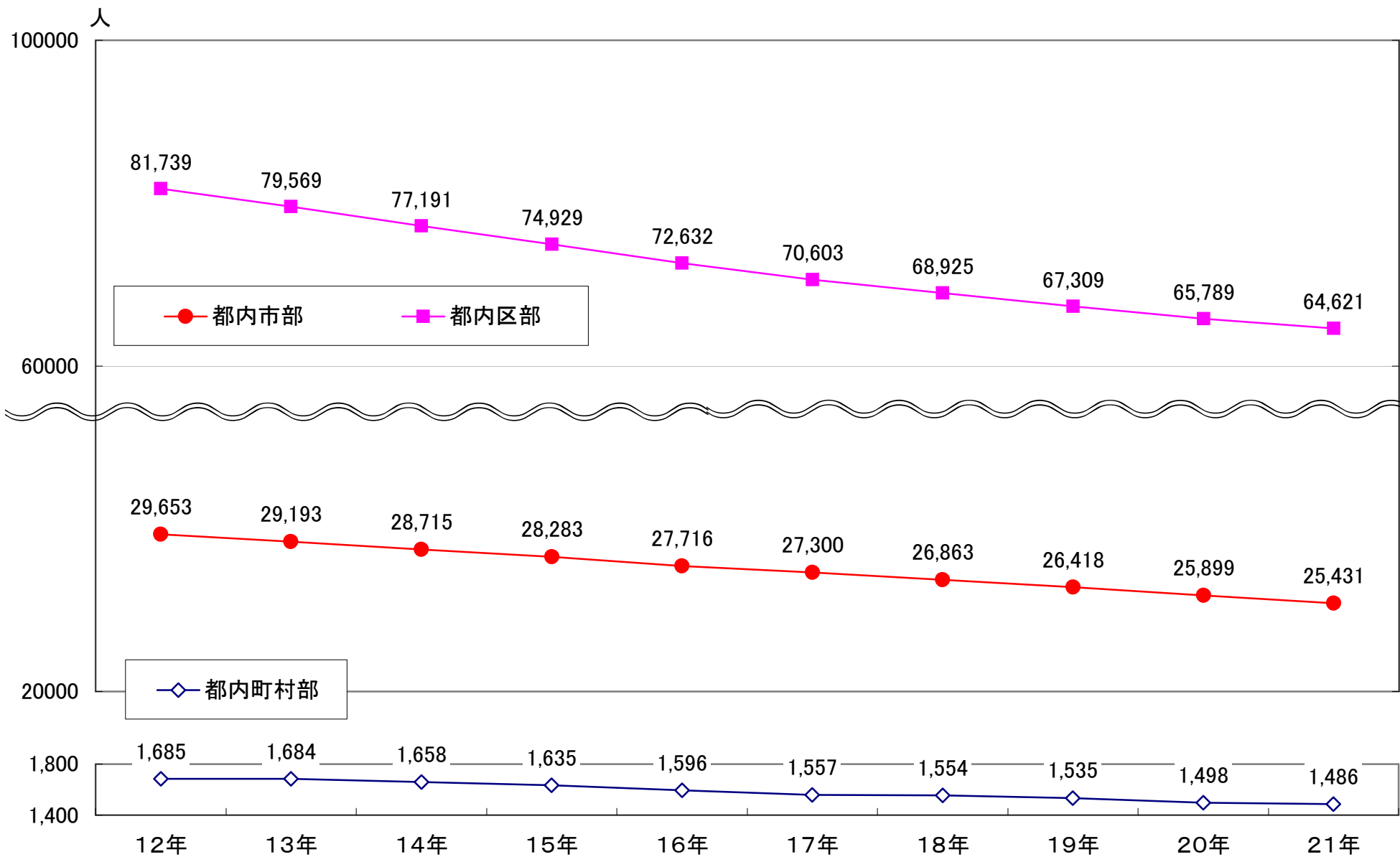
総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

都道府県別 総職員数の推移(平成17年～21年)

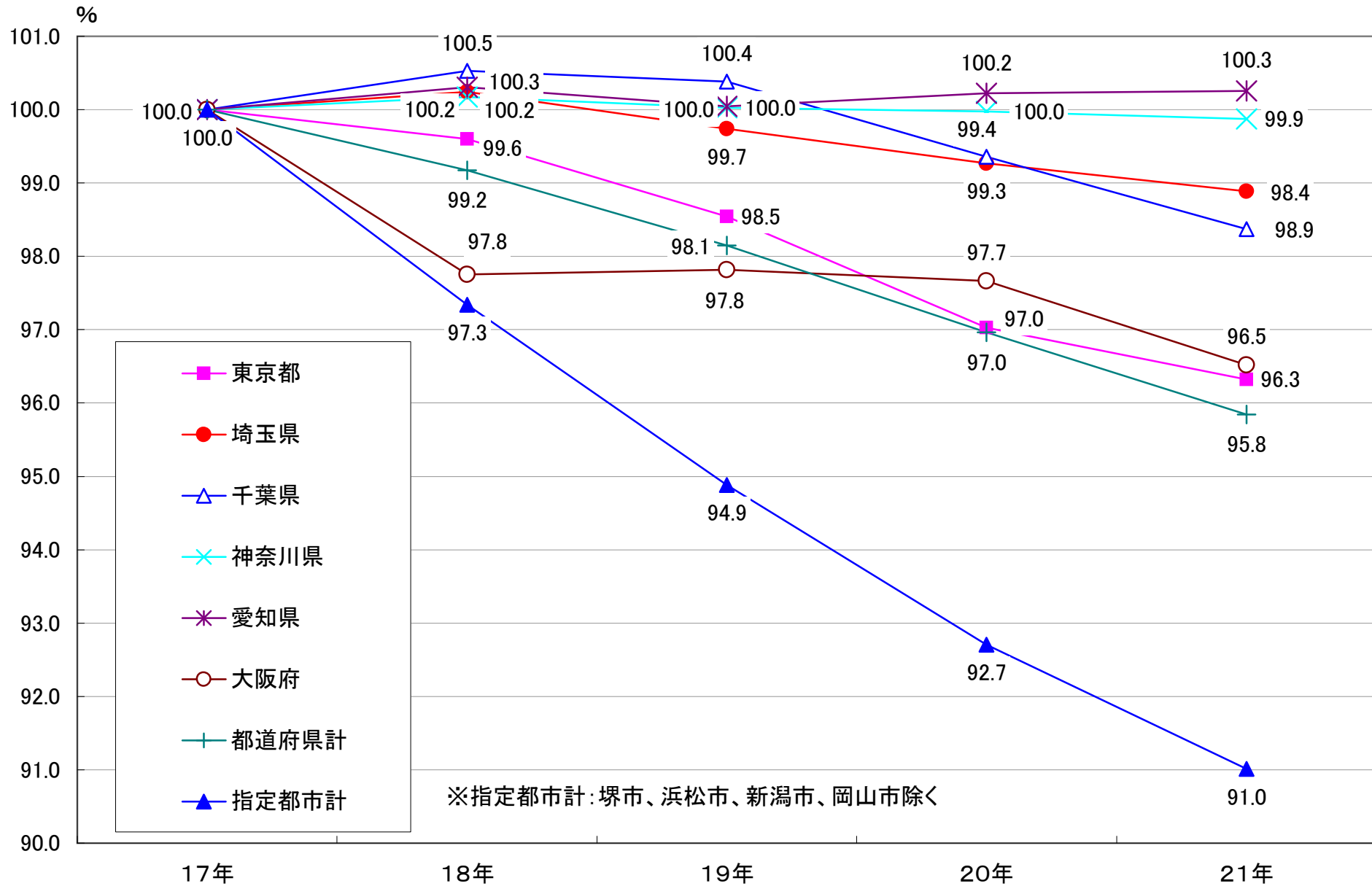


総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

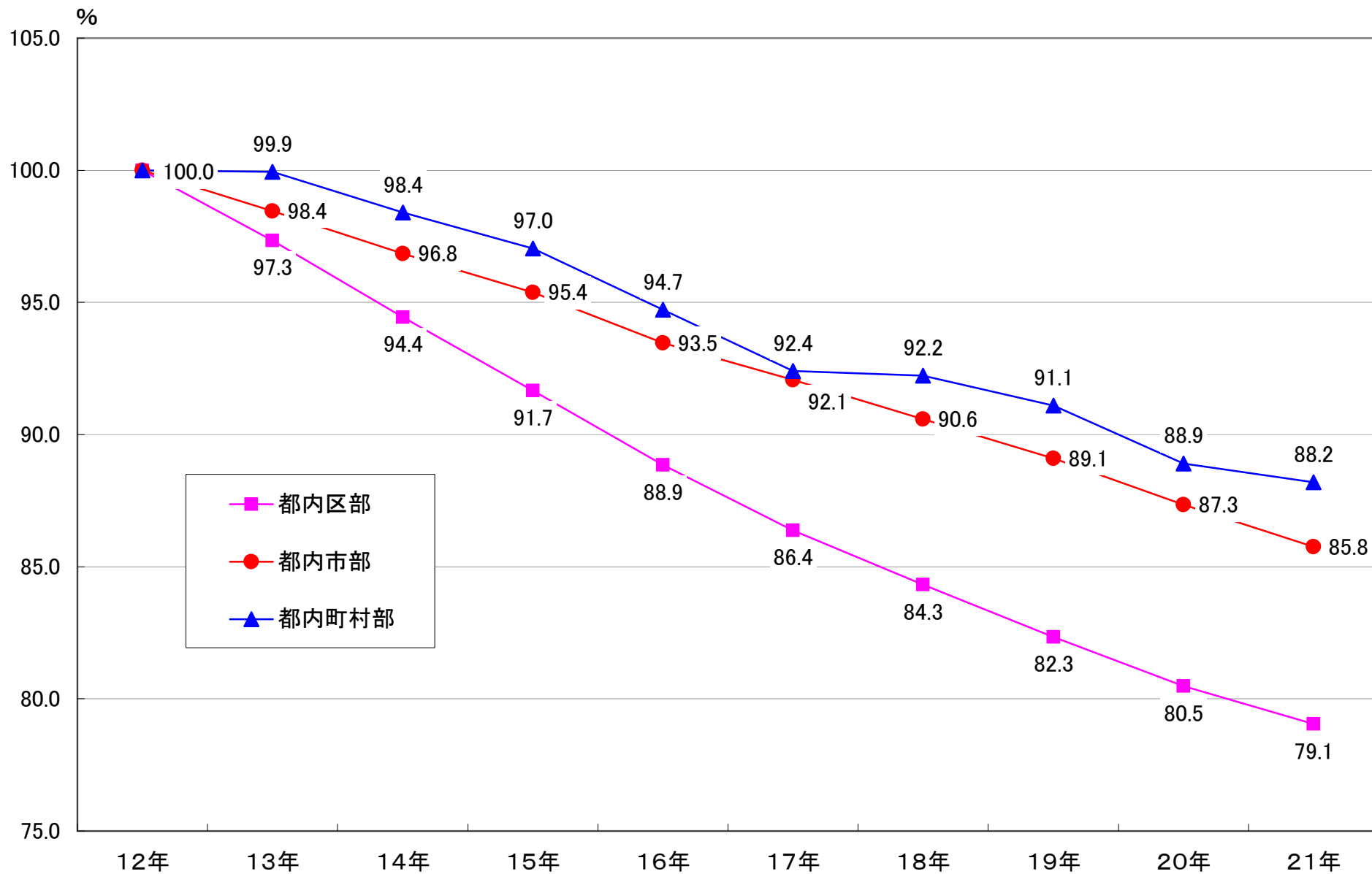
都内区市町村別 総職員数の推移(平成12年～21年)



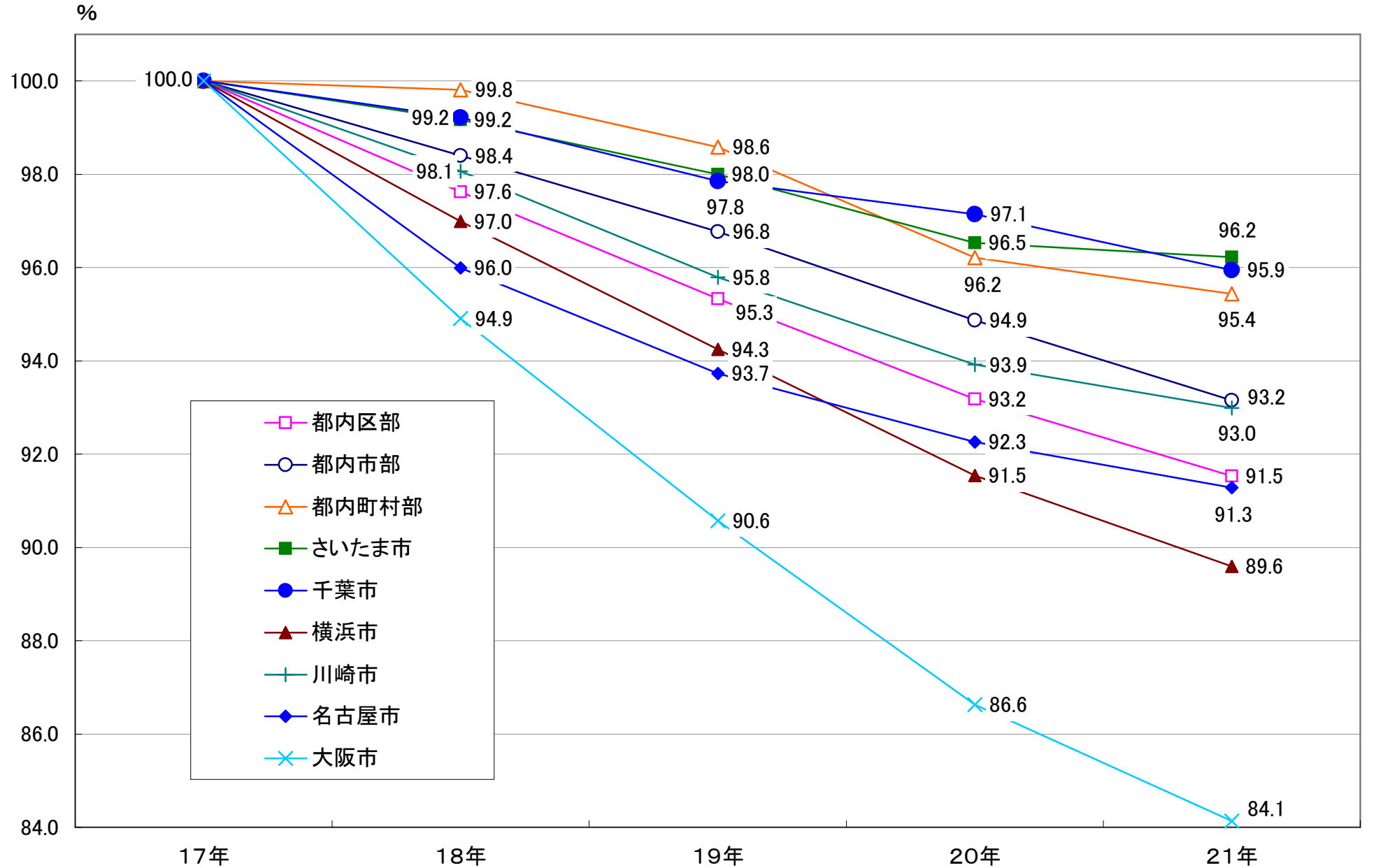
都道府県別 総職員数の推移(平成17年を100とした場合)



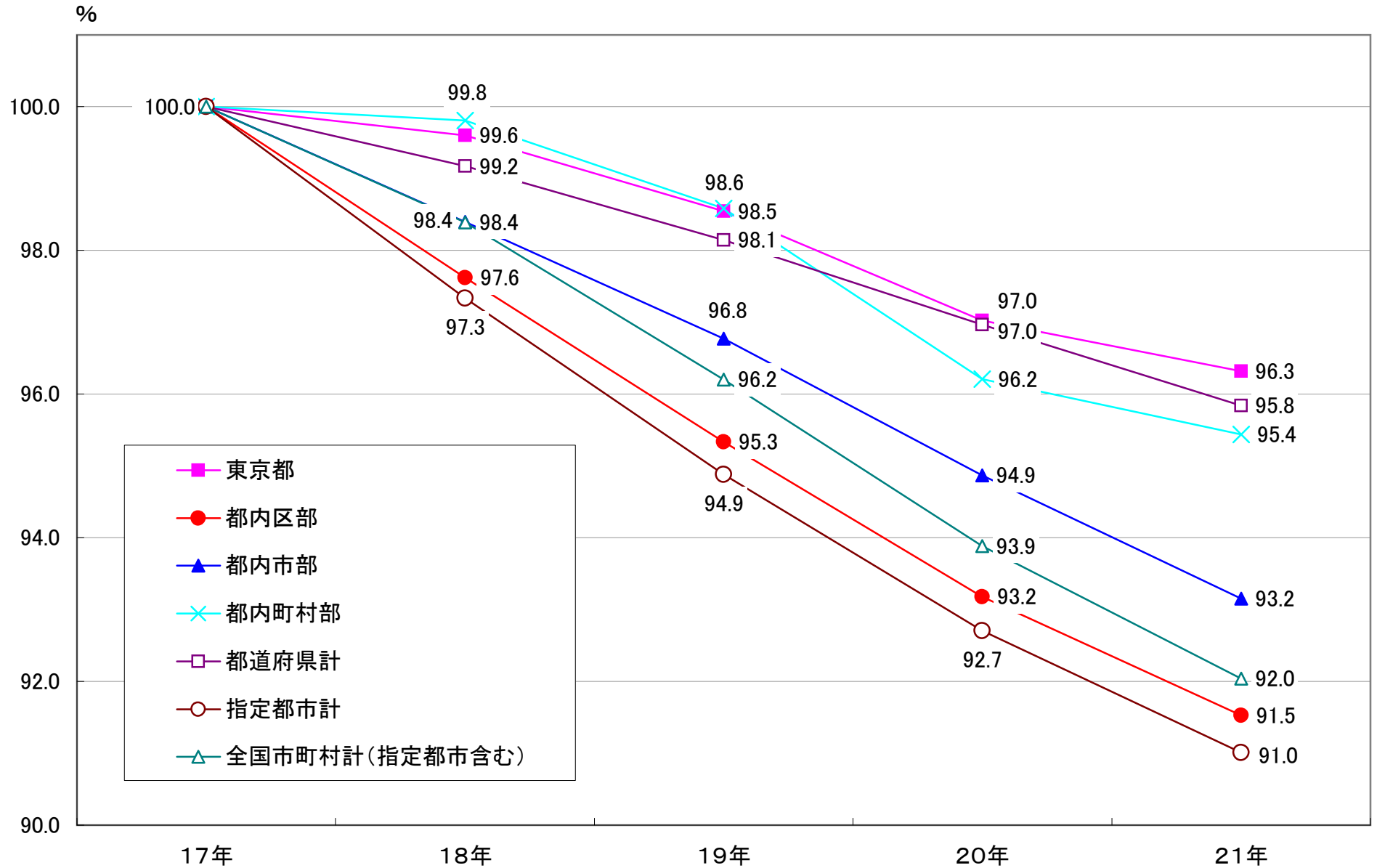
都内区市町村別 総職員数の推移(平成12年を100とした場合)



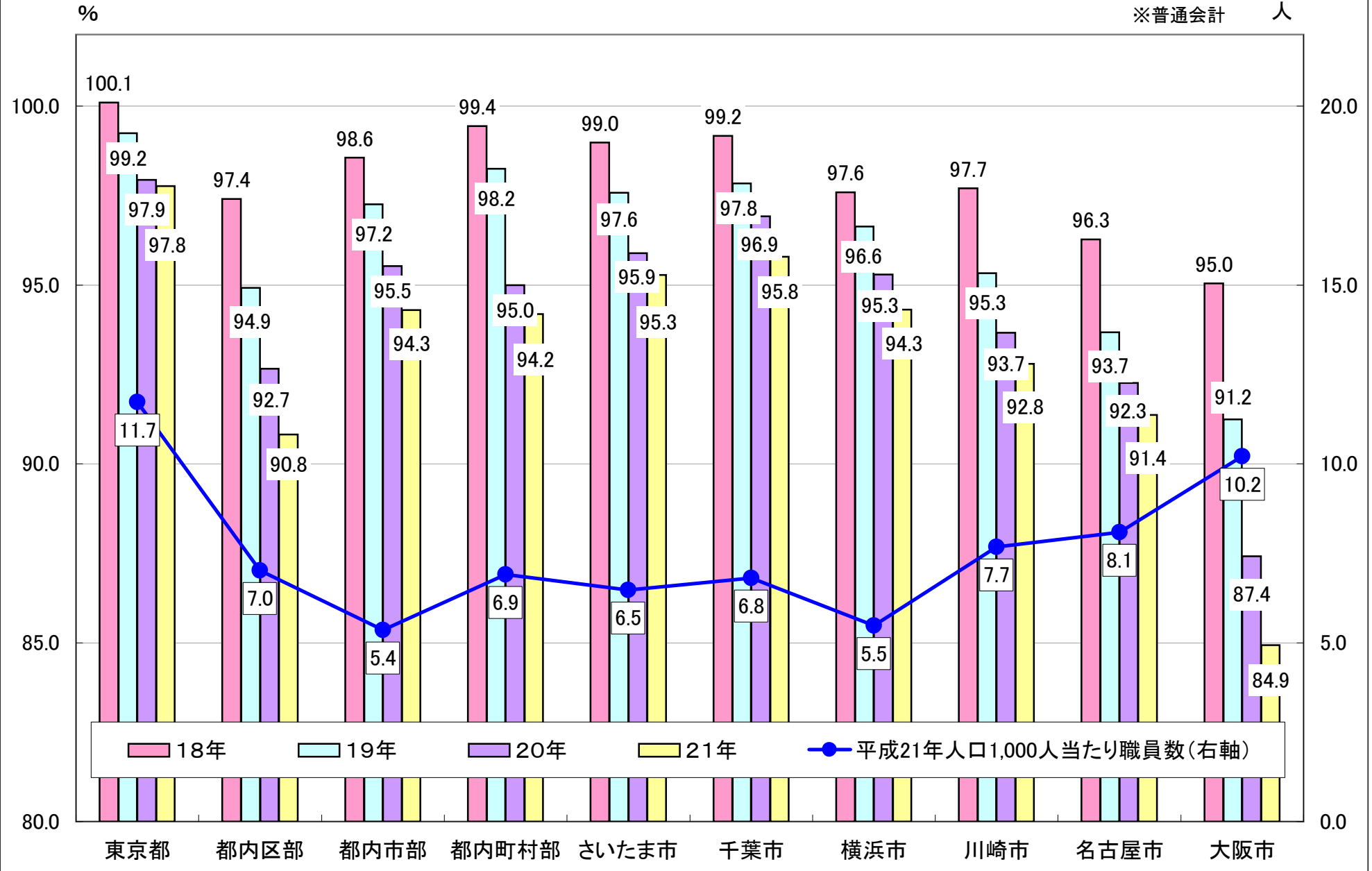
指定都市別 総職員数の推移(平成17年を100とした場合)



全国 総職員数の推移(平成17年を100とした場合)

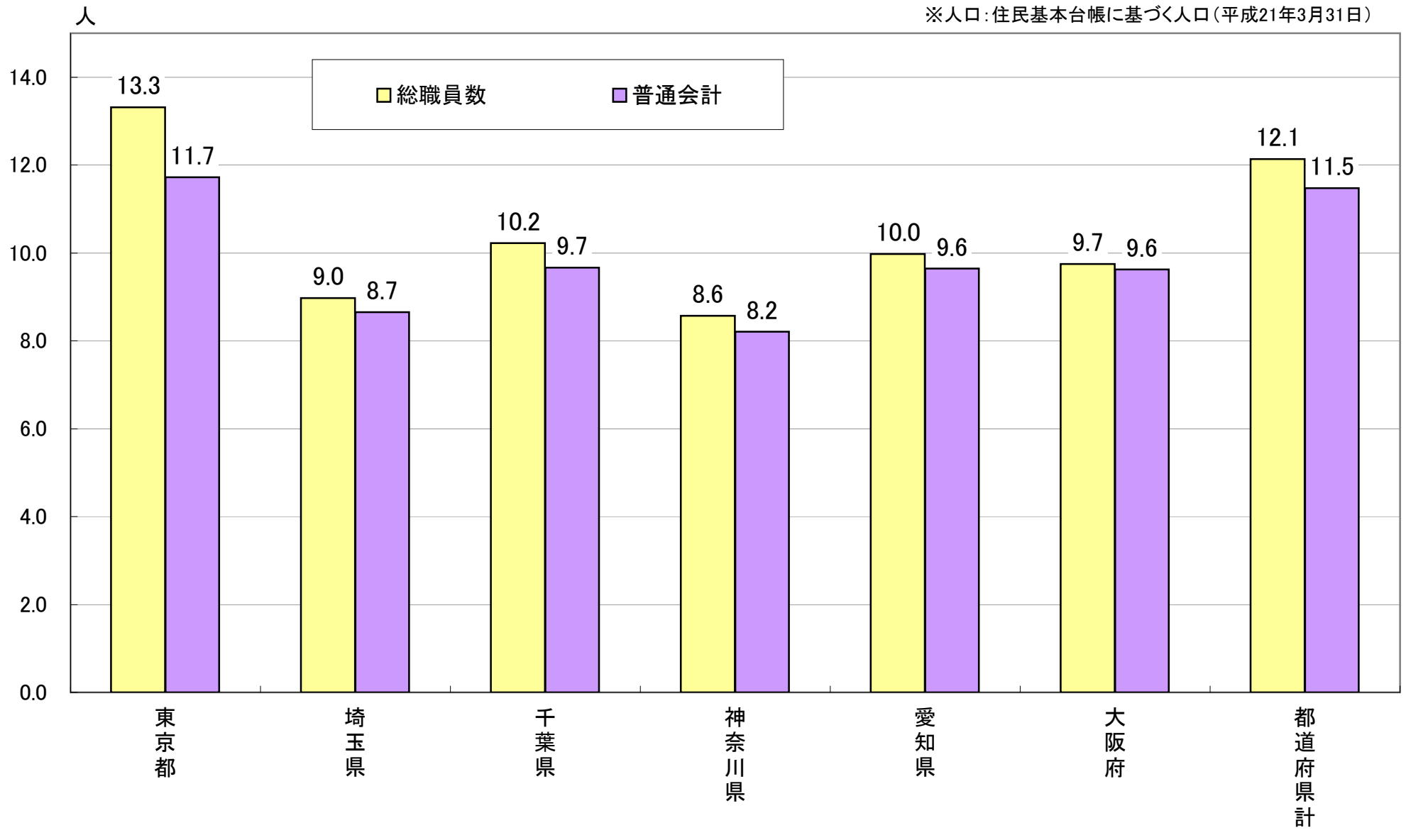


指定都市別 職員数の推移(平成17年を100とした場合)



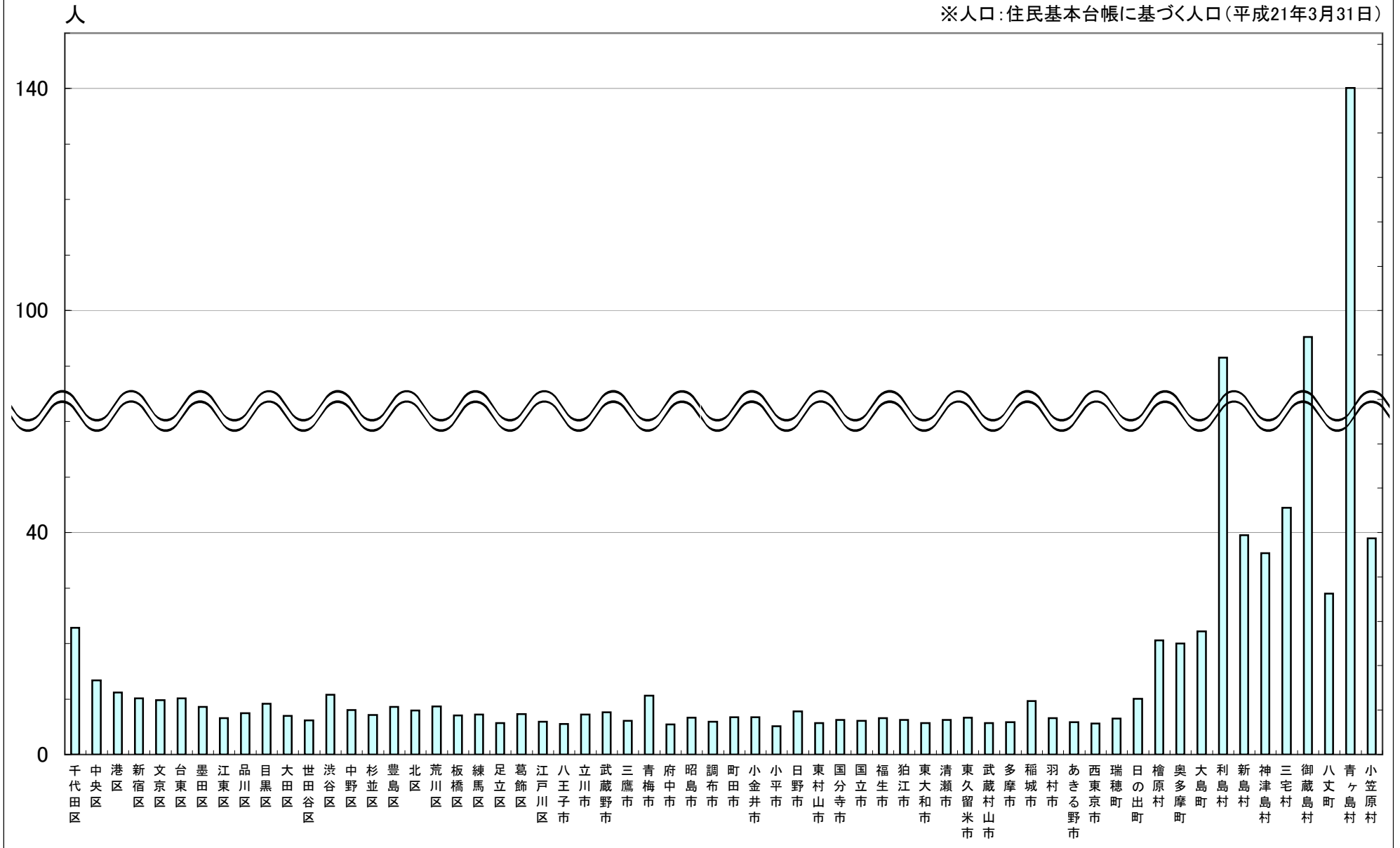
総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

都道府県別 人口1,000人当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



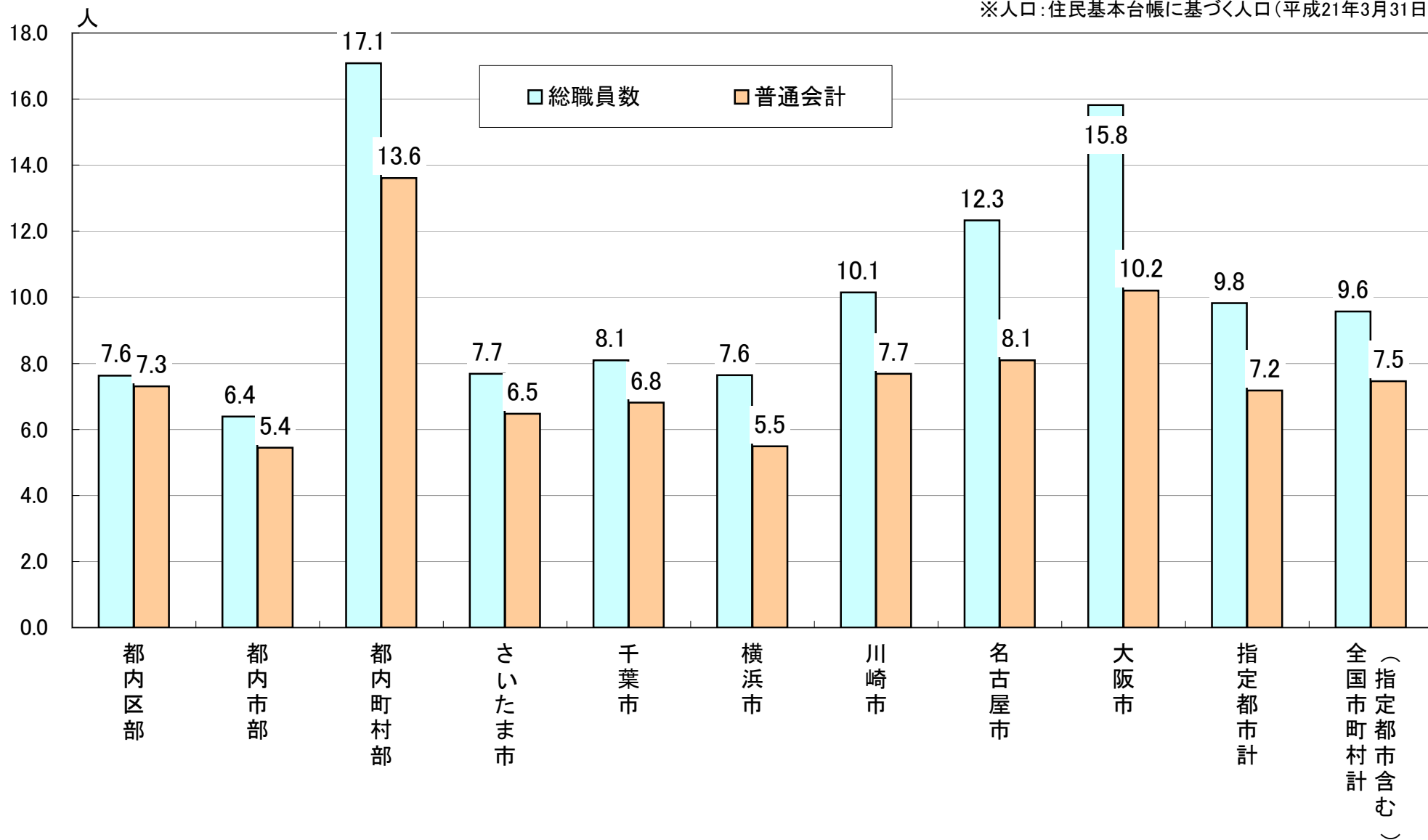
都内区市町村別 人口1,000人当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)

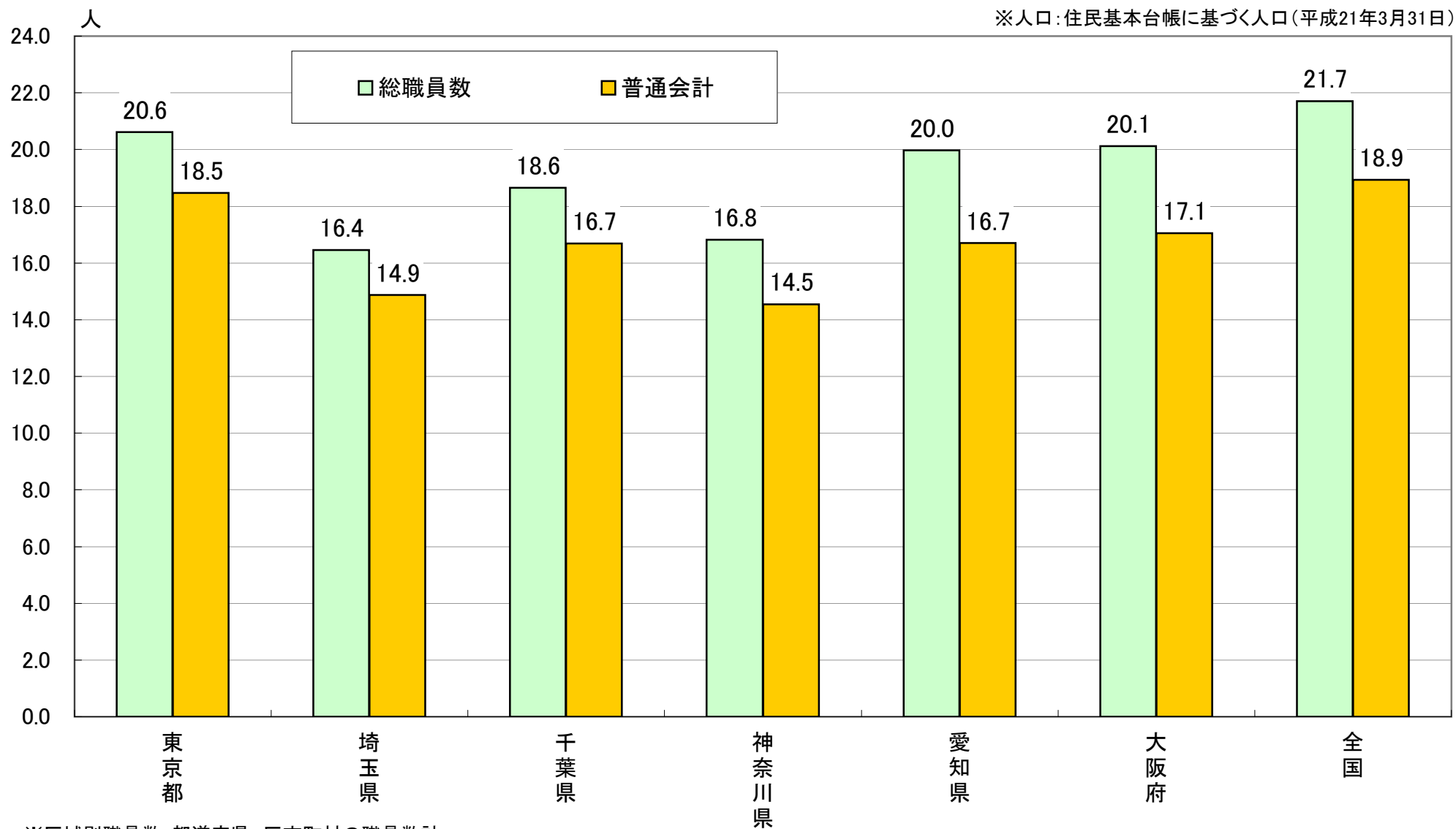


指定都市別 人口1,000人当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

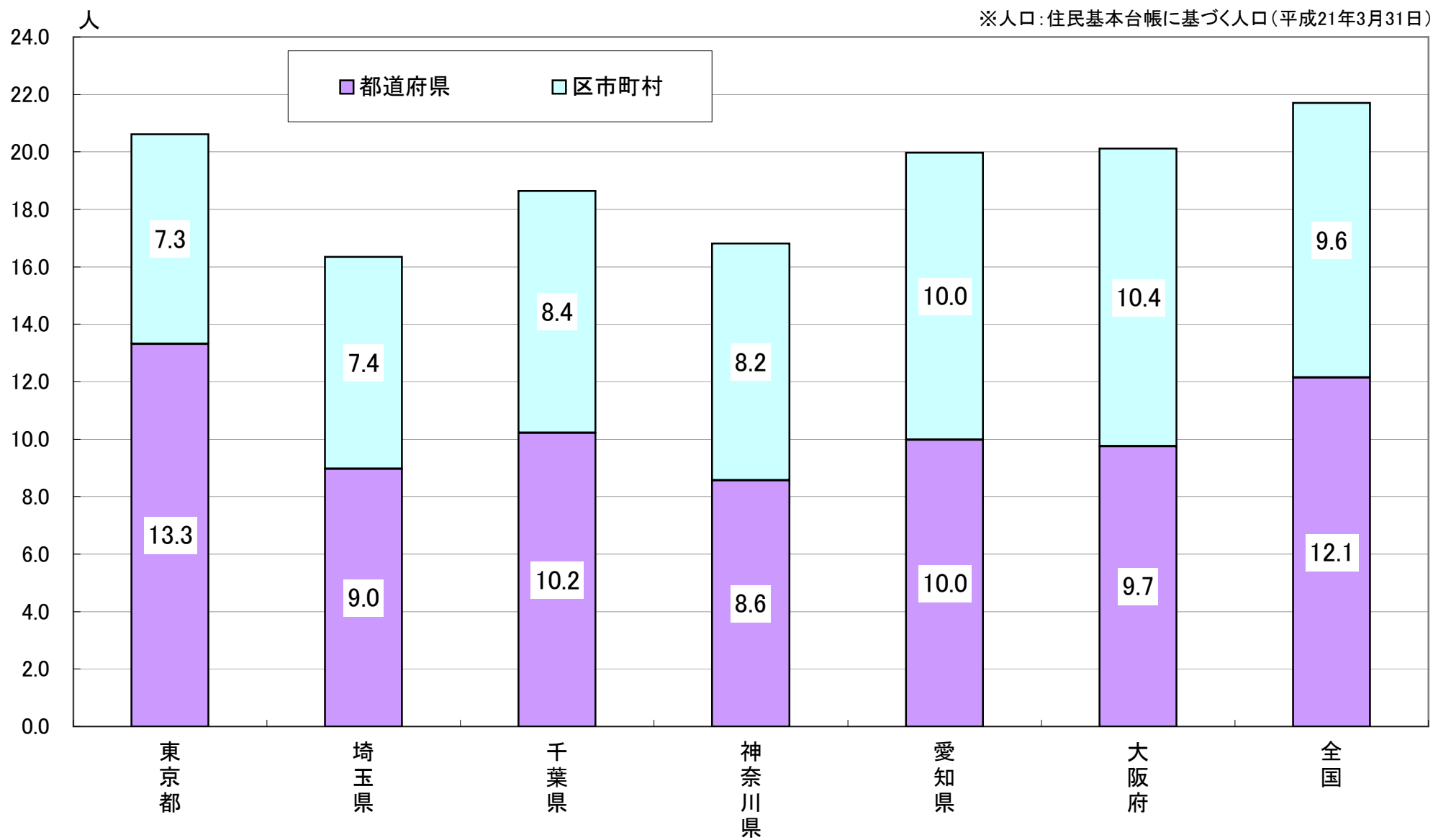
※人口：住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



区域別 人口1,000人当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

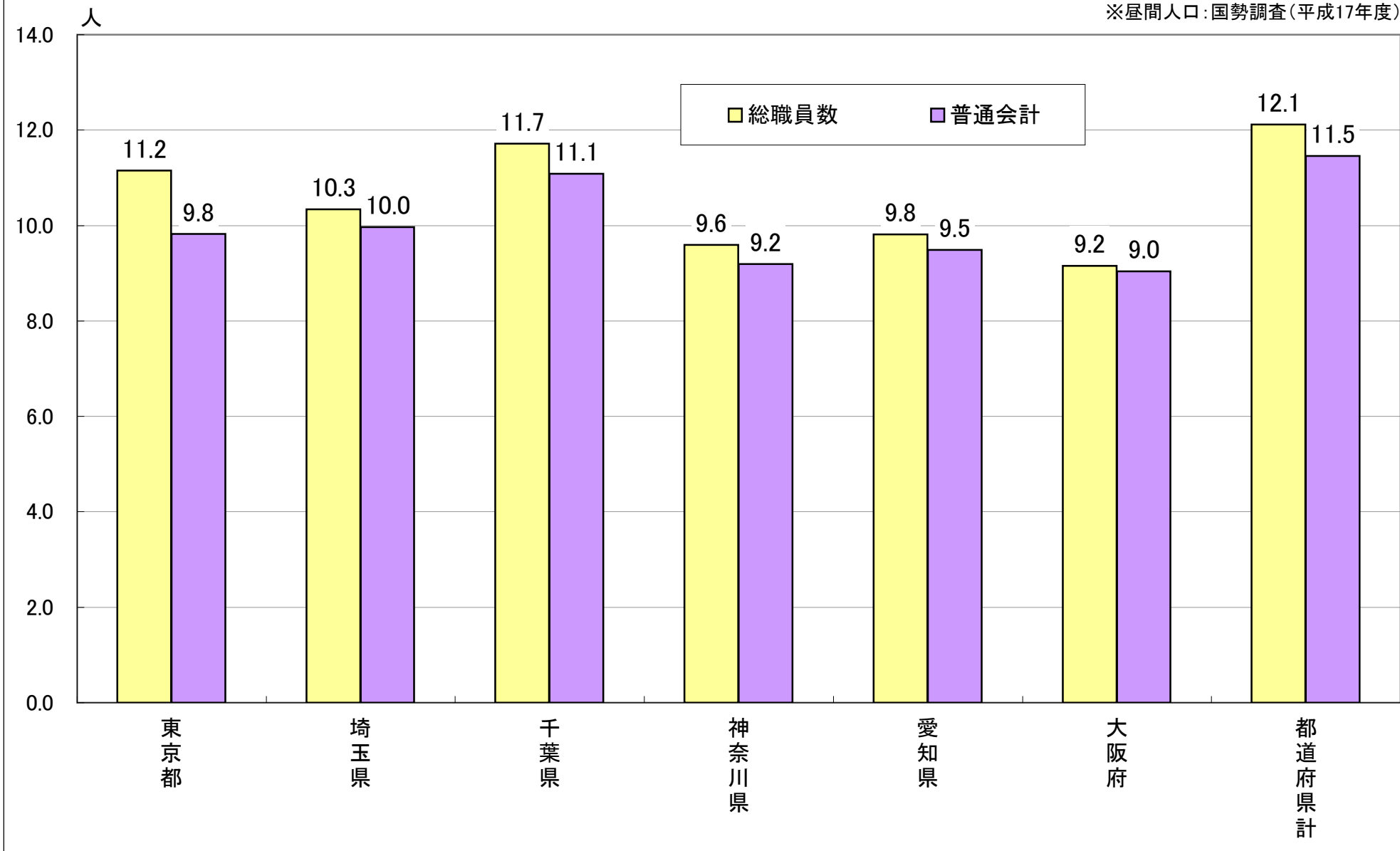


区域別団体別 人口1,000人当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



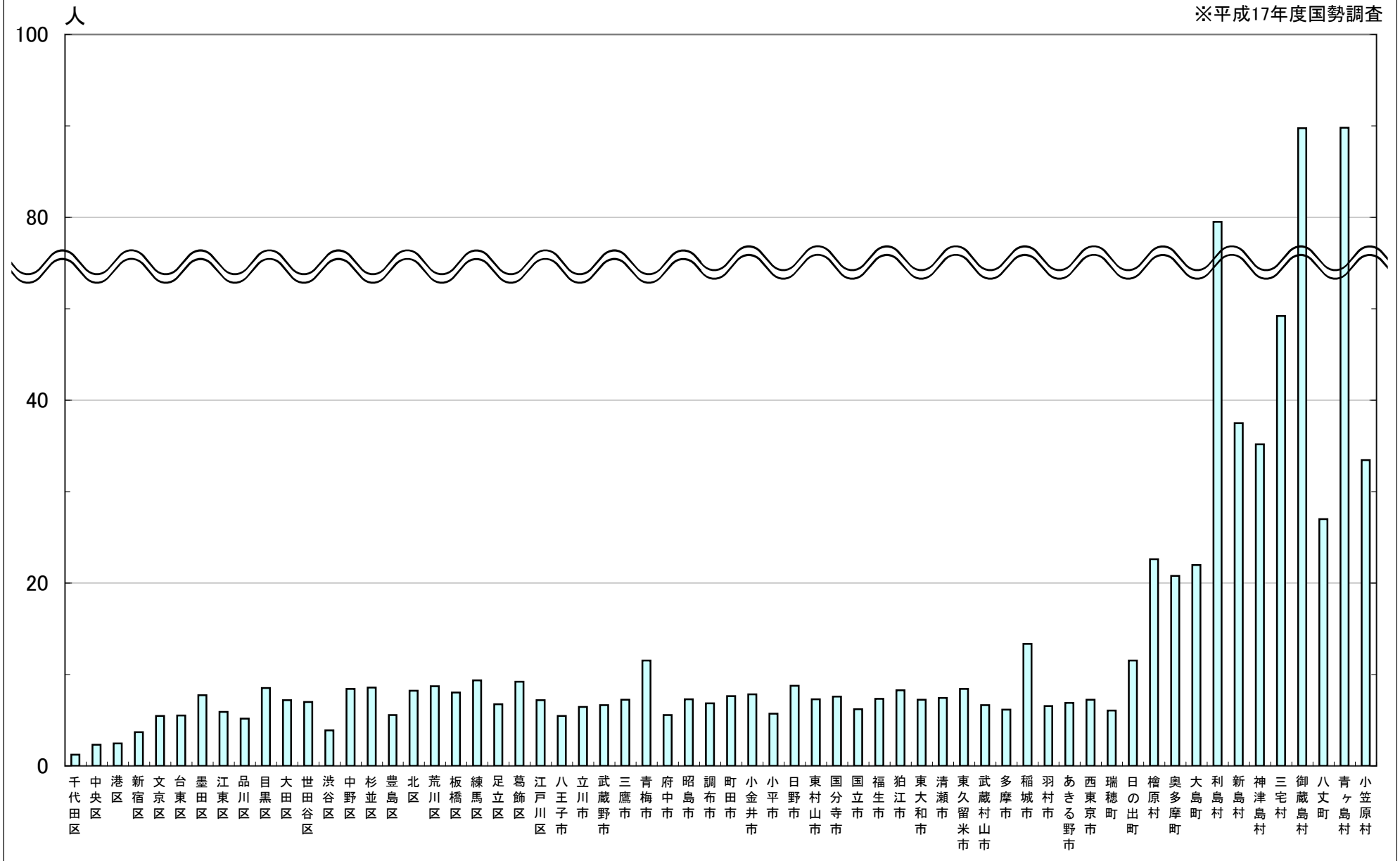
都道府県別 昼間人口1,000人当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

※昼間人口：国勢調査(平成17年度)



区市町村別 昼間人口1,000人当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

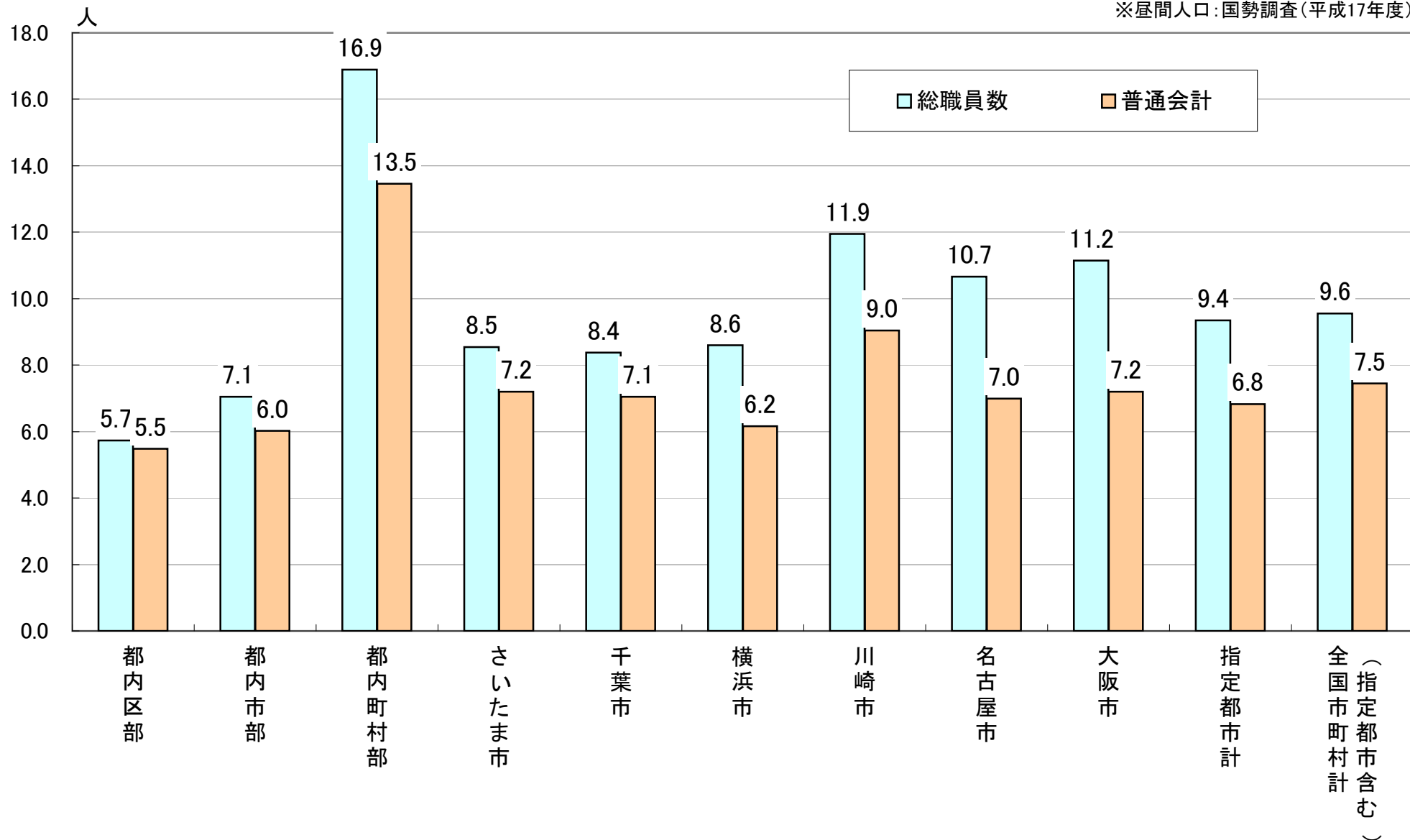
※平成17年度国勢調査



総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

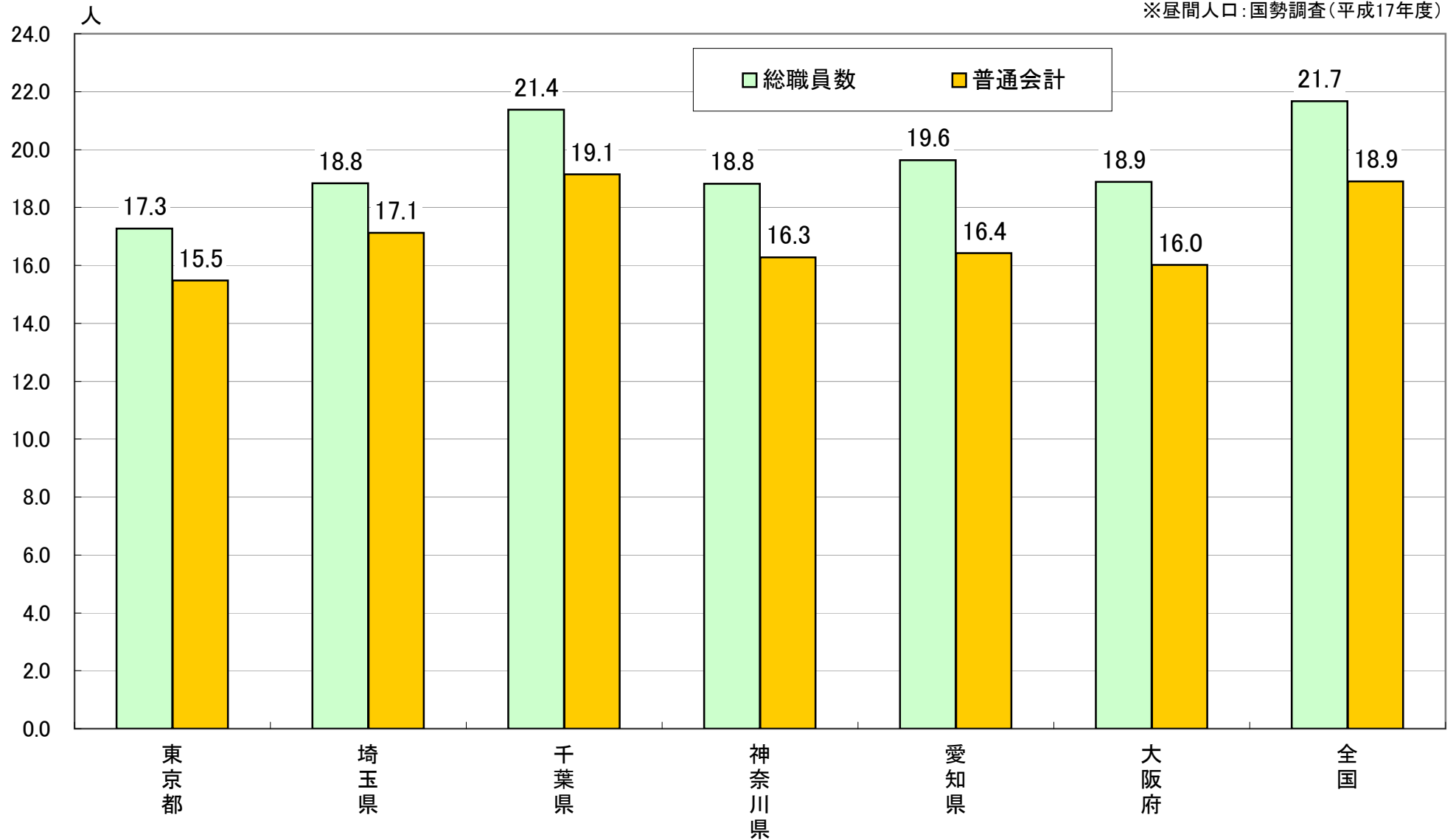
指定都市別 昼間人口1,000人当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

※昼間人口:国勢調査(平成17年度)



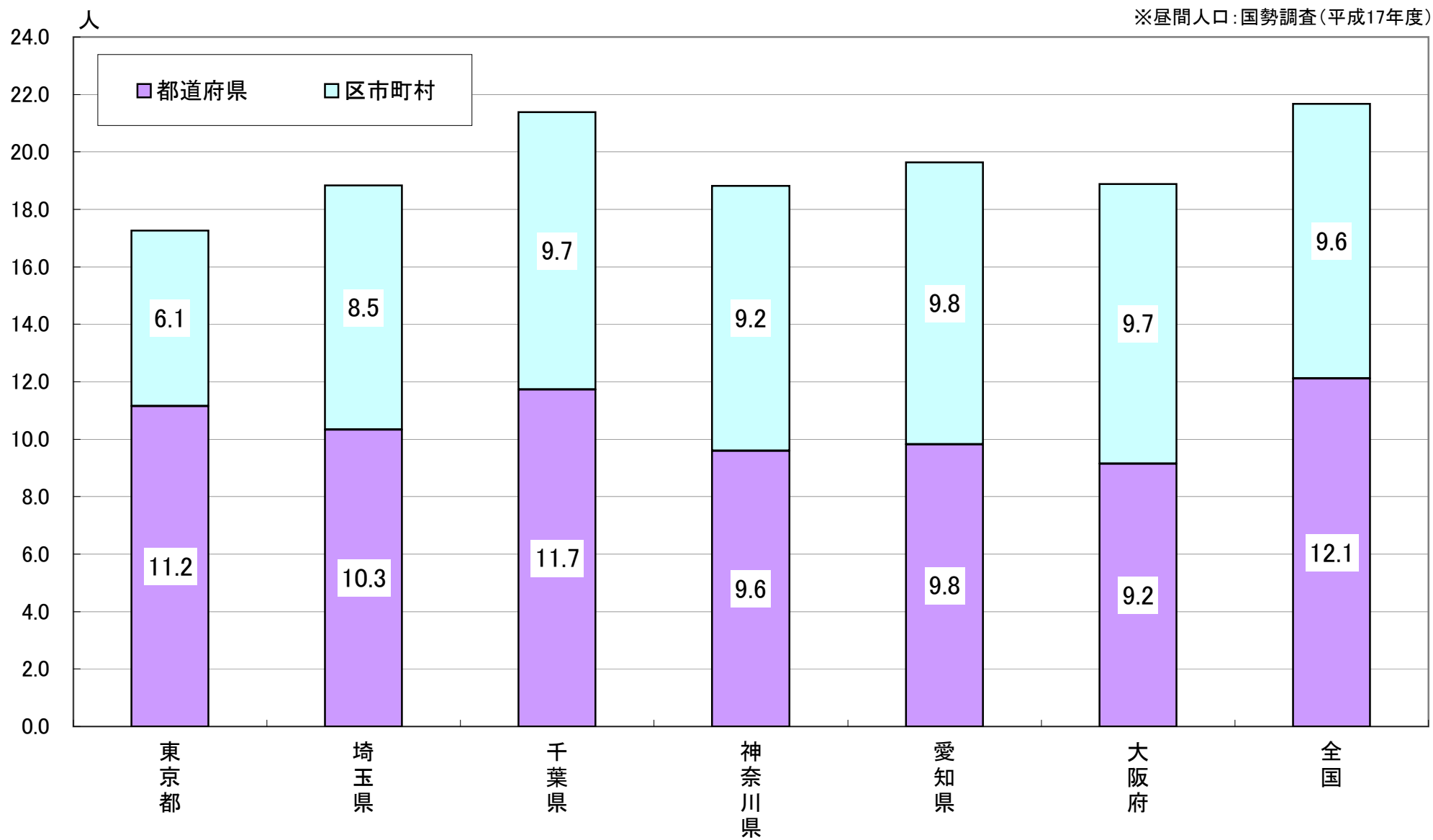
区域別 昼間人口1,000人当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

※昼間人口：国勢調査(平成17年度)



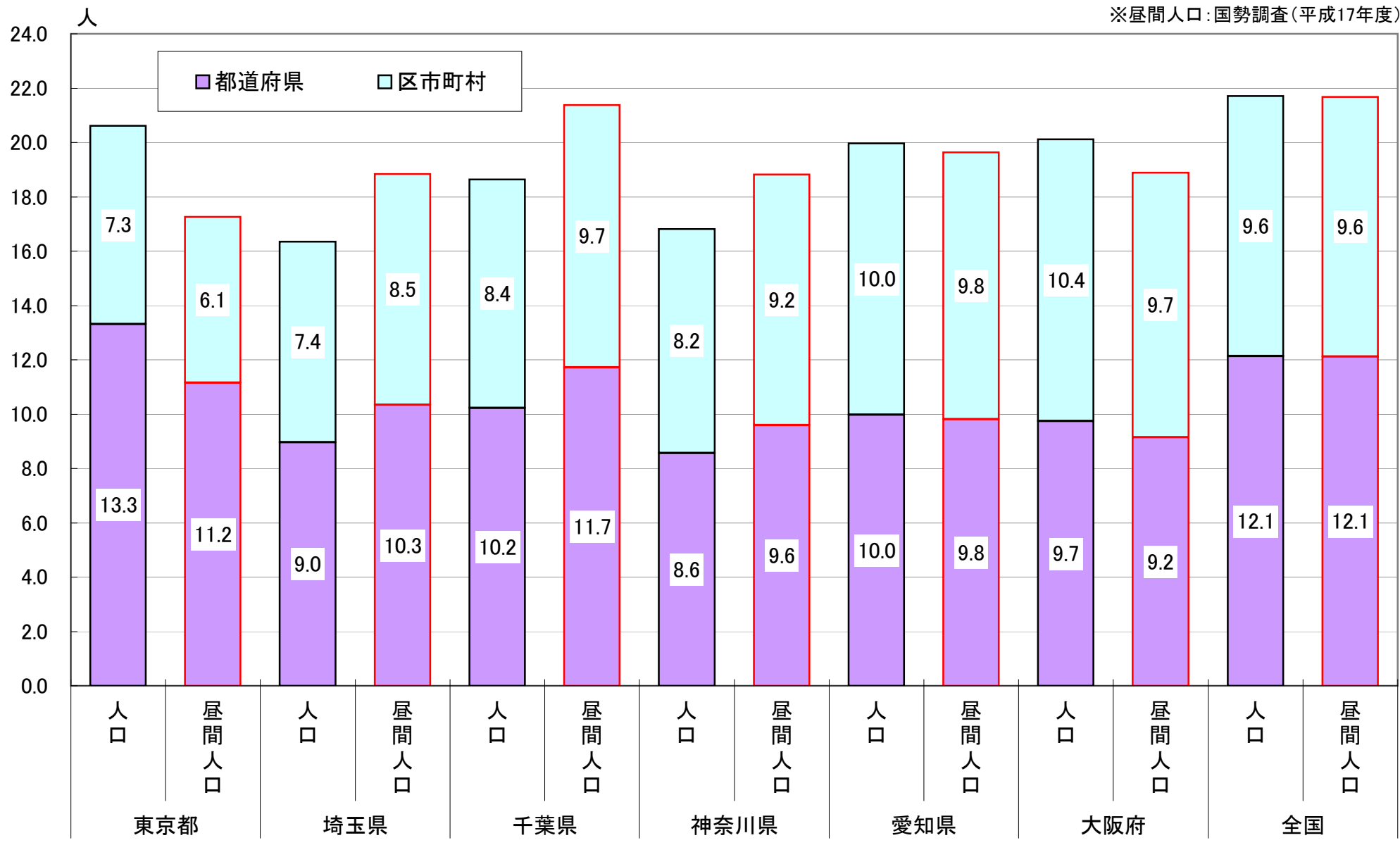
※区域別職員数：都道府県、区市町村の職員数計

区域別団体別 昼間人口1,000人当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



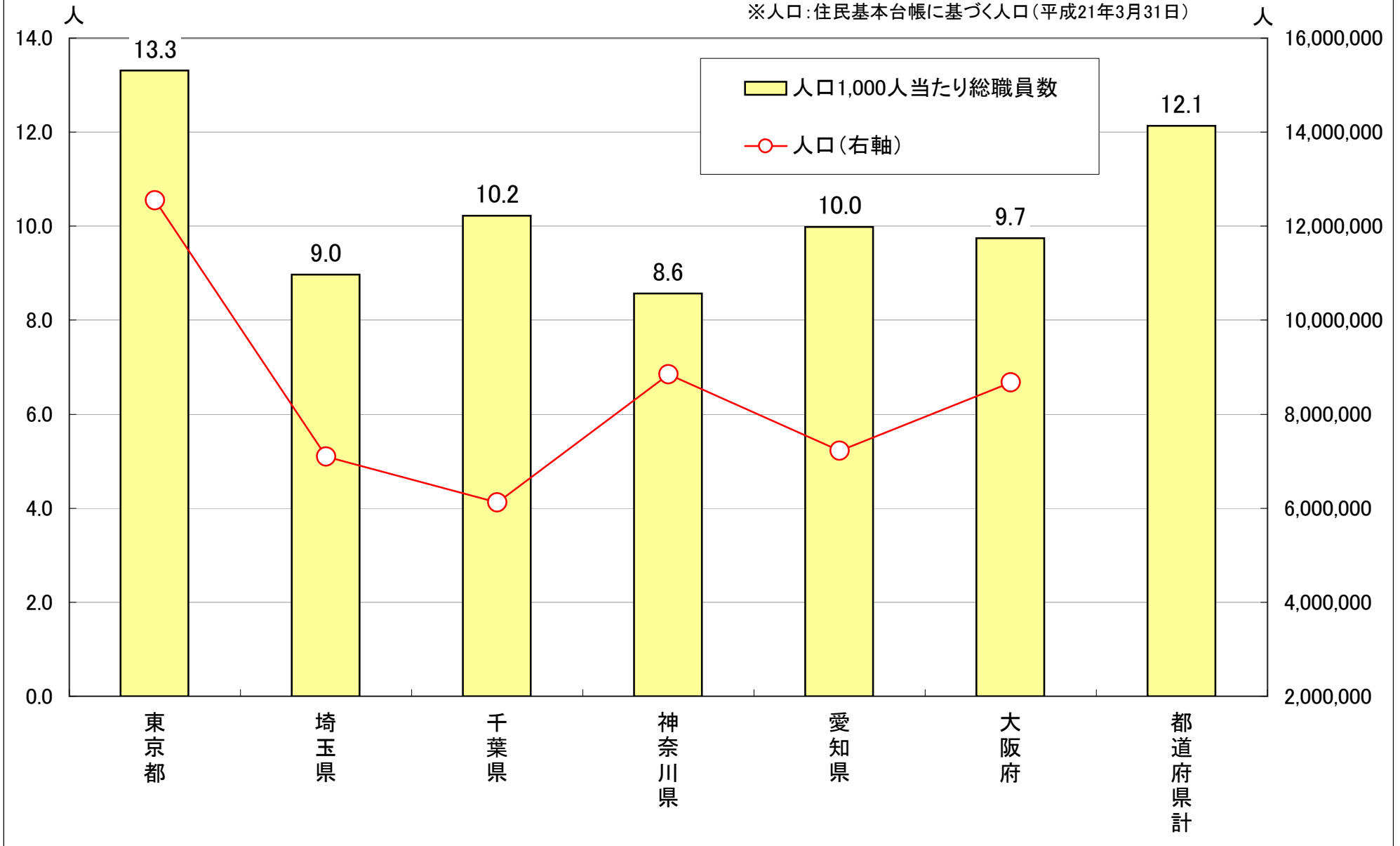
区域別団体別 人口・昼間人口1,000人当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

※昼間人口:国勢調査(平成17年度)



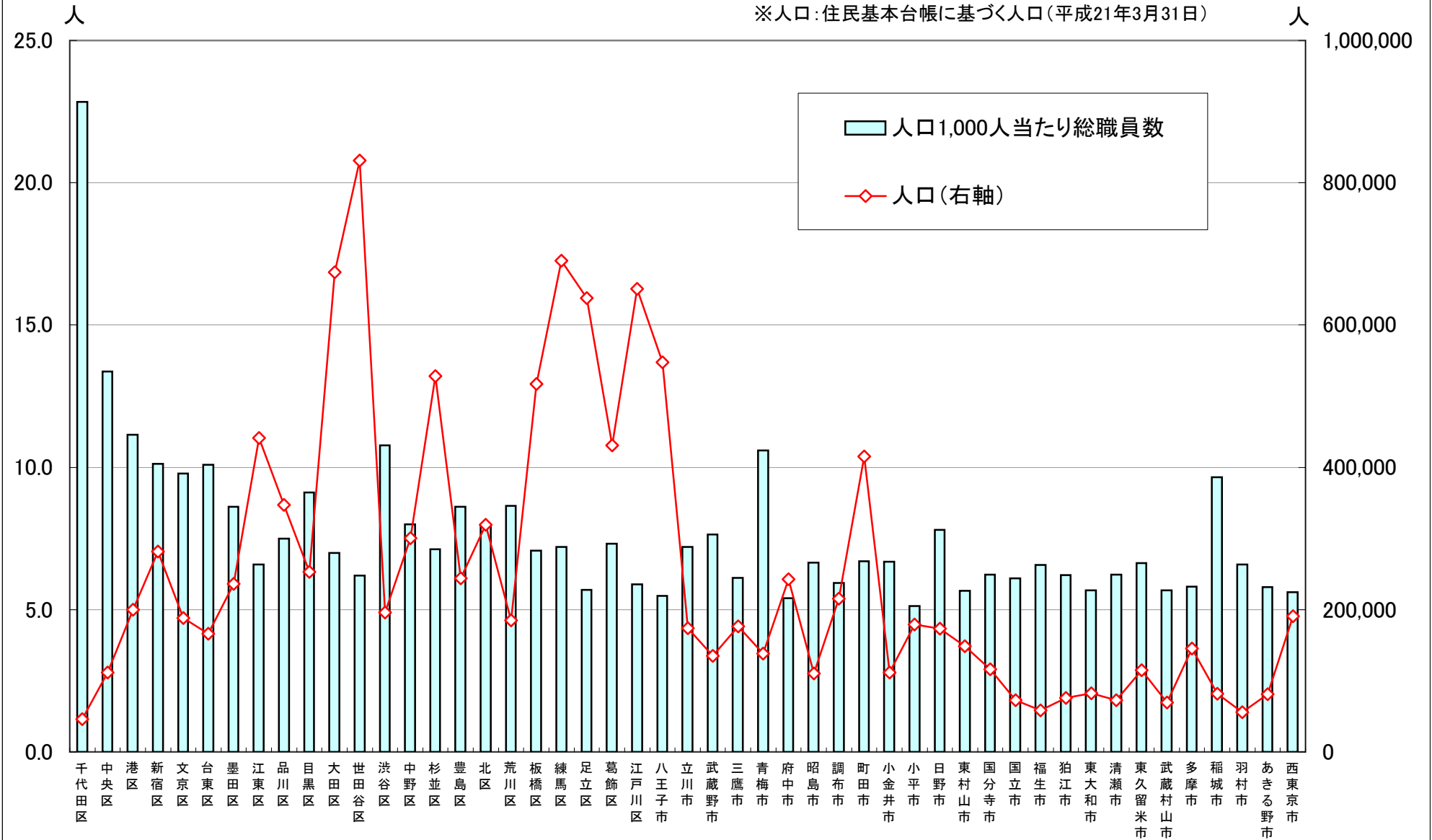
都道府県別 人口1,000人当たり総職員数と人口 (平成21年4月1日現在)

※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



都内区市別 人口1,000人当たり総職員数と人口 (平成21年4月1日現在)

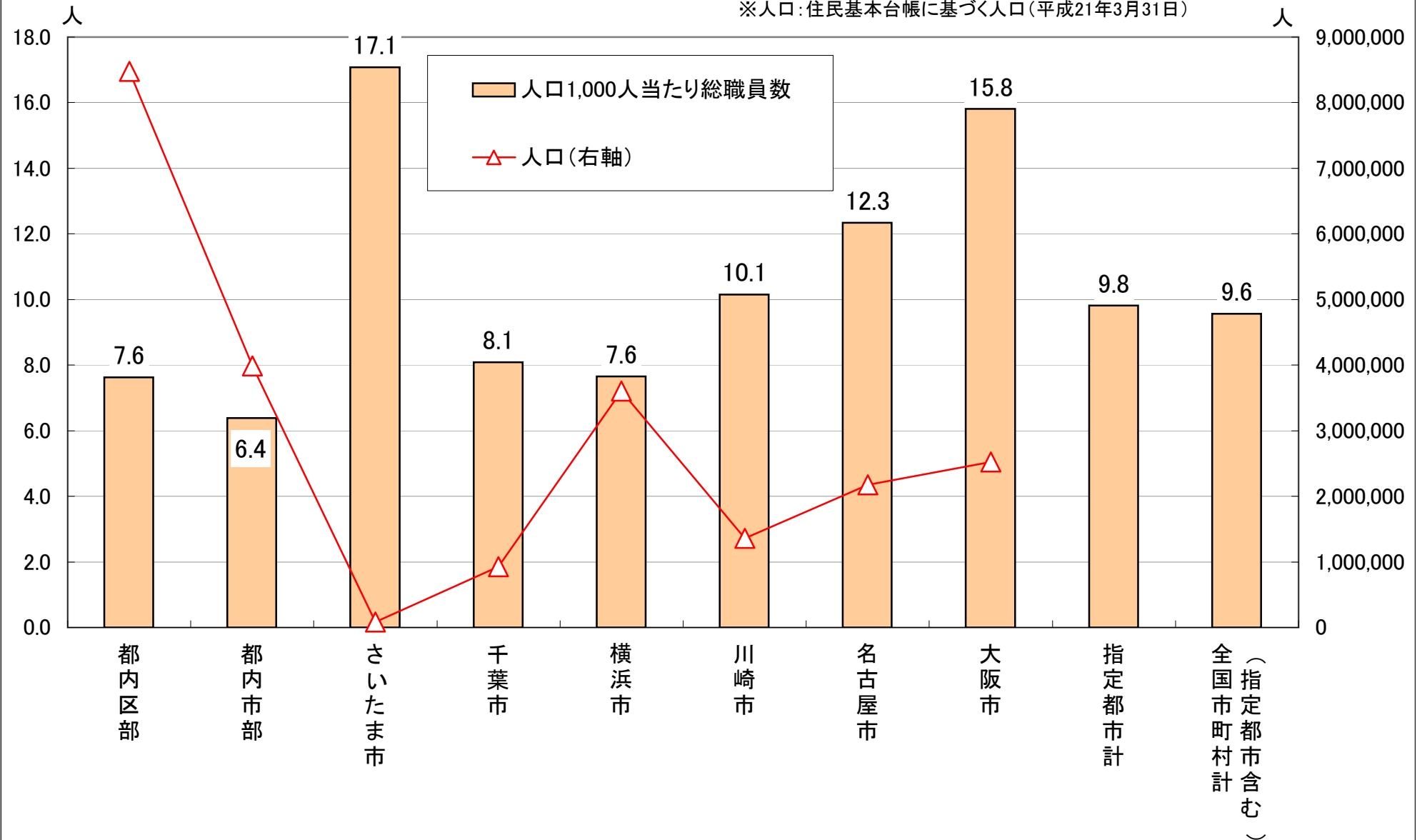
※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

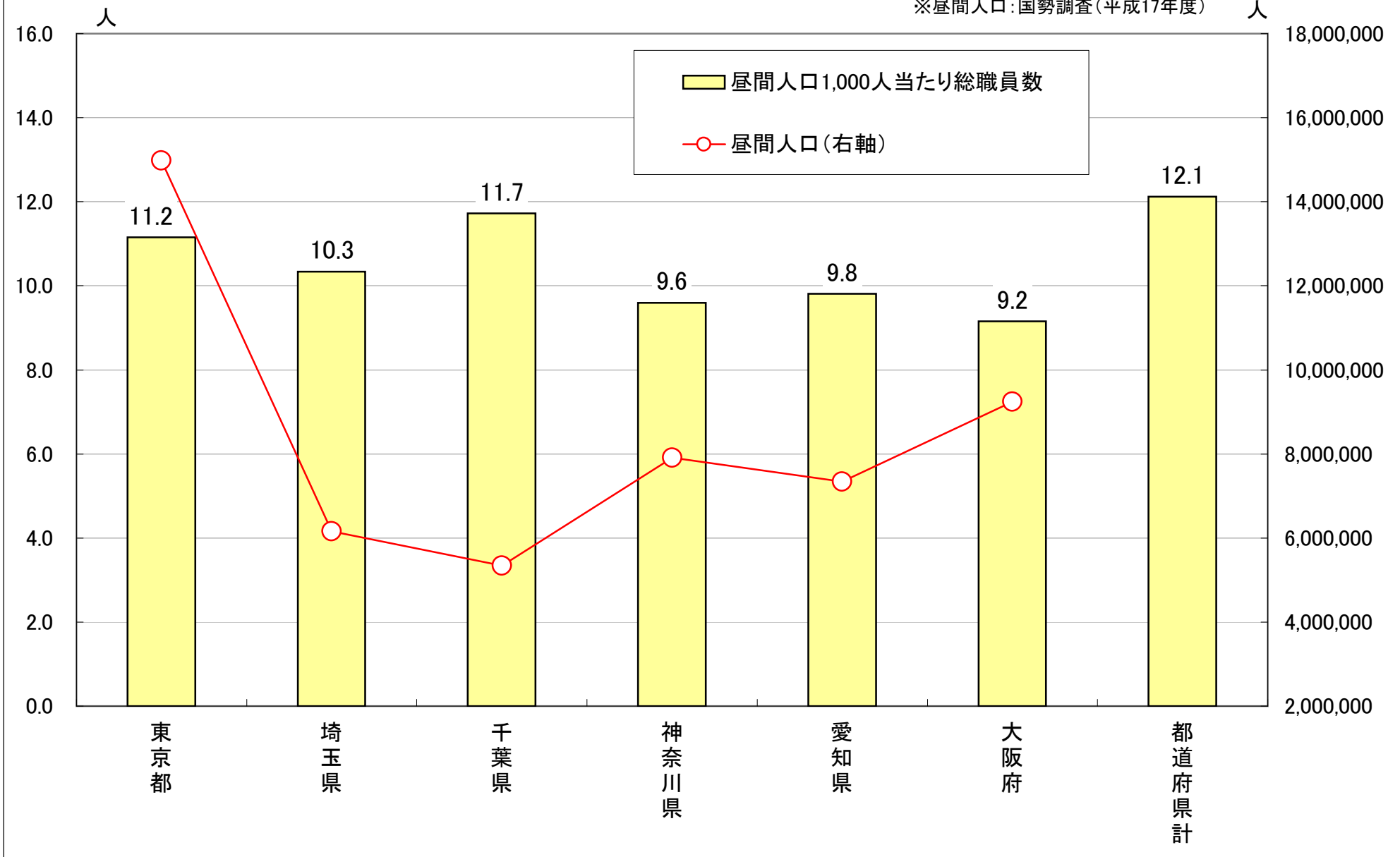
指定都市別 人口1,000人当たり総職員数と人口 (平成21年4月1日現在)

※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



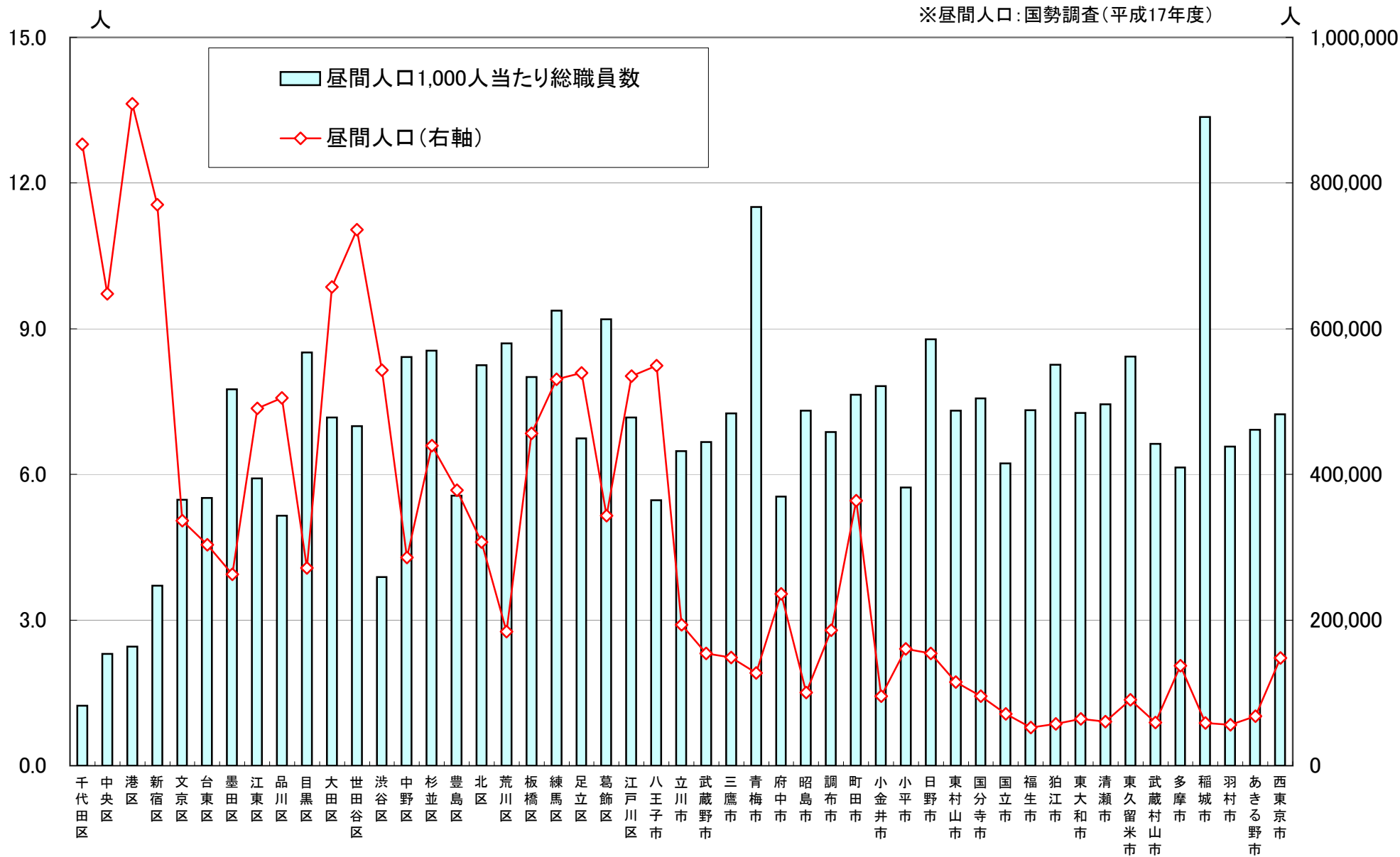
都道府県別 昼間人口1,000人当たり総職員数と昼間人口 (平成21年4月1日現在)

※昼間人口:国勢調査(平成17年度) 人



都内区市別 昼間人口1,000人当たり総職員数と昼間人口 (平成21年4月1日現在)

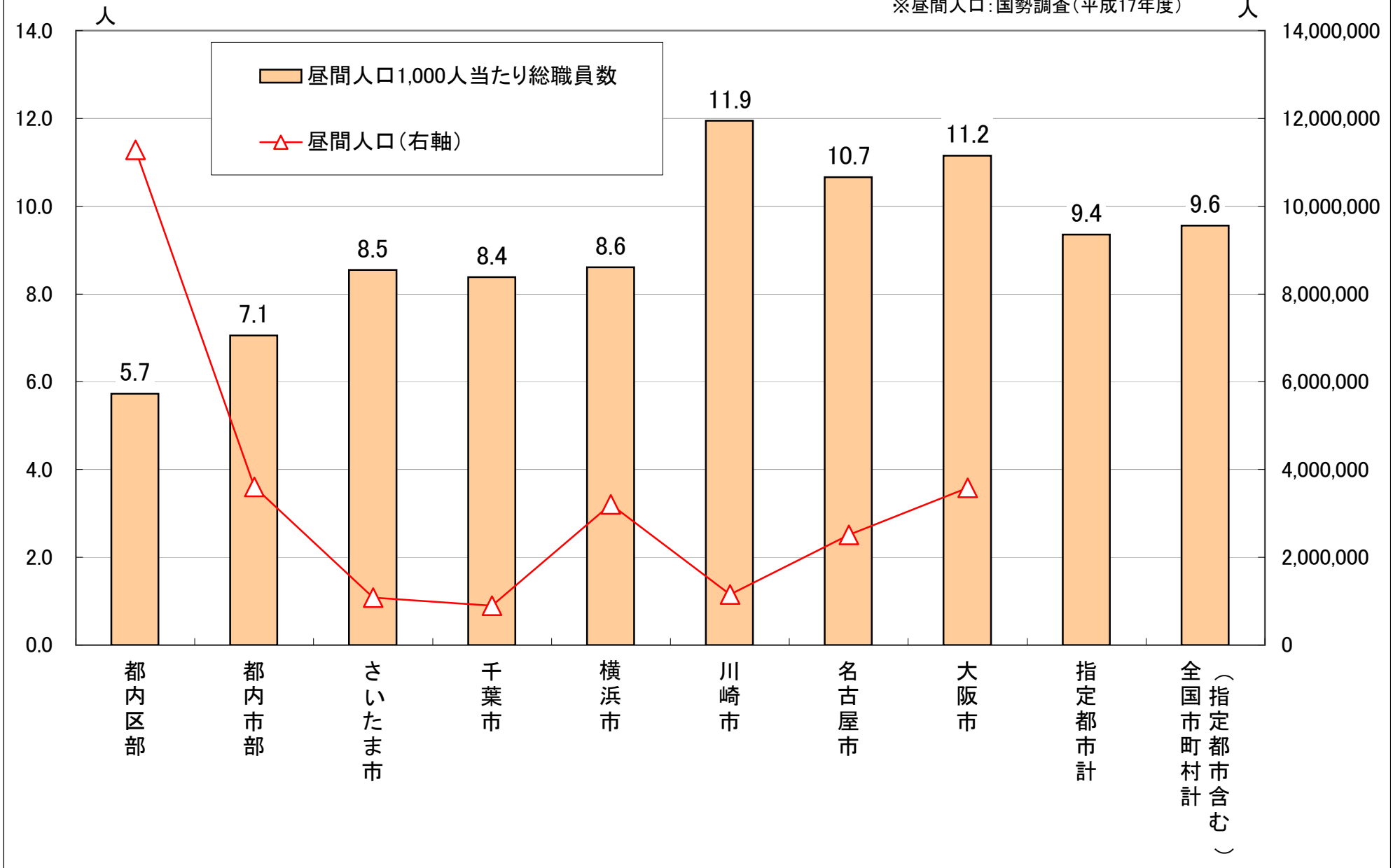
※昼間人口:国勢調査(平成17年度)



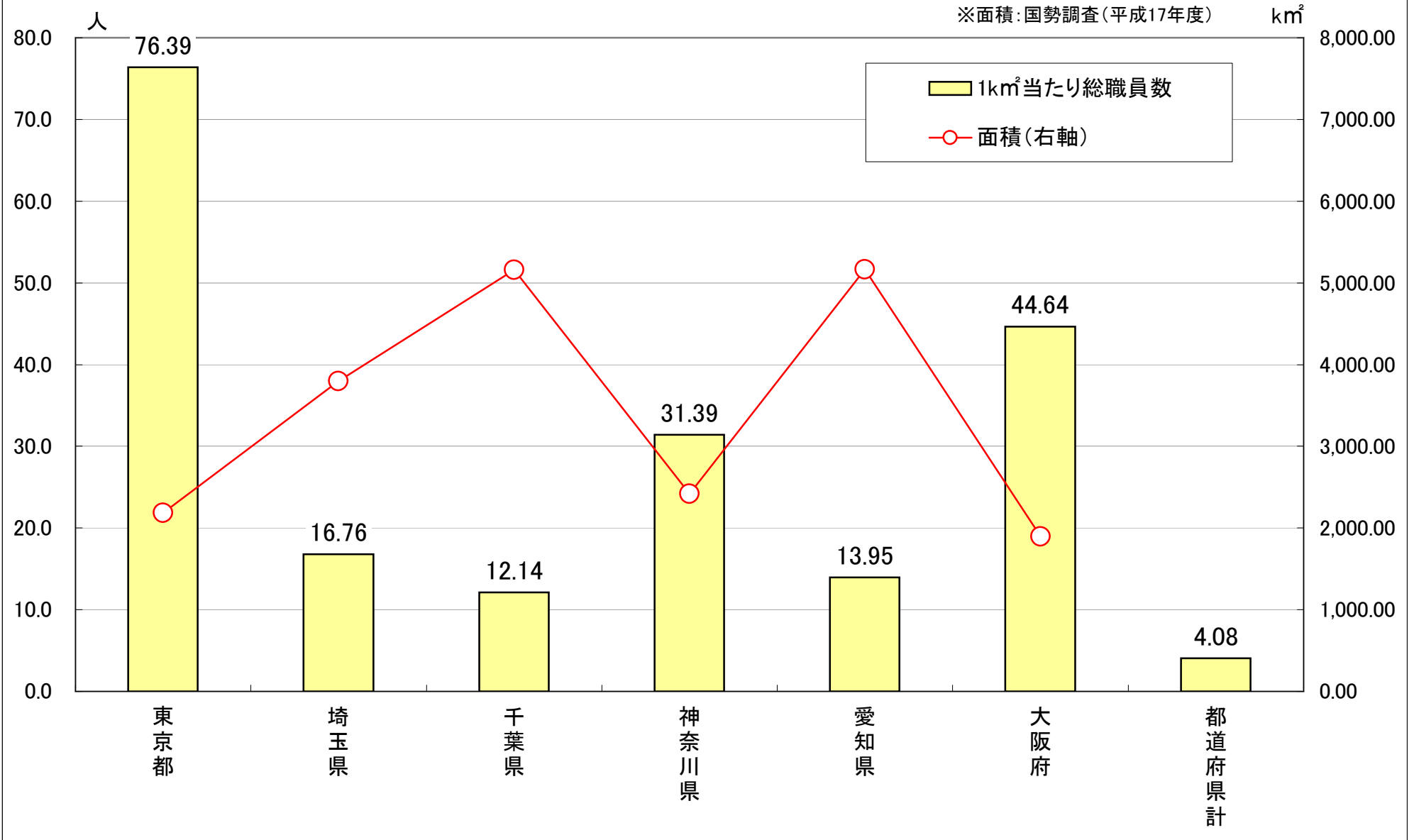
総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

指定都市別 昼間人口1,000人当たり総職員数と昼間人口 (平成21年4月1日現在)

※昼間人口:国勢調査(平成17年度)

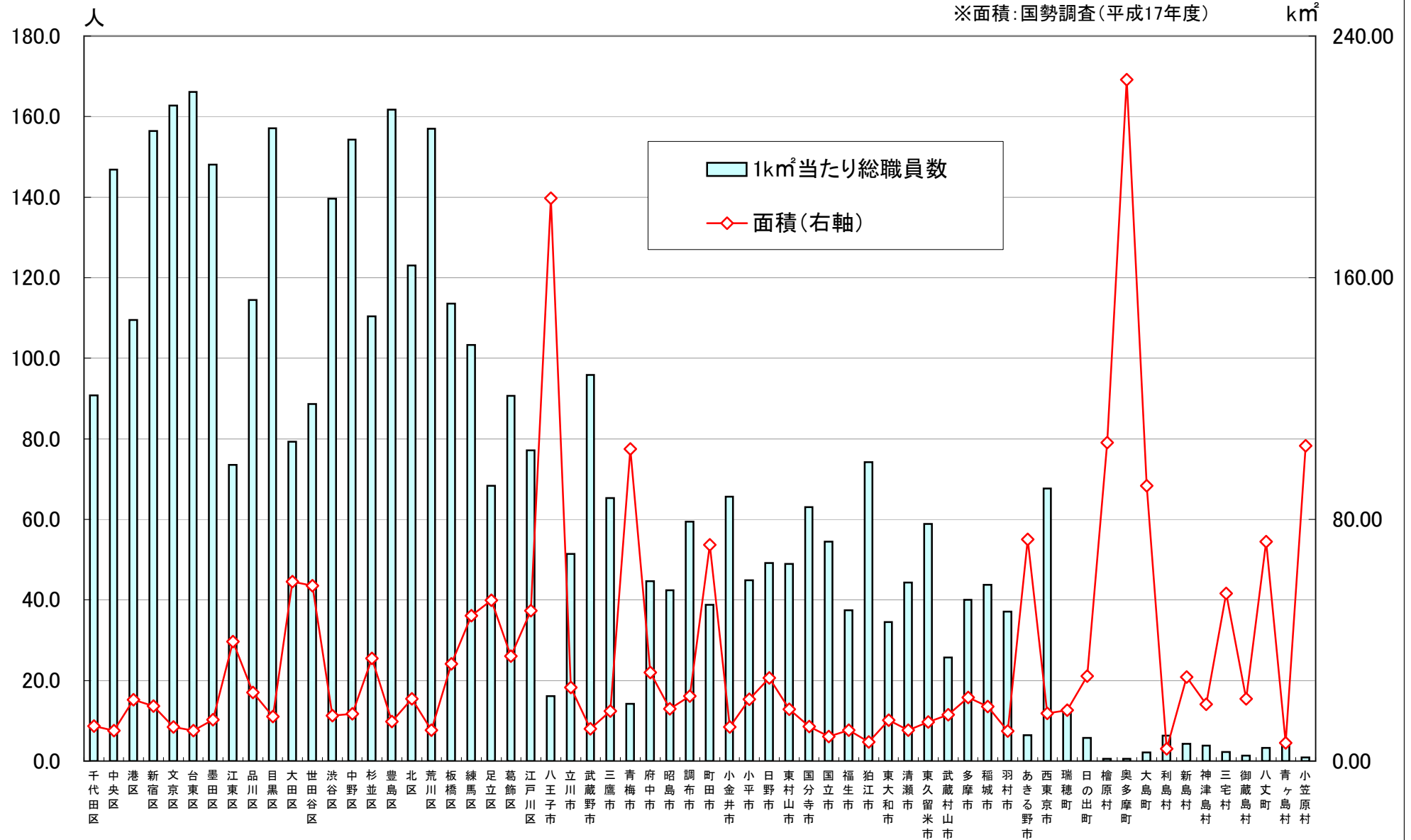


都道府県別 面積1km²当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



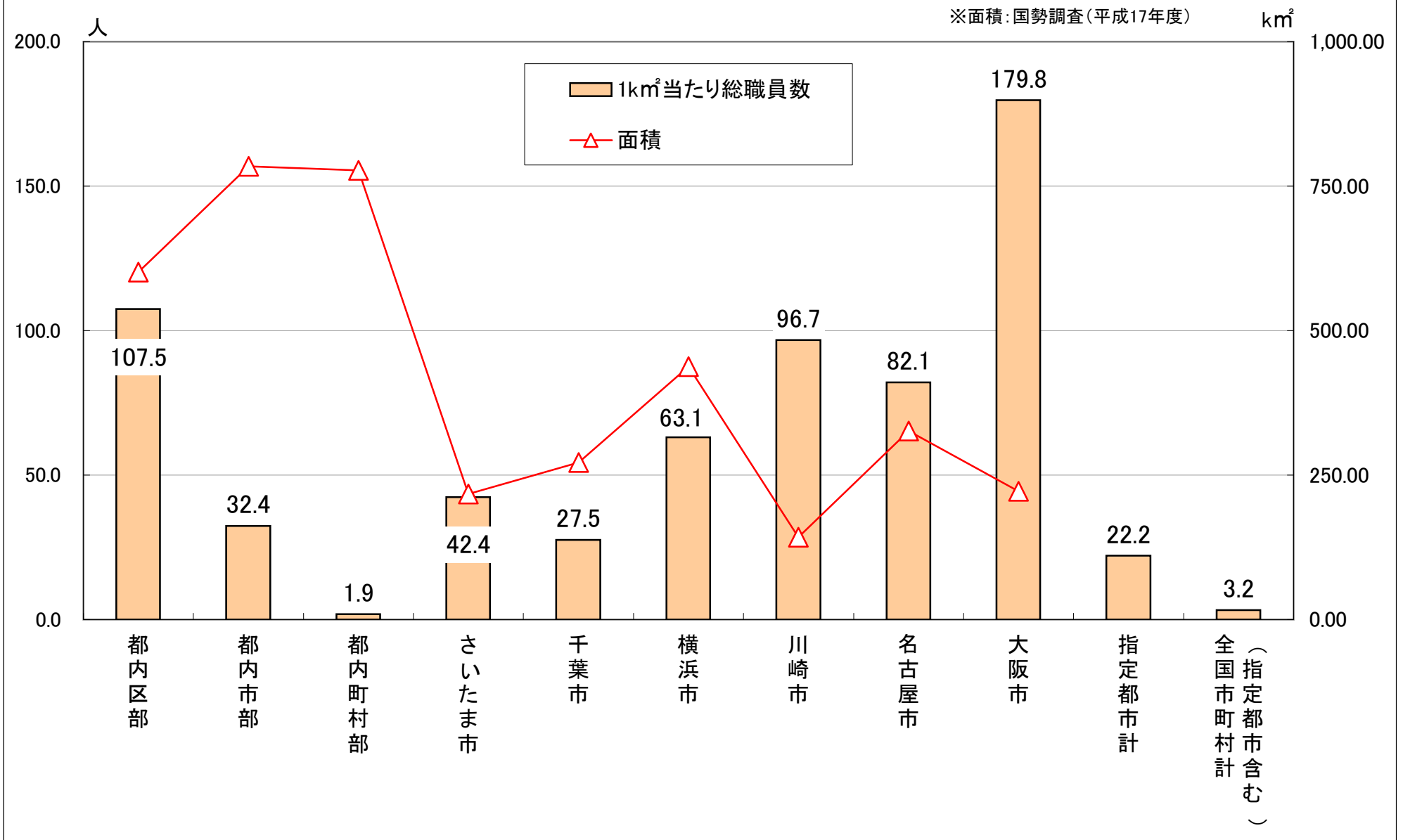
都内区市町村別 面積1km²当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

※面積:国勢調査(平成17年度)

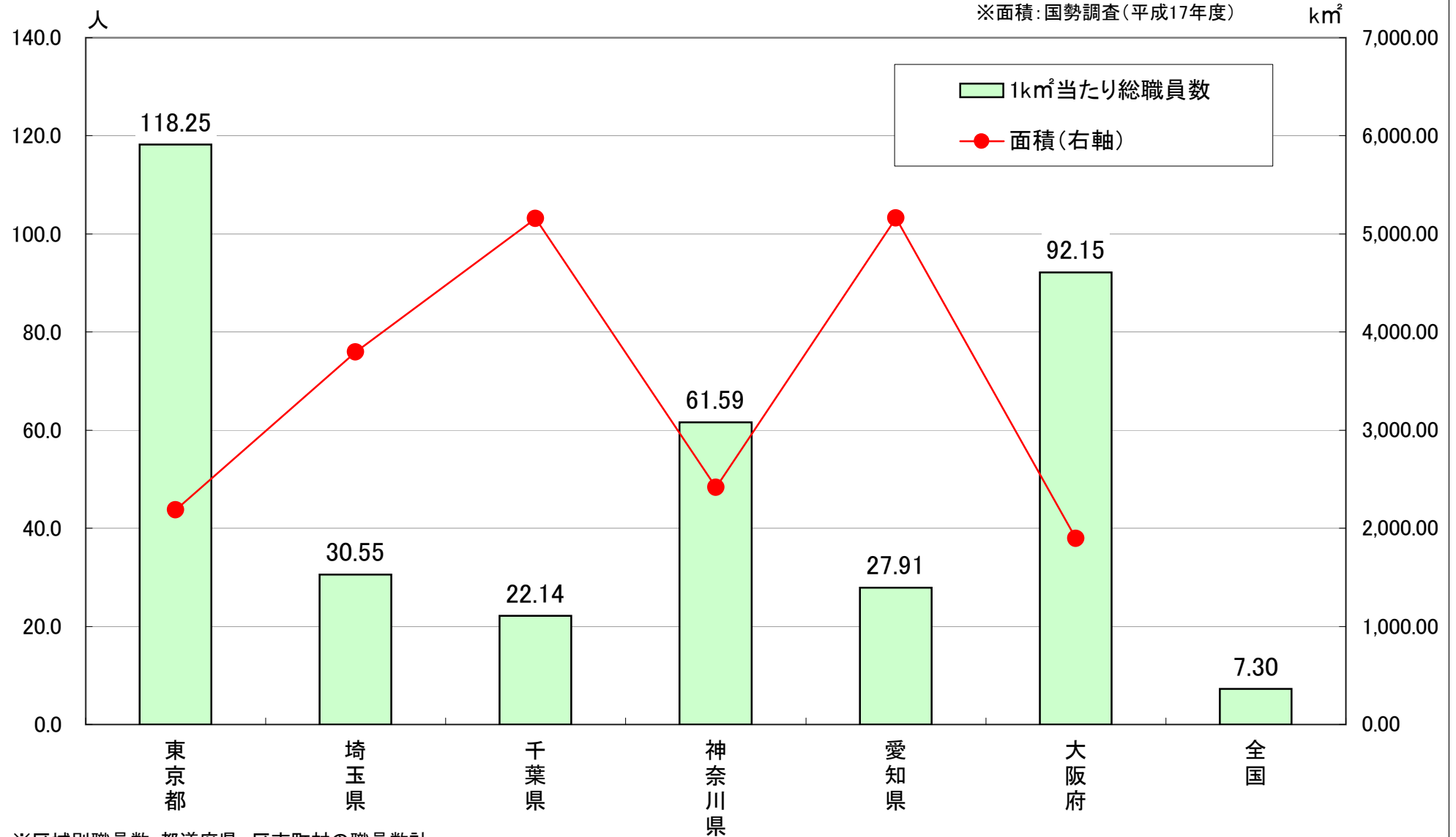


総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

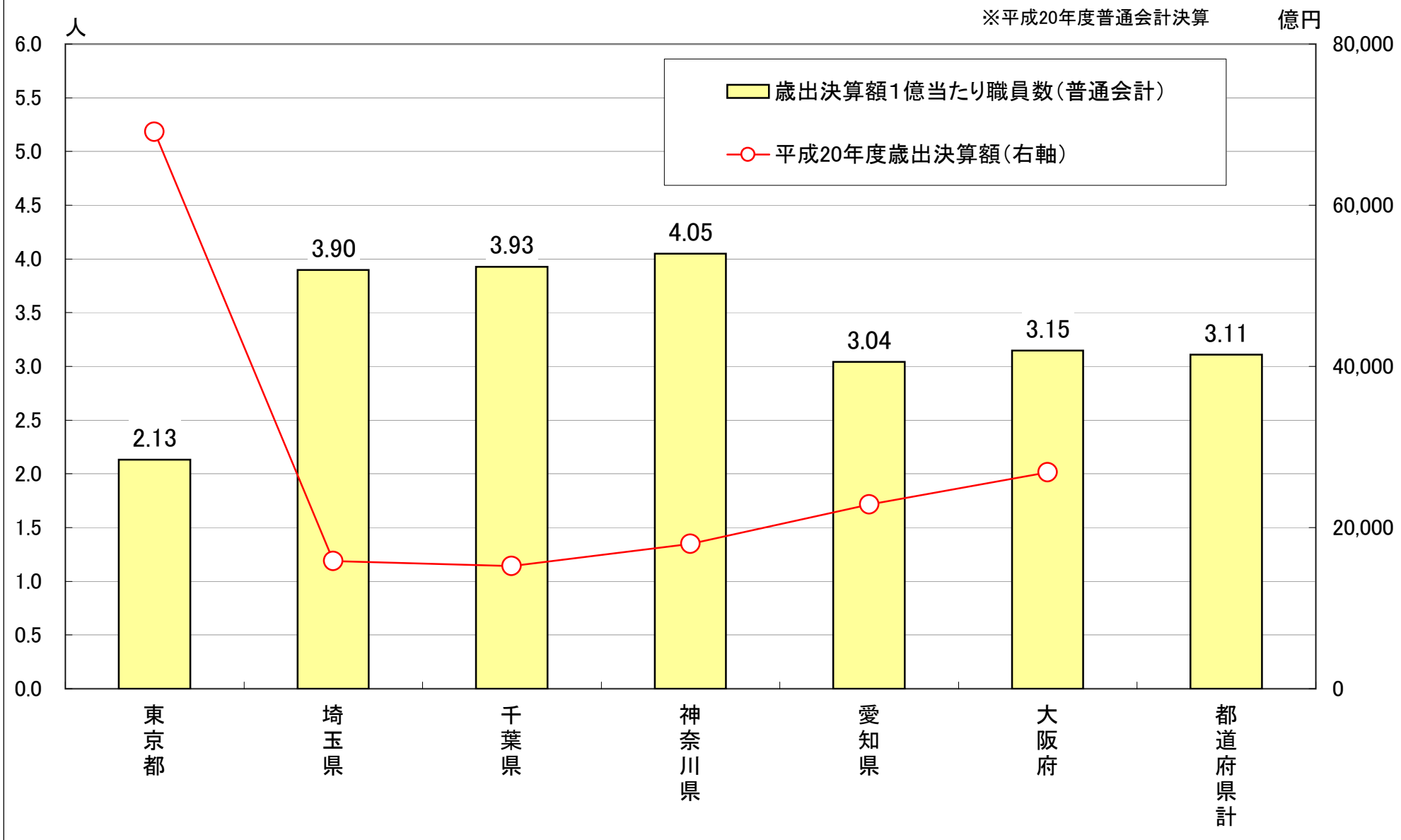
指定都市別 面積1km²当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)



区域別 面積1km²当たり総職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

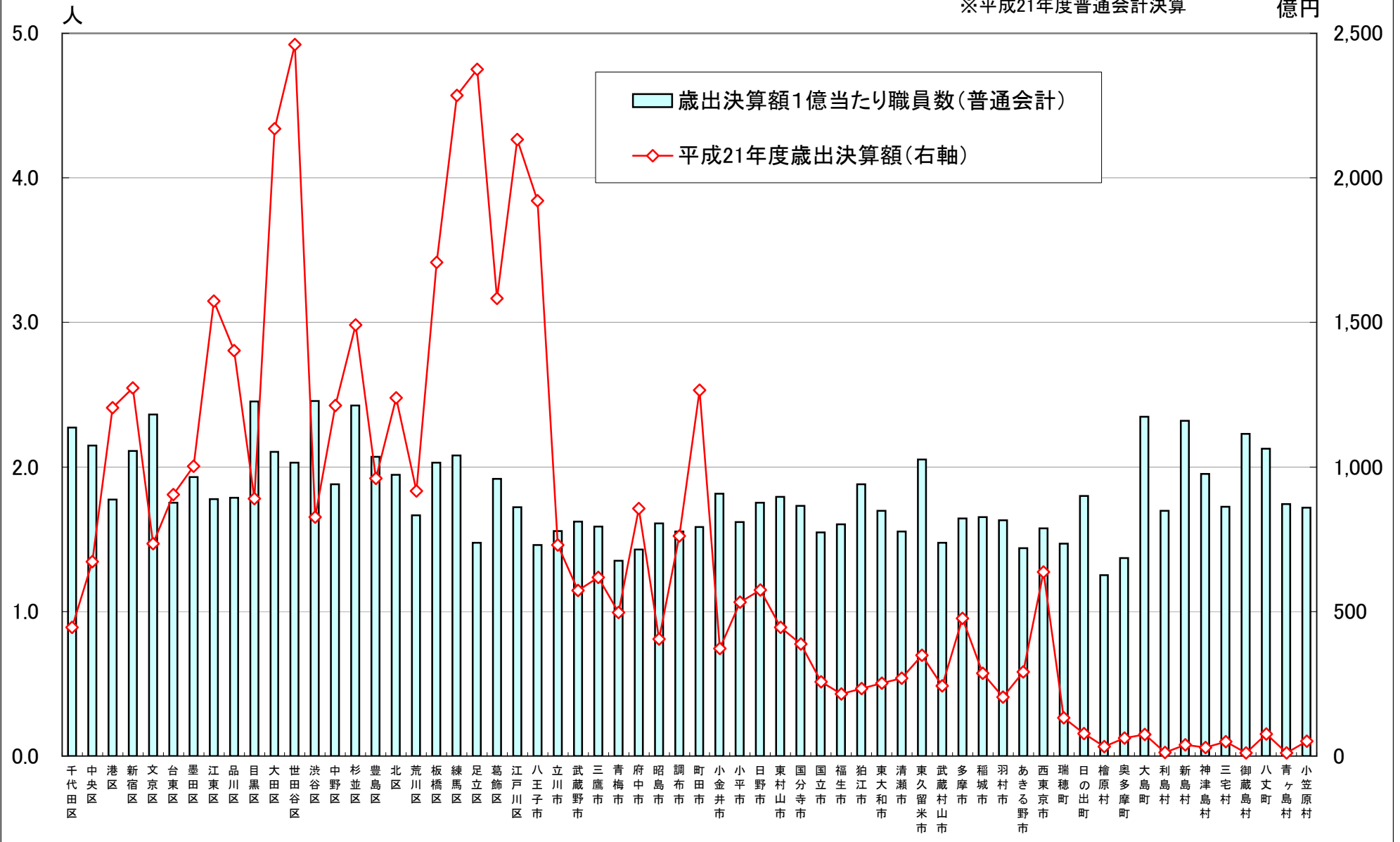


都道府県別 歳出決算額1億円当たり職員数の状況 (平成20年4月1日現在)



都内区市町村別 歳出決算額1億円当たり職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

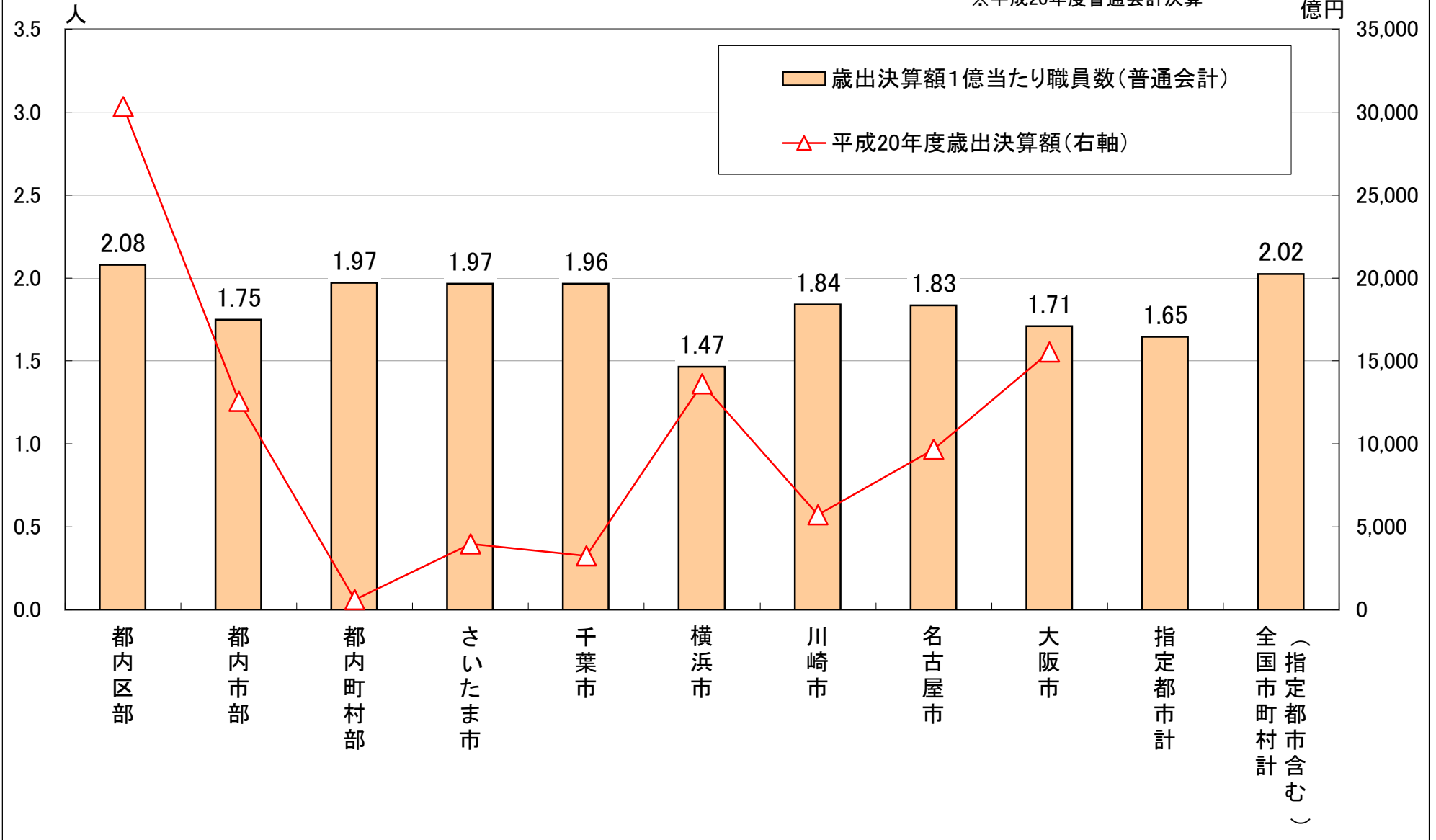
※平成21年度普通会計決算



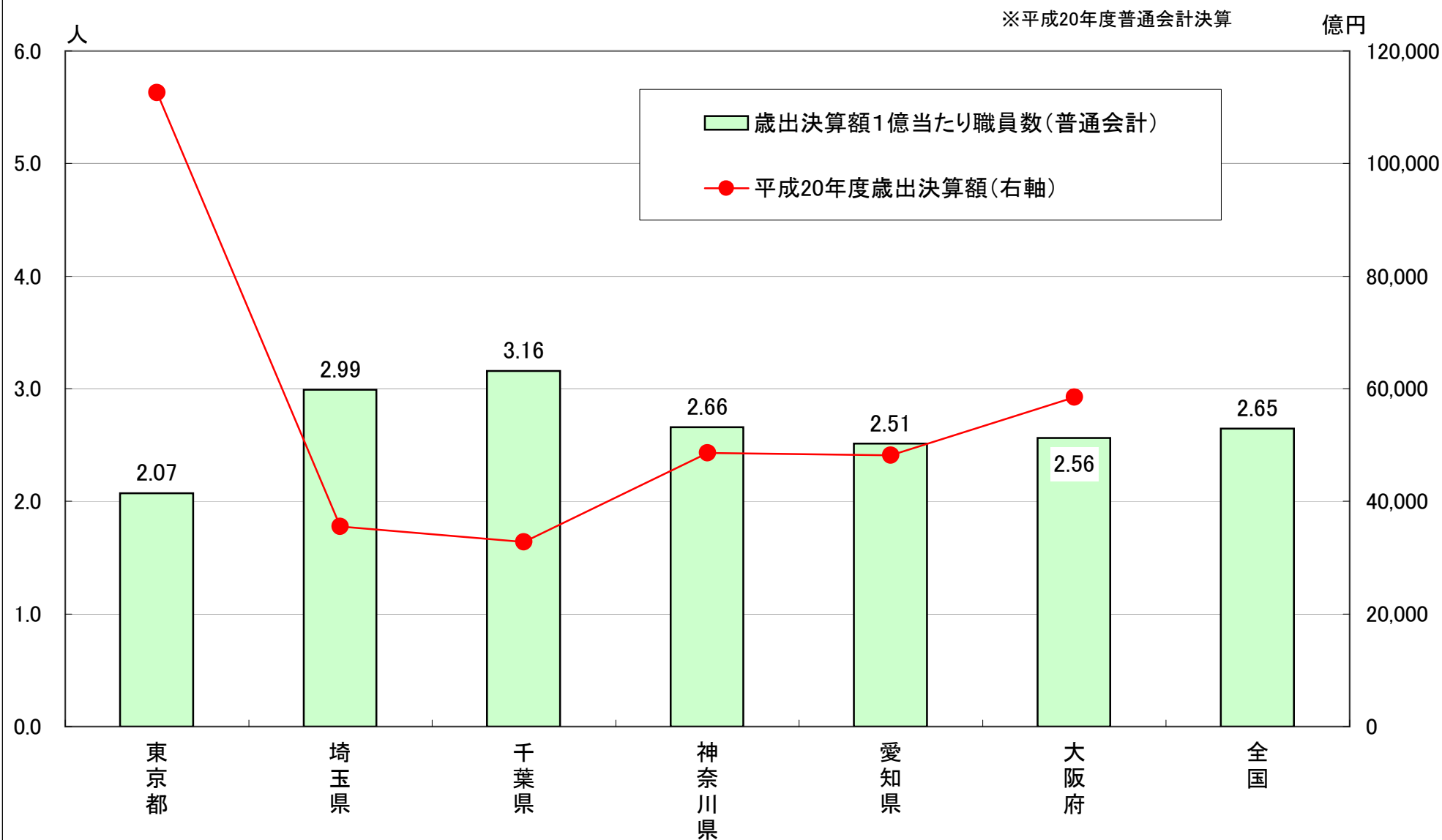
総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

指定都市別 歳出決算額1億円当たり職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

※平成20年度普通会計決算



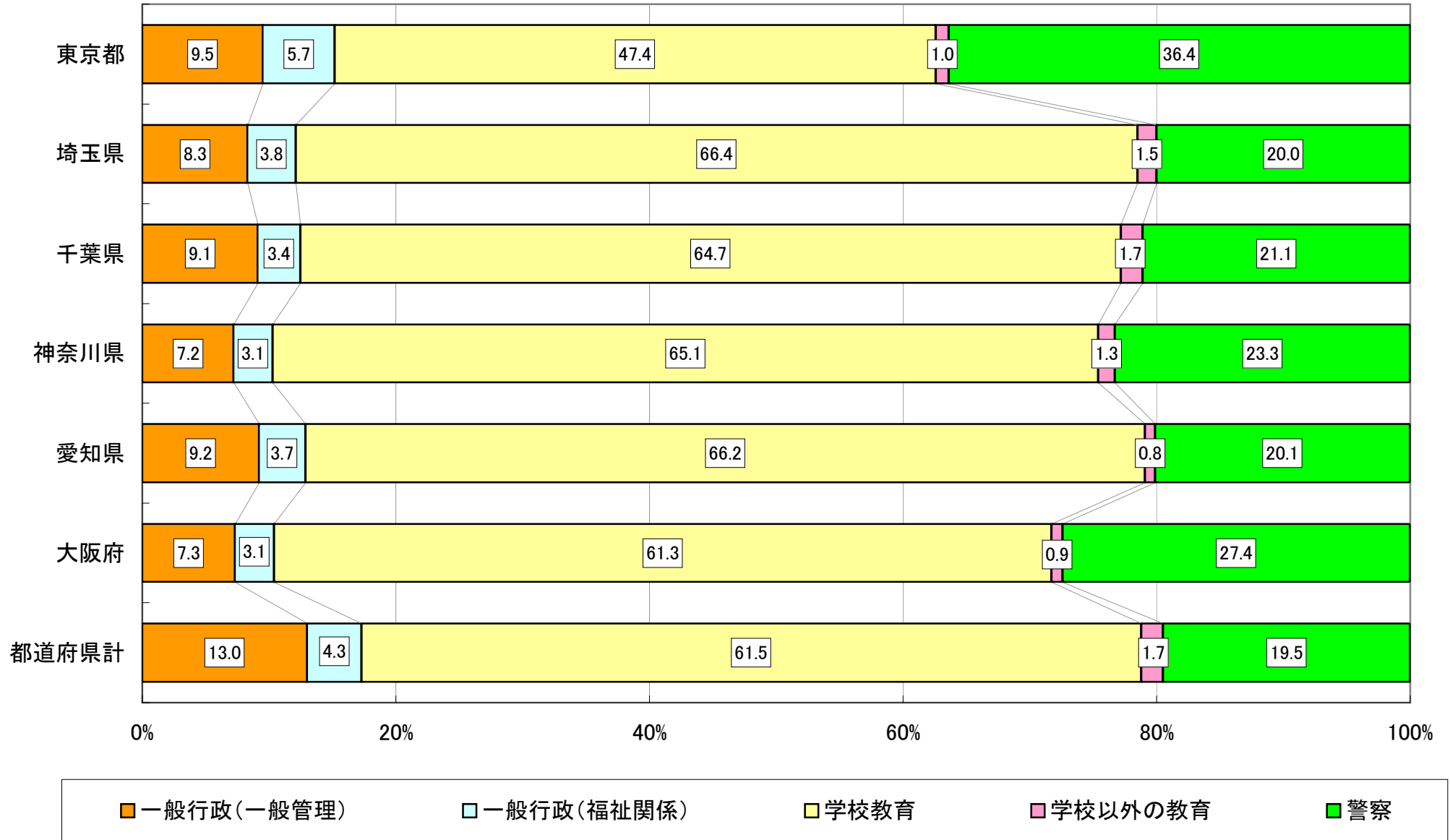
区域別 歳出決算額1億円当たり職員数の状況 (平成20年4月1日現在)



※区域別職員数：都道府県、区市町村の職員数計

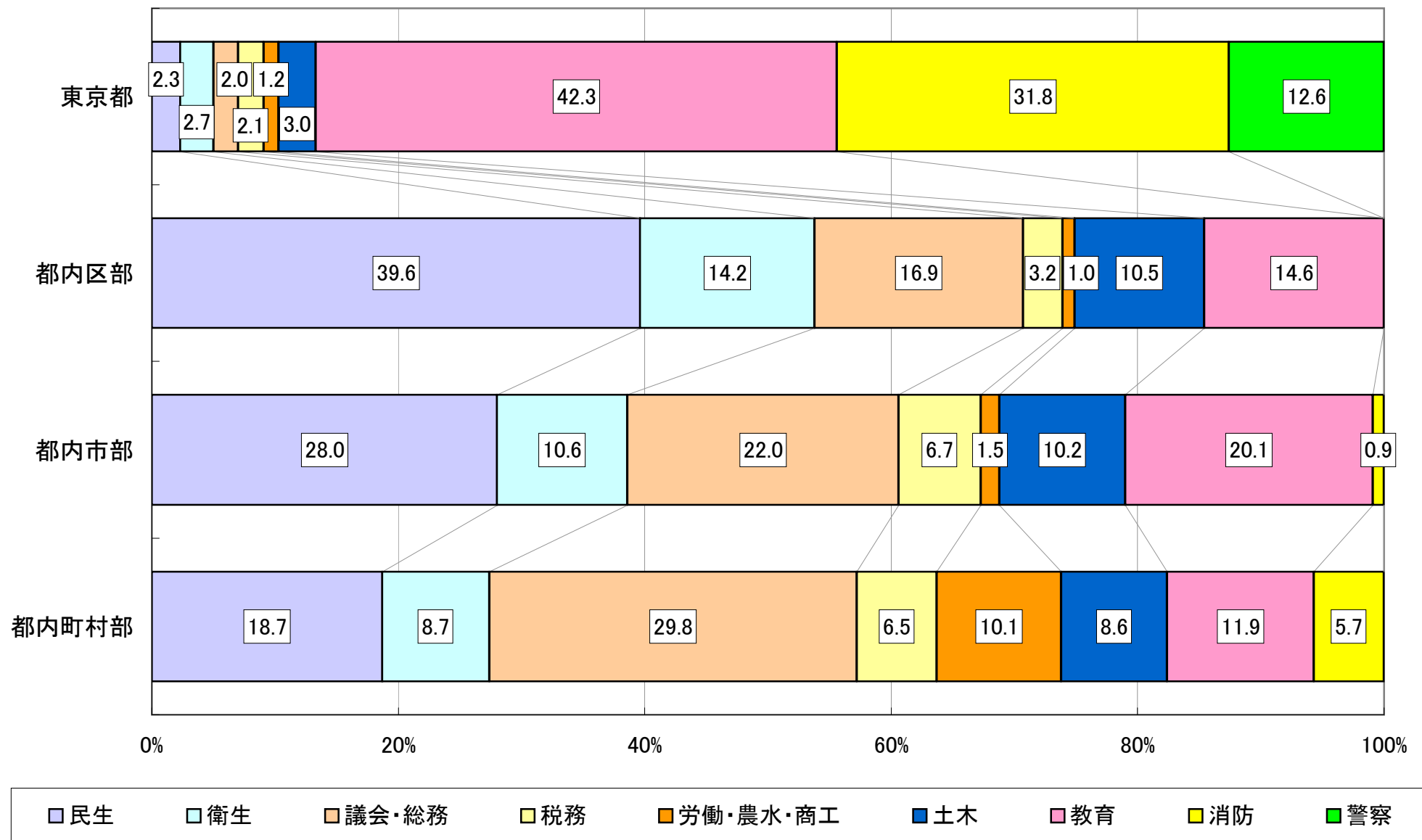
都道府県別 部門別職員構成比 (平成21年4月1日現在)

※普通会計(消防除く)



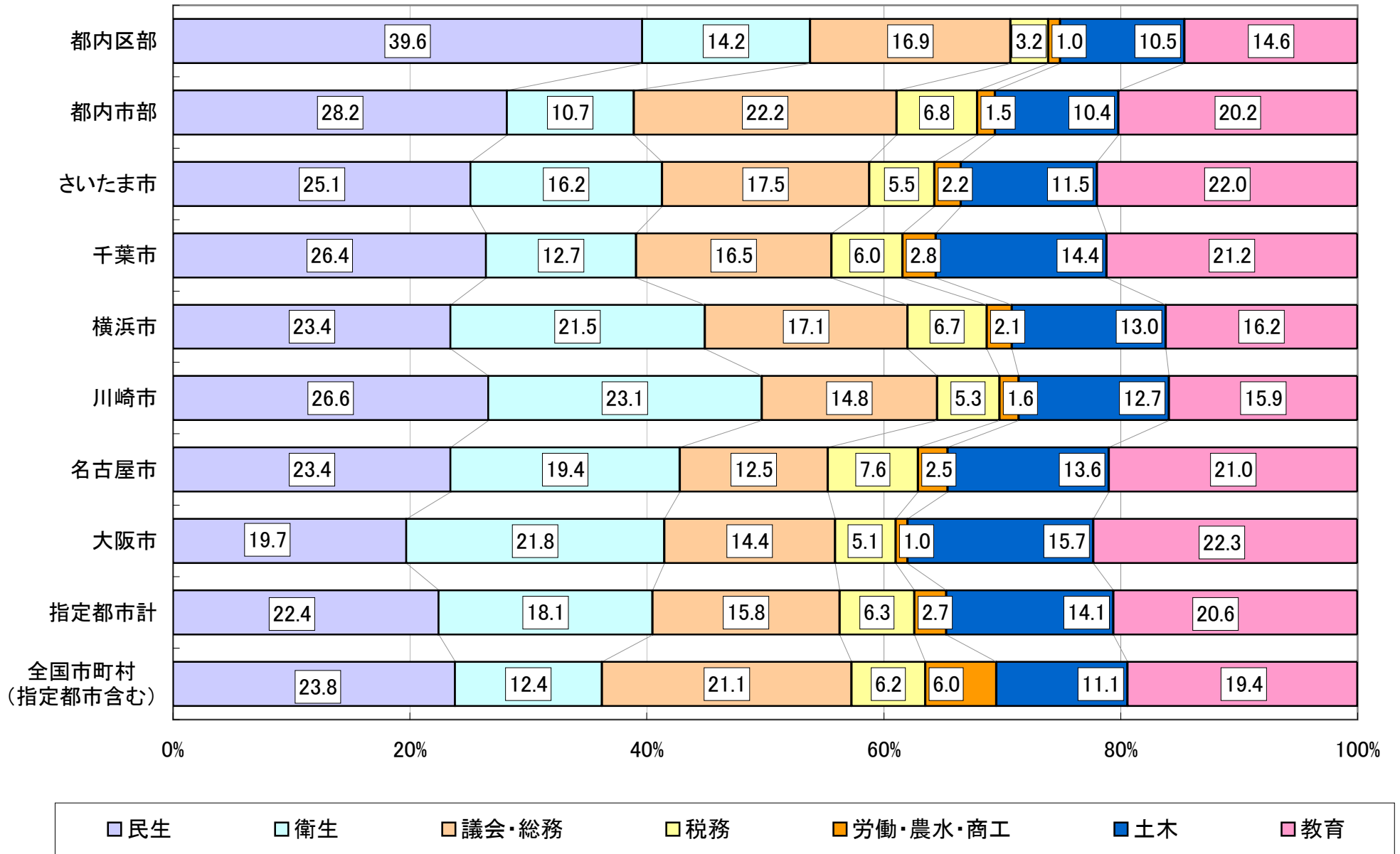
都内区市町村別 部門別職員構成比 (平成21年4月1日現在)

※普通会計



指定都市別 部門別職員構成比 (平成21年4月1日現在)

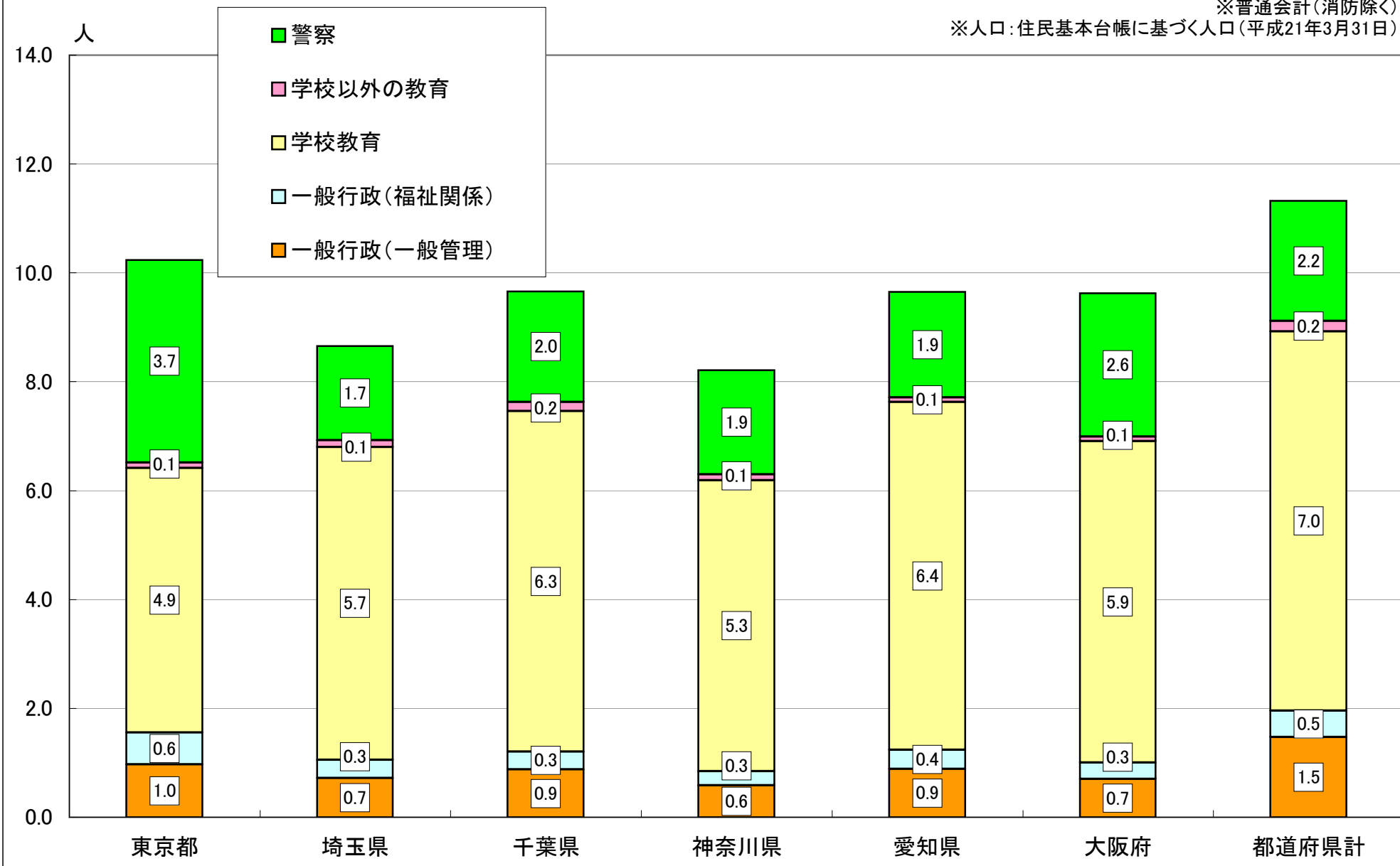
※普通会計(消防除く)



総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

都道府県別 人口1,000人当たり部門別職員数 (平成21年4月1日現在)

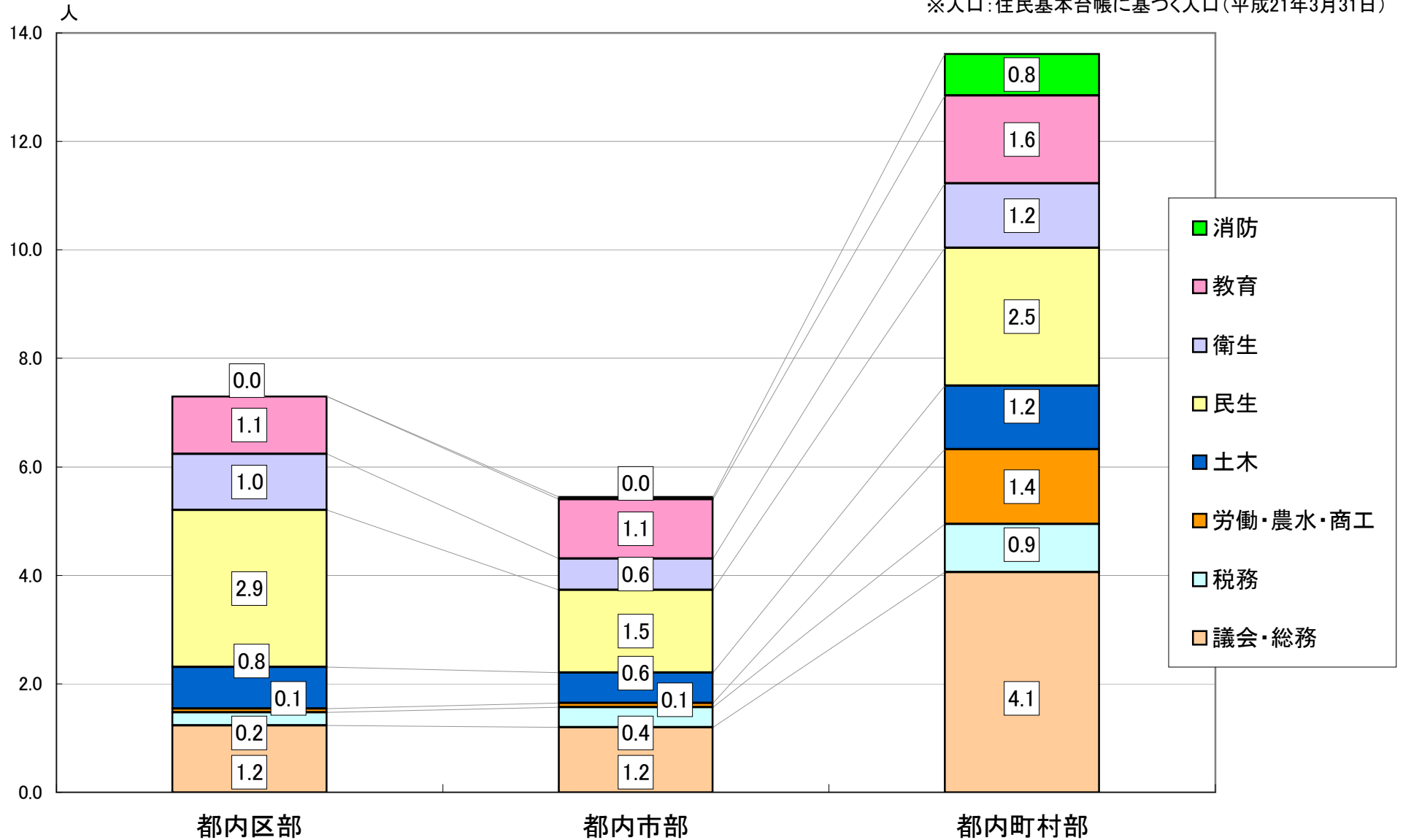
※普通会計(消防除く)
※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



都内区市町村別 人口1,000人当たり部門別職員数 (平成21年4月1日現在)

※普通会計

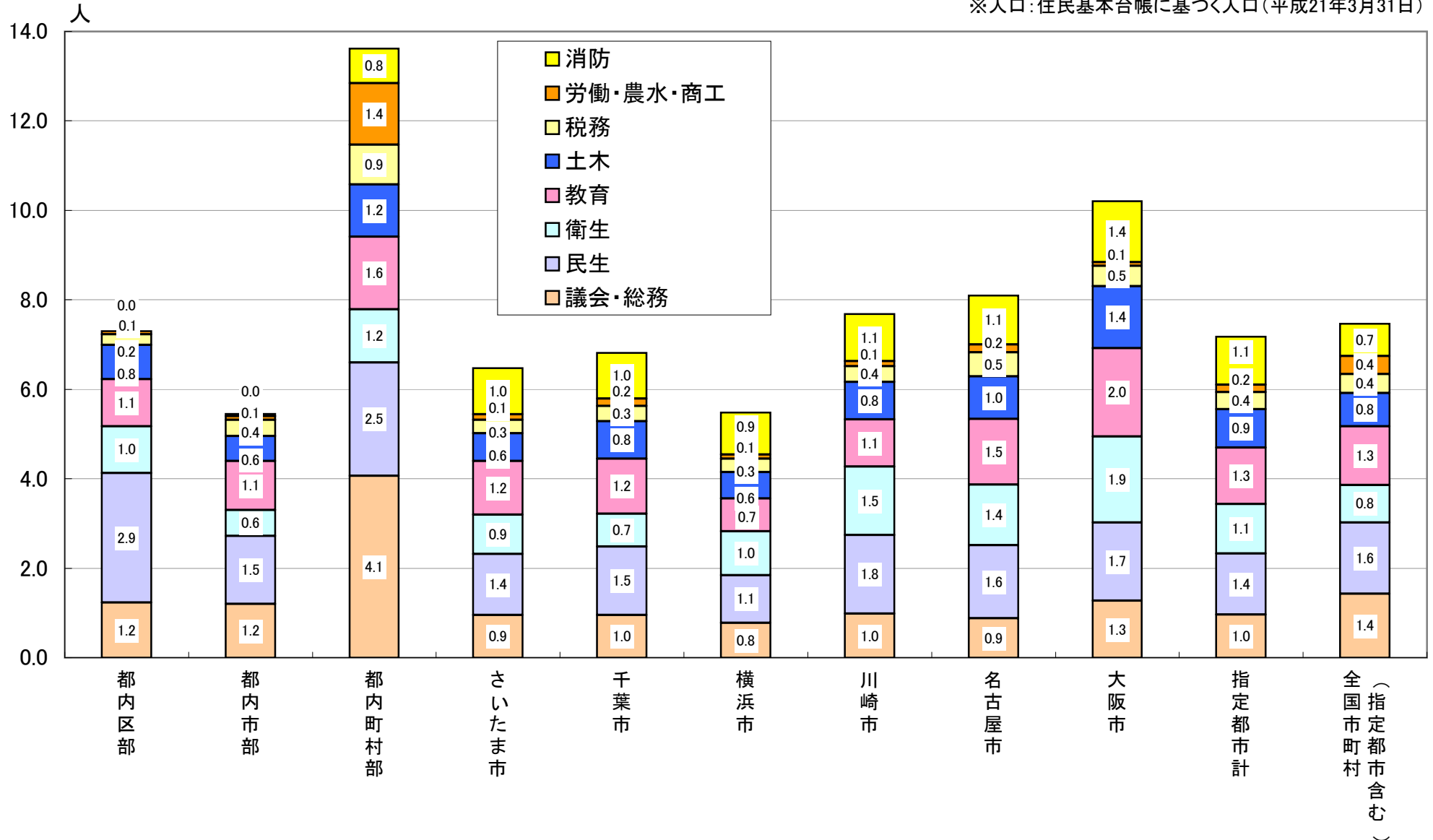
※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



指定都市別 人口1,000人当たり部門別職員数 (平成21年4月1日現在)

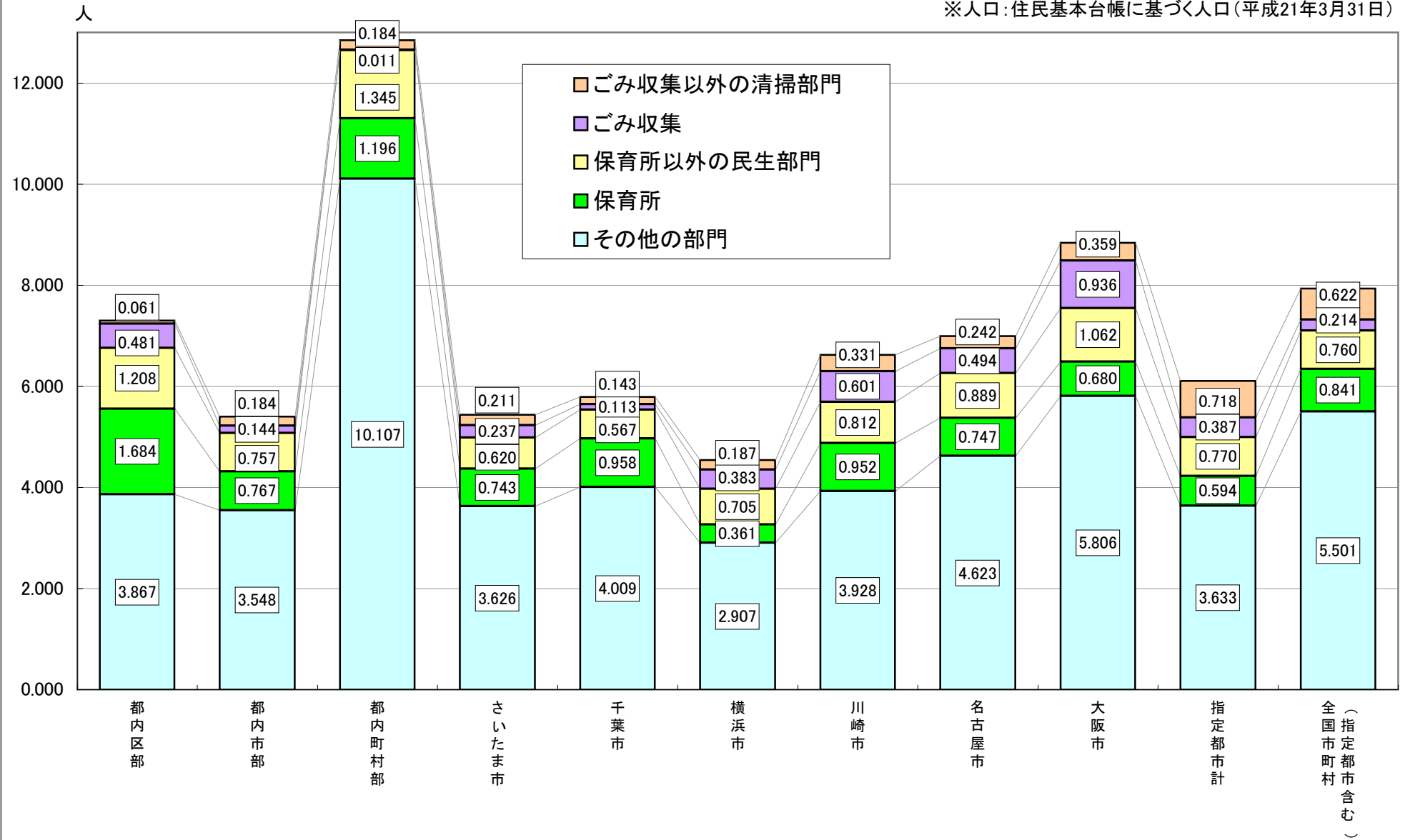
※普通会計

※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



指定都市別 人口1,000人当たり部門別職員数:民生・清掃部門 (平成21年4月1日現在)

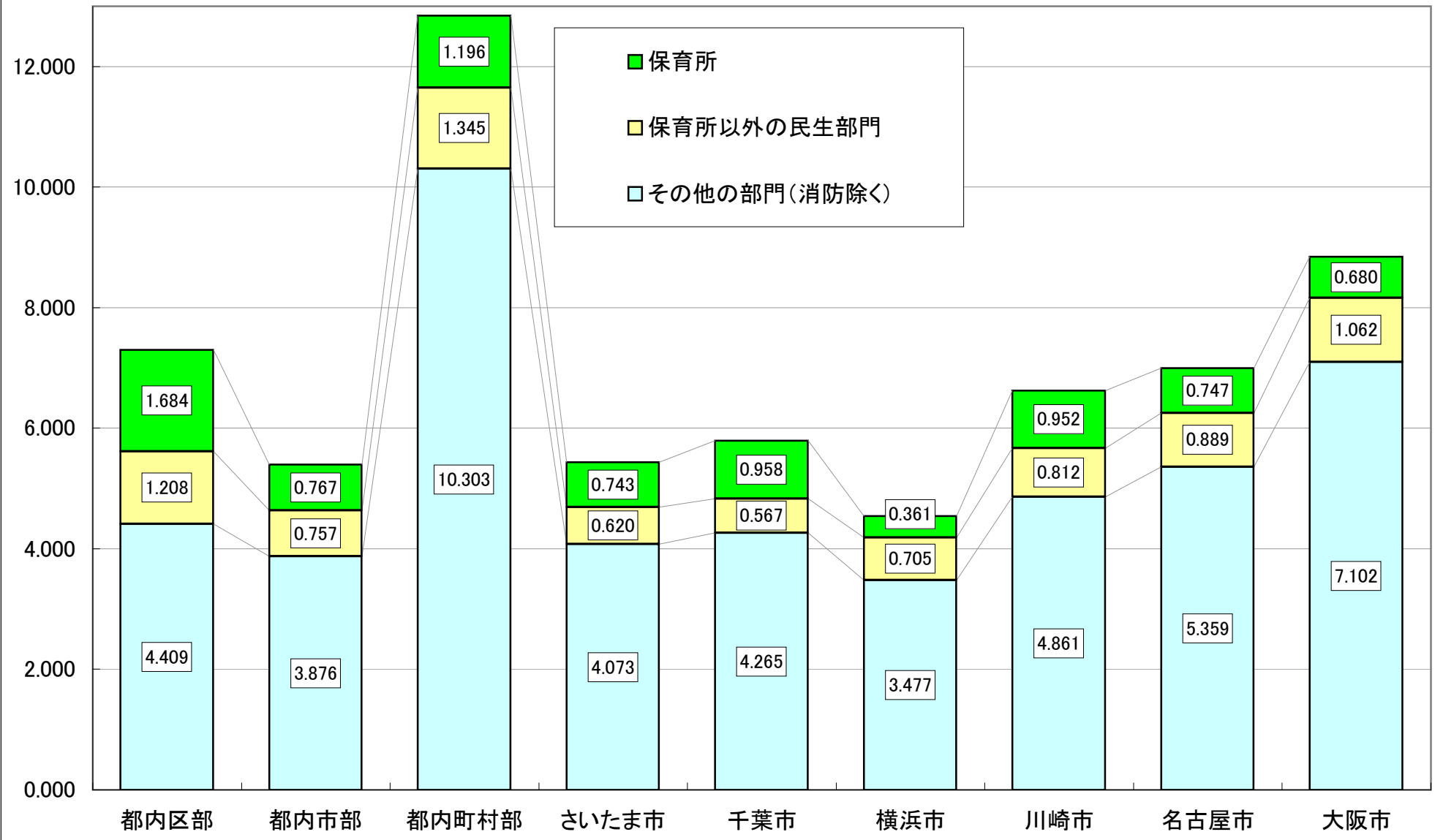
※普通会計(消防除)
 ※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



指定都市別 人口1,000人当たり部門別職員数：民生部門 (平成21年4月1日現在)

※普通会計(消防除く)

※人口：住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)

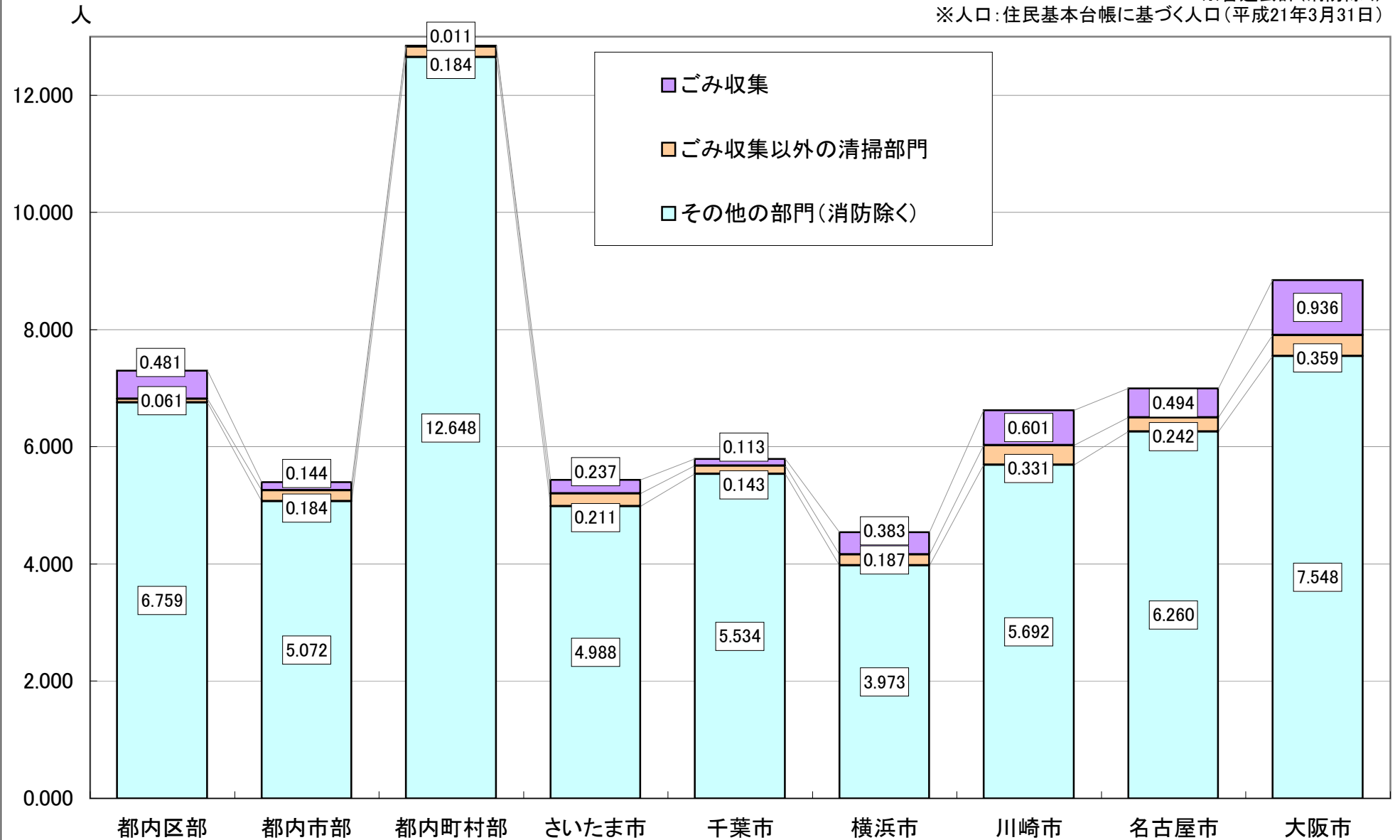


総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

指定都市別 人口1,000人当たり部門別職員数:清掃部門 (平成21年4月1日現在)

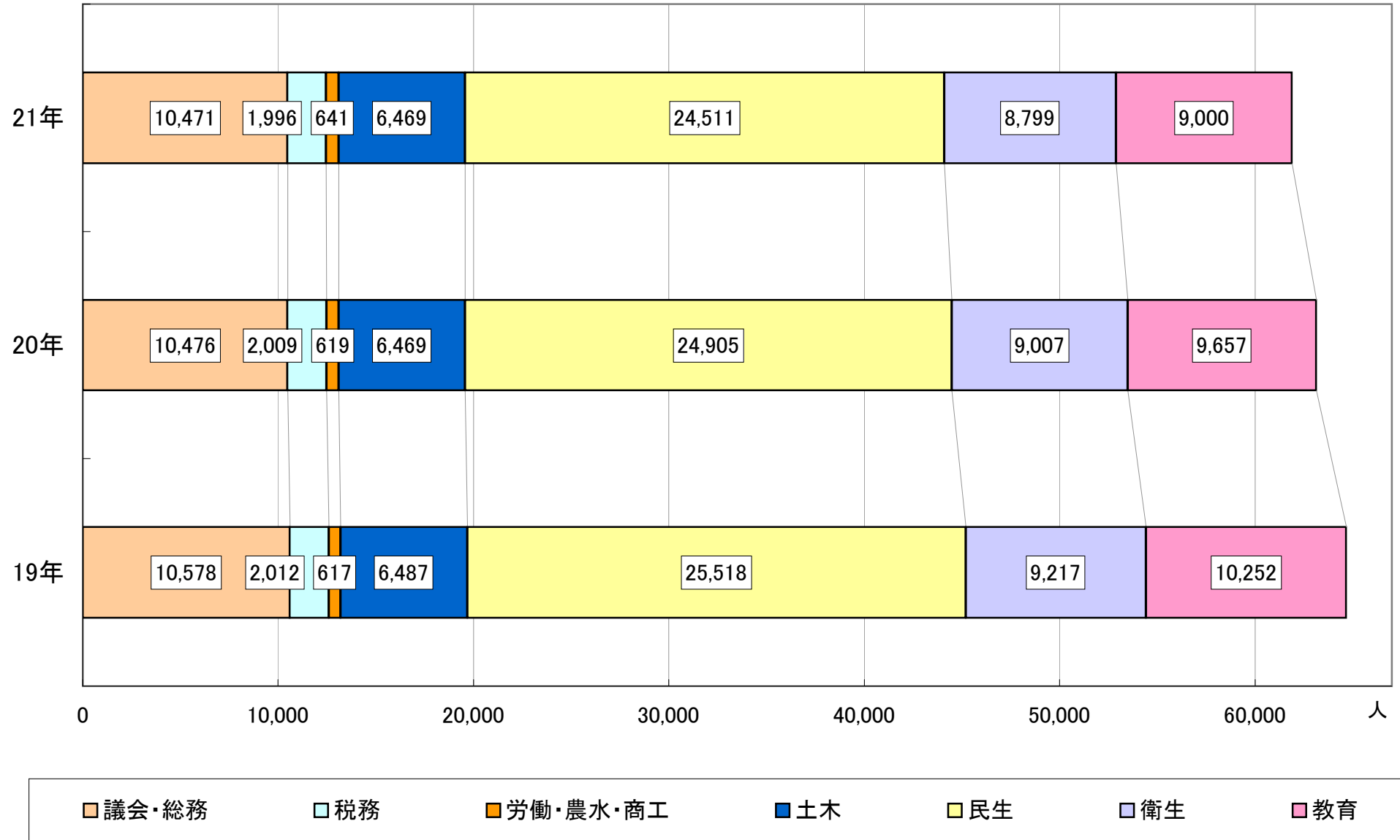
※普通会計(消防除く)

※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日)



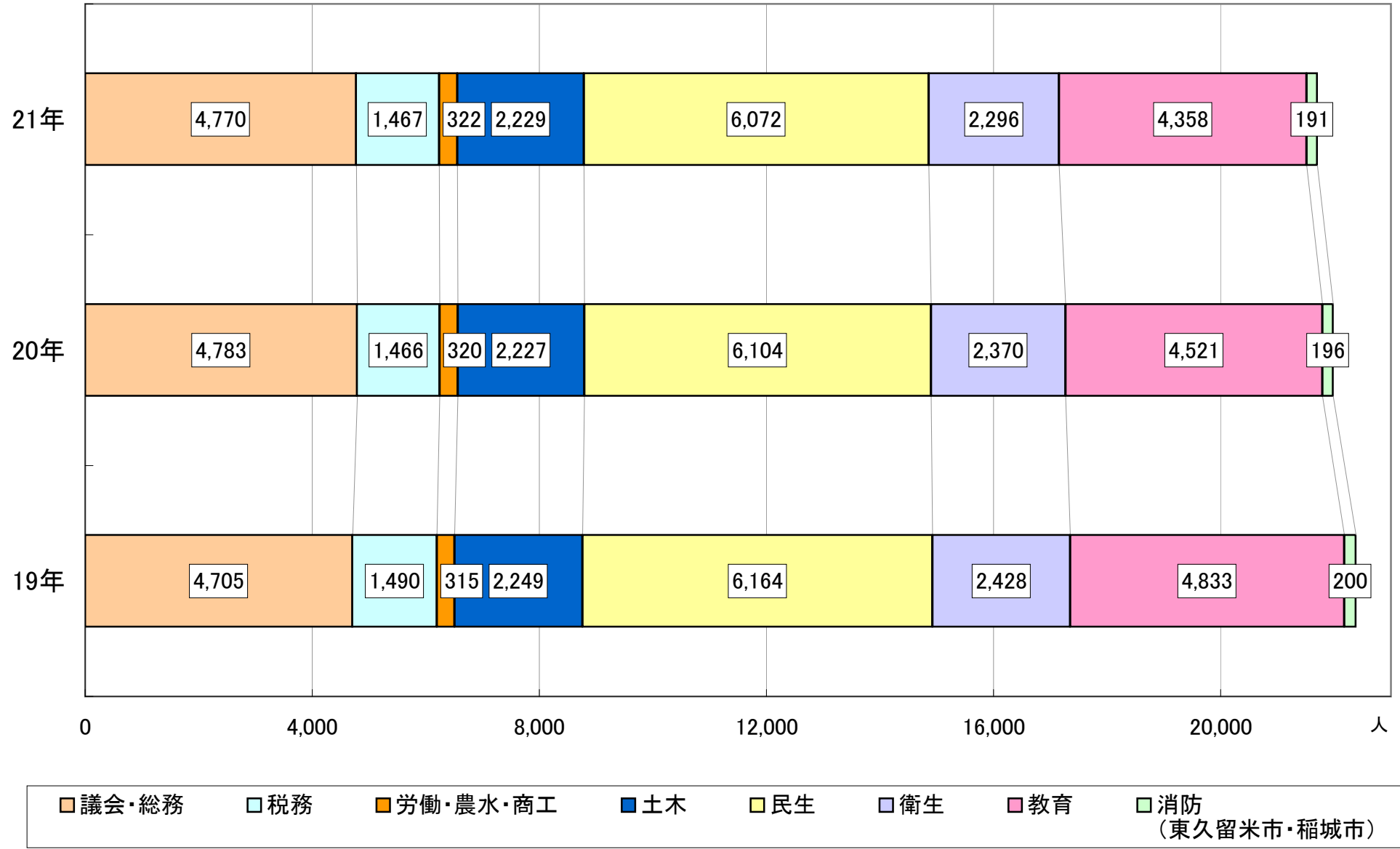
都内区部 部門別職員数の推移(平成19年～21年)

※普通会計



都内市部 部門別職員数の推移(平成19年～21年)

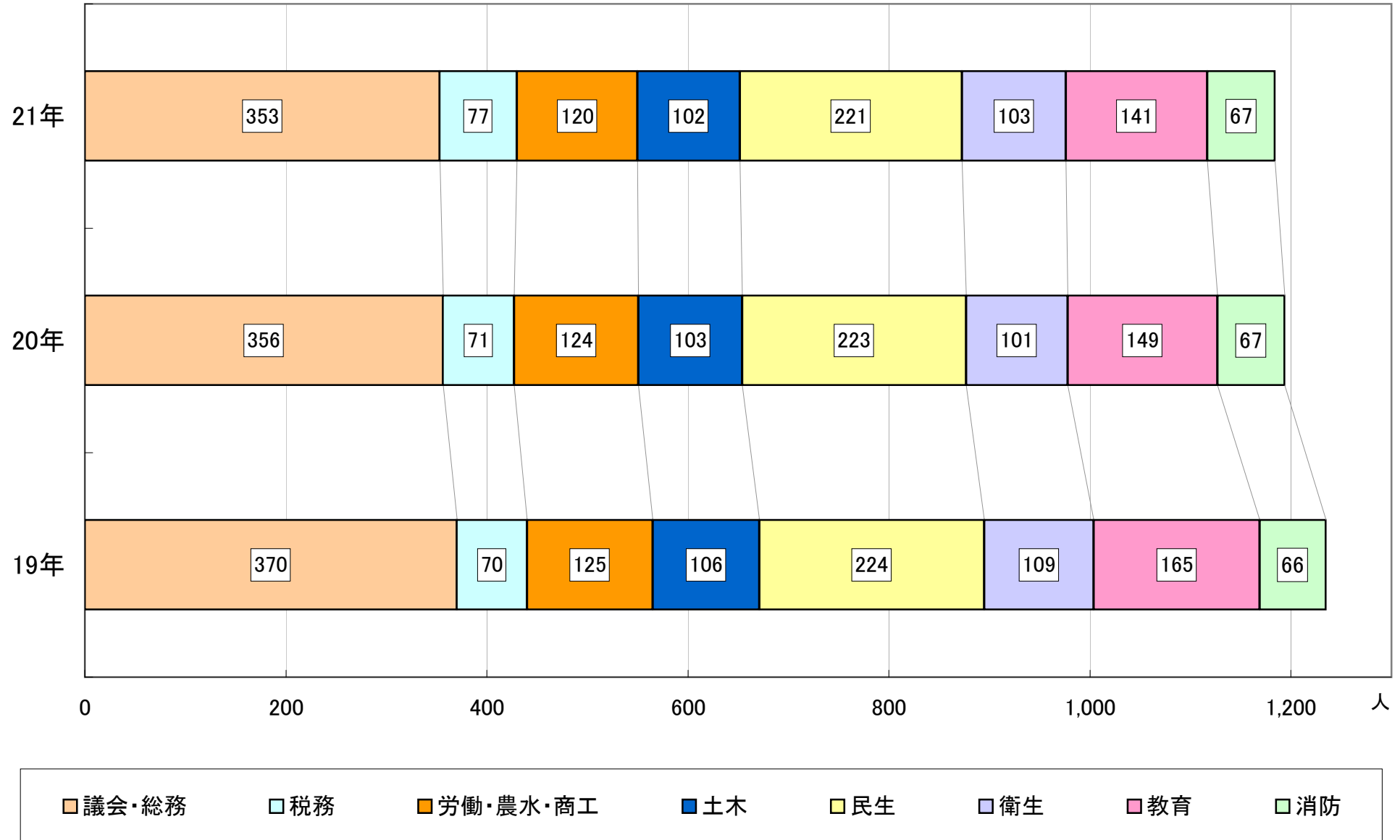
※普通会計



総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

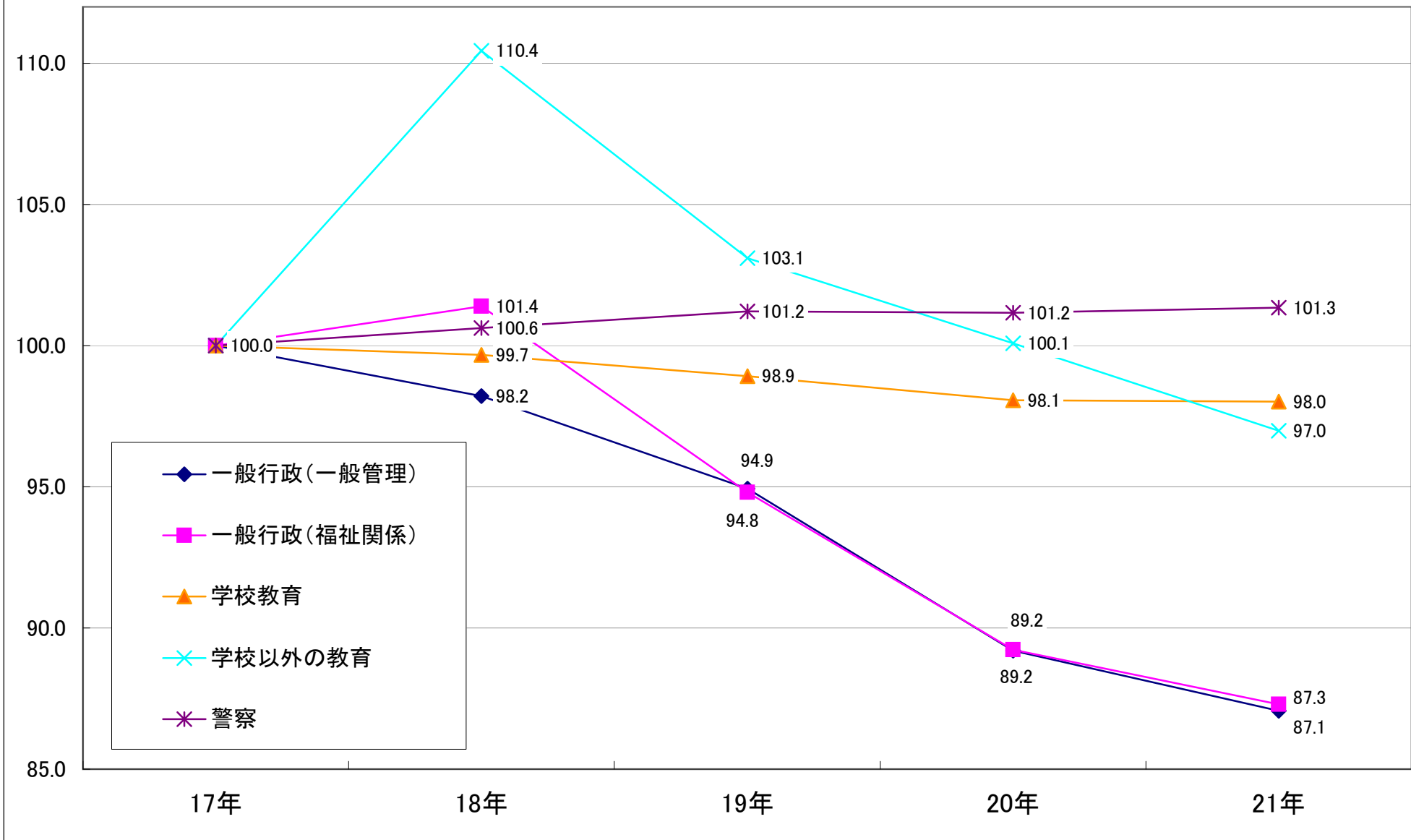
都内町村部 部門別職員数の推移(平成19年～21年)

※普通会計



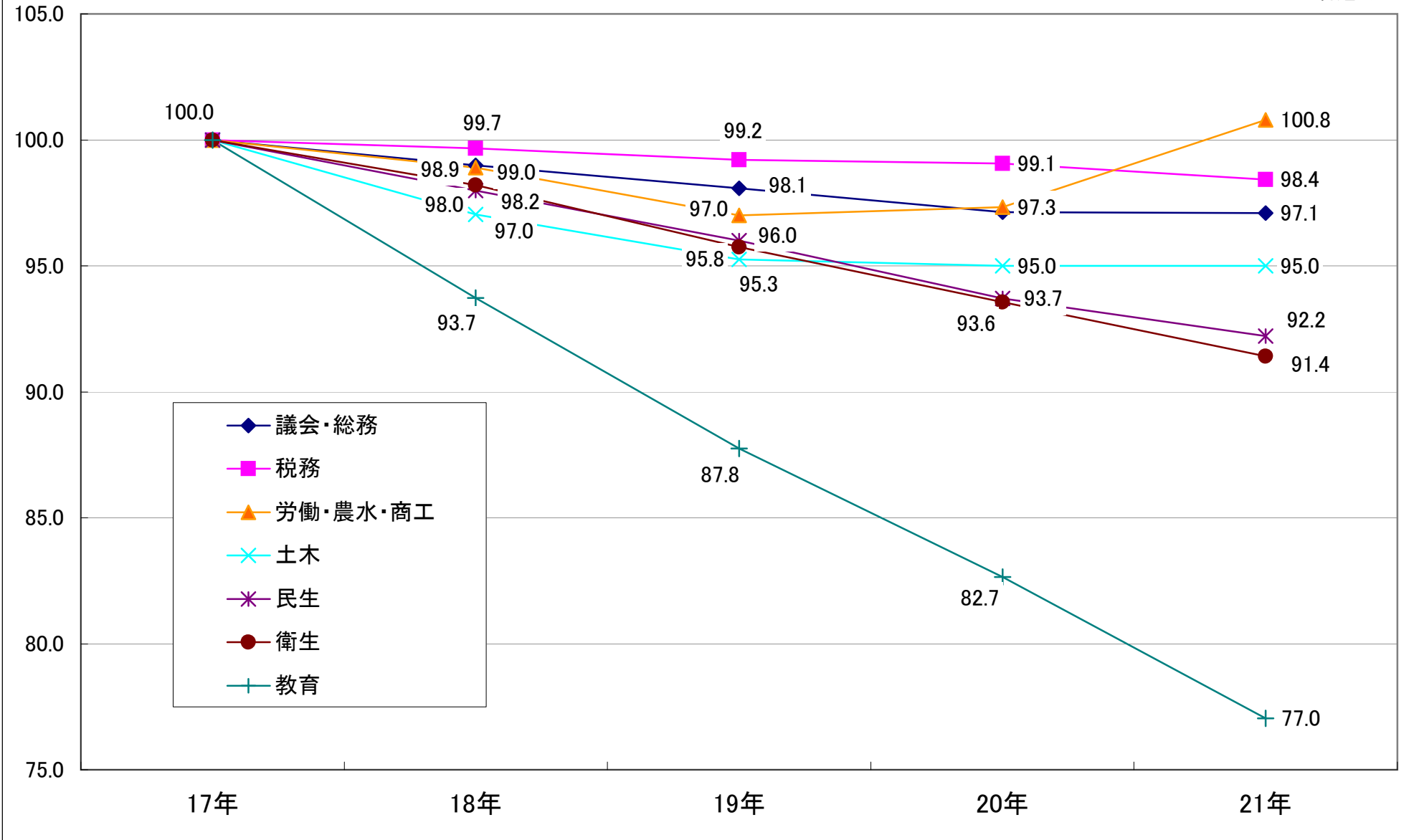
東京都 部門別職員数の推移(平成17年を100とした場合)

※普通会計(消防除く)



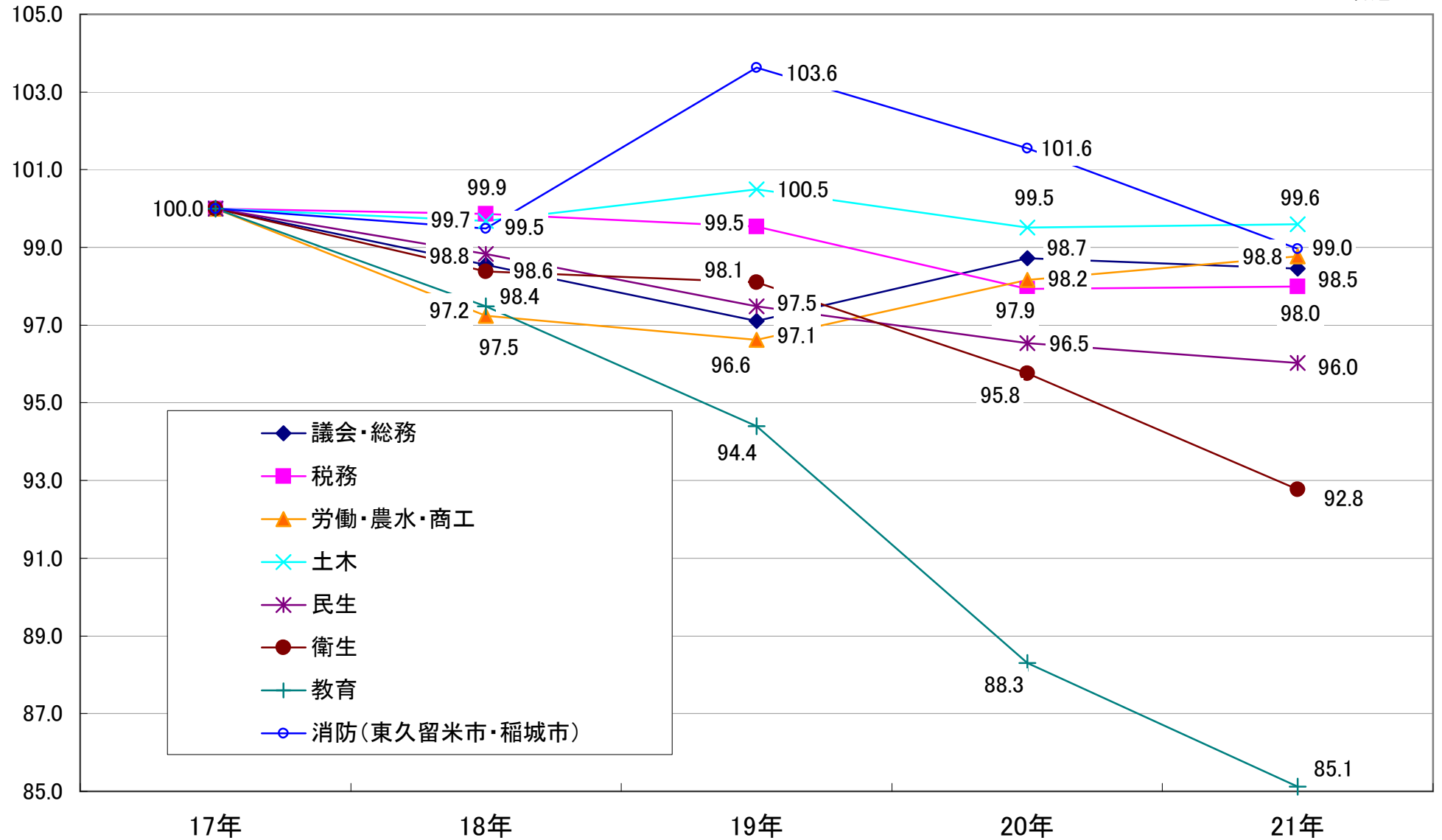
都内区部 部門別職員数の推移(平成17年を100とした場合)

※普通会計



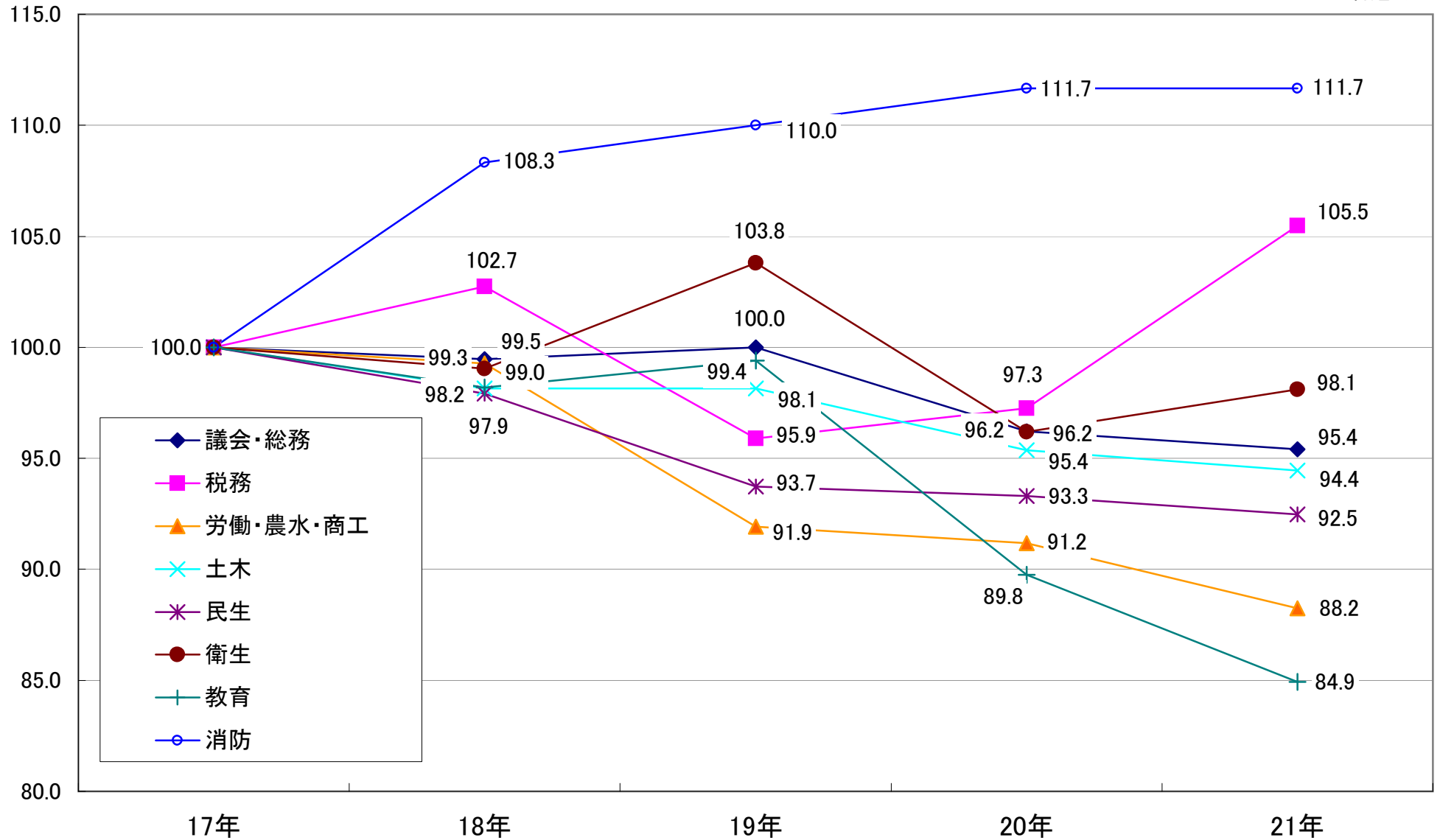
都内市部 部門別職員数の推移(平成17年を100とした場合)

※普通会計



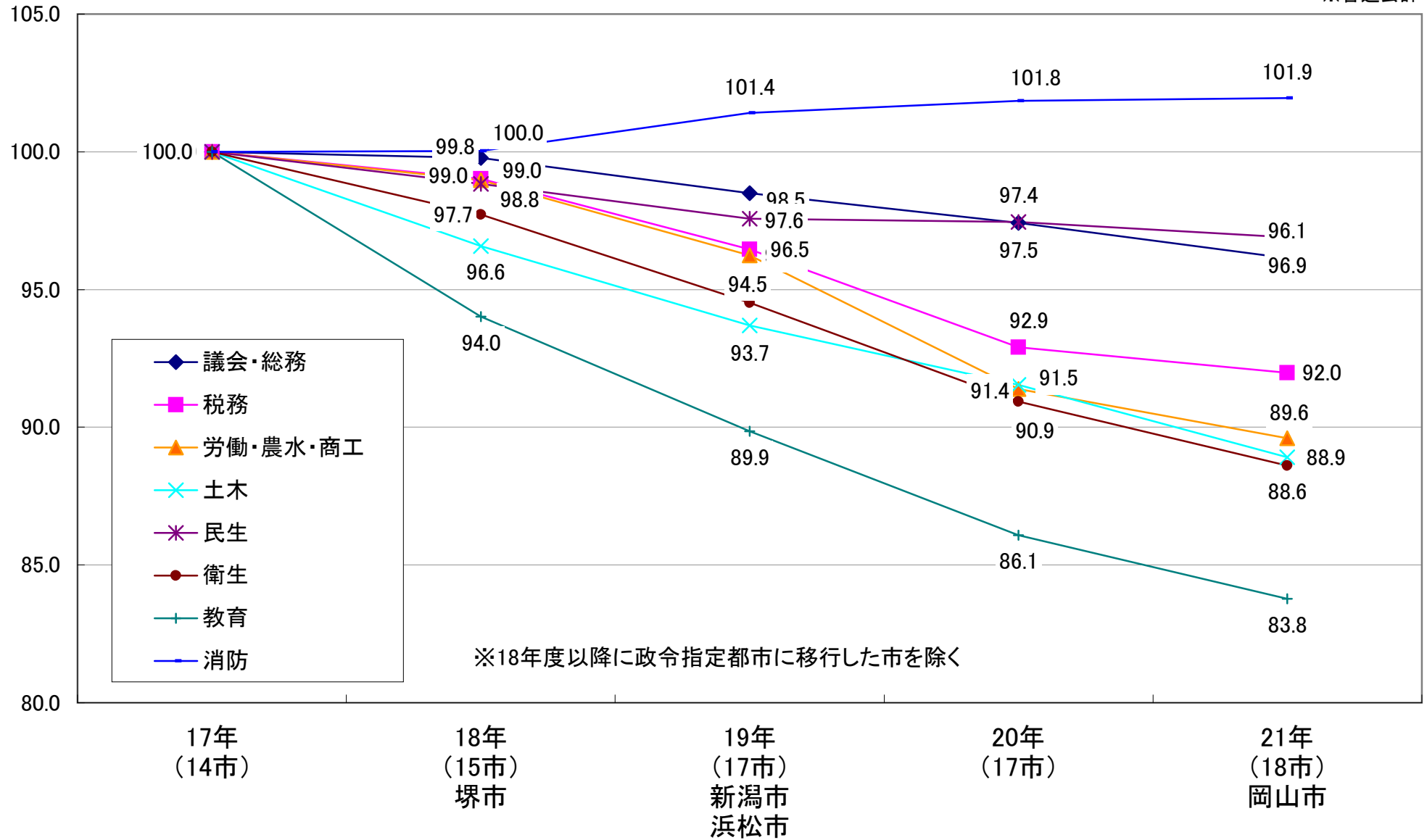
都内町村部 部門別職員数の推移(平成17年を100とした場合)

※普通会計



指定都市 部門別職員数の推移(平成17年を100とした場合)

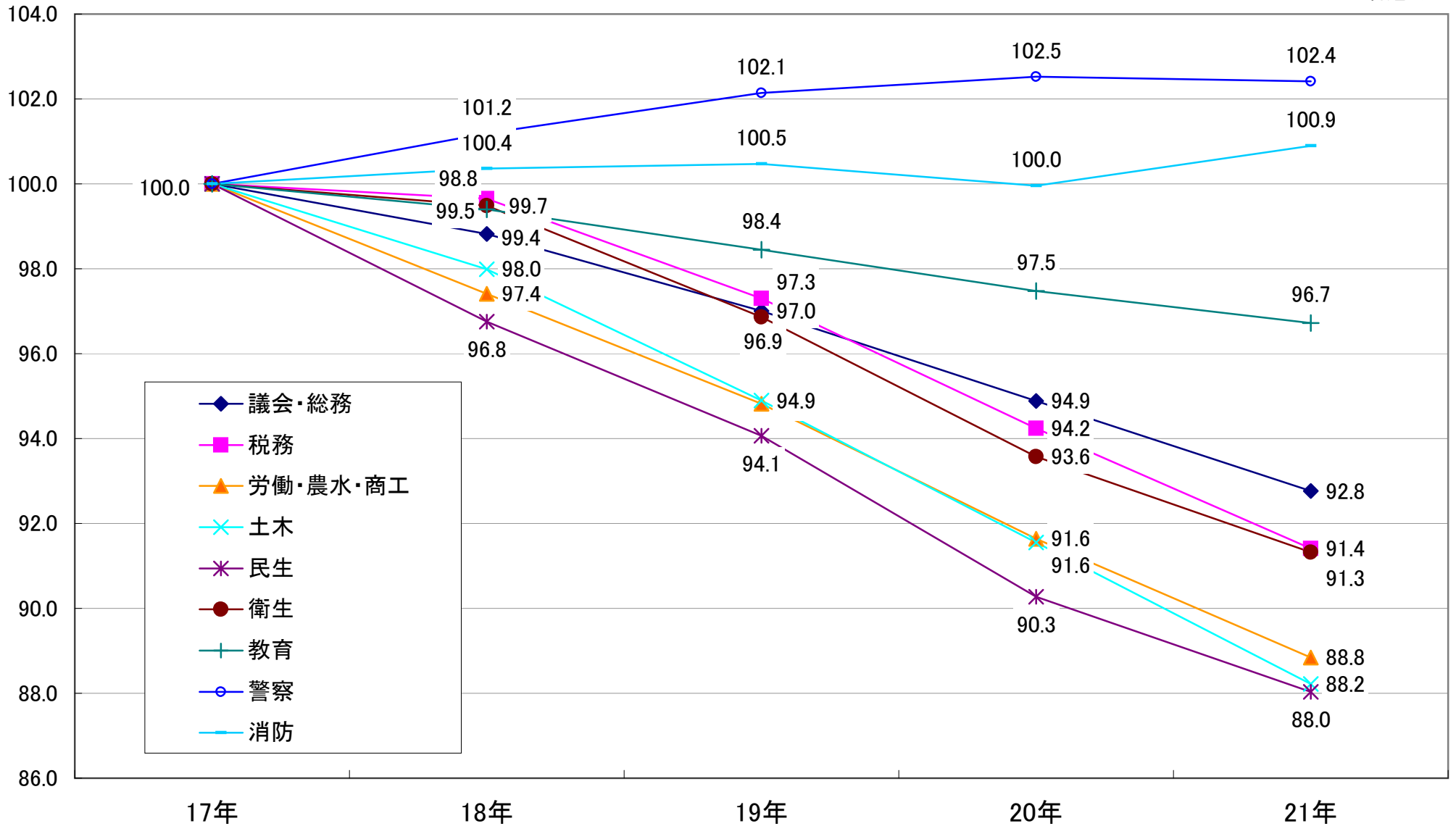
※普通会計



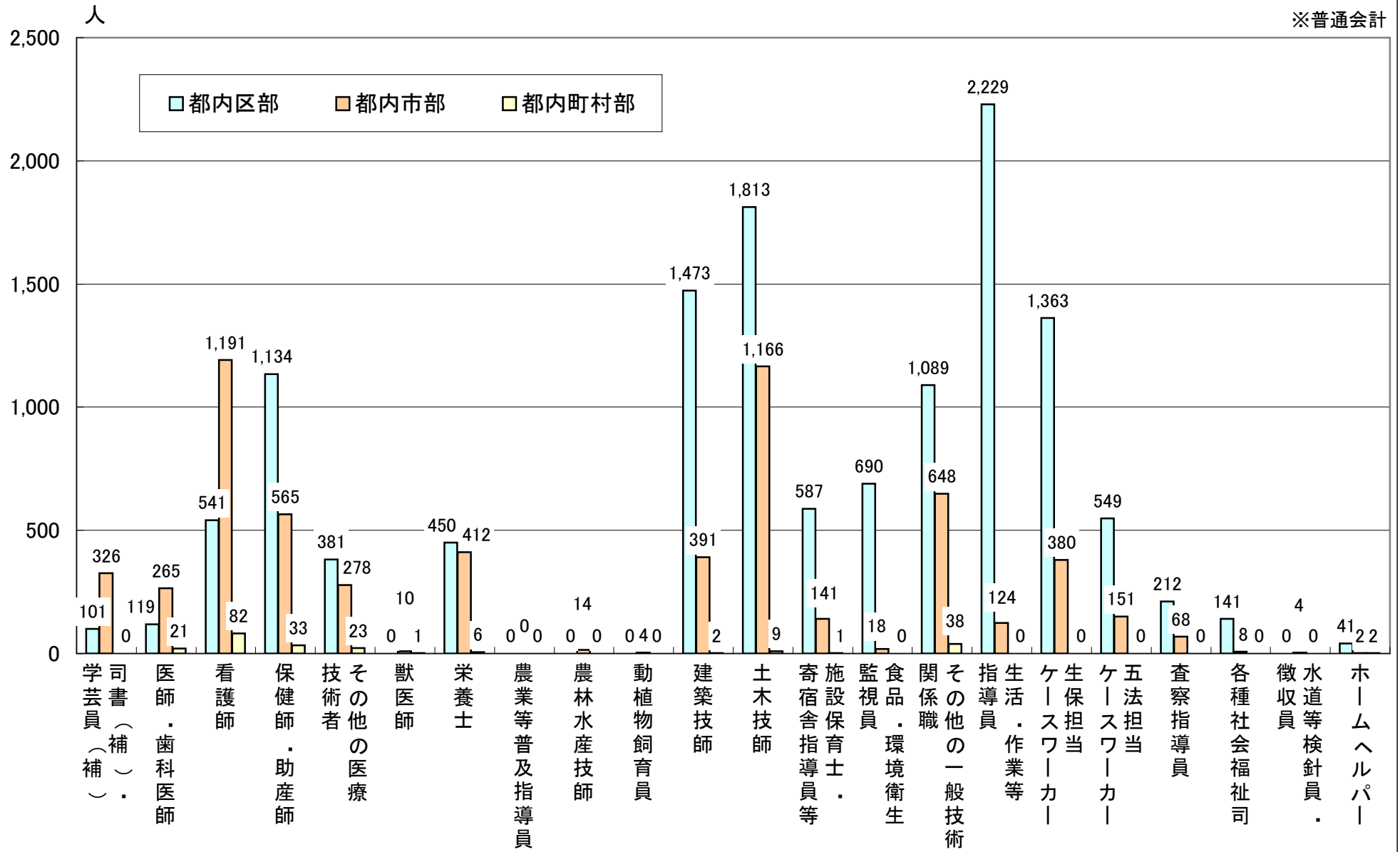
※18年度以降に政令指定都市に移行した市を除く

都道府県 部門別職員数の推移(平成17年を100とした場合)

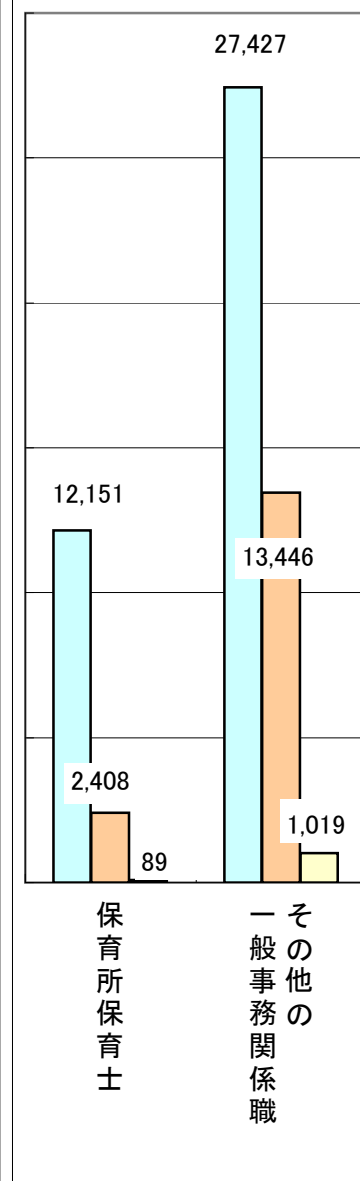
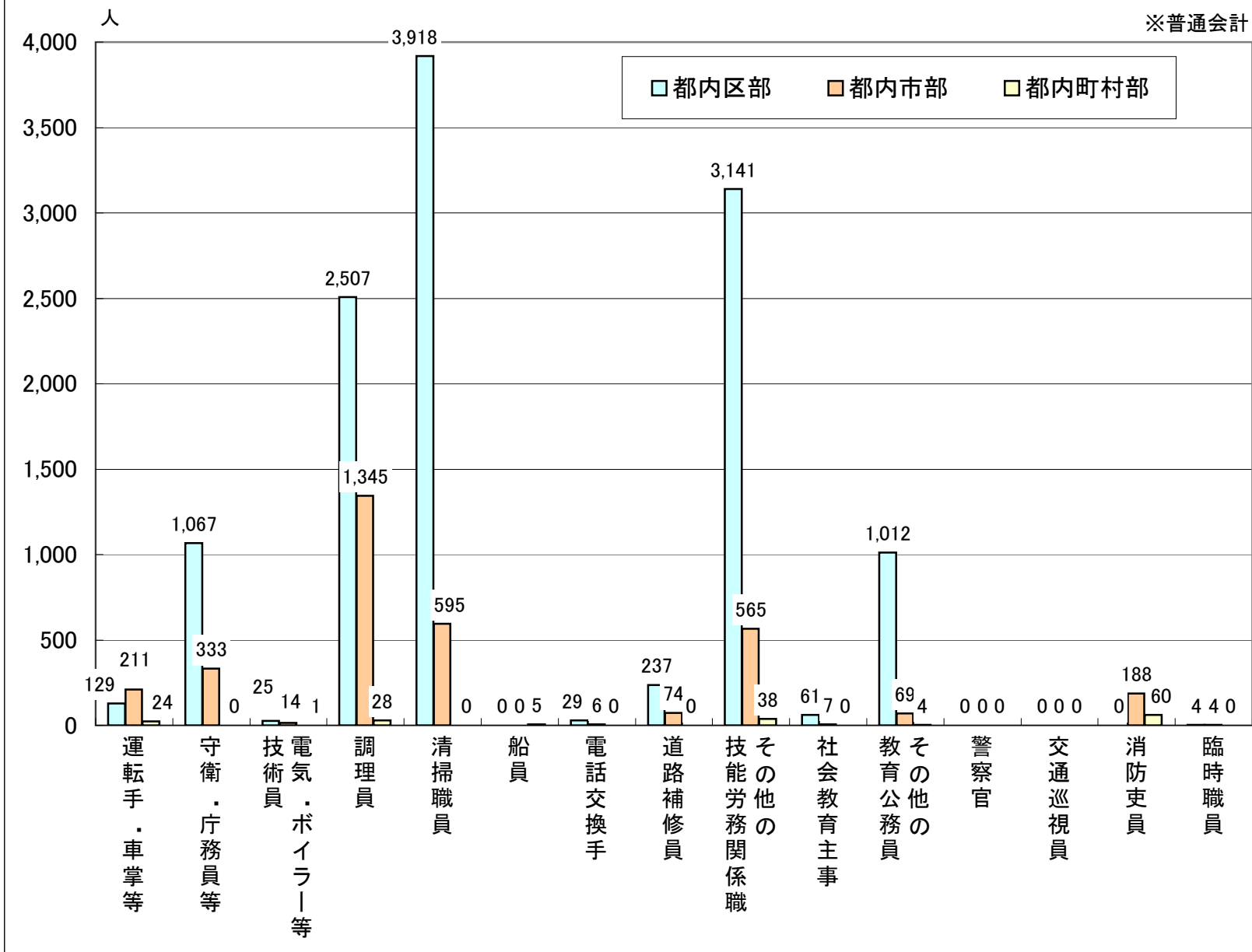
※普通会計



都内区市町村別 職種別職員数の状況① (平成21年4月1日現在)

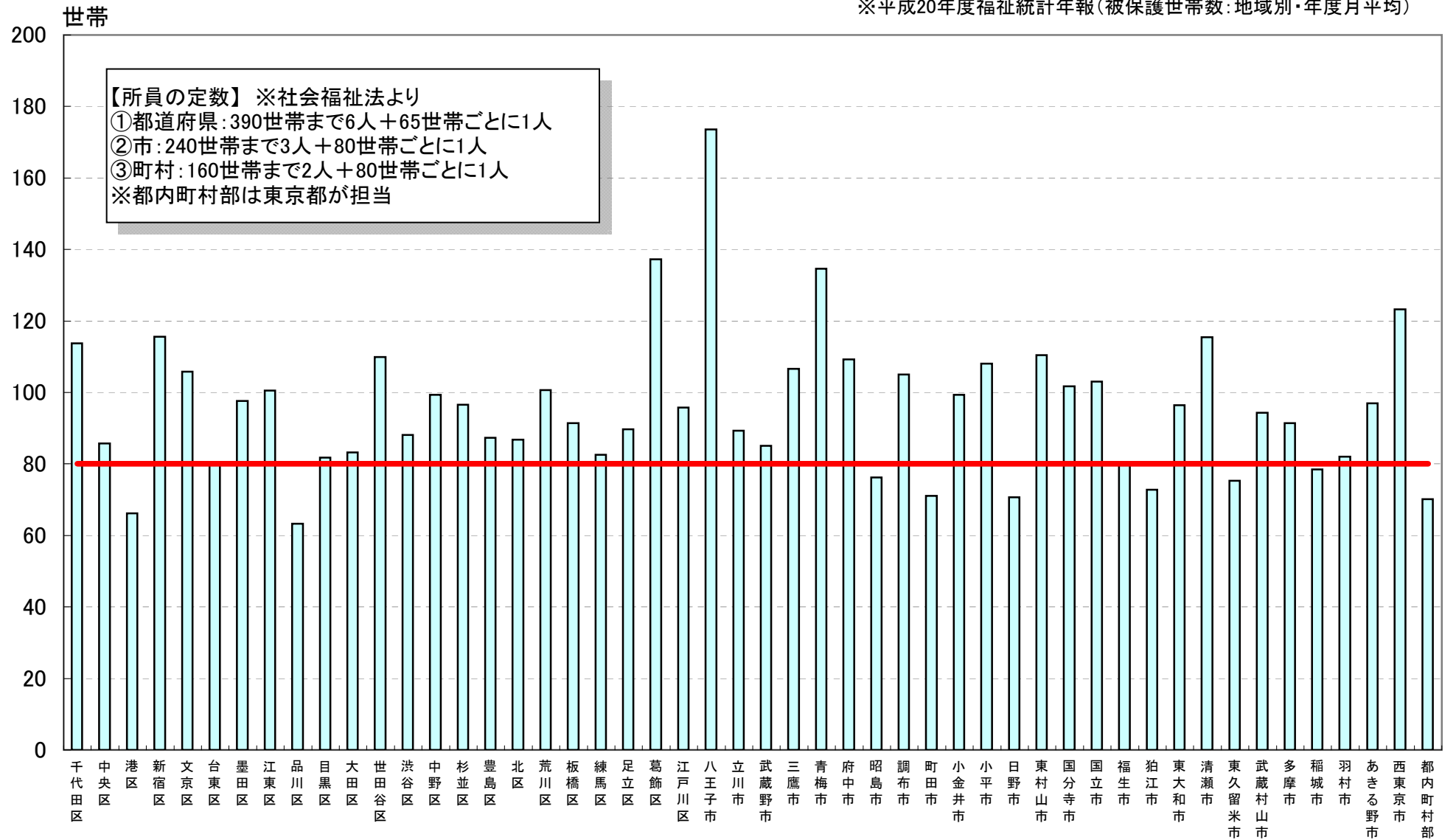


都内区市町村別 職種別職員数の状況② (平成21年4月1日現在)



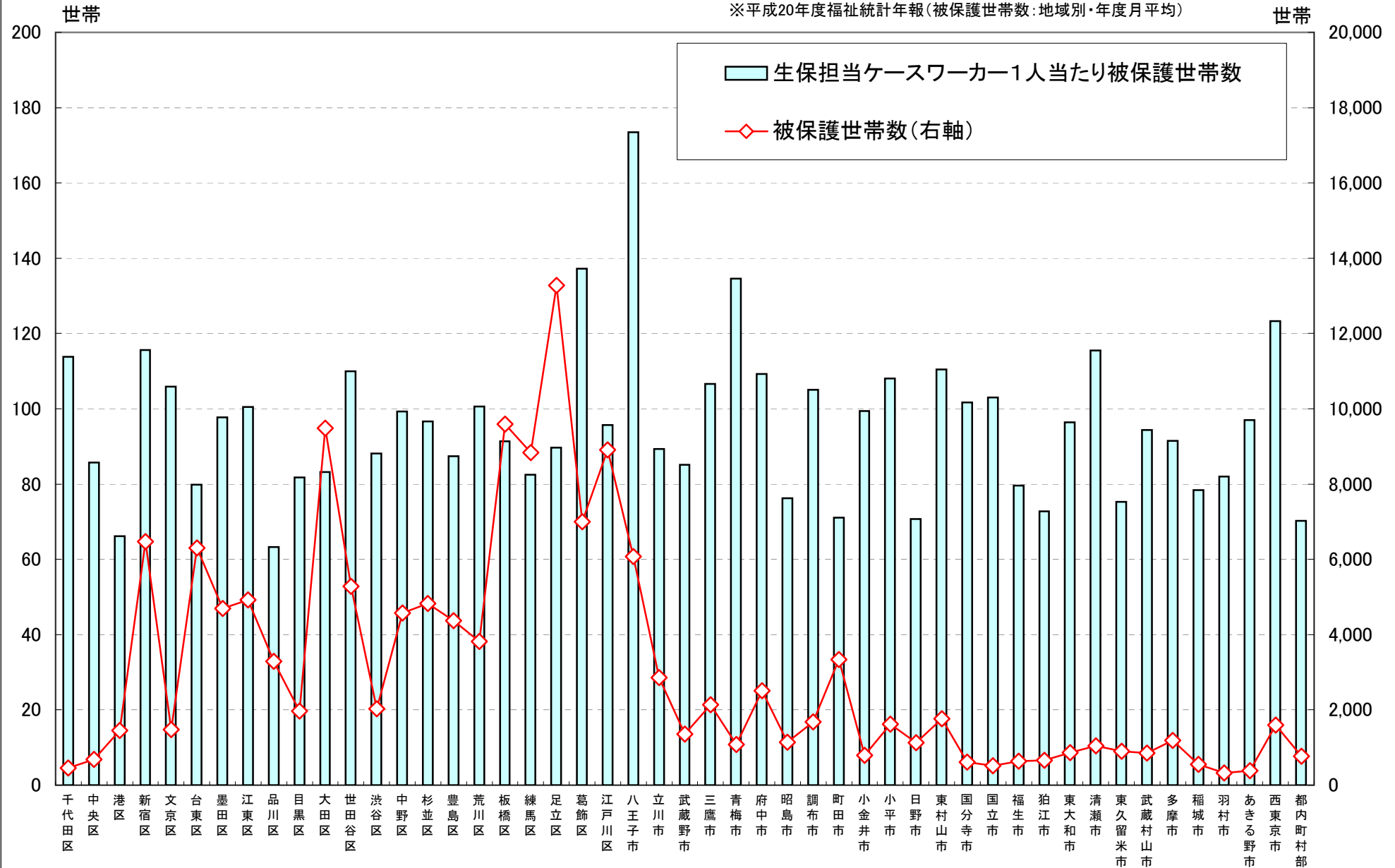
都内区市町村別 生保担当ケースワーカー一人当たり被保護世帯数 (平成20年)

※ケースワーカー数:平成20年4月1日現在
 ※平成20年度福祉統計年報(被保護世帯数:地域別・年度月平均)



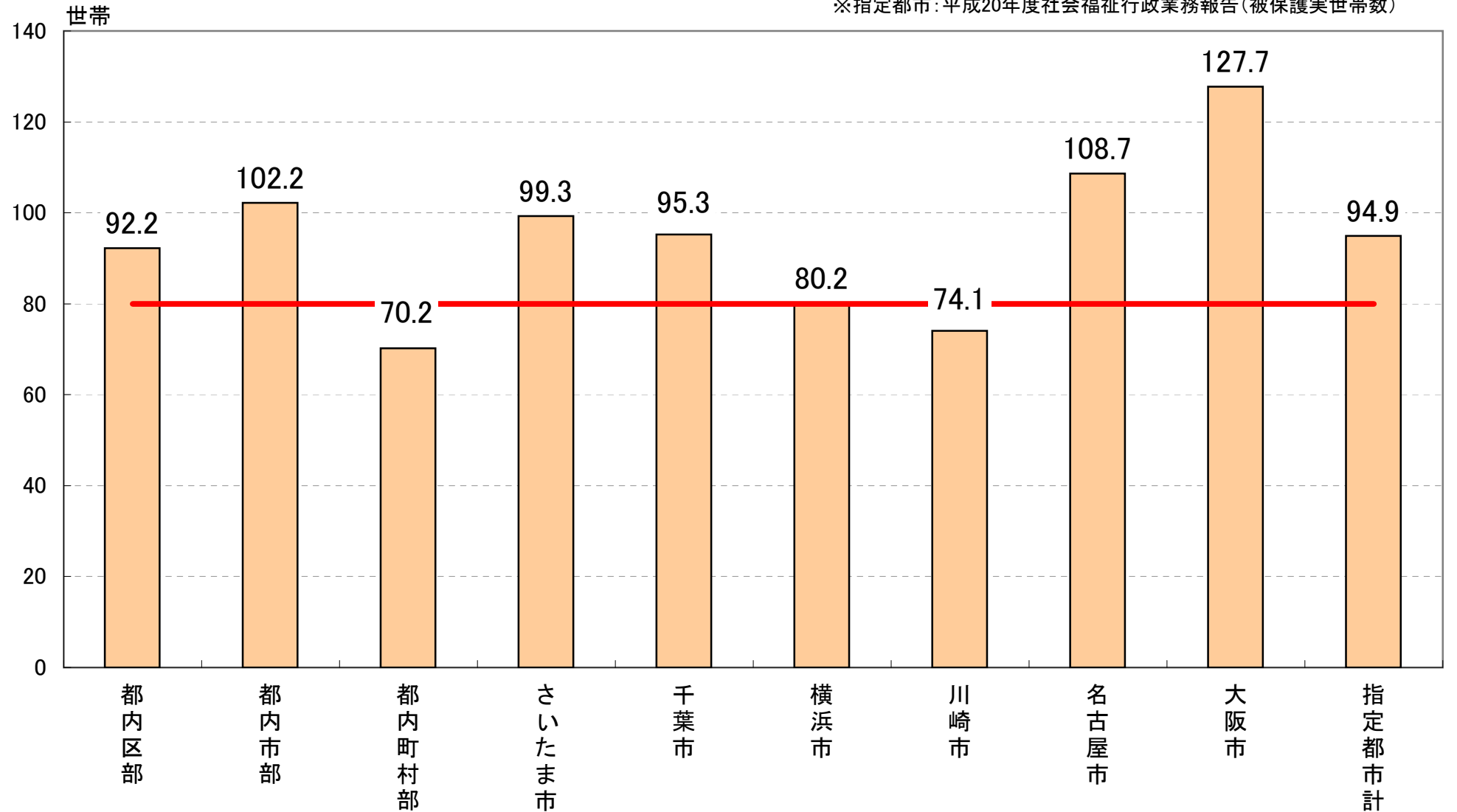
都内区市町村別 生保ワーカー担当数と被保護世帯数 (平成20年)

※ケースワーカー数:平成20年4月1日現在
 ※平成20年度福祉統計年報(被保護世帯数:地域別・年度月平均)



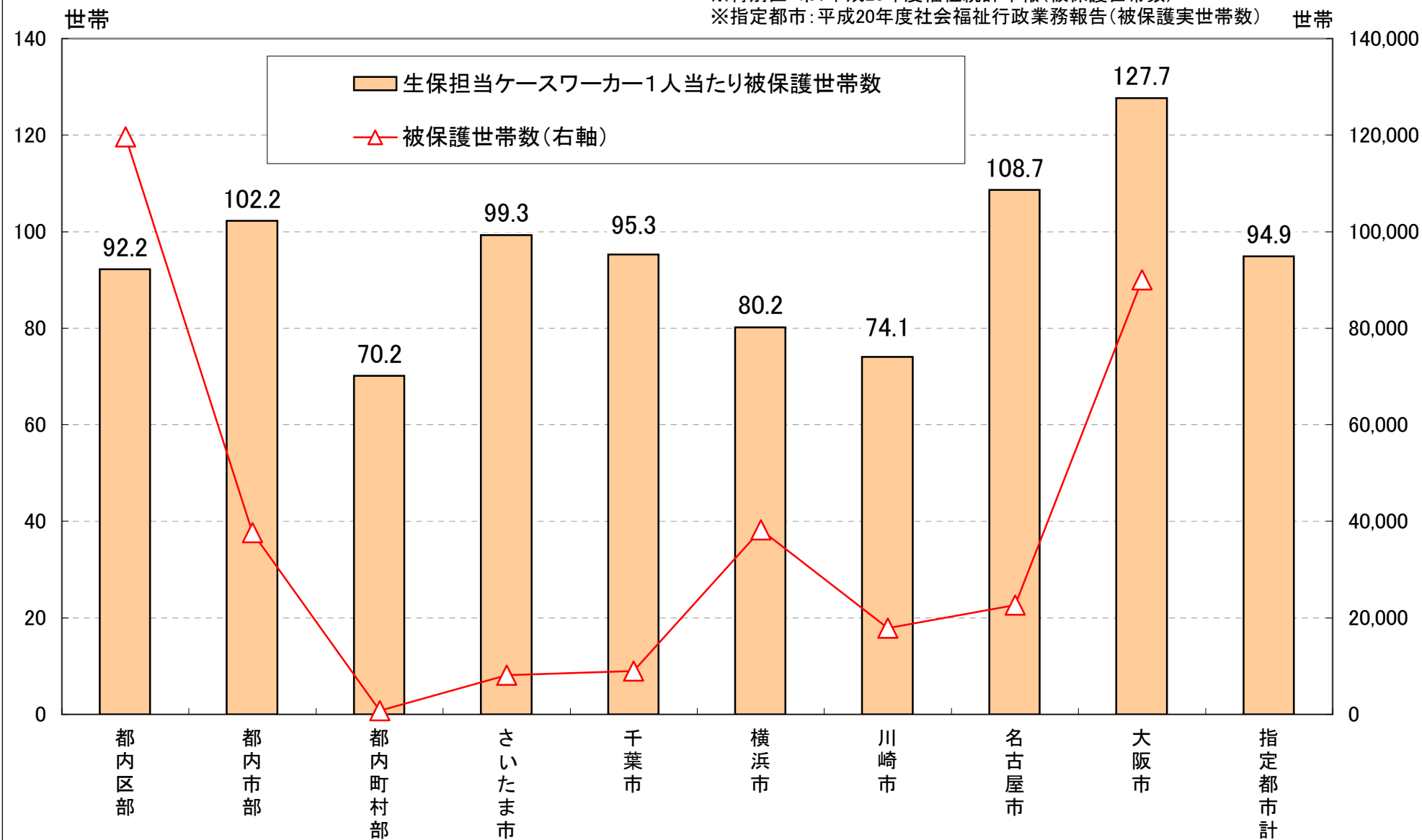
指定都市別 生保担当ケースワーカー一人当たり被保護世帯数 (平成20年)

※ケースワーカー数:平成20年4月1日現在
 ※特別区・市:平成20年度福祉統計年報(被保護世帯数)
 ※指定都市:平成20年度社会福祉行政業務報告(被保護実世帯数)



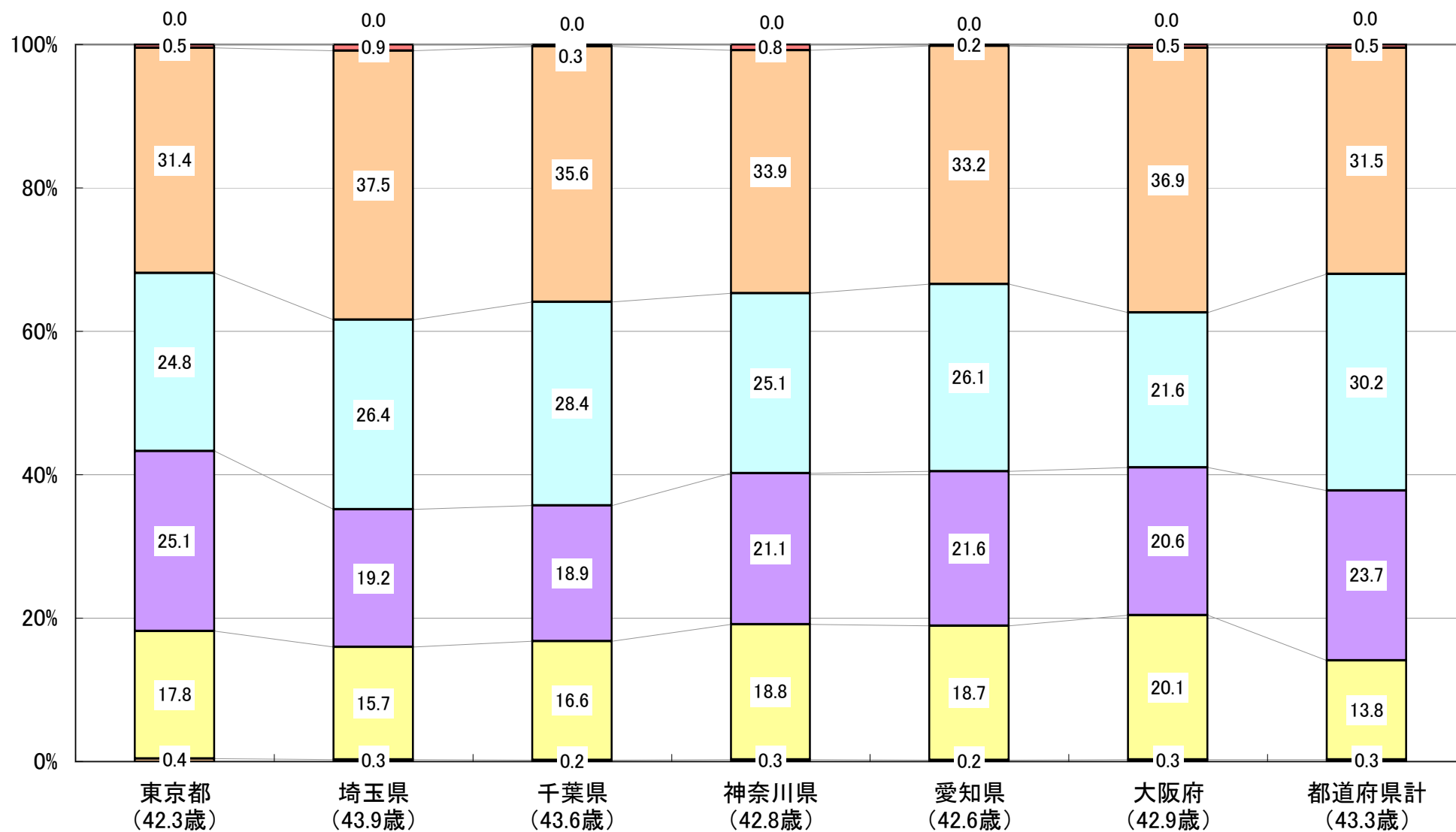
指定都市別 生保ワーカー担当数と被保護世帯数 (平成20年)

※ケースワーカー数:平成20年4月1日現在
 ※特別区・市:平成20年度福祉統計年報(被保護世帯数)
 ※指定都市:平成20年度社会福祉行政業務報告(被保護実世帯数)



都道府県別 年齢別職員構成比 (平成21年4月1日現在)

※全職種

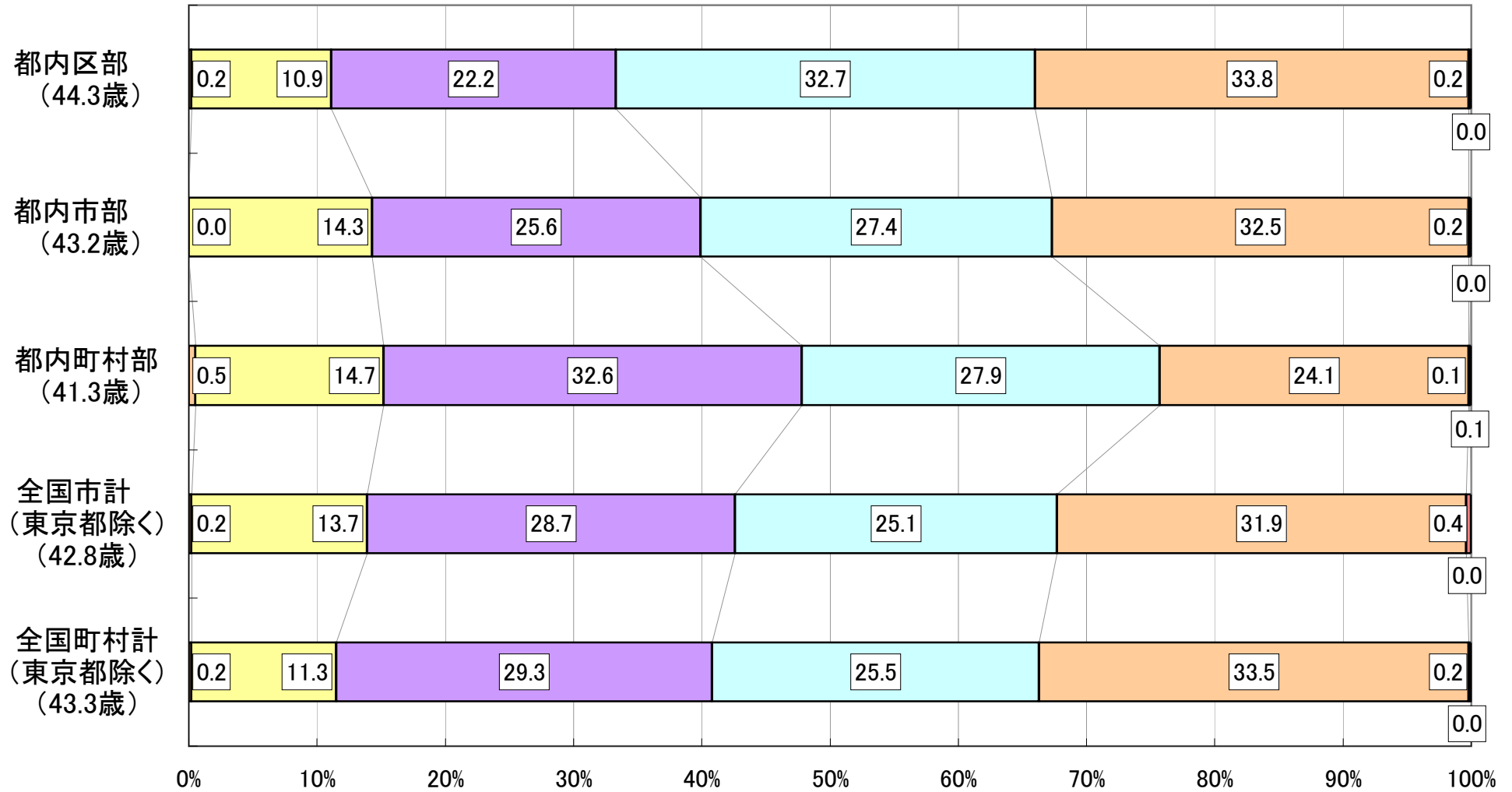


※()内は平均年齢

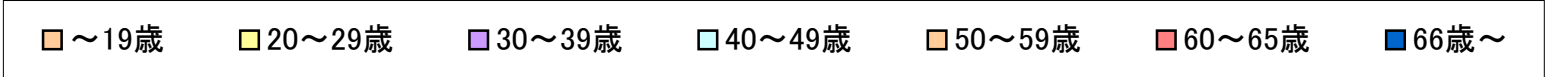
■ ～19歳
 ■ 20～29歳
 ■ 30～39歳
 ■ 40～49歳
 ■ 50～59歳
 ■ 60～65歳
 ■ 66歳～

都内区市町村別 年齢別職員構成比 (平成21年4月1日現在)

※全職種

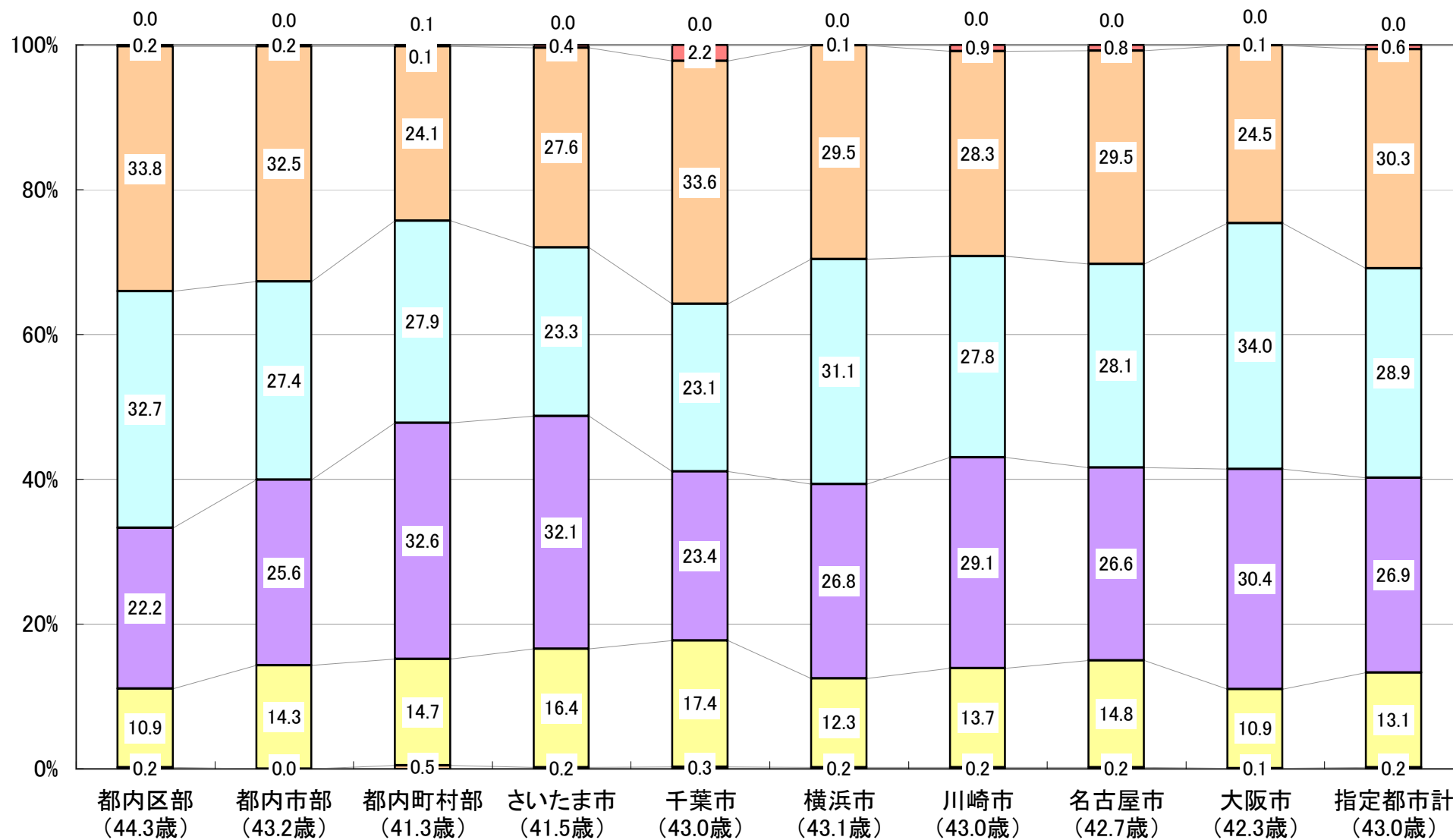


※()内は平均年齢



指定都市別 年齢別職員構成比 (平成21年4月1日現在)

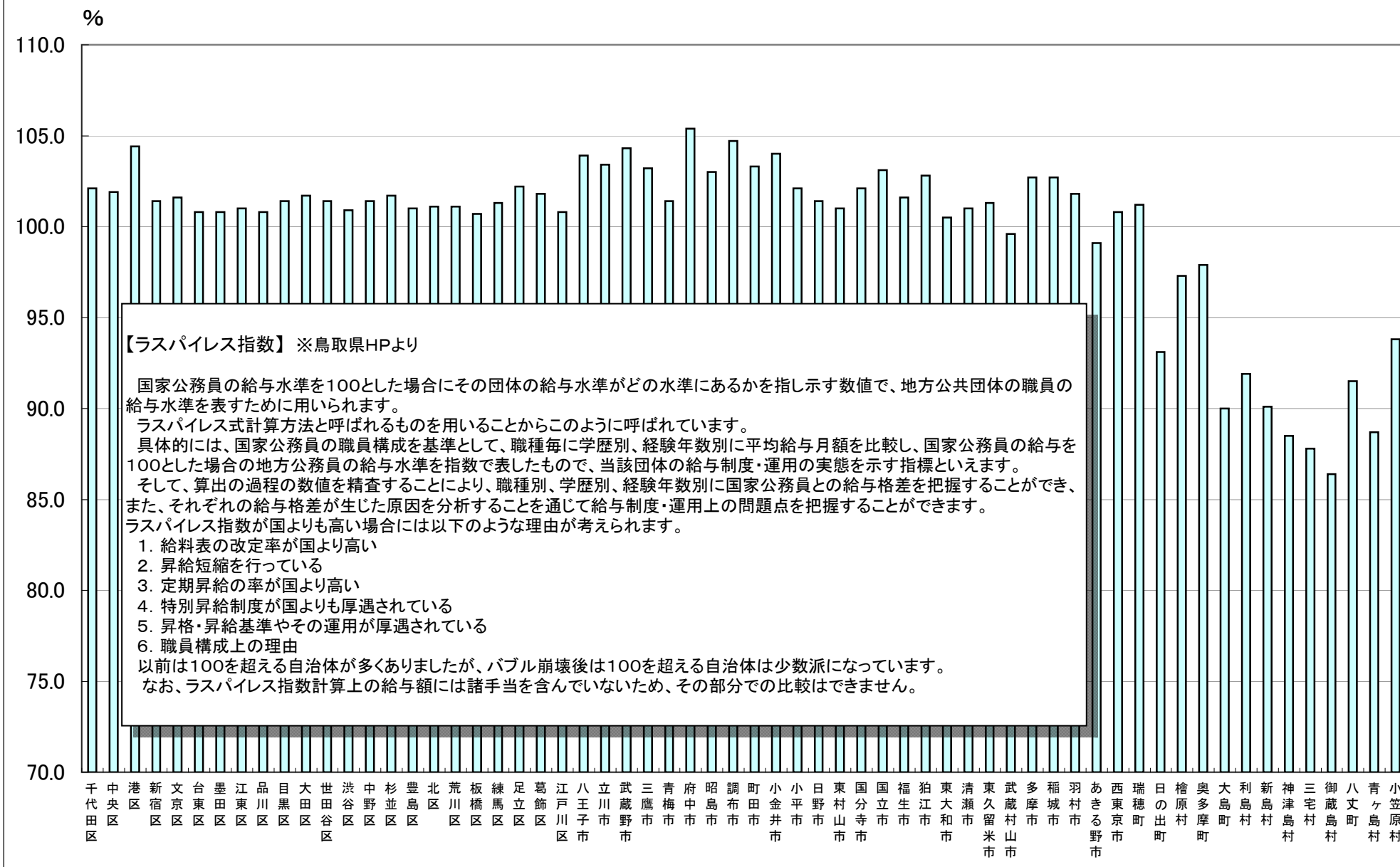
※全職種



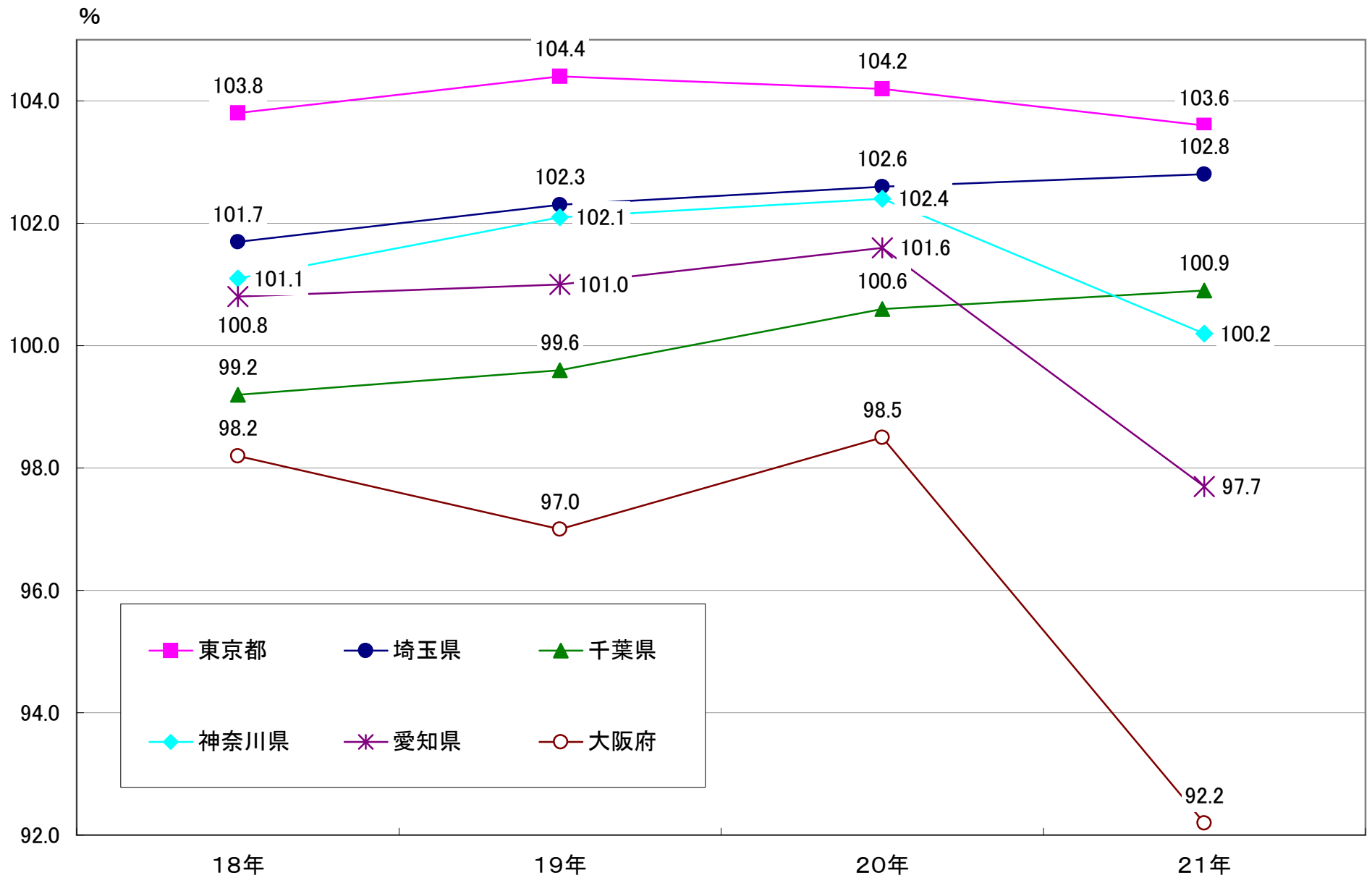
※()内は平均年齢

■ ~19歳
 ■ 20~29歳
 ■ 30~39歳
 ■ 40~49歳
 ■ 50~59歳
 ■ 60~65歳
 ■ 66歳~

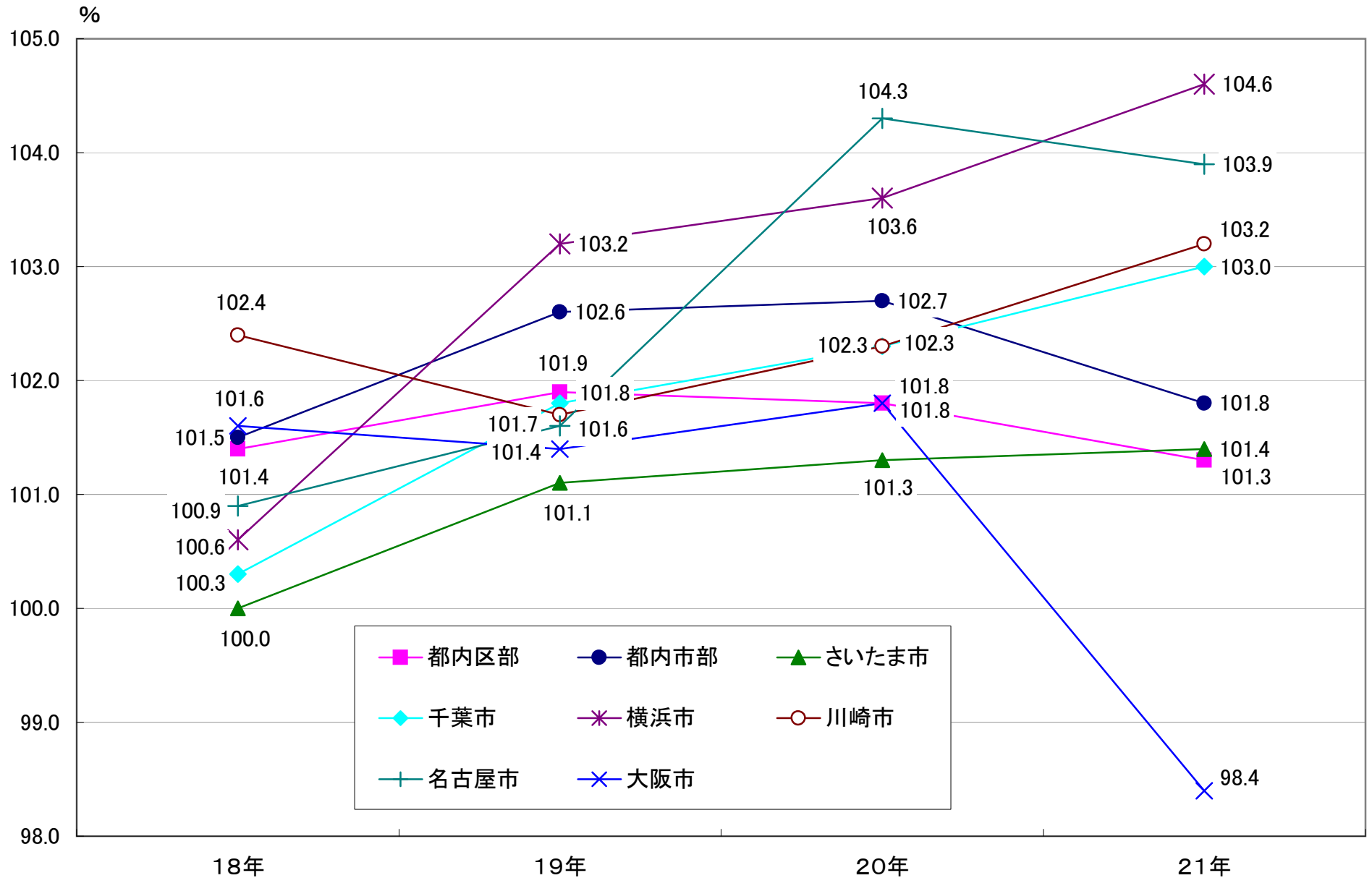
都内区市町村別 ラスパイレス指数の状況(平成21年)



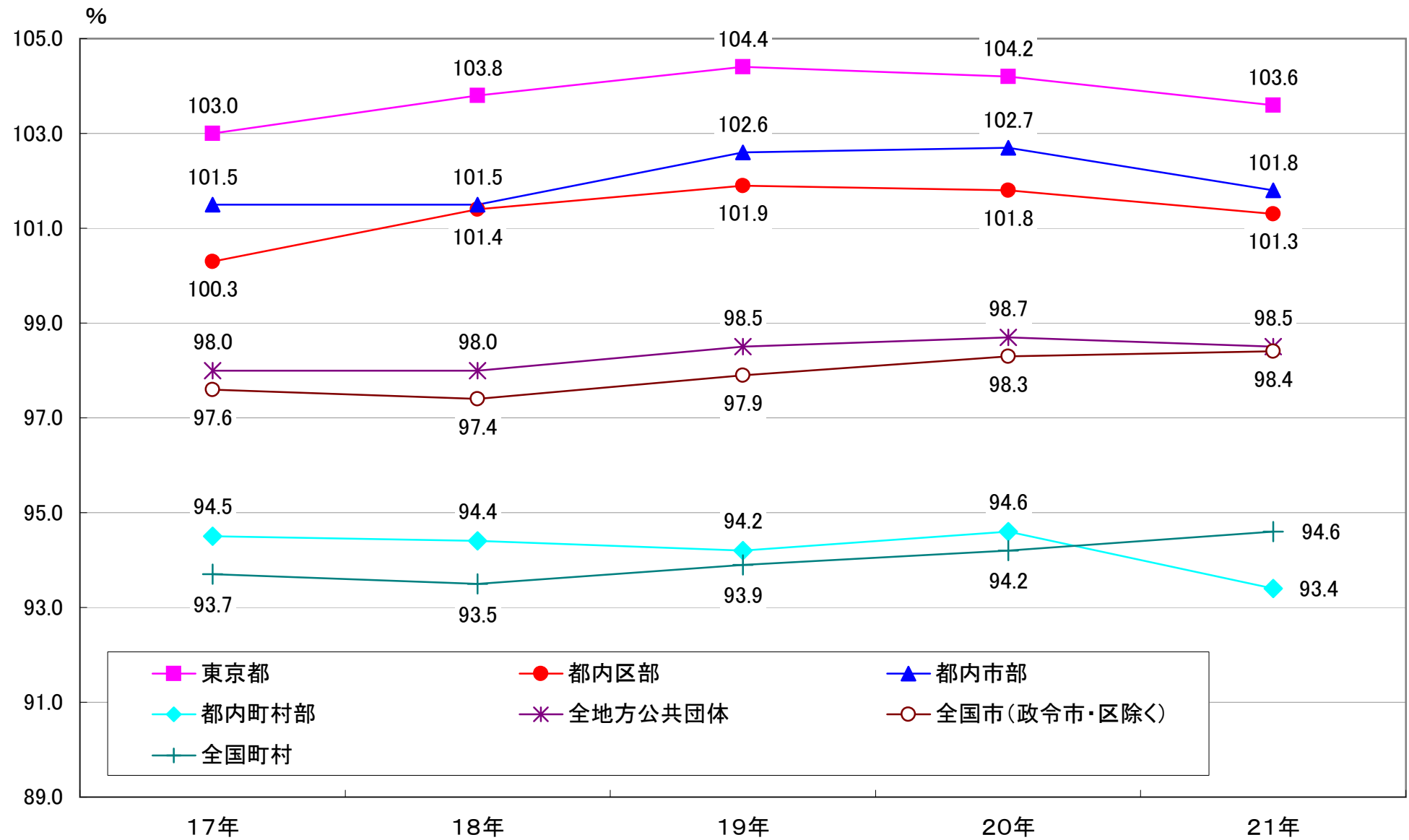
都道府県別 ラスパイレス指数の推移(平成18年～21年)



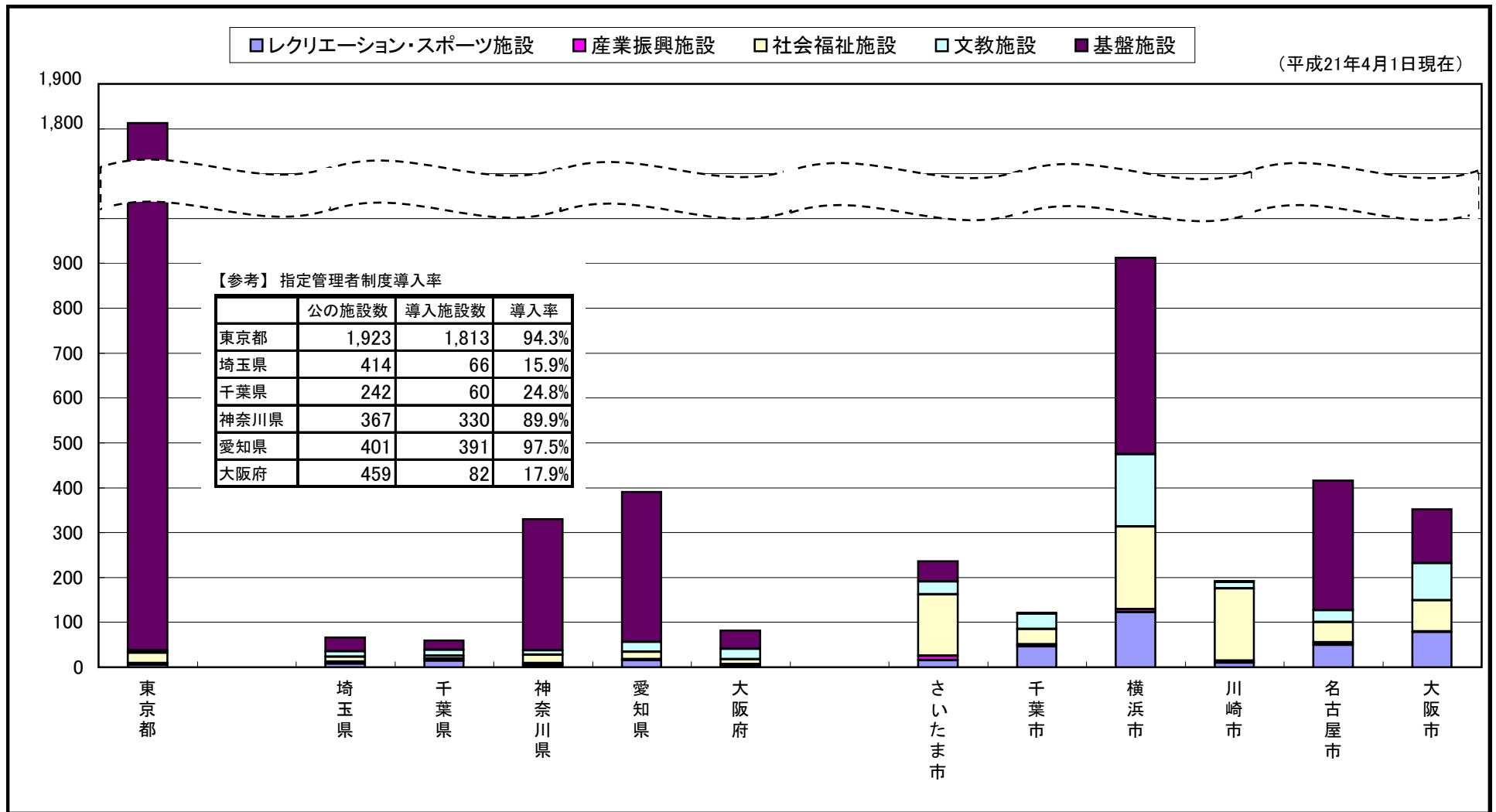
指定都市別 ラスパイレス指数の推移(平成18年～21年)



全国 ラスパイレス指数の推移(平成17年～21年)



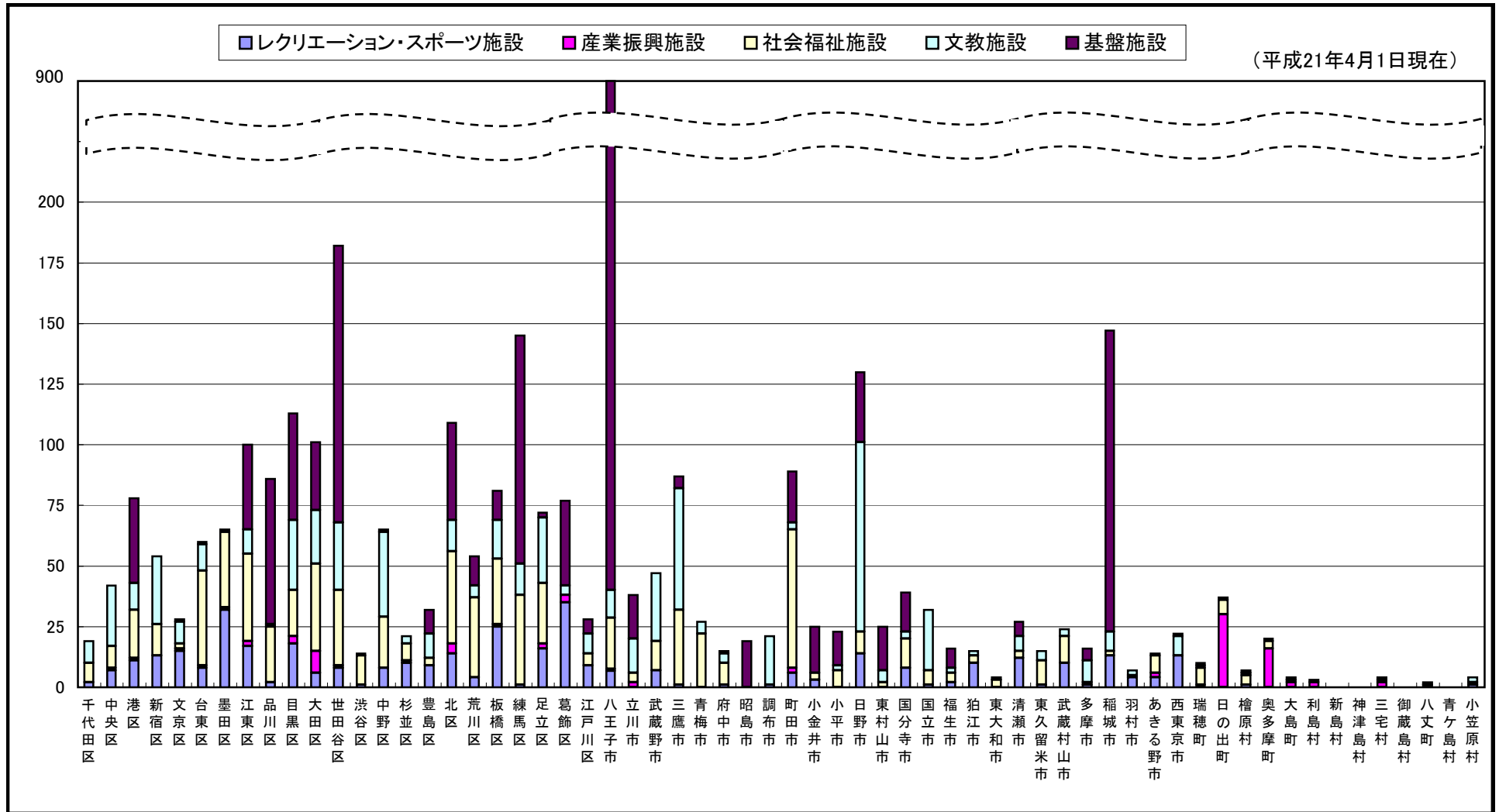
指定管理者制度の導入施設数①(東京都、近隣の県・政令指定都市等)



総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(平成21年10月)」より作成

- ※ 基盤施設……………駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等
- 文教施設……………県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
- 社会福祉施設……………病院、老人福祉センター等
- 産業振興施設……………情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
- レクリエーション・スポーツ施設……………競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等

指定管理者制度の導入施設数②(都内区市町村)



総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(平成21年10月)」より作成

※ 基盤施設……………駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等

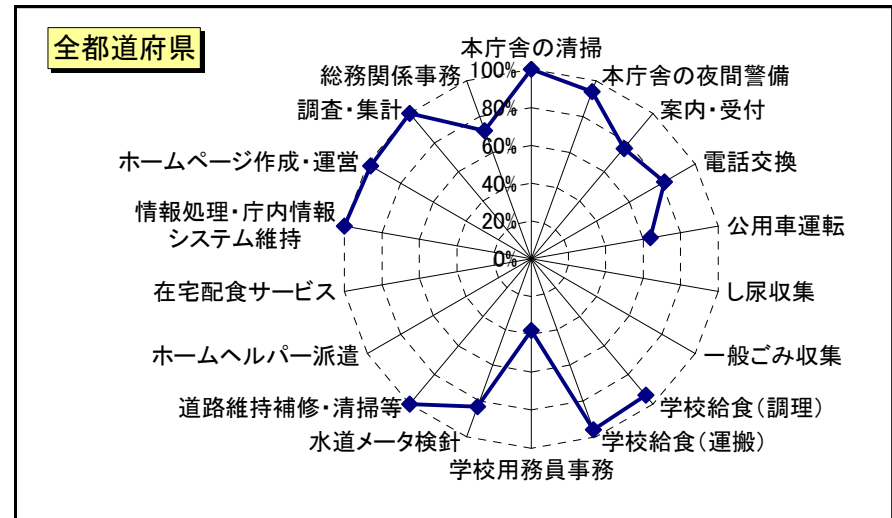
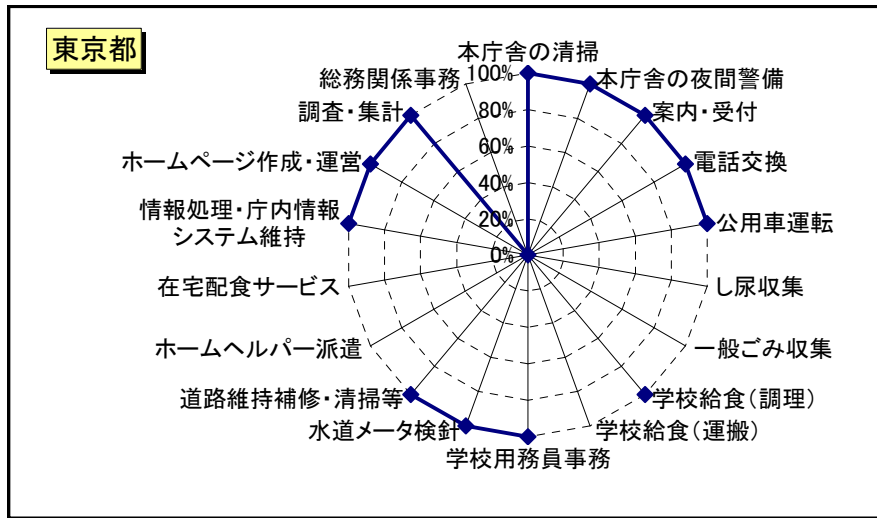
文教施設……………県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等

社会福祉施設……………病院、老人福祉センター等

産業振興施設……………情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等

レクリエーション・スポーツ施設……………競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等

民間委託の実施状況(事務事業の委託実施団体比率)① -東京都、全都道府県-

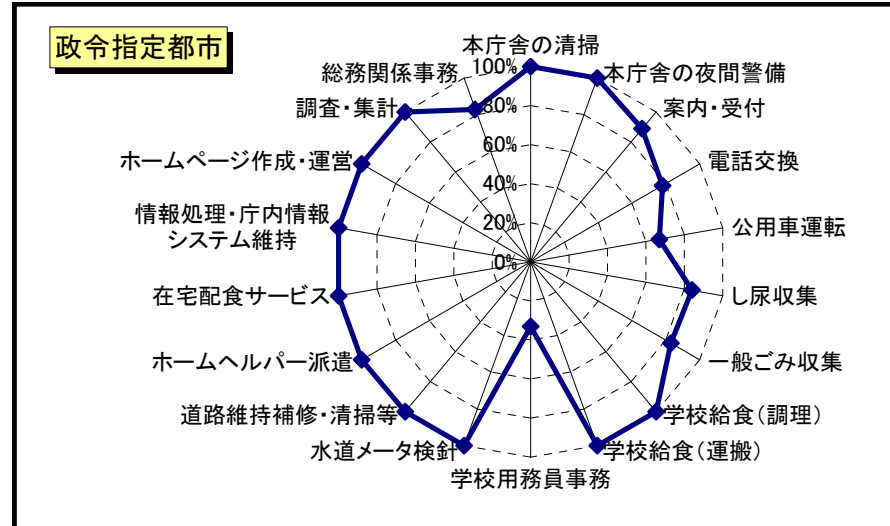
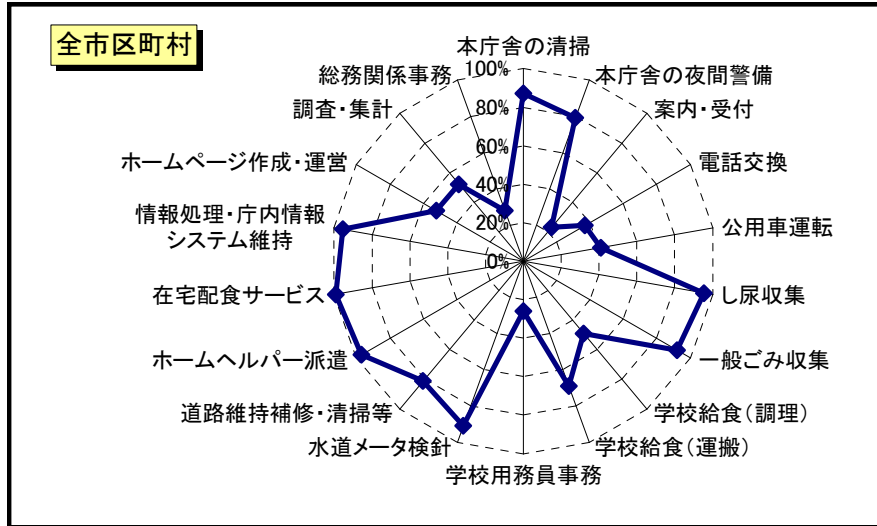
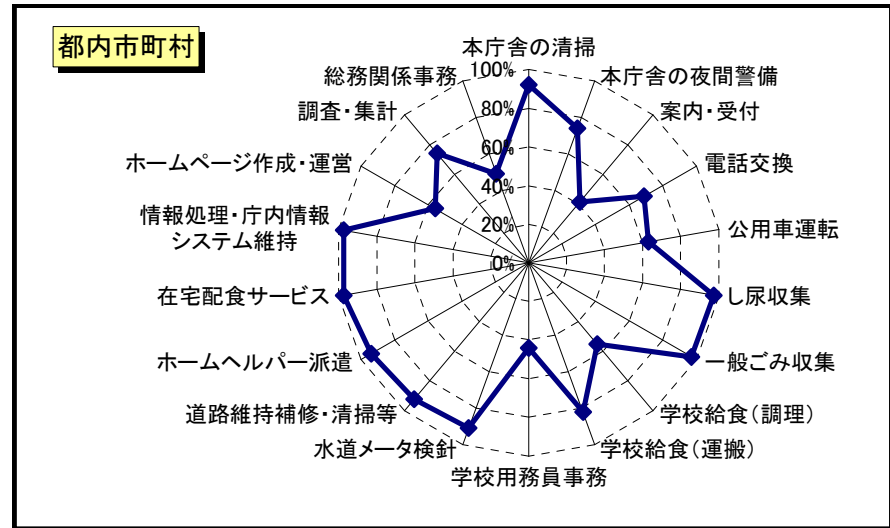
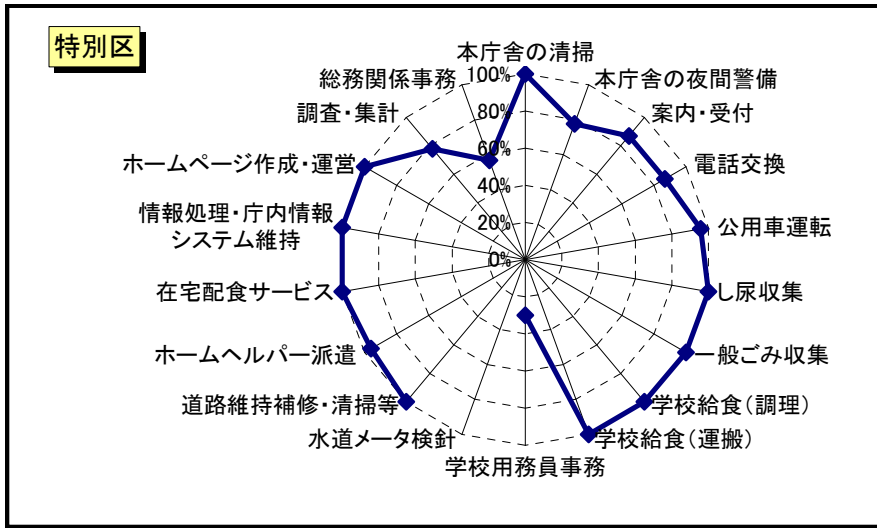


総務省「集中改革プラン及び18年指針の実施状況等に関する調査」より作成

注1)平成21年4月1日現在

注2)委託実施団体比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100 ※委託実施団体には、一部委託を行っている団体を含む

民間委託の実施状況(事務事業の委託実施団体比率)② ー特別区、都内市町村、全市区町村、政令指定都市ー



総務省「集中改革プラン及び18年指針の実施状況等に関する調査」より作成

注1)平成21年4月1日現在

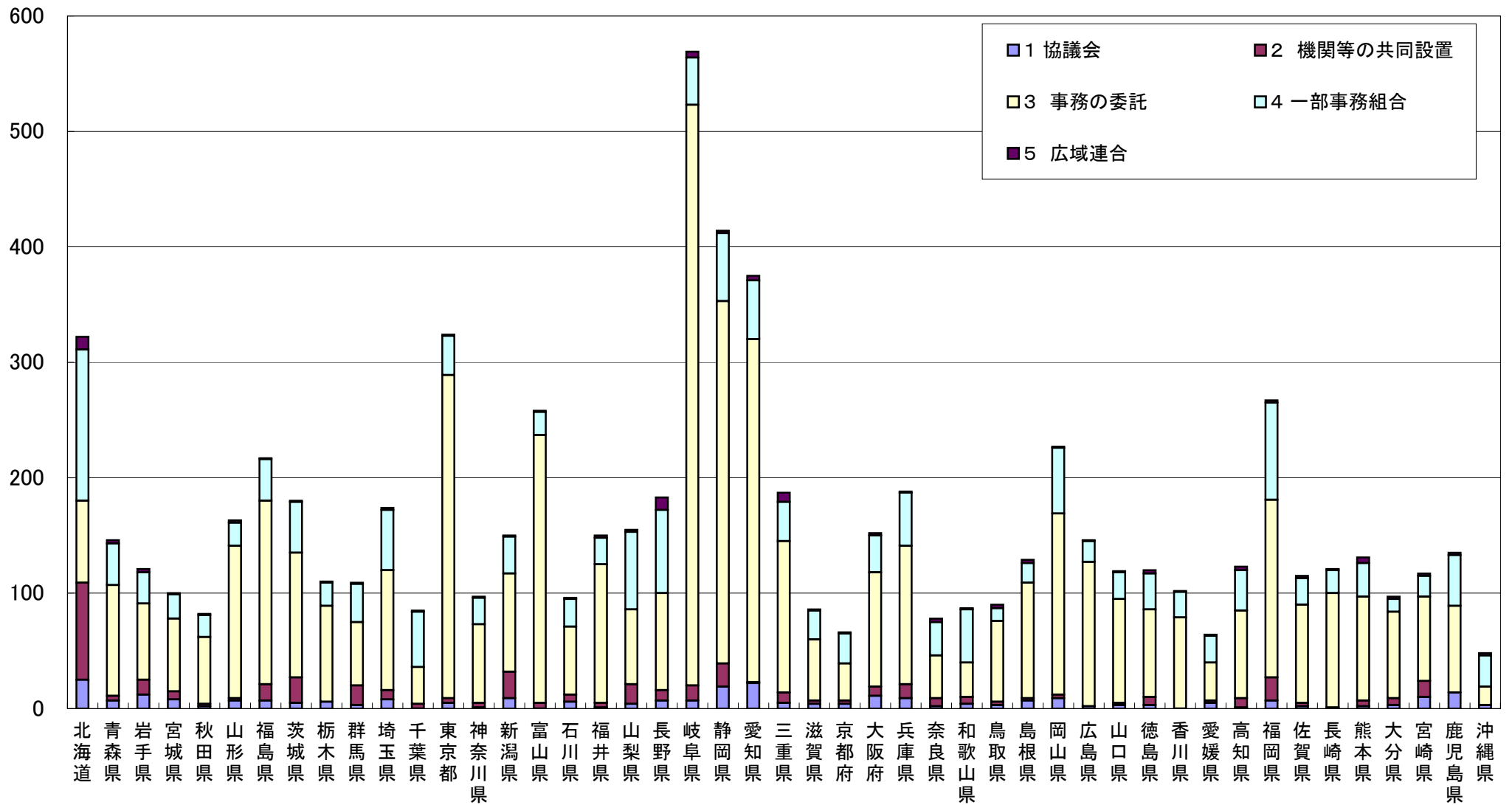
注2)委託実施団体比率=委託実施団体数÷事業実施団体数×100 ※委託実施団体には、一部委託を行っている団体を含む

都道府県別の地方公共団体の事務の共同処理の方式（平成20年7月1日現在）

	市町村数	1 協議会		2 機関等の共同設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計	
		設置数	構成団体数	設置数	構成団体数	件数	委託団体数	設置数	構成団体数	設置数	処理団体数	設置数	構成団体数	設置数	処理団体数
北海道	180	25	161	84	412	71	71	131	1,623	11	240			322	2,507
青森県	40	7	35	4	16	96	96	36	342	3	54	1	9	147	552
岩手県	35	12	57	13	36	66	66	27	171	3	42			121	372
宮城県	36	8	38	7	114	63	63	21	189	1	36			100	440
秋田県	25	2	10	2	9	58	58	19	115	1	25			82	217
山形県	35	7	35	2	12	132	132	20	199	2	39			163	417
福島県	59	7	26	14	49	159	159	36	265	1	59			217	558
茨城県	44	5	21	22	75	108	108	44	232	1	44			180	480
栃木県	31	6	21			83	83	20	112	1	31			110	247
群馬県	38	3	7	17	59	55	55	33	214	1	38			109	373
埼玉県	70	8	60	8	36	104	104	52	287	2	141			174	628
千葉県	56			4	12	32	32	48	291	1	56			85	391
東京都	62	5	104	4	60	280	280	34	328	1	62			324	834
神奈川県	33	1	33	4	17	68	68	23	99	1	33			97	250
新潟県	31	9	39	23	53	85	85	32	161	1	31			150	369
富山県	15			5	22	232	232	20	96	1	15			258	365
石川県	19	6	25	6	17	59	59	24	130	1	19			96	250
福井県	17	1	2	4	10	120	120	23	123	2	19			150	274
山梨県	28	4	18	17	61	65	65	67	252	2	34			155	430
長野県	81	7	44	9	87	84	84	72	489	11	166			183	870
岐阜県	42	7	37	13	49	503	503	41	296	5	53			569	938
静岡県	41	19	77	20	60	314	314	59	256	2	83			414	790
愛知県	61	22	125	1	4	297	297	51	248	4	74			375	748
三重県	29	5	16	9	51	131	131	34	203	8	50			187	451
滋賀県	26	4	24	3	16	53	53	25	204	1	26			86	323
京都府	26	4	19	3	9	32	32	26	162	1	26			66	248
大阪府	43	11	66	8	22	99	99	32	113	2	46			152	346
兵庫県	41	9	38	12	53	120	120	46	232	1	41			188	484
奈良県	39	2	9	7	23	37	37	29	211	3	55			78	335
和歌山県	30	4	12	6	41	30	30	46	337	1	30			87	450
鳥取県	19	3	14	3	51	70	70	11	67	3	27			90	229
島根県	21	7	18	2	5	100	100	17	62	3	29			129	214
岡山県	27	9	31	3	6	157	157	57	266	1	27			227	487
広島県	23	2	7			125	125	18	76	1	23			146	231
山口県	20	3	9	2	5	90	90	23	100	1	20			119	224
徳島県	24	3	21	7	20	76	76	31	147	3	28			120	292
香川県	17					79	79	22	90	1	17			102	186
愛媛県	20	5	21	2	5	33	33	23	107	1	20			64	186
高知県	34	1	2	8	24	76	76	35	196	3	73			123	371
福岡県	66	7	58	20	92	154	154	84	686	2	105			267	1,095
佐賀県	20	2	4	3	8	85	85	23	128	2	25			115	250
長崎県	23			1	2	99	99	20	98	1	23			121	222
熊本県	48	2	11	5	24	90	90	29	172	5	65			131	362
大分県	18	3	6	6	13	75	75	11	74	2	20			97	188
宮崎県	30	10	39	14	56	73	73	18	116	2	35			117	319
鹿児島県	46	14	51			75	75	44	252	2	49			135	427
沖縄県	41	3	14			16	16	27	244	2	69			48	343
合計	1,810	284	1,465	407	1,796	5,109	5,109	1,664	10,861	111	2,323	1	9	7,576	21,563

●総務省自治行政局市町村課「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」により作成

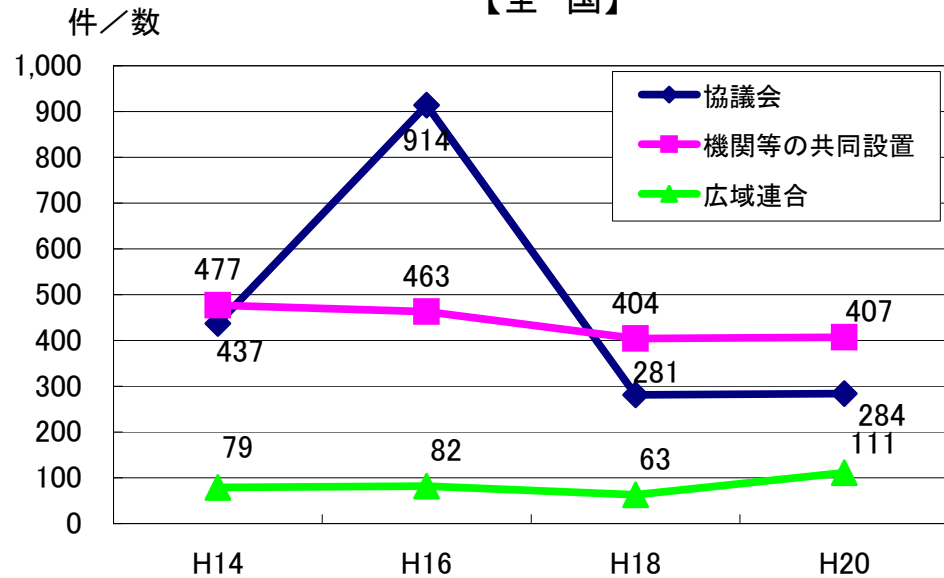
都道府県別の地方公共団体間の事務の共同処理の方式別内訳



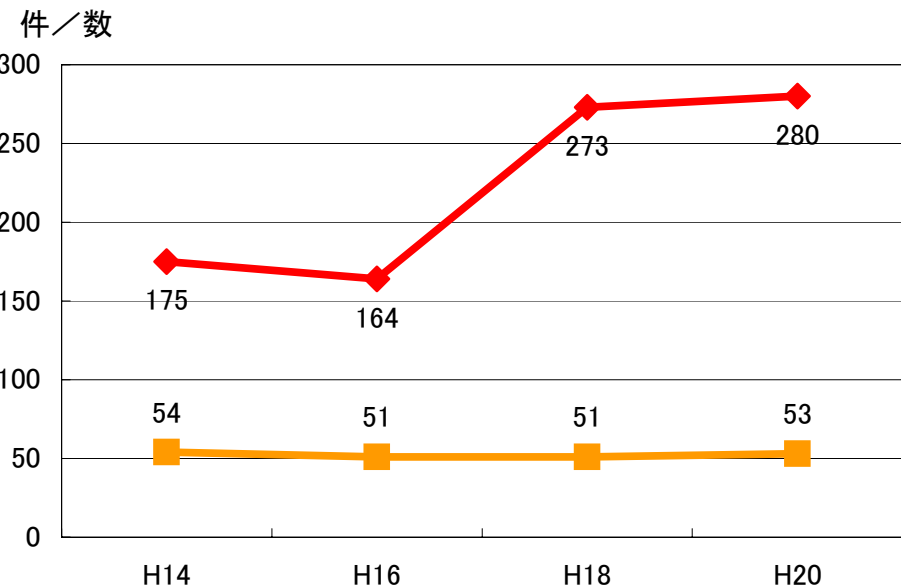
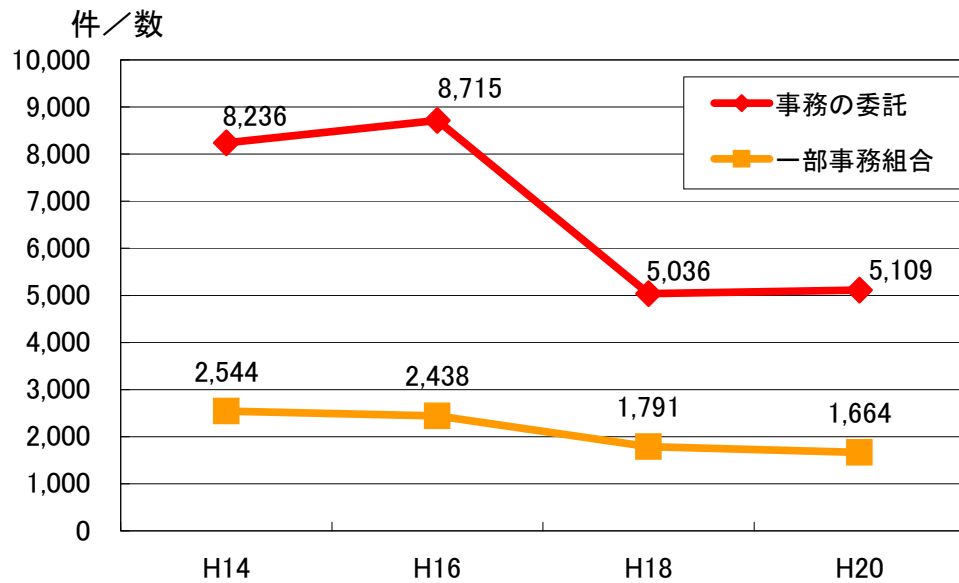
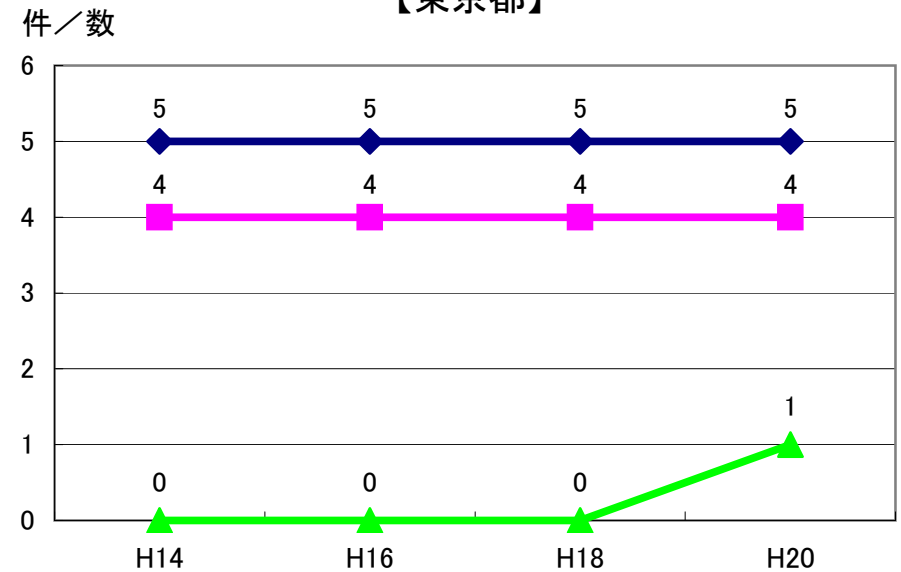
●総務省自治行政局市町村課「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」により作成

地方公共団体間の事務の共同処理の方式別設置件数の推移(平成14年～平成20年)

【全 国】

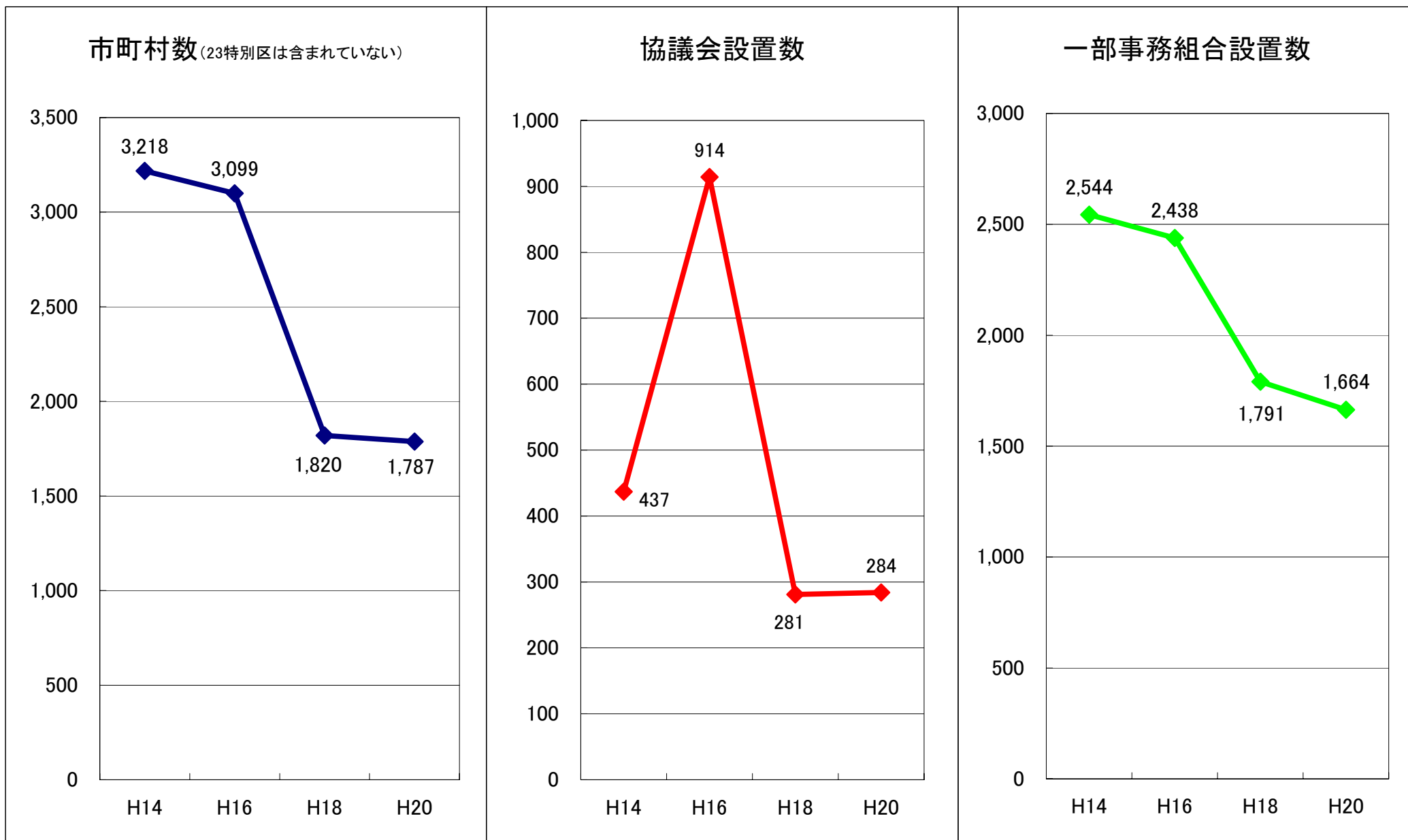


【東京都】



●総務省自治行政局市町村課「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(各年7月1日現在)の概要」により作成

全国の市町村数・協議会設置数・一部事務組合設置数の推移(平成14年～平成20年)



●総務省自治行政局市町村課「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(各年7月1日現在)」、「市町村数の推移」より作成。
 ●市町村数は、各年7月1日現在である。

【一部事務組合一覧】

●特別区

共同処理事務	組合名	管理者名	設立年月日	構成区市町村名 ()内団体数
特別区の競馬の実施	特別区競馬組合	西川 太一郎 (荒川区長)	S25.10.6	全特別区(23)
人事委員会、互助組合、研修所、人事企画、更生施設等	特別区人事・厚生事務組合	多田 正 見 (江戸川区長)	S26.8.10	全特別区(23)
火葬場の設置管理	臨海部広域斎場組合	松原 忠 義 (大田区長)	H11.10.20	港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区(5)
可燃、不燃、粗大ごみの中間処理施設、し尿の下水道投入施設の整備及び管理運営	東京二十三区清掃一部事務組合	多田 正 見 (江戸川区長)	H12.4.1	全特別区(23)

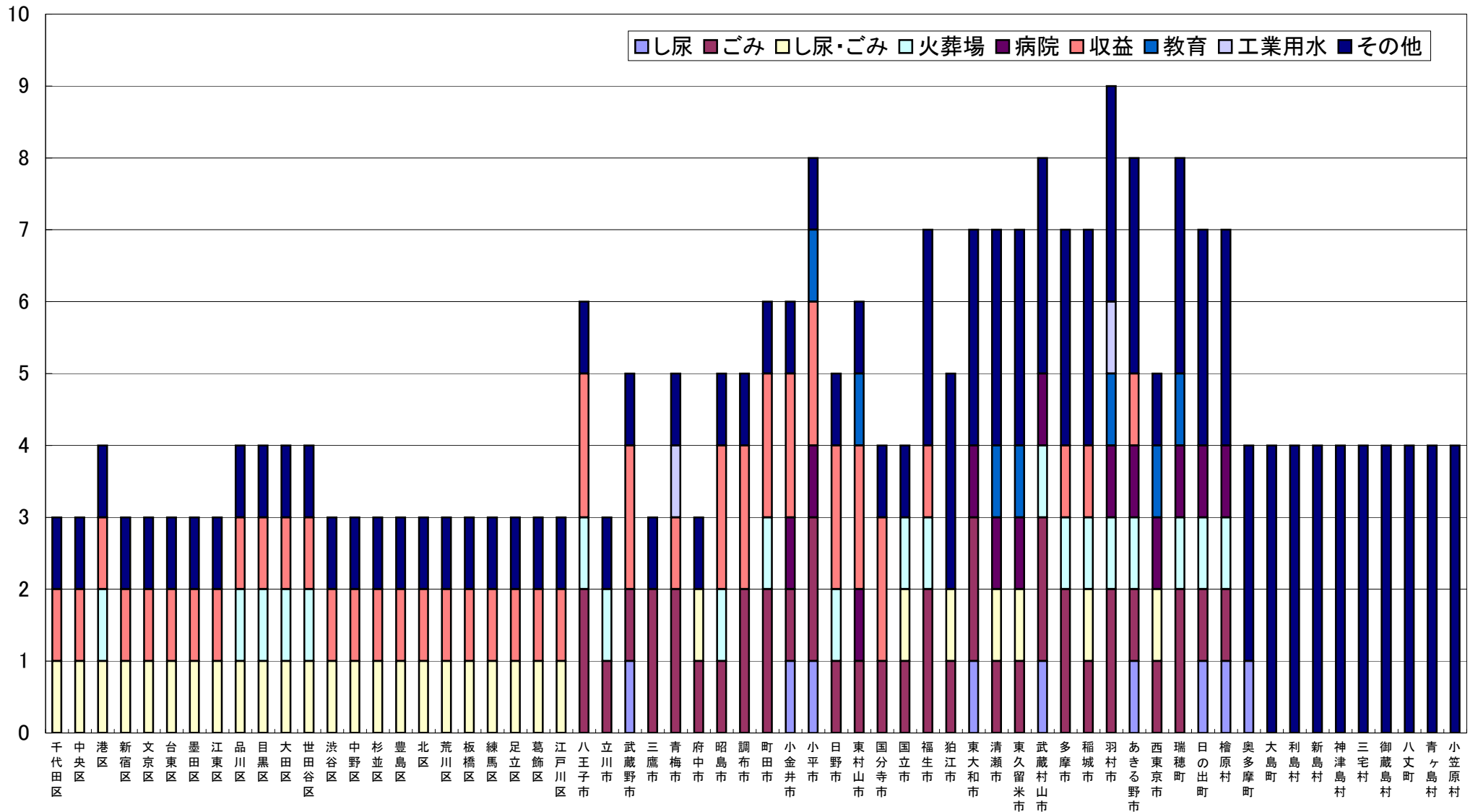
●市町村

共同処理事務	組合名	管理者名	設立年月日	構成区市町村名 ()内団体数
し尿処理場の設置管理 (2組合)	湖南衛生組合	藤野 勝 (武蔵村山市長)	S36.6.1	武蔵野市・小金井市・小平市・東大和市・武蔵村山市(5)
	秋川衛生組合	臼井 孝 (あきる野市長)	S42.4.1	あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町(4)
不燃ごみ資源化施設の設置管理 (1組合)	ふじみ衛生組合	清原 慶 子 (三鷹市長)	S35.1.19	三鷹市・調布市(2)
し尿処理場・ごみ焼却場の設置管理 (2組合)	柳泉園組合	馬場 一 彦 (東久留米市長)	S35.9.30	清瀬市・東久留米市・西東京市(3)
	多摩川衛生組合	石川 良 一 (稲城市長)	S39.9.1	稲城市・狛江市・府中市・国立市(4)
ごみ焼却場の設置管理 (4組合)	西多摩衛生組合	並木 心 (羽村市長)	S37.6.4	青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町(4)
	小平・村山・大和衛生組合	小林 正 則 (小平市長)	S40.2.1	小平市・東大和市・武蔵村山市(3)
	西秋川衛生組合	臼井 孝 (あきる野市長)	S48.7.2	あきる野市・日の出町・檜原村(3)
	多摩ニュータウン環境組合	阿部 裕 行 (多摩市長)	H5.4.1	八王子市・町田市・多摩市(3)
病院の設置管理 (3組合)	阿伎留病院組合	臼井 孝 (あきる野市長)	T12.6.9	あきる野市・日の出町・檜原村(3)
	昭和病院組合	星野 繁 (清瀬市長)	S3.7.3	小金井市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・東大和市・武蔵村山市・西東京市(8)
	福生病院組合	加藤 育 男 (福生市長)	H12.4.1	福生市・羽村市・瑞穂町(3)
工業用水道施設の設置管理 (1組合)	青梅・羽村地区工業用水道企業団	並木 心 (羽村市長)	S40.2.9	青梅市・羽村市(2)
組織団体議会議員の公務災害補償等 (1組合)	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	白井 松 寿 (大島町議長)	S43.2.29	福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・全町村・阿伎留病院組合他13組合(37)
市町村職員の退職手当の支給 (1組合)	東京都市町村職員退職手当組合	尾又 正 則 (東大和市長)	S40.4.1	福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・全町村・阿伎留病院組合他14組合(38)
島嶼町村の振興、会館・最終処分場の設置管理(1組合)	東京都島嶼町村一部事務組合	藤井 静 男 (大島町長)	S26.9.26	島嶼全町村(9)
火葬場の設置管理 (4組合)	瑞穂斎場組合	石塚 幸 右衛門 (瑞穂町長)	S27.11.10	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市・埼玉県入間市(5)
	南多摩斎場組合	石阪 丈 一 (町田市長)	S50.10.1	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市(5)
	立川・昭島・国立聖苑組合	清水 庄 平 (立川市長)	S60.4.1	立川市・昭島市・国立市(3)
	秋川流域斎場組合	橋本 聖 二 (日の出町長)	H7.5.1	あきる野市・日の出町・檜原村(3)
学校給食 (1組合)	羽村・瑞穂地区学校給食組合	並木 心 (羽村市長)	S46.4.22	羽村市・瑞穂町(2)
消防団員等の公務災害補償等、住民の交通災害共済、東京自治会館の設置・管理運営、職員研修 (1組合)	東京市町村総合事務組合	馬場 弘 融 (日野市長)	S63.4.1	全市町村(39)
収益事業 ・自転車競争事業 ・モーターボート競争事業 (4組合)	東京都十一市競輪事業組合	長友 貴 樹 (調布市長)	S41.4.7	八王子市・武蔵野市・青梅市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市(11)
	東京都四市競艇事業組合	馬場 弘 融 (日野市長)	S42.4.7	小平市・日野市・東村山市・国分寺市(4)
	東京都六市競艇事業組合	北川 穰 一 (昭島市長)	S42.4.6	八王子市・武蔵野市・昭島市・調布市・町田市・小金井市(6)
	東京都三市収益事業組合	石川 良 一 (稲城市長)	S48.2.22	多摩市・稲城市・あきる野市(3)
一般廃棄物最終処分場の設置及び管理	東京たま広域資源循環組合	石川 良 一 (稲城市長)	S55.11.1	全市(あきる野市を除く)・瑞穂町(26)
科学館の設置・管理及び運営 (1組合)	多摩六都科学館組合	坂口 光 治 (西東京市長)	H2.6.1	小平市・東村山市・西東京市・清瀬市・東久留米市(5)

【広域連合一覧】

75歳以上の後期高齢者医療の事務 (1組合)	東京都後期高齢者医療広域連合	多田 正 見 (江戸川区長) ※広域連合長	H19.3.1	全市区町村(62)
---------------------------	----------------	-----------------------------	---------	-----------

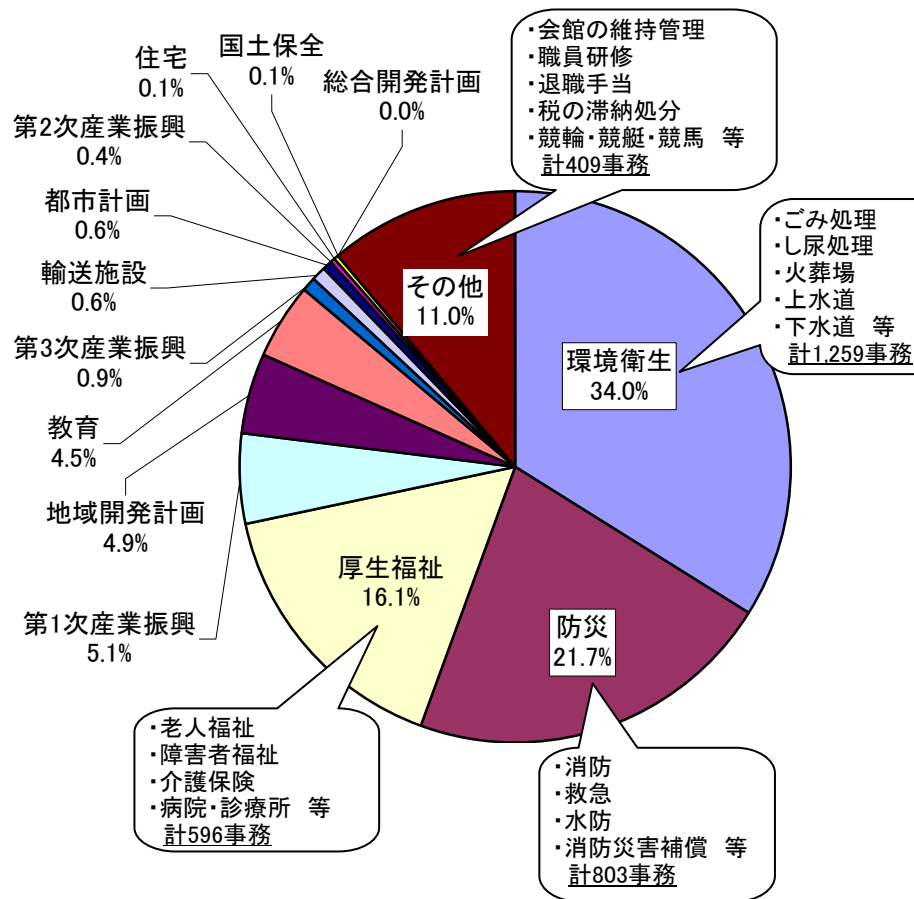
区市町村別の一部事務組合の事務の種類別内訳



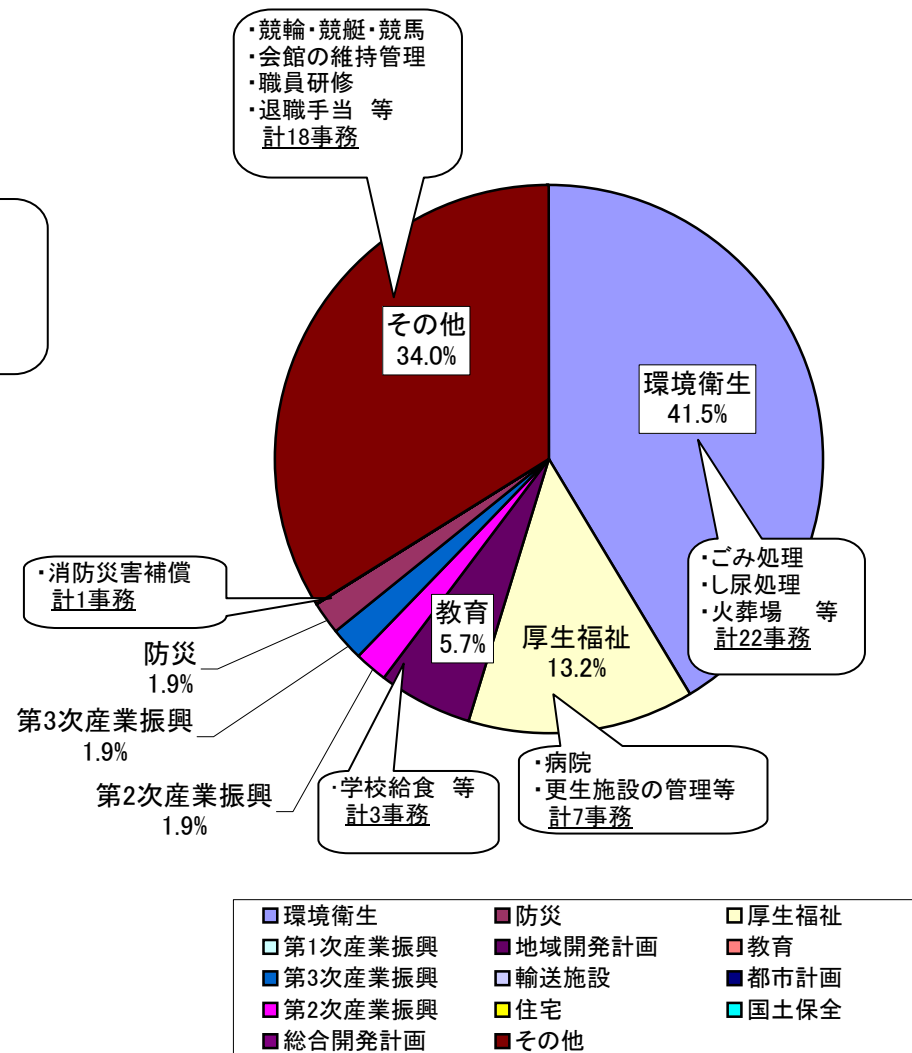
●総務省自治行政局市町村課「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」より作成

一部事務組合が処理する事務の種類別比率(平成20年7月1日現在)

【全国】 計3776事務(1664組合)



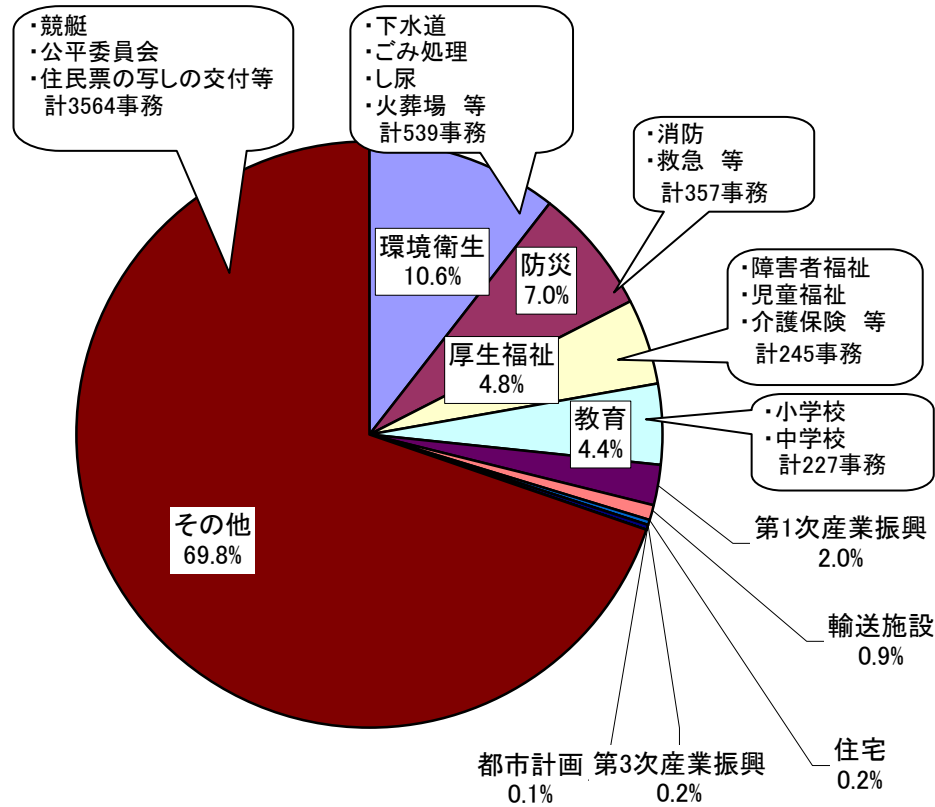
【東京都】 計53事務(34組合)



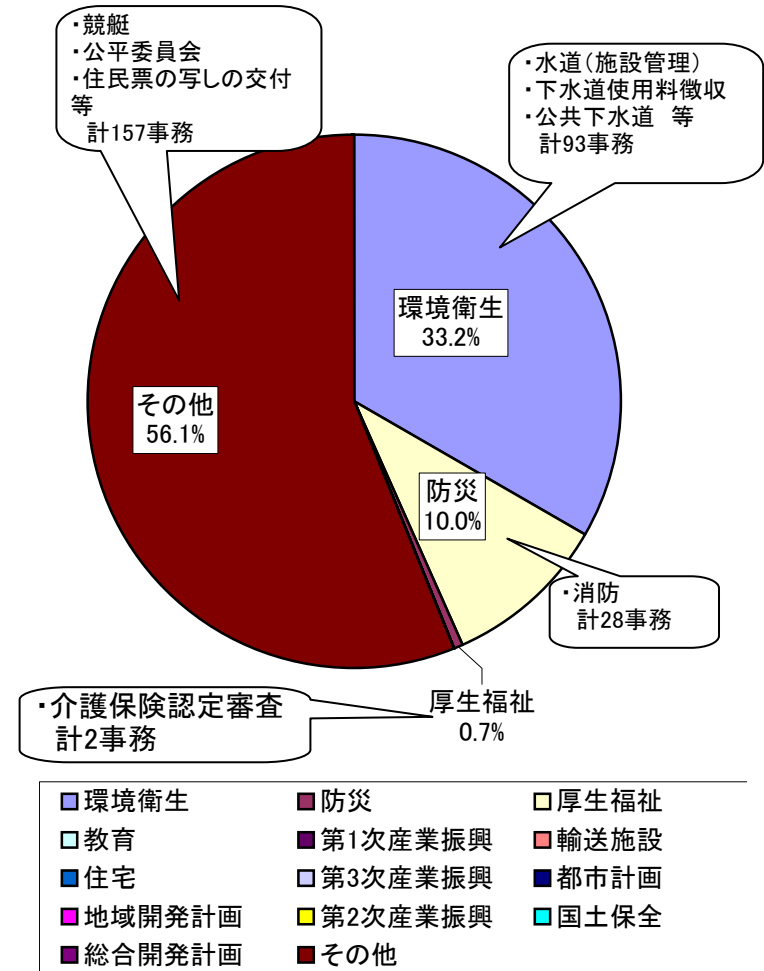
●総務省自治行政局「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」より作成

事務の委託で処理する事務の種類別比率(平成20年7月1日現在)

【全国】 計5109事務



【東京都】 計280事務

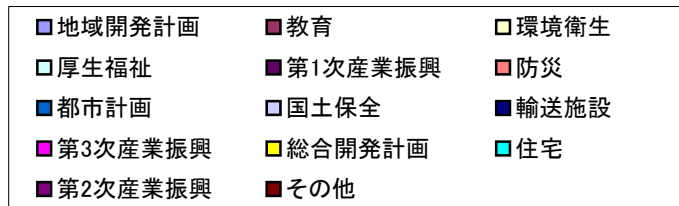
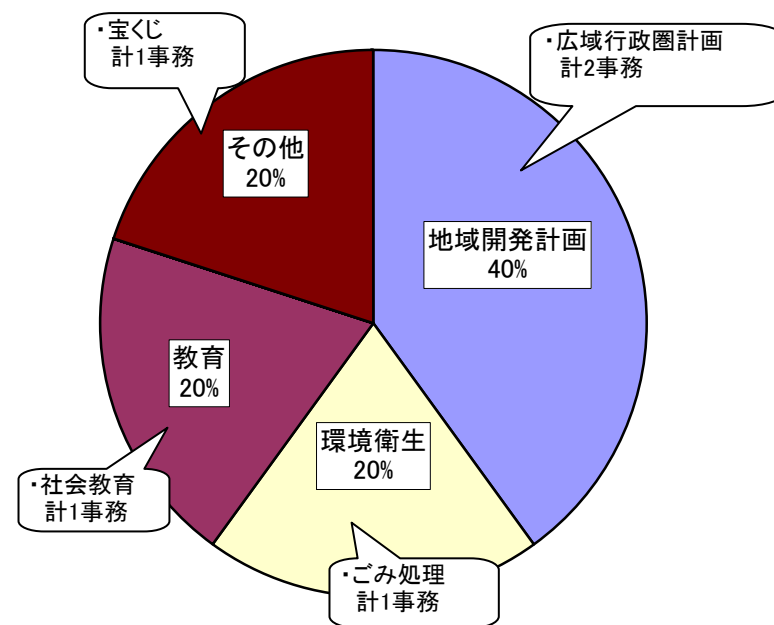
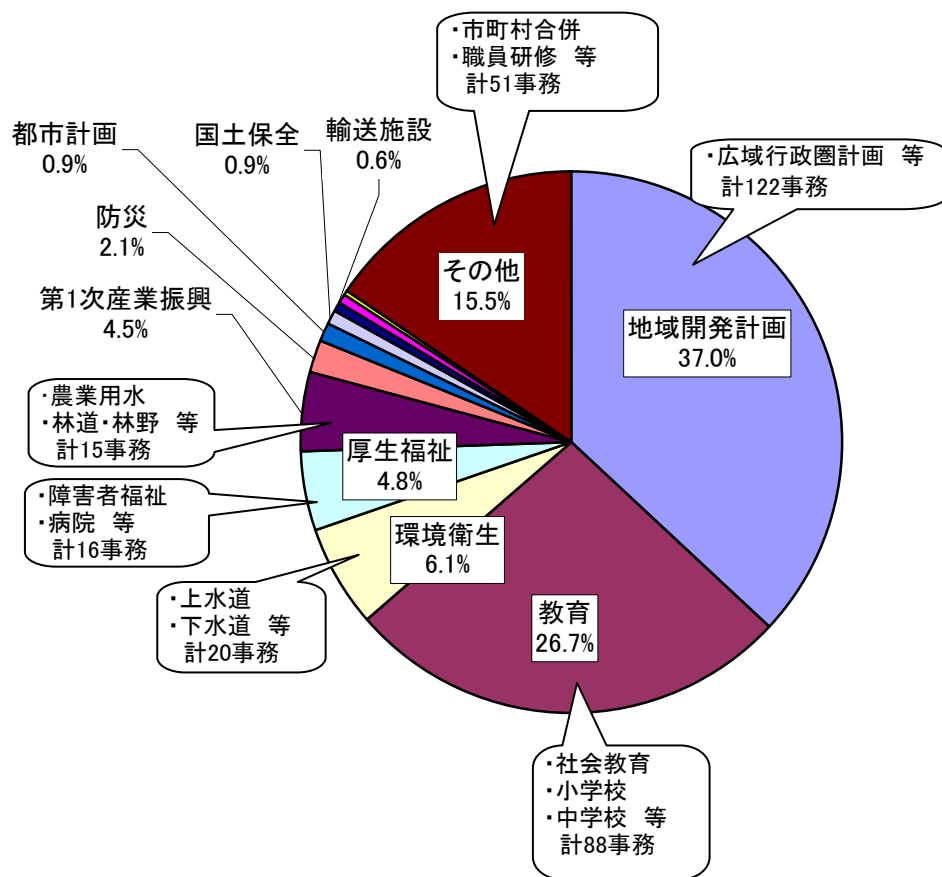


●総務省自治行政局「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」より作成

協議会で処理する事務の種類別比率(平成20年7月1日現在)

【全国】 計330事務(284協議会)

【東京都】 計5事務(5協議会)

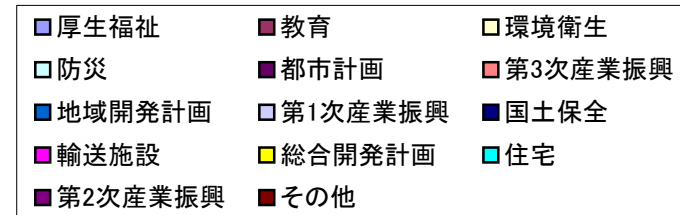
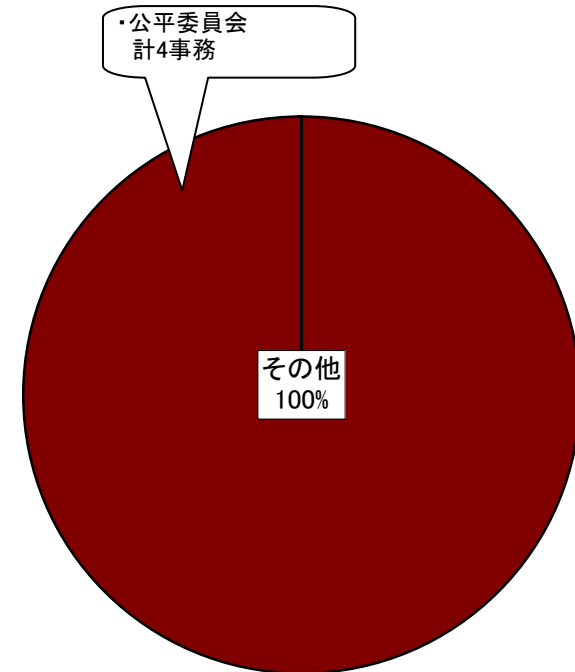
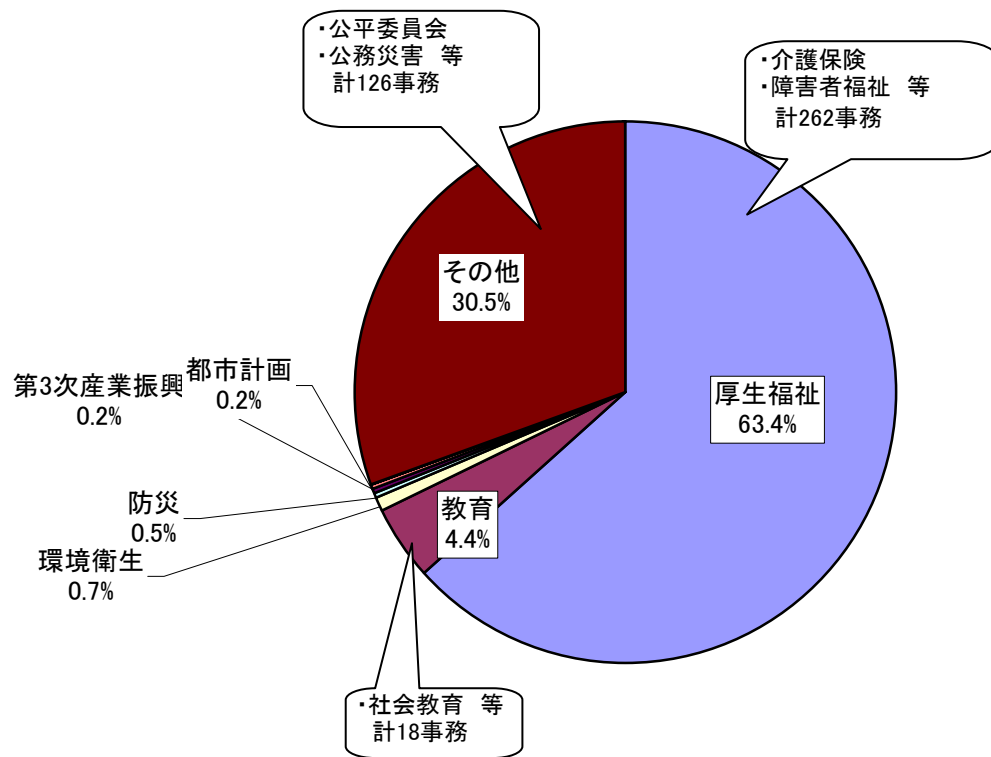


●総務省自治行政局「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」より作成

機関等の共同処理で処理する事務の種類別比率(平成20年7月1日現在)

【全国】 計413事務(407設置)

【東京都】 計4事務(4設置)



●総務省自治行政局「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」より作成

特別区における自治体間連携の主な例(法定外)

国民健康保険の統一保険料	23区域内の同一所得、同一世帯構成の世帯の保険料が同一になるよう、保険料率を共通基準として策定し、各区の条例で定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料率方式を実施。また、保険給付、一部負担金及び保険料の減免も統一基準で実施。
オール東京62市区町村共同事業	温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む。H19.10(別添リーフレット参照)
路上生活者対策事業	特別区内の路上生活者の一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行う。特別区、東京都H12.7(別紙参照)
東京電子自治体共同運営協議会	東京都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図る。電子申請・電子調達サービスの共同運営。東京都及び都内市区町村 全56団体。H16年2月9日設立。
荒川・隅田川沿川自治体との交流事業	荒川・隅田川でつながる自治体と環境をテーマに交流し、沿川自治体住民と区民の連携を深め、区民の環境問題の啓発を図るもの。H20年8月。秩父市、さいたま市、戸田市、荒川区、北区、足立区
東京みどりの研究会	都市のみどりについて保全と創出を推進するための情報交換を目的にH16に発足。8区市が参加、オブザーバーとして国・都も参加している。年1回、持ち回りで「都市のみどりを守るフォーラム」を開催。
都市農地保全自治体フォーラム	都市農地の多面的機能を住民にPRすることを目的としたイベント。実行委員会形式で第1回フォーラムをH19年1月に開催(実行委員会参加自治体:都内36自治体)。第2回フォーラムをH20年5月に開催(実行委員会参加自治体:都内38自治体)
地球温暖化対策事業「中央区の森」協定	地球温暖化対策事業。中央区、西多摩郡檜原村。H18年10月
秩父市との森林保全に関する協定	地球温暖化の原因となるCO2の排出削減のため、森林保全に協力することを表したもの。森林に対する共通の認識を持ち、森林保全を連携して進めていく。H19年8月
都市農地保全推進自治体協議会	本来機能である安全で新鮮な農産物の生産に加え、環境保全、防災、食育への寄与など多面的で重要な役割を有する都市農地(市街化区域内農地)の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が、連携し活動することにより、都市農業の振興に意を用いつつ都市農地保全を目指す取り組みの進展を図り、もって自治体全体の住民福祉の向上を図ることを目的として設立。会員自治体(H21年2月現在):昭島市、あきる野市、足立区、板橋区、江戸川区、青梅市、大田区、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、杉並区、世田谷区、立川市、調布市、中野区、西東京市、練馬区、羽村市、東久留米市、東村山市、日野市、府中市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、目黒区、稲城市、葛飾区、多摩市、八王子市、日の出町、福生市、町田市、瑞穂町(都内36自治体)。H20年10月29日設立

特別区における自治体間連携の主な例(法定外)

隅田川花火大会	主催は実行委員会(参加:墨田区・台東区・中央区・江東区・東京都)S53開始。
さくらサミット	さくらをキーワードにしたまちづくりを共通テーマに連携して発展するため、20団体が持ち回りで開催。S62年4月開始。北区は第5回(H4年)から参加。
都電ウォークラリー	都電荒川線沿線の観光スポットや史跡文化財、商店街などを歩いて巡るもの。H19年9月。北区と連携
まるごと保養地協定	杉並区民が北塩原村の観光資源を憩いの場として活用することにより、区民の生活に潤いを与えとともに、北塩原村の地域活性化を図る。福島県北塩原村。H16年11月。
自然休暇村事業協定	北区、群馬県甘楽町。S61年4月
多摩川ランニングコース協議会	多摩川河川敷50kmをランニング等に活用できるよう整備する。国・東京都・大田区・世田谷区・立川市・府中市・昭島市・調布市・国立市・福生市・狛江市・羽村市。H20.2開始
多摩川ウォーキングフェスタ	多摩川沿道のウォーキング大会の開催。大田区・世田谷区・立川市・府中市・昭島市・調布市・国立市・福生市・狛江市・羽村市。H20.10開始
区民健康村事業	世田谷区と群馬県川場村の間で「区民健康村相互協力に関する協定」を締結。S56年11月開始。
金沢市・板橋区職員交流研修	歴史的、文化的につながりを持つ金沢市との友好を深めるとともに、行政運営に役立てることを目的に、相互に職員を派遣。H6年度開始。
共同研修	板橋区、豊島区、中野区、杉並区、練馬区を第四ブロックとし、共同研修を実施。
合同研修実施協定	千代田区、中央区、港区、新宿区(第一ブロック)が合同して職員の研修を実施する。
職員の派遣研修に関する協定書	職員の能力向上を図ると共に、相互理解と協力を深めることを目的として行う。豊島区、箕輪町H19年3月
エイトライナー促進協議会	環状第8号線沿線の関係6区を結ぶ環状方向の新しい公共交通「エイトライナー」を整備し、交通の利便性を確保することにより、住民福祉の向上を図ることを目的として設置。H6年5月施行。

特別区における自治体間連携の主な例(法定外)

コミュニティバス運行の相互協力事業に関する覚書	コミュニティバスの回数券の相互利用を可能とした。文京区、北区 H20.9
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	職員の派遣、救援物資提供、避難場所運営等の相互支援全般。各東京特別区。H8年2月
防災サミット	協定締結自治体の首長が集まり、災害対応の実例報告や防災施策の取り組み、課題等の情報交換をするとともに、連携強化を図り開催するもの。開催は不定期。H14年度から4回開催。山形県遊佐町・埼玉県秩父市・福島県猪苗代町・岩手県一関市・岐阜県関市・群馬県神流町・新潟県魚沼市・長野県箕輪町・茨城県常陸大宮市・栃木県那須烏山市・豊島区
災害時相互支援協定	職員の派遣、救援物資の提供、避難場所運営等の支援全般を内容とした協定を、各区ごとに都外市町村と提携
災害時における城南5区相互応援協定	応急物資の供給、職員の派遣、避難住民の受入れ・支援、後方支援基地の提供、事務処理の協力。目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区。H7年12月
中小企業都市連絡協議会	埼玉県川口市、墨田区、大田区、長野県岡谷市、大阪府東大阪市、兵庫県尼崎市の計6都市。中小企業が高度に集積する地域の都市間交流を通じて、中小企業振興に関わる諸課題について連絡協議する。H8年5月
京浜地域クラスターフォーラム	京浜地域の自治体・産業支援機関・企業・大学等による広域的なネットワークを形成する「産業クラスター」。H19年4月設立。品川区、大田区、川崎市・横浜市ほか全4自治体・5産業支援機関で構成
KICCプロジェクト (地域資源活用型産業活性化プロジェクト)	北区・板橋区の地域資源を活用し産業を活性化させる連携事業で最先端の技術を地域の産業人に伝えるため実施。H16年5月開始。
ものづくり夜間大学	北区・板橋区・岩手大学が連携して中小ものづくり企業事業主及び従業員を対象に夜間大学を開校。H19年6月開始。
産業のまちネットワーク推進協議会	工業系企業の多い自治体が連携を図り、課題解決のための情報交換を行っている。年2回の定例会および総会。大田区、品川区、板橋区、川崎市を含む24自治体。H8年4月開始。
TASKプロジェクト	東京23区の東部に位置する4区に存在する地域資源を最大限に活用し、消費者ニーズに合う本物の良さをもった新商品の開発等を行い、地域産業の活性化を図るもの。H17年6月。台東区、墨田区、荒川区、葛飾区

特別区における自治体間連携の主な例(法定外)

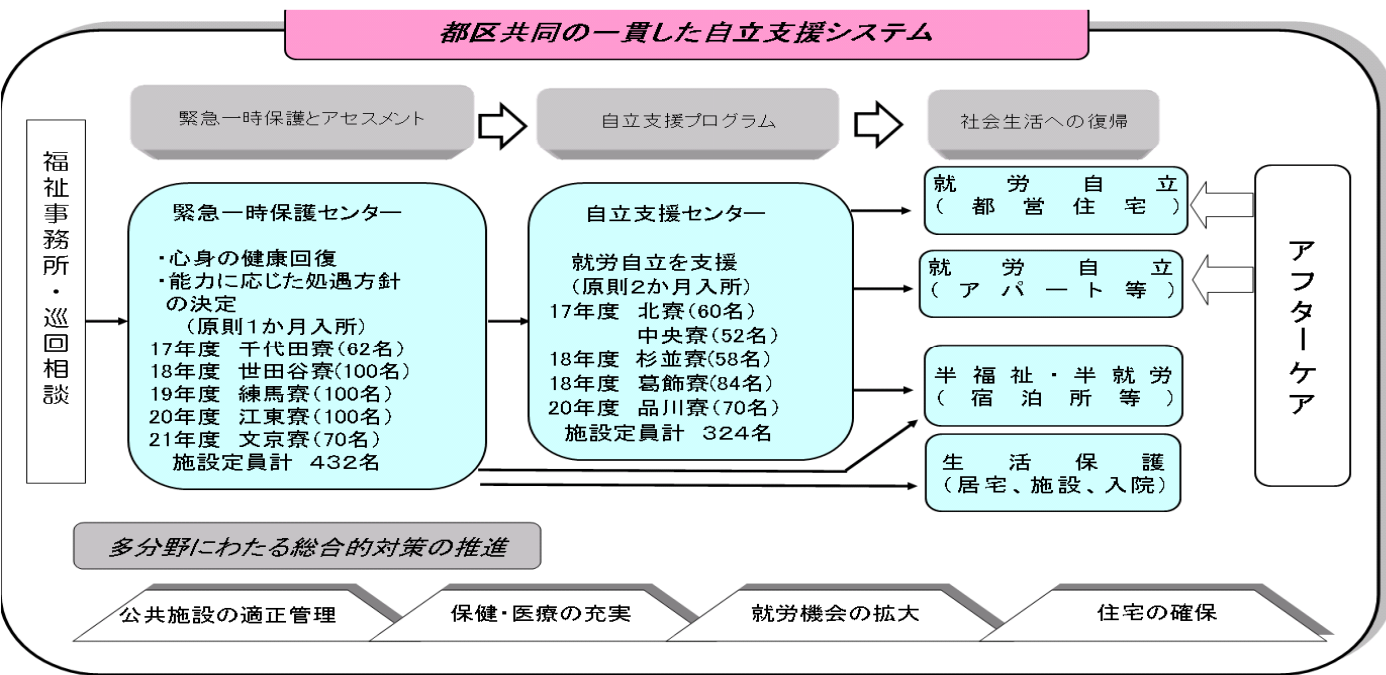
施設の相互利用	▽山梨県北杜市にある荒川区立清里高原ロッジ・少年自然の家の利用者が北杜市のスポーツ施設を利用する場合は北杜市民と同条件で、また、北杜市民が荒川区の清里施設を利用する場合は荒川区民と同条件で、それぞれ利用できることとしている。S58年
相互貸借(図書館資料)	和光市、板橋区、豊島区、中野区、杉並区、練馬区、武蔵野市、東京都 S52年前後から。
再生自転車海外譲与自治体連絡会	引き取り手のない放置自転車の中から良質な自転車を再生し、アジア・アフリカを始めとする開発途上国に無償譲与し、友好活用を図るもの。H4年から参加(事業自体はH元年から)。文京区、大田区、世田谷区、豊島区、練馬区、荒川区、多摩市、武蔵野市、川口市、さいたま市、所沢市、上尾市、静岡市、広島市
ジュニアリーダー講習会	ジュニアリーダー講習会。豊島区、一関市、富山市
山村地域若者定住環境整備モデル事業の共同実施	施設の建設を行い、都市と山村地域の住民に交流の場を提供。文京区、新潟県魚沼市 S55.1
自転車等の仮置場に関する協定	自転車駐車場スペースのとして都道を活用するための使用・維持・管理等に関すること。千代田区、東京都第一建設事務所。S60年1月30日
神田川上流懇談会	住民と都、区市が川に関する様々な情報や意見を交換し、川づくりを推進する。新宿区、文京区、豊島区、中野区、杉並区、三鷹市、武蔵野市、東京都建設局河川部、東京都第六建設事務所、東京都北多摩南部建設事務所、東京都第三建設事務所、都民。H16年2月。
特別区下水道事業促進連絡会	東京都23特別区が結束して東京都等に対し、財源の確保と下水道事業の充実・促進を強く要望するため。23特別区。H16年4月。
関東国道協会	生活を支える基盤としての国道等道路の重要性について広く国民の理解を求めるとともに、国道事業等の円滑かつ着実な推進に寄与することにより魅力ある地域社会と豊かな国民生活の実現を図ることが目的。関東における都・県・区市町村。H2年12月。
目黒川環境整備促進流域三区連絡会	目黒川の水質浄化や河川環境の改善、治水対策の促進に向けて流域三区で結成。見学会、研修会、勉強会、東京都への要望活動等を実施。品川区、目黒区、世田谷区 S51年2月
城南五区下水道・河川連絡協議会	下水道普及困難地区の解消、雨水対策の推進、河川の改修、合流改善等の促進を目的に、見学会、研修会、勉強会、東京都への要望活動等を実施。品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区 H9年2月

特別区における自治体間連携の主な例(法定外)

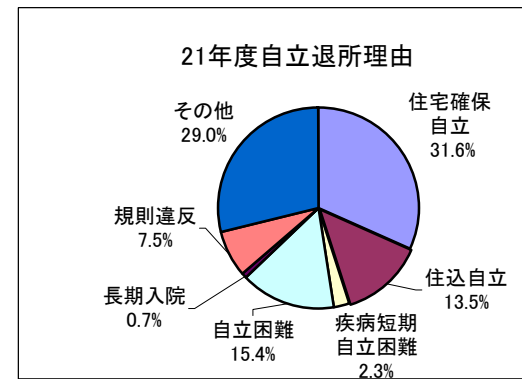
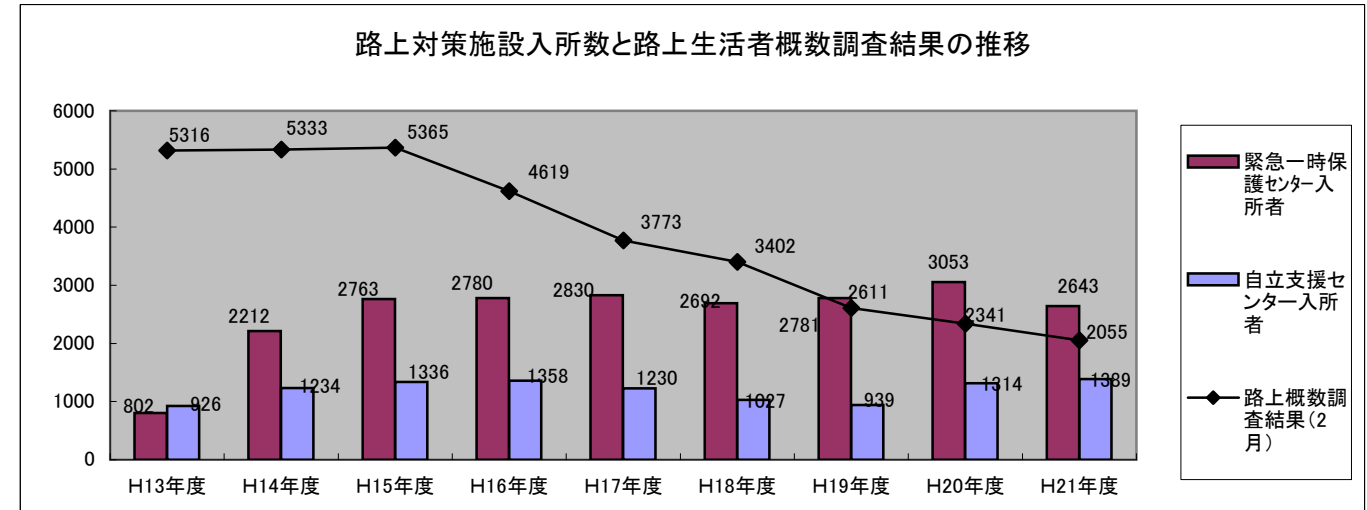
東八ッ山公園の維持管理における覚書	港区および品川区にまたがる東八ッ山公園の維持管理について、両区民の身近な公園として、一体的かつ有効的に活用できるように両区で協議し、覚書を結んだ。港区、品川区 H7年7月
重複認定道路の管理に関する細目	重複認定道路の管理に関する細目 大田区、品川区 H8.11
多摩川河川敷民間運動場の取得等に関する協定および覚書	▽多摩川河川敷民間運動場の取得等に関する協定および覚書。大田区、世田谷区。S53.3
区境の道路管理協定	近隣区と境界の道路管理について協定を締結しているもの。台東区、荒川区、北区、足立区
義士親善友好都市(忠臣蔵サミット)	忠臣蔵ゆかりの地等が所在する自治体が忠臣蔵に関わる取り組み等の情報交換を行い、地域の活性化と発展向上ために協力していく。現在の登録は53自治体。平成元年開始。
里まち連携事業	中野区、茨城県常陸太田市、千葉県館山市。イベント実施(農産物販売等)。H20年開始
水と緑のふれあい交流協定	水と緑に象徴される自然環境の豊かな市町村との交流事業を通じて健全で潤いのある区民生活の実現を図る。品川区、神奈川県山北町。S63年4月18日

都区共同の路上生活者対策事業の概要

- 東京都と特別区は、バブル崩壊後急増した路上生活者問題の抜本的解決に向け、全国に先駆けて、平成12年から緊急一時保護センター、自立支援センター等を設置し、一貫した自立支援システムの構築に取り組んだ。
- 平成22年9月1日現在、緊急一時保護センター、自立支援センター各5施設計10施設が設置されている。



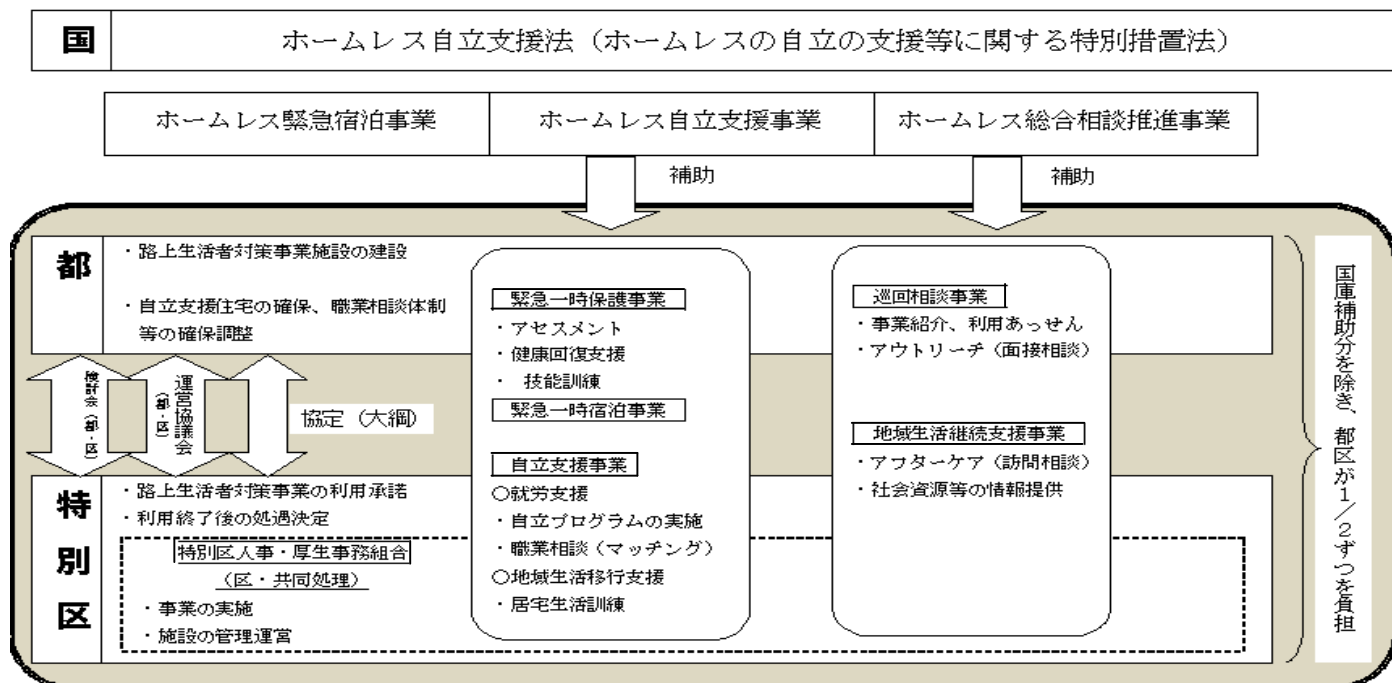
事業の実績



- 平成11年度に5,800人を数えた路上生活者数は、自立支援システムの効果、生活保護の適用などにより減少している。
- 平成21年8月の概数調査では、対前年比146人減の2,499人だった。
- また、平成22年1月の概数調査では、対前年比286人減の2,055人となっている。
- 自立支援センター入所者の約5割が就労自立し、地域でアパート等で生活をしている。概ね2割は生活保護を受給し、地域生活路上生活から脱却している。

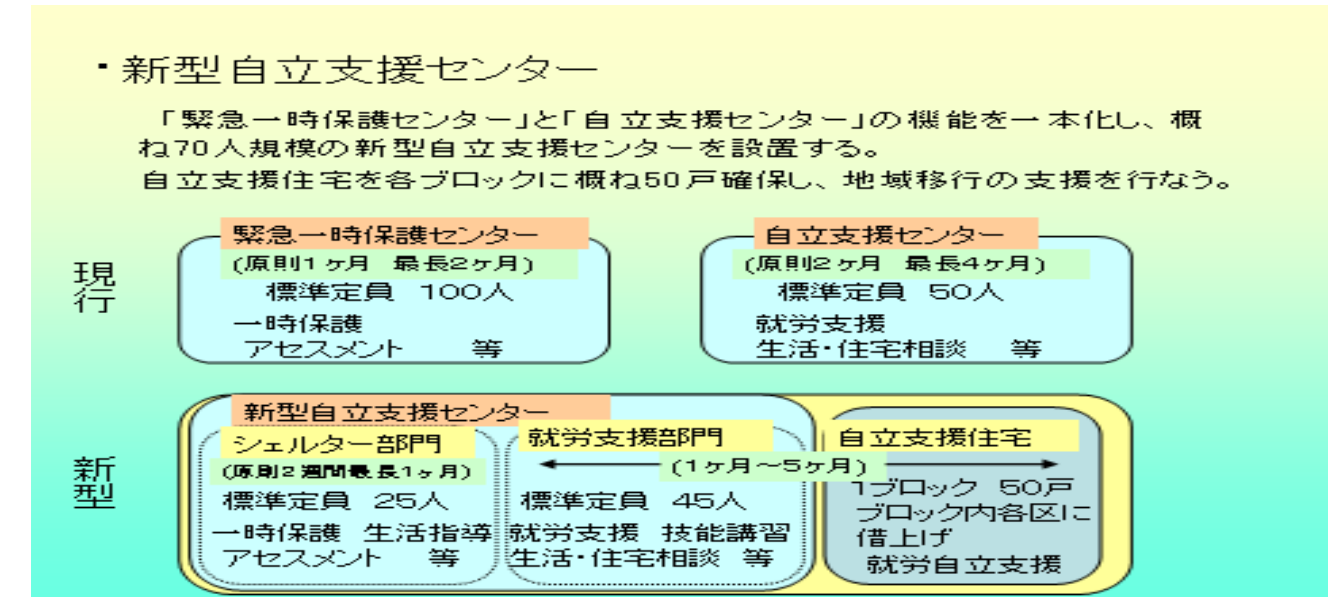
事業の仕組みと都区の役割分担

- 都区は、路上生活者問題を共通の課題として捉え、協定を締結して、事業の運営方法や役割分担、費用の負担などを定めて事業を実施している。
- 都区は利用者数や実態の変化に合わせて、協議を行い、事業の見直しや再構築を実施している。



事業再構築

- 都区は、利用者の変化などに対応するため、平成19年度現行のシステムを見直し、路上生活者対策事業の再構築を行なうこととした。(「路上生活者対策事業の再構築について」(報告)(平成19年8月区長会了承))
- 再構築の主な内容は次の通りである。
- 緊急一時保護センターと自立支援センターを一体化し、新型自立支援センターを設置する。
- アセスメント結果に応じて、就労可能な利用者には就労支援機能を強化する。
- 自立支援住宅(借上げ住居)を活用し、地域生活訓練を行い、円滑な地域移行を図る。
- 退所後も訪問、通所等による支援を実施する。



多摩30市町村における法定外の広域連携

(1) 分野による分類

分野	件数	具体例
①行政全般	4	広域連携推進協議会
②流域	22	多摩川流域協議会
③交通	15	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会
④し尿処理	0	(※法定の一部事務組合のみで実施。)
⑤環境	9	緑の情報連絡会
⑥施設等相互利用	3	図書館間相互賃借
⑦システム開発	3	東京電子自治体共同運営協議会
⑧防災	8	震災時の相互応援に関する協定
⑨まちづくり	15	多摩ニュータウンまちづくり協議会
⑩観光	3	多摩FC交流会
⑪基地対策	3	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会
⑫地域振興	5	多摩東部広域産業政策連絡会議
⑬文化行政	3	東京都公民館連絡協議会
⑭保健福祉	12	多摩地域福祉有償運送運営協議会
⑮行政事務	10	東京土地区画整理事業推進連盟
⑯大学等	2	(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩
⑰収益事業	0	(※法定の一部事務組合のみで実施。)
⑱その他	1	経営シミュレーションセミナー
合計	118	

※分野については、市長会事務局において区分した。

(2) 性格による分類

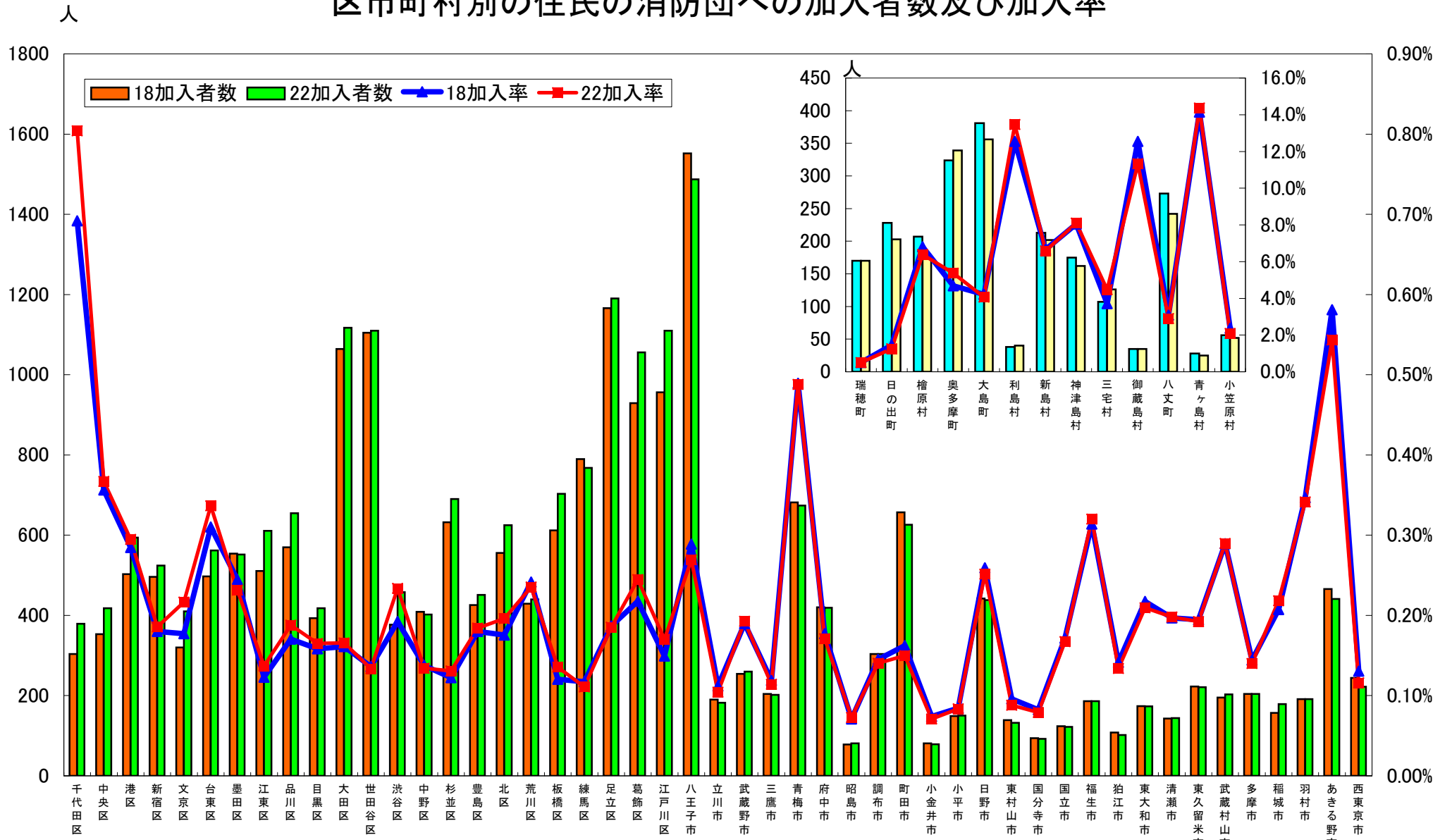
種別	性格	件数
ア 要望型	事業促進や予算獲得に向けた要望、陳情など	18
イ 連絡調整型	情報交換、調整、協議、対策など	70
ウ 共同運営型	事務や事業の共同処理	30

(3) 加盟団体数による分類(多摩26市の加盟状況)

加盟団体数	件数
1市～4市	47
5市～10市	40
11市～25市	19
26市(全て)	12

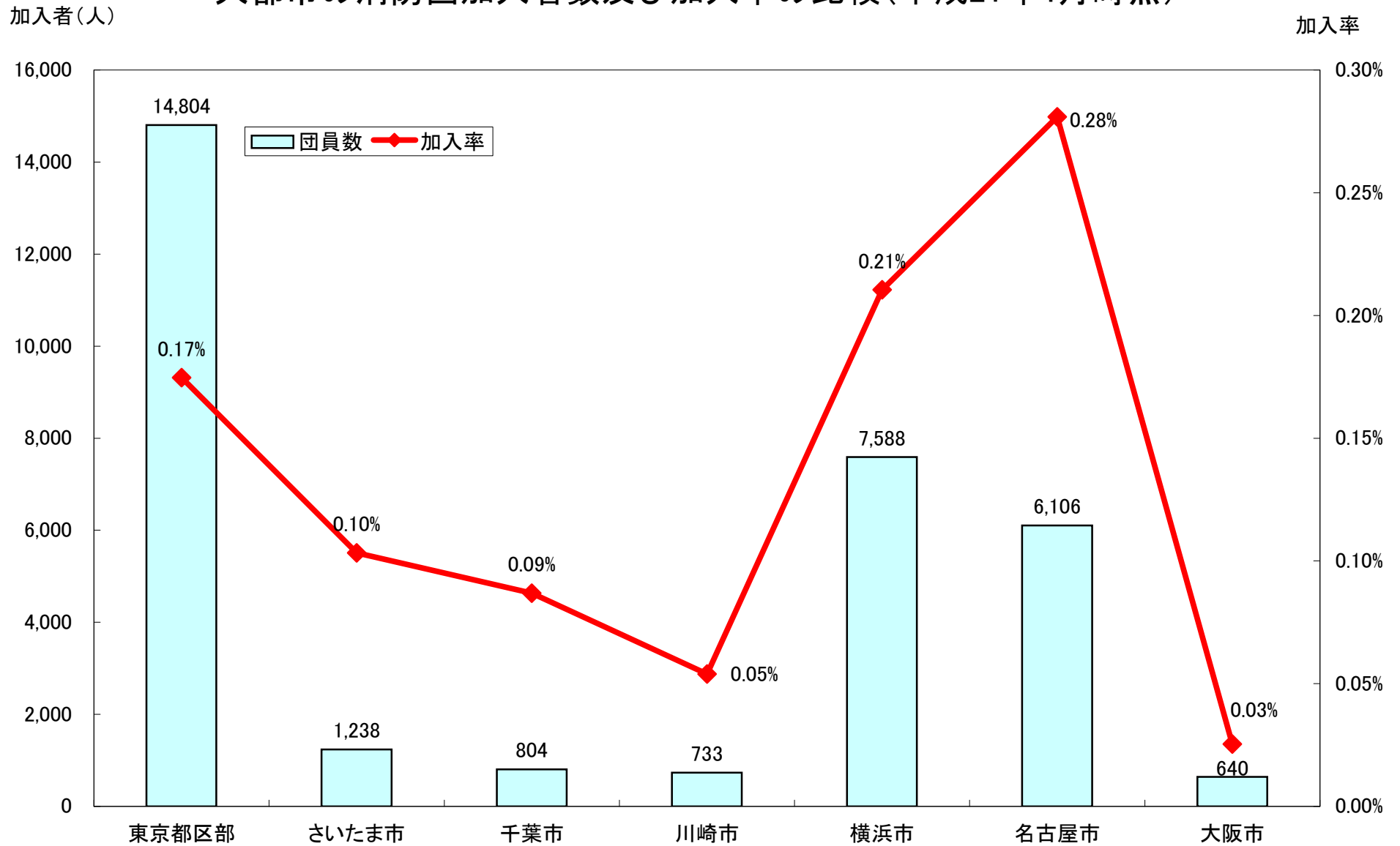
●東京都市長会「広域連携の勧め～多摩の魅力を高める18の連携～」(平成18年11月)より作成

区市町村別の住民の消防団への加入者数及び加入率



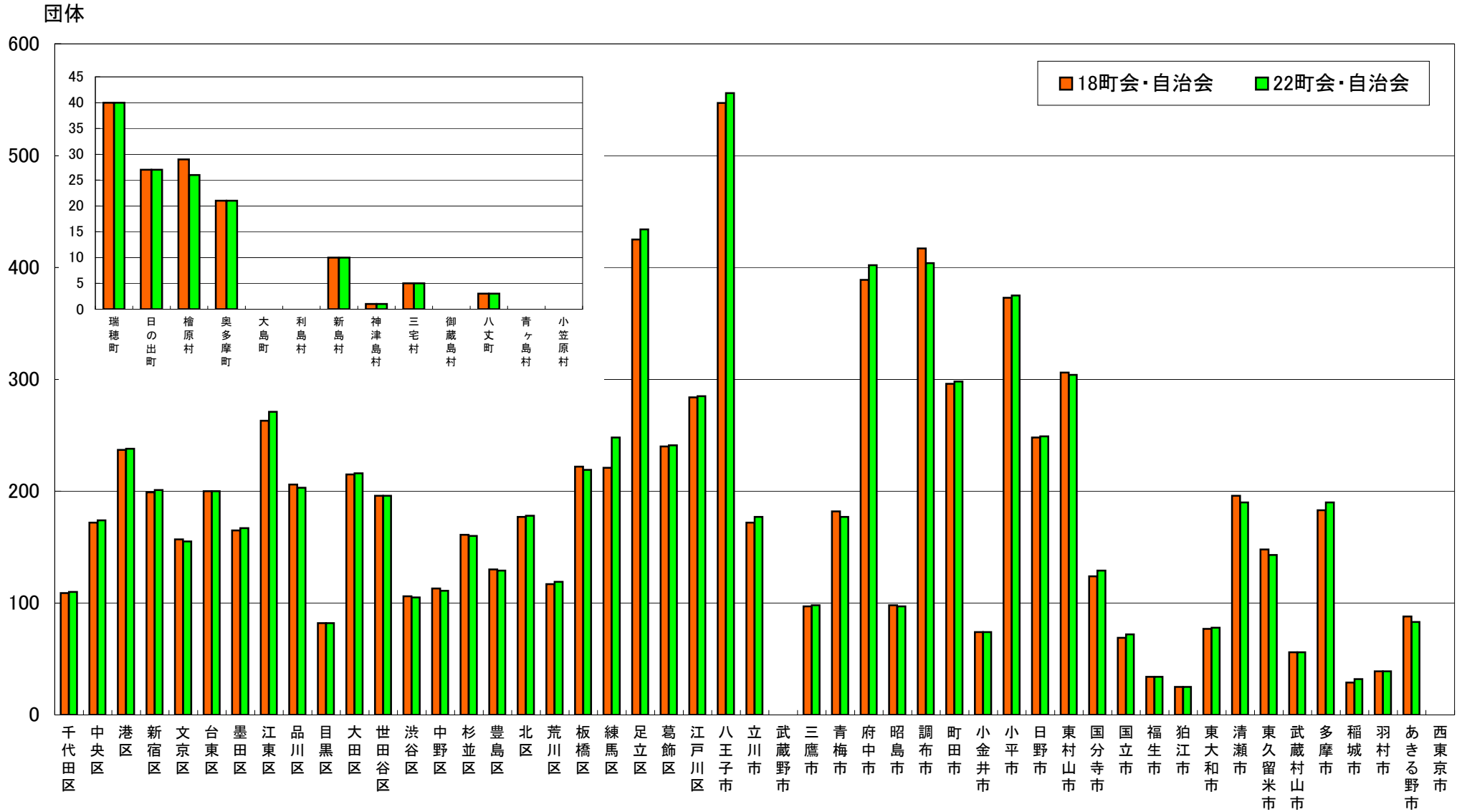
- 東京都総務局行政部「東京都区市町村年報2005、2009」より作成
- 18＝H18.1.1現在、22＝H22.1.1現在である。
- 加入率＝加入者数÷H18.1.1(H22.1.1)の住民基本台帳人口

大都市の消防団加入者数及び加入率の比較(平成21年4月時点)



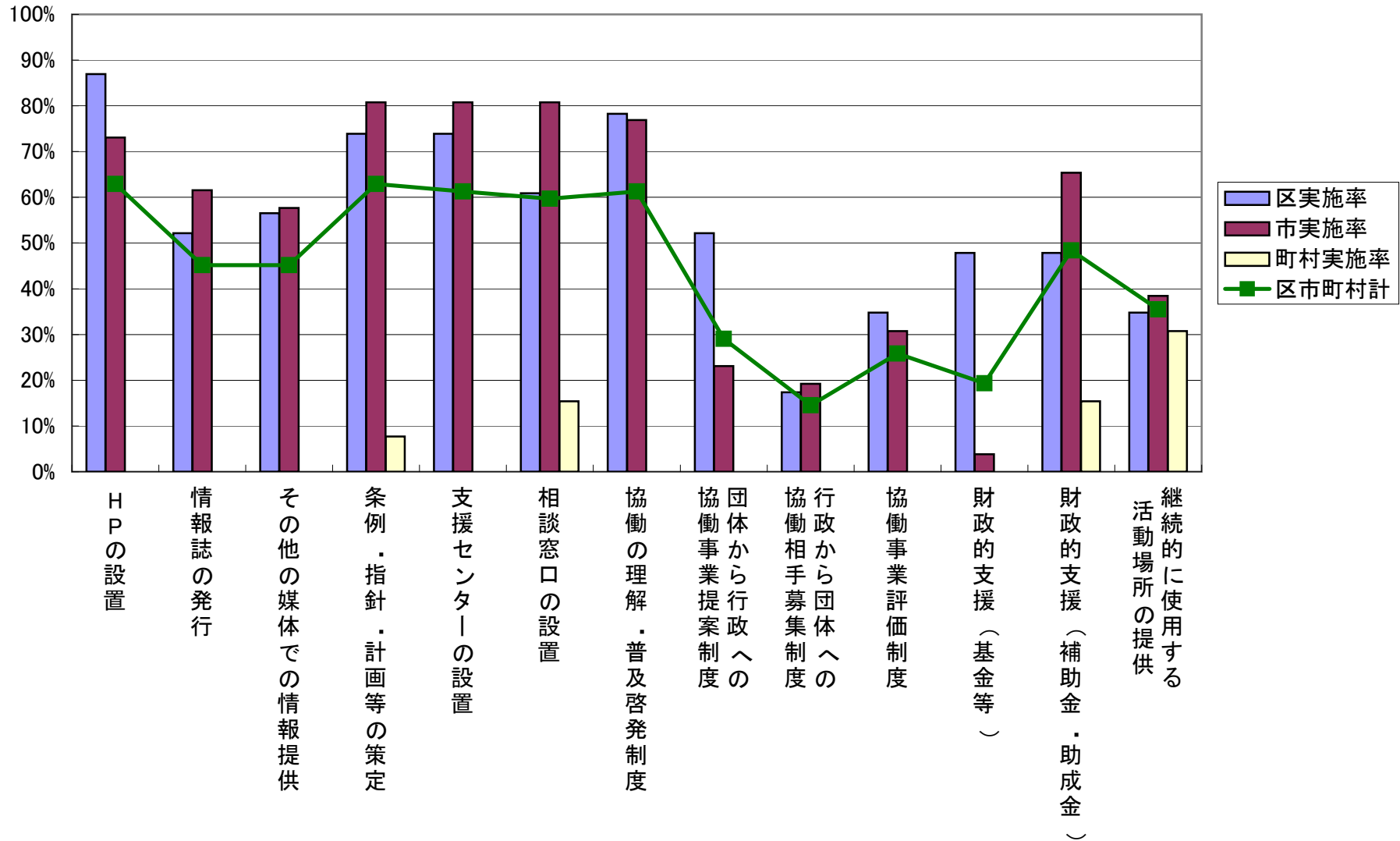
- 総務省消防庁ホームページ「消防団の概要(各消防団別)」より作成。
- 加入率の算出に当たり使用した人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口である。
- 大阪市は、機能別消防団(=能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する)である。

区市町村別の町会・自治会数



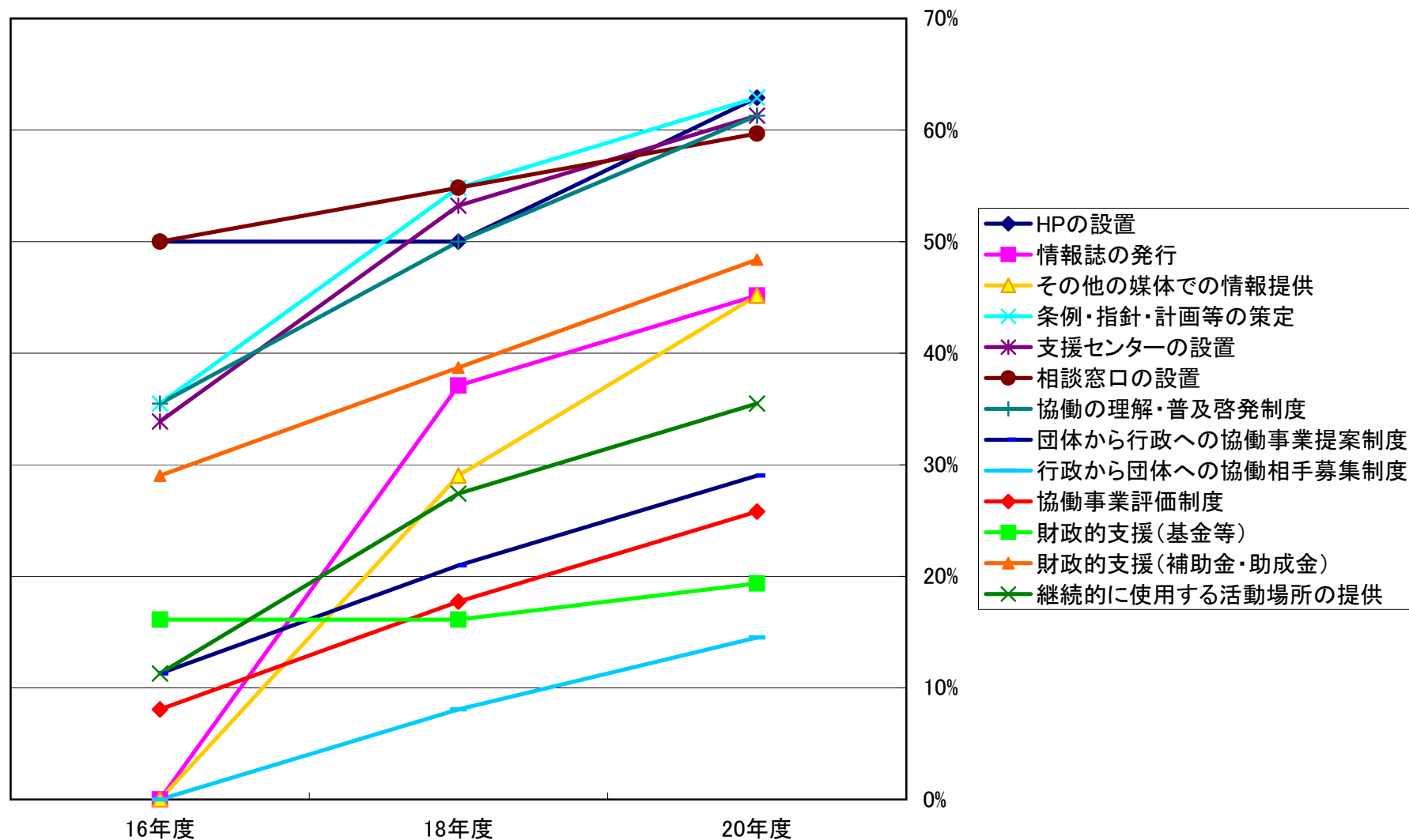
●東京都総務局行政部「東京都区市町村年報2005、2009」より作成
 ●18=H18.1.1現在、22=H22.1.1現在である。

東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況(平成20年度)



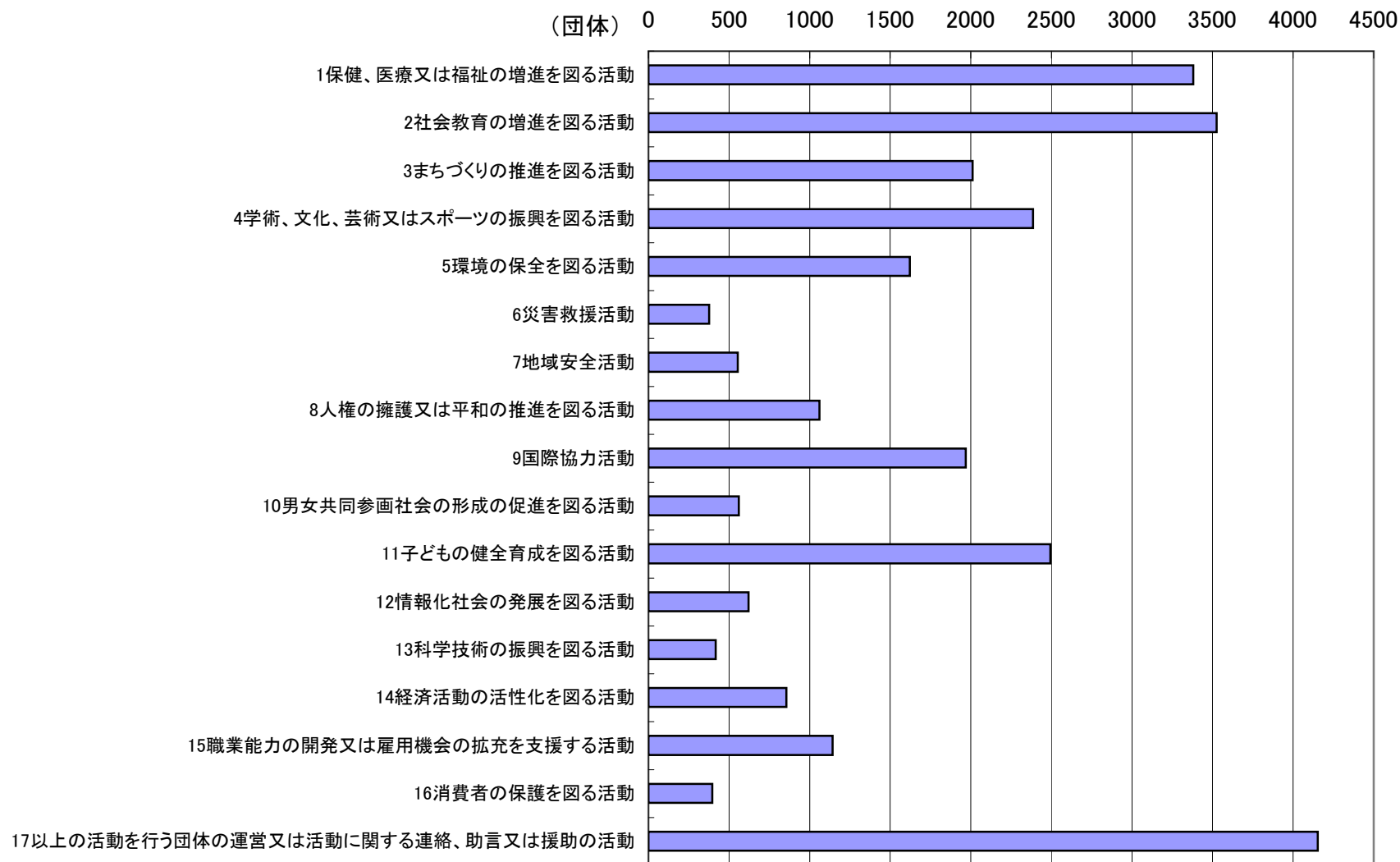
※出典:東京都生活文化局「都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況調査」データにより作成

東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況の推移



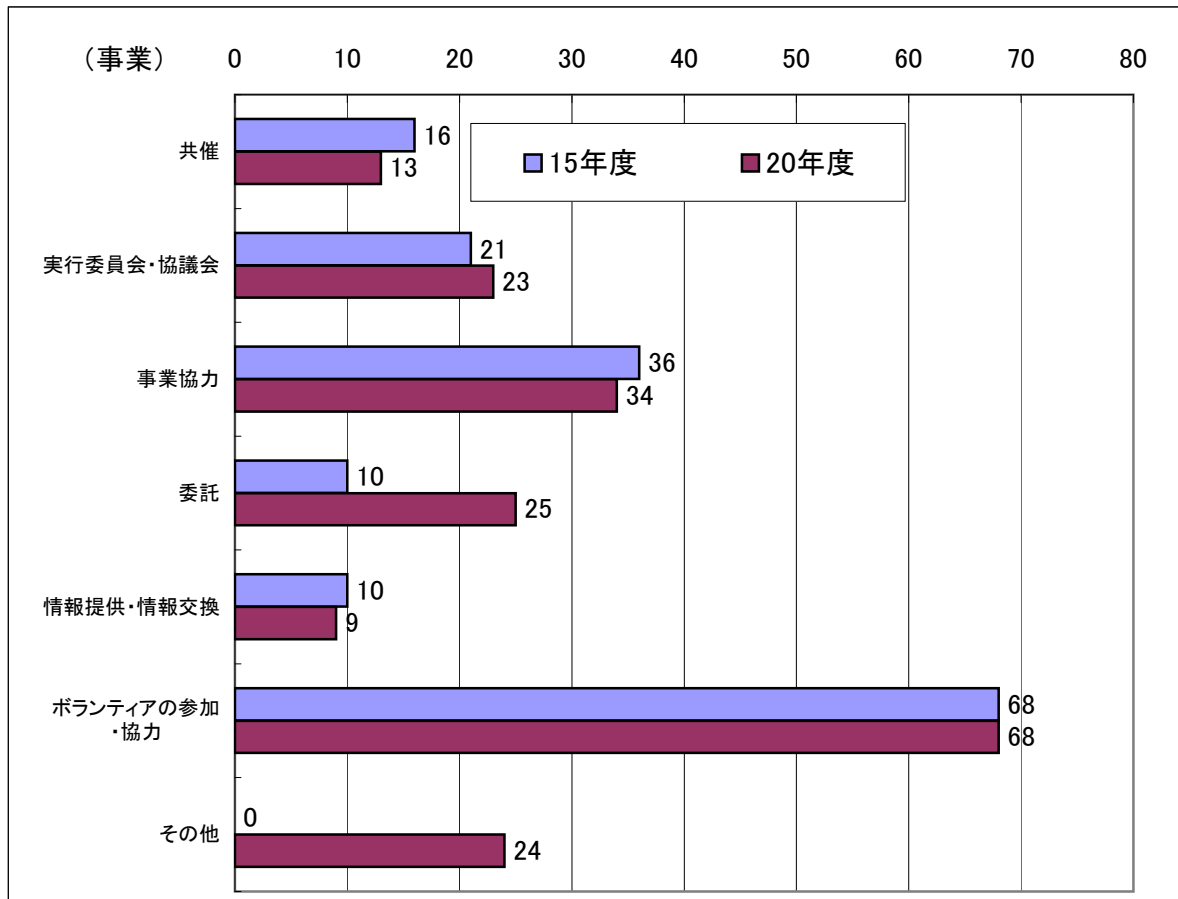
※出典：東京都生活文化局「都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況調査」データにより作成

東京都におけるNPO法人設立認証団体の活動分野(平成22年7月31日現在)

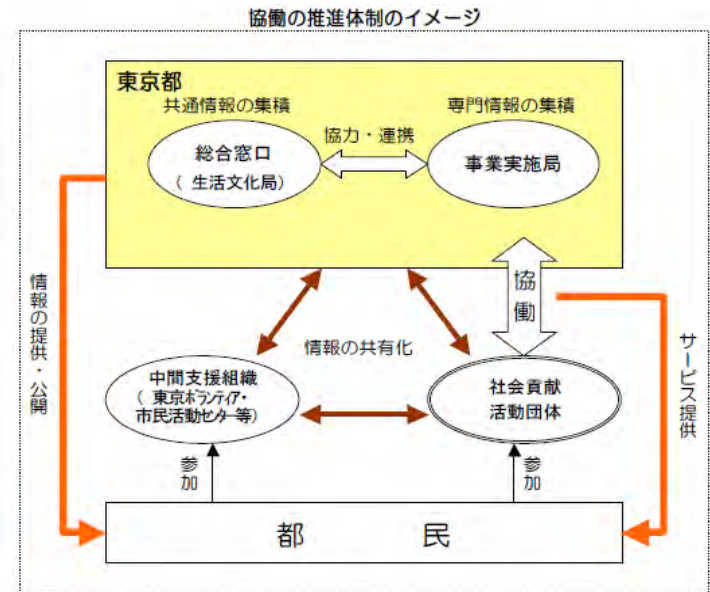


※出典:東京都生活文化局HP「NPO法人設立認証団体一覧」により作成
 ※平成22年7月31日現在 認証団体 6,594団体

東京都における社会貢献活動団体等との協働事業実施状況(平成20年度)



- <主な協働形態>
- 都が実施主体の一員となる形態
…共催、実行委員会・協議会、事業協力など
 - 都が直接の実施主体とならない形態
…委託など
 - その他
…情報提供・情報交換など



<参考>

- 共催 社会貢献活動団体と行政等が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態。
- 実行委員会・協議会 社会貢献活動団体と行政等で構成された「実行委員会」「協議会」が主催者となって、事業を行う協働形態。
- 事業協力 社会貢献活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書を締結するなど、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。
- 委託 行政が社会貢献活動団体に対して、協働になじむ業務を委託する協働形態。行政にはない専門性・先駆性や社会貢献活動団体の持つネットワークが求められる事業に有効。
- 情報提供・情報交換 行政が社会貢献活動団体から協働事業の提案を受けたり、都民ニーズや協働事業に関する意見を聞いたりする協働形態。

※出典:東京都生活文化局「平成20年度社会貢献活動団体等との協働事業実施状況調査」により作成

平成21年度 地方公共団体の行政改革事例(地域協働の推進)

16事例			
番号	団体名	取組名	取組内容
1	岩手県	いわて公共サービス・マッチングシステム	県と民間企業との間で、より包括的な連携を推進し、両者の連携した取り組みにより県民サービス向上を図るため、県公式ホームページでの専用ページの開設や、企業からの提案の受付・調整を行う窓口の設置(一元化)を行う。
2	岩手県大船渡市	市民文化会館自主事業実行委員会活動	市民文化会館建設時に、設計内容や運営のあり方に関する検討の中心であった企画運営委員会の後を受け、開館後の運営の一翼を担うため、平成19年10月に新たに設立された市民参画型組織が、市民文化会館の自主事業について自ら企画・実施している。
3	宮城県多賀城市	大学と連携した第五次多賀城市総合計画策定業務	市の最上位計画となる第五次多賀城市総合計画の策定に当たり、多くの市民が参画する「まちづくり懇談会」の会議の進行、取りまとめを地元大学である東北学院大学と協働で行うこととした。 本市が標榜する総合計画策定は、地元大学を協働のパートナーとして作業を進めるものであり、「委託者と受託者」という関係とは根本的に異なる。大学教授陣が有するファシリテーション能力、専門性の高い知識と官僚的にならない市民参加型の会議の進め方は、参画する市民から好評を得ている。
4	秋田県秋田市	地域拠点施設の整備と市民協働による施設管理の導入	市内を7地域に分け、各地域に「市民協働」「都市内地域分権」を推進する拠点施設として「市民サービスセンター」を整備し、その地域に密接に関連する事業予算を配当・執行するとともに、市民の行政への参加機会拡充を行うという市民サービスセンター整備構想に基づき、平成21年5月に西部市民サービスセンターを開設した。 西部市民サービスセンターの貸出施設(公民館・コミュニティセンター機能)の管理については、市民協働の観点から、指定管理者制度により、地域住民が結成した「住民自治協議会(地域づくり組織)」に委託している。
5	東京都国分寺市	国分寺市提案型協働事業	福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題の解決や、市民のニーズに対して、市民の視点から事業提案をしていただき、市民活動団体と市が協働で行うことで、地域の課題解決や市民サービスの向上を図る事業である。 本事業を進めることで、(1)市民活動団体と市との協働事業の推進、(2)新たな公共の構築に向けてのツールづくり、(3)市民視点による行政サービスの展開、(4)市政の透明化とスリム化、(5)新たな雇用促進、を達成することができると考えている。 この制度は、平成19年度より3年間試行運用しており、平成20年度より事業を実施している。20年度は5件、21年度は6件の事業を提案型協働事業として実施している。
6	長野県岡谷市	市民参加による「公共施設のあり方検討」	特定分野に限ることなく公共施設全体のあり方について、市民参画による議論・検討を行い、住民と行政の協働により施設の民営化、統合、廃止、管理運営の見直しが進められており、行財政改革と市民総参加のまちづくりの推進が図られている。
7	静岡県菊川市	菊川市1%地域づくり活動交付金制度の創設	市民税1%相当額(あくまでも目安)を原資として、市民が実践するまちづくり・地域づくり活動に対し経費の一部を助成するもので、「市税の使い道を市民が決める」といった発想をもとに、コミュニティ協議会や自治会、NPO、ボランティア団体、社会貢献を行う企業などが、地域の親睦や交流、身近な地域課題の解決、市民自らが考え実践する活動に対し、活動資金の一部を助成する公募型(手上げ方式)の交付金制度を創設した。
8	愛知県	協働ロードマップ策定手順書の作成	1 協働ロードマップ策定手順書の作成 (1)NPOとの協働を促進するため、県とNPOが対等な関係で議論し、平成16年5月、全国に先駆けて「あいち協働ルールブック2004」を発行した。 このルールブックに沿って、NPOとの協働を進めてきたが、今後、NPOとの協働の成熟を目指す上で、事業の実施段階における協働はもとより、事業を企画立案する前の段階から中長期的課題を共に協議し、問題意識を共有するとともに、今後の課題解決の方策を探っていくことが重要になってくる。 平成19年2月には、NPOと行政の継続的な協議・検証を行うために設置された「NPOと行政の協働に関する実務者会議」において、「中長期的課題に関するオープンな議論の場」の必要性が示された。 これを受けて、こうした「協議の場」を活用して「協働ロードマップ」づくりを推進し、「あいち協働ルールブック2004」による協働の更なるレベルアップを目指すこととした。 (2)平成20年度に学識者やNPO関係者、行政担当者で構成する「協働ロードマップ検討会議」を設置し、NPOと行政との協働の促進を図り、福祉や環境などの様々な分野における「協働ロードマップ」づくりを推進するため必要な手順について検討した。 そして、平成21年3月に、この検討の成果を取りまとめたものを「協働ロードマップ策定手順書」として作成した。 2 「協働ロードマップ」とは 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程書である。

平成21年度 地方公共団体の行政改革事例(地域協働の推進)

番号	団体名	取組名	取組内容
9	愛知県蟹江町	輝来都(きらっと)かにえ・協働まちづくりモデル事業	地域課題の解決を図るとともに、住民団体等の活動を活発化させ、町と住民との協働による各分野のまちづくりを進展させることを目的として協働まちづくりモデル事業を実施した。
10	京都府	府民公募型安心・安全整備事業	府が管理する道路や河川、建物等において、従来の事業手法に加え、府民のみなさんが日頃から感じている身近な安心・安全のための改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民参加型の新しい公共事業の事業手法を導入した。これにより、府民のみなさんの府の施設に対する関心や地域に密着した身近な安心・安全の向上を進めるとともに、住民が地域をより良くしたいと考え、行動する「住民力」を活かした住民自治型行政への転換を図る。
11	兵庫県加古川市	NPOとの協働による子育て支援事業の展開	市では、3次に亘る行革緊急行動計画に基づき行財政全般に関して見直しを行ってきた。平成20年度には、平成17年度から21年度までの計画「第3次行革緊急行動計画」と相まって、平成23年度を目標年度とする「加古川市行政経営改革プラン(第4次行革緊急行動計画)」を策定し、効率性や有効性の視点から、更なる事務事業の見直しを進めている。 加古川市行政経営改革プランでは「子育てプラザの管理運営委託」の取り組みを掲げている。これは単なる定員適正化の推進による職員数の削減、また業務の民間委託による経費削減の観点にとどまらず、事業の有効性を重視し、子どもや子育て中の親が利用する施設を子育てサークル・グループで構成される団体へ委託し、地域コミュニティとの協働による事業の推進を目指した取り組みとして実施している。
12	徳島県	とくしま“トクトク”事業の実施	限られた財源のもと、広く県民の皆様のノウハウ、パワー、ネットワークなどを最大限に活かすため、これまで以上に県の創意工夫と県民の積極的な御協力を基本とする『21世紀の新しい行政のかたち』を目指して、「ゼロ予算事業」、「県民との協働事業」、「県民スポンサー事業」を推進する。
13	愛媛県八幡浜市	八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト(企業提案型資源リサイクル事業)	平成20年2月に策定した「八幡浜市地域省エネルギービジョン」の中で最重点項目とし、市民・事業者・行政の三位一体で取り組んでいく事業の一つとしてバイオディーゼル燃料の導入を事業化し、平成21年5月から取り組んでいる。 これは、市内から排出される廃食用油を回収するとともに、そこから精製したバイオディーゼル燃料をごみ収集車等の公用車に使用して、廃棄物の減量化と循環型社会の構築を目指すものである。 この取り組みは、水産練り製品、なかでも「じゃこ天」の製造が盛んな八幡浜市が、廃食用油という軽油に代わるバイオディーゼル燃料の油田を擁している一つの国という事で「八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト」と名付けた。
14	福岡県福岡市	共働事業提案制度	平成20年度から「NPOと市がともしはたらくプロジェクト」として導入した「共働事業提案制度」は、従来の委託や補助事業とは異なる事業実施のスタイルである。 「新しい公共」の担い手でもあるNPOからの事業提案をもとに、企画段階からNPOと市が対等な立場で協議・調整を行い、事業採択後は、経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、実行委員会を組織して事業を実施する。 NPOの専門性や機動力と、市の調整力や情報発信力を合わせることで、きめの細かい市民サービスの提供や、複雑化する社会問題・地域課題の解決、都市活力の創出等を目指している。
15	佐賀県鳥栖市	鳥栖みらい会議の設置	新たなまちづくり計画(第6次鳥栖市総合計画)の策定にあたり、市民が考え、実践する「鳥栖で生活する市民が、自分のために、みんなのためにつくるまちづくり計画」を目指して、「鳥栖みらい会議」を設置することにより、市民が主体となって計画策定に携わる仕組みを導入した。
16	宮崎県	中山間盛り上げ隊派遣事業	中山間地域では、過疎化や高齢化の著しい進行により、集落道の管理作業や地域行事、伝統芸能などの維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっている。このため、集落等が単独で行うことが困難となった各種共同作業などの活動を支援するとともに、これらの支援活動を通じて都市住民と中山間地域との人的交流を促進し、中山間地域の活性化を図る「中山間盛り上げ隊派遣事業」を平成21年度から実施している。

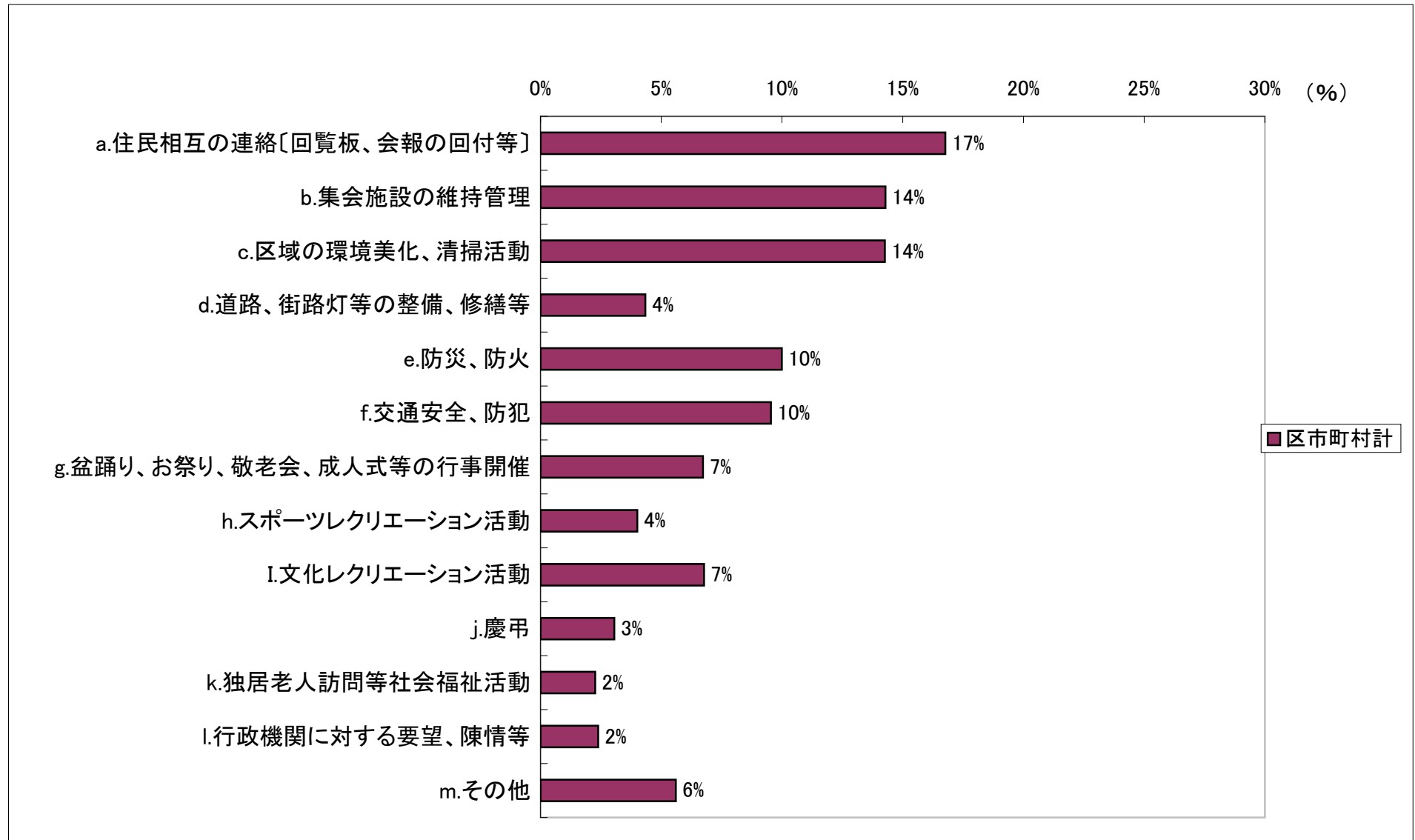
※出典:総務省HP「平成21年度行政改革の取組事例に関する調査(平成21年12月末現在)」により作成

都内区市町村における行政改革事例(地域協働の推進)

年度	団体名	取組名	取組内容
21年度	東京都国分寺市	国分寺市提案型協働事業	福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題の解決や、市民のニーズに対して、市民の視点から事業提案をしていただき、市民活動団体と市が協働で行うことで、地域の課題解決や市民サービスの向上を図る事業である。 本事業を進めることで、①市民活動団体と市との協働事業の推進、②新たな公共の構築に向けてのツールづくり、③市民視点による行政サービスの展開、④市政の透明化とスリム化、⑤新たな雇用促進、を達成することができると考えている。 この制度は、平成19年度より3年間試行運用しており平成20年度より事業を実施
20年度	東京都稲城市	稲城市介護支援ボランティア制度	高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した交付金を交付する制度(一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に介護保険料負担を軽減するもの。)です。 高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づきこの制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的としています。
19年度	東京都足立区	あだちエコネット事業(企業提案型資源回収事業)	「あだちエコネット事業」の一環として、区と区民、スーパー等の事業者が協働で自動回収機(Reverse Vending Machine: 以下RVM)によるペットボトル店頭回収を実施。 区内のスーパーチェーン11社、29店舗にRVMを設置し、平成18年7月の事業開始から平成19年12月までに294トン、832万本を回収した。 回収ペットボトルは、RVMによってチップ状に破砕したのち、民間企業が効率的に収集し、国内でペットボトルへと再製品化(ボトルto ボトル=ケミカルリサイクル)を行う。
17年度	東京都武蔵野市	住民主体の公共サービスの提供	地域住民が主体のNPOが市の支援のもとに子育て相談、交流、情報提供、一時保育などの子育て支援事業を実施(「武蔵野市テンミリオンハウス事業」)。 市は補助金と活動拠点となる施設の無償提供により支援。補助を受ける団体は他分野の事業とともに「武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価委員会」により事業内容及び活動実績を評価される。 実施主体が地元の子育て経験者(女性)が主体であるため、住民から気軽に利用できる为好評。

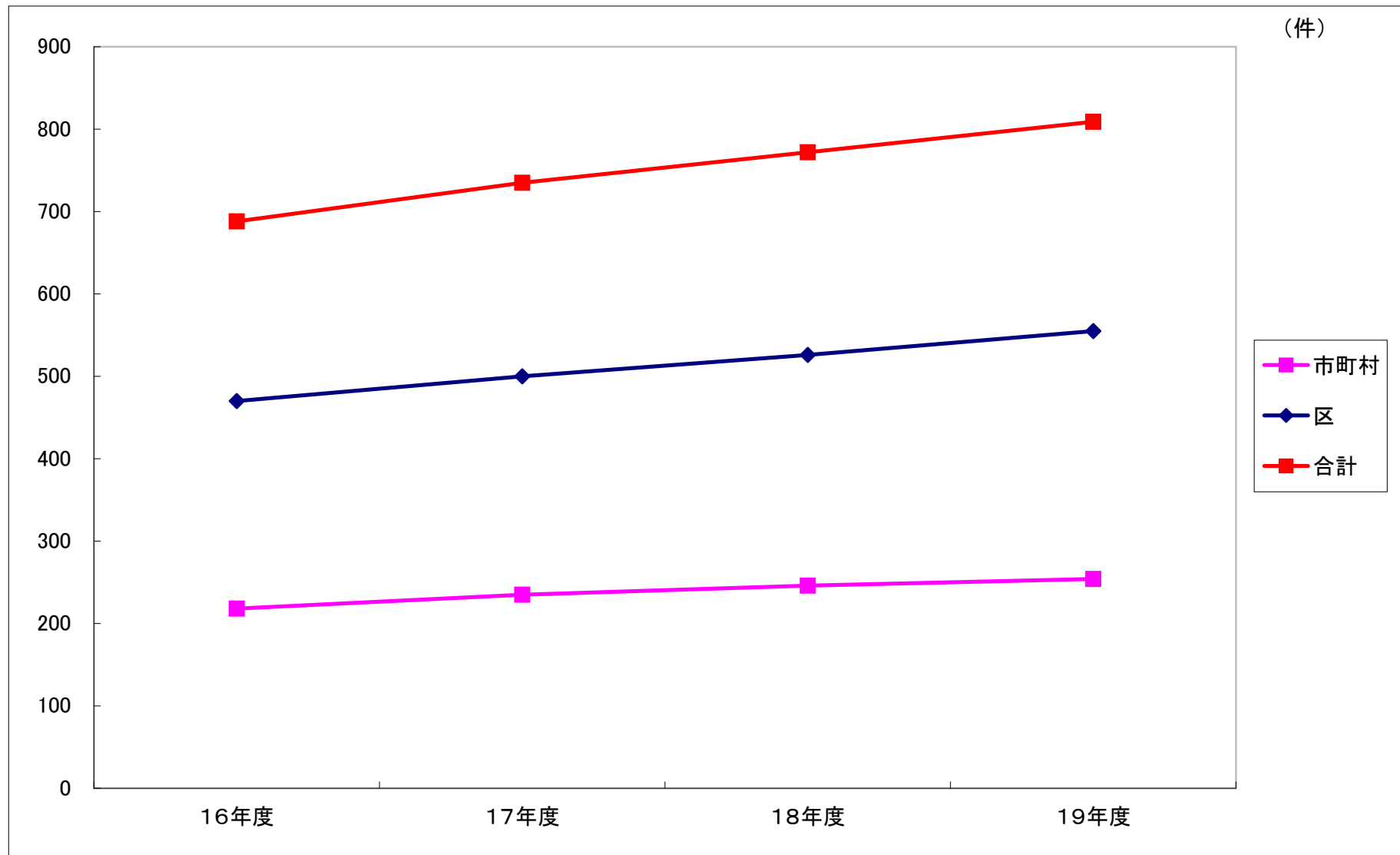
※出典:総務省HP「地方行政改革事例集(平成17年度～平成20年度)により都内区市町村分を抜粋

都内区市町村の認可地縁団体が行う活動内容(目的別)



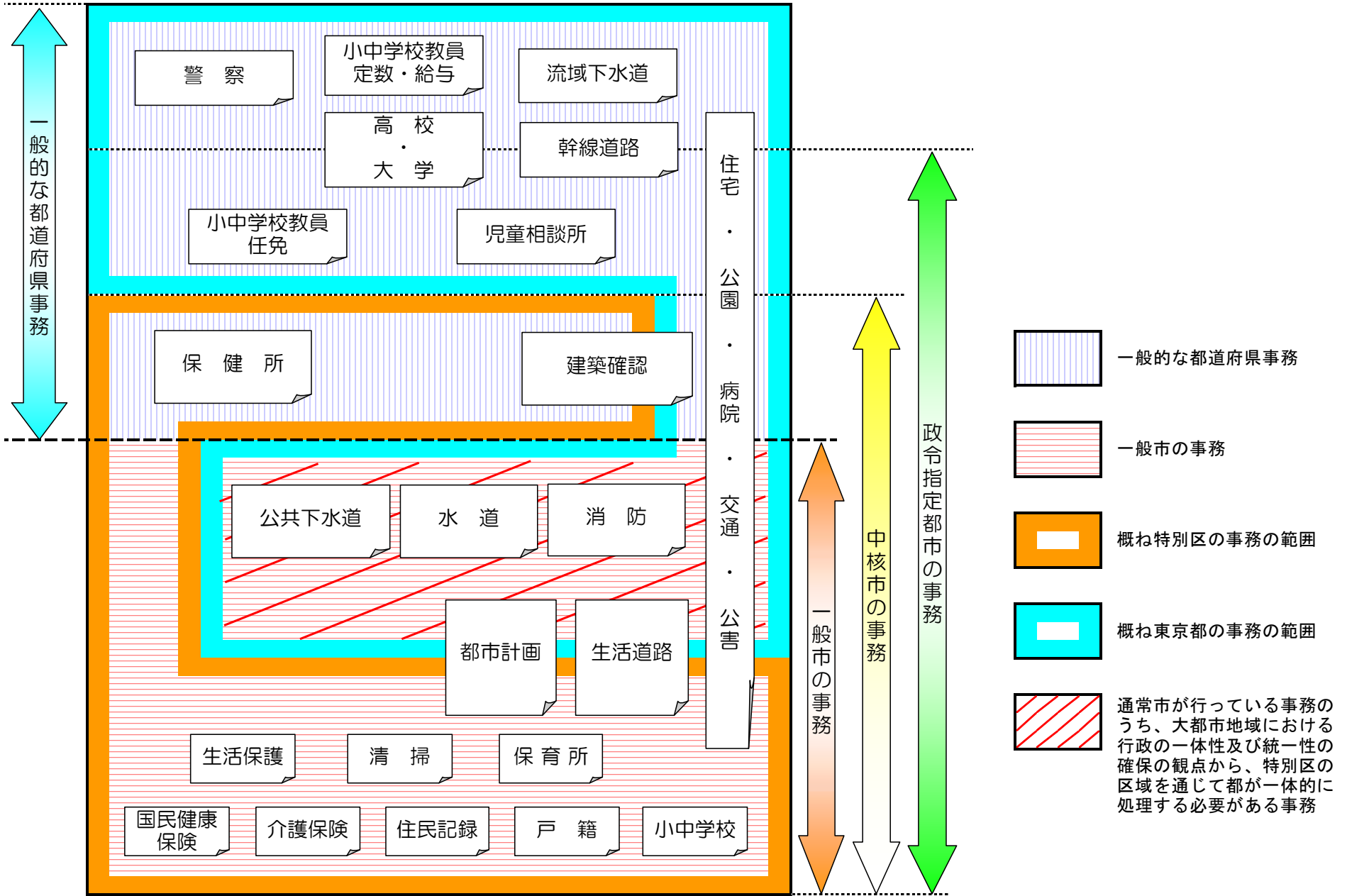
※出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」(平成20年)により作成

地縁団体の認可総数の推移(東京都)



※出典:総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」(平成20年)により作成

地方自治体の事務の範囲: 主な役割主体(例示)



都と区市町村の役割分担の原則（地方自治法）

①一般的な都道府県と市町村の関係（地方自治法第2条）	②都と特別区の関係（地方自治法第281条の2）														
<p>地方自治法では、都道府県と市町村の役割分担を下図のように定めている。</p> <table border="1" data-bbox="286 443 1057 1125"> <tr> <td data-bbox="71 497 250 641">都道府県が 処理 (第5項)</td> <td data-bbox="286 450 533 737"> 広域にわたるもの (広域) </td> <td data-bbox="542 450 788 737"> 市町村に関する連絡 調整に関するもの (連絡調整) </td> <td data-bbox="797 450 1048 737"> その規模又は性質に おいて一般の市町村 が処理することが適 当でないと認められ るもの (補完) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 874 250 1018">市町村が 処理 (第3項)</td> <td colspan="3" data-bbox="286 743 1057 1125"> 都道府県が処理するものとされているものを除き 一般的に普通地方公共団体の事務（※）を処理 (ただし、その規模又は性質において一般の市町村 が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて これを処理することができる) </td> </tr> </table> <p>※普通地方公共団体の事務（地方自治法第2条第2項） 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又は これに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p>	都道府県が 処理 (第5項)	広域にわたるもの (広域)	市町村に関する連絡 調整に関するもの (連絡調整)	その規模又は性質に おいて一般の市町村 が処理することが適 当でないと認められ るもの (補完)	市町村が 処理 (第3項)	都道府県が処理するものとされているものを除き 一般的に普通地方公共団体の事務（※）を処理 (ただし、その規模又は性質において一般の市町村 が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて これを処理することができる)			<p>一方、特別区の存する区域での都区の役割分担は以下のように定められている。</p> <table border="1" data-bbox="1079 443 2020 1077"> <tr> <td data-bbox="1088 555 1267 699">都が処理 (第1項)</td> <td data-bbox="1281 450 1653 641"> 第2条第5項において都道 府県が処理するものとされ ている事務 (広域・連絡調整・補完) </td> <td data-bbox="1662 450 2020 641"> 特別区に関する連絡調整に 関する事務 (連絡調整) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 890 1267 1034">特別区が 処理 (第2項)</td> <td colspan="2" data-bbox="1281 647 2020 1077"> 第2条第3項本文において市町村が処理するものとさ れている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地 域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から 当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要で あると認められる事務 特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する ものとされているものを除き一般的に第2条第3項 において市町村が処理するものとされている事務を 処理 </td> </tr> </table>	都が処理 (第1項)	第2条第5項において都道 府県が処理するものとされ ている事務 (広域・連絡調整・補完)	特別区に関する連絡調整に 関する事務 (連絡調整)	特別区が 処理 (第2項)	第2条第3項本文において市町村が処理するものとさ れている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地 域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から 当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要で あると認められる事務 特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する ものとされているものを除き一般的に第2条第3項 において市町村が処理するものとされている事務を 処理	
都道府県が 処理 (第5項)	広域にわたるもの (広域)	市町村に関する連絡 調整に関するもの (連絡調整)	その規模又は性質に おいて一般の市町村 が処理することが適 当でないと認められ るもの (補完)												
市町村が 処理 (第3項)	都道府県が処理するものとされているものを除き 一般的に普通地方公共団体の事務（※）を処理 (ただし、その規模又は性質において一般の市町村 が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて これを処理することができる)														
都が処理 (第1項)	第2条第5項において都道 府県が処理するものとされ ている事務 (広域・連絡調整・補完)	特別区に関する連絡調整に 関する事務 (連絡調整)													
特別区が 処理 (第2項)	第2条第3項本文において市町村が処理するものとさ れている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地 域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から 当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要で あると認められる事務 特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する ものとされているものを除き一般的に第2条第3項 において市町村が処理するものとされている事務を 処理														

ココが
違う
ところ

※出典：東京の自治のあり方研究会第1回（H21.11.5）資料より抜粋

特別区と市町村の事務配分の現状

	特 別 区	市 町 村	
	<p>【現状】 ○昭和40年4月の福祉事務所の設置等、昭和50年4月の保健所、公営住宅の設置・管理等、平成12年4月の清掃事業等、数次にわたる事務移管によって、特別区の実施する事務は拡充されてきた。 ○現在は、原則として一般の市に属する事務と同様の事務を処理することとなっている。</p>	<p>【現状】 ○原則として、一般の市町村と同様の事務を処理している。</p>	
事務配分	一般の市町村では実施していない事務の区市町村の状況		
	保健所	23区全てで設置	八王子市で設置（平成23年4月に町田市で設置予定）
	特定行政庁 （建築主事設置区市町村）	23区全てが限定特定行政庁（延べ面積1万㎡超を除く）	9市が特定行政庁
	事務処理特例（H22.9現在）	1075事務	市855事務 町村281事務
	一般の市町村で実施可能であるが特別区（一部市町村）では実施していない事務の区市町村の状況		
	上水道の設置・管理	東京都水道局で実施	26市町は東京水道局で実施（武蔵野市、昭島市、羽村市を除く23市と檜原村を除く西多摩郡3町） 13市町村は各市町村で実施
	下水道の設置・管理	東京都下水道局で実施	各市町村で実施（なお、各市町間においての一部委託あり） ※但し、多摩地域では、流域下水道事業（水再生センター、ポンプ所、幹線管きよなどの基幹施設の建設・維持管理など）は、東京都下水道局が実施。
	消防	東京消防庁で実施	29市町村は東京消防庁に委託（稲城市を除く25市と西多摩郡の4町村） 10市町は各市町村で実施
	一般廃棄物の最終処分	東京都に委託	37市町村（奥多摩町・小笠原村を除く）は一部事務組合で実施。 2町村は各町村で実施。
	用途地域の 都市計画決定権者	東京都知事	28市町は東京都知事（26市と瑞穂町、日の出町） 11町村は各町村長
	任意共管事務の区市町村の状況		
	高等学校（H22.5.1現在）	中等教育学校1校（都立：高等学校118校、中等教育学校2校）	設置なし（都立：高等学校74校、中等教育学校3校）
	公営住宅（H21.3.31現在）	12,898戸（都営住宅：166,601戸）	7,818戸（都営住宅：91,375戸）
	特別支援学校（H22.5.1現在）	5校（都立：33校1分校）	設置なし（都立：22校）
	病院（H22.4.1現在）	1病院（都立：5病院）	9病院（市立：4、町立：2、一部事務組合：3）（都立：3病院）

事務処理特例制度による移譲項目一覧

22年1月現在

※「区」欄の数字は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」第2条表中の項番号に、また「市町村」欄の数字は「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」第2条表中の項番号に、それぞれ対応している。なお、数字の網掛けは町村に移譲している事務である。

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
1		1		電子証明書発行手数料の徴収事務	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、同施行条例	総務局	
10の2		10の2		基幹調査に関する事務の一部（商業動態統計調査・建築工事統計調査）	統計法、同施行令	総務局 建設局	
2	1	2	1	私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に関する認可、指導等	学校教育法、同施行令、私立学校法、同施行細則	生活文化 スポーツ局	
3				家庭用品の品質に係る適正表示遵守のための指導等	家庭用品品質表示法	生活文化 スポーツ局	
4				(削 除)	(消費生活協同組合法)		
5		3		(削 除)	(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)		
6		4		遊休土地の実態調査及び事前確認申請の受理に関する事務	国土利用計画法、同施行令、同施行規則	都市整備局	
7		5		都市計画法による開発行為、建築等の規制に関する事務	都市計画法、建築基準法	都市整備局	
8		6		宅地造成工事の規制に関する事務	宅地造成等規制法	都市整備局	
9		7		個人、組合又は会社施行の土地区画整理事業に係る認可等に関する事務等	土地区画整理法、建築基準法	都市整備局	
10		8		市街地再開発事業施行地区内における建築行為の許可等	都市再開発法	都市整備局	
11		8の2		大都市法における建築等に規制に関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、土地区画整理法	都市整備局	
12	2	8の3		建替計画認定の経由事務、計画整備組合に関する事務等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都都市整備局関係手数料条例	都市整備局	
12の2				優良宅地及び優良住宅の認定に関する事務	租税特別措置法	都市整備局	
13	3	9	2.3	屋外広告物の規制に関する事務	屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、同条例施行規則	都市整備局	
14				(削 除)	(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)		
15	4			特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定申請等に係る経由事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、同施行規則、同施行細則	都市整備局	
15の2		10		特定建築物に係る制限の緩和に関する認定事務	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、同施行規則、同施行細則	都市整備局	
16	5			建築物の耐震改修計画の認定申請等に係る経由事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律、同施行規則、同施行細則	都市整備局	
17	6			(削 除)	(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、同施行規則、東京都都市計画局関係手数料条例)		
18	7	11		建築許可申請等に係る経由事務等	建築基準法、同施行規則、同施行細則、東京都都市整備局関係手数料条例	都市整備局	
19		12		建築基準の特例の認定	東京都建築安全条例	都市整備局	
20		13		(削 除)	(東京都特別工業地区建築条例)		
21		14		文教地区内における建築の特例の許可	東京都文教地区建築条例	都市整備局	
22		15		駐車施設の附置に係る特例の認定等	東京都駐車場条例、同施行規則	都市整備局	
23				電気用品販売業者の指導等	電気用品安全法	環境局	
24	8	16	4	工場、指定作業場等の規制に関する事務等	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、同施行規則	環境局	
24の2		16の2		特定粉じん排出等作業計画届出の受理等	大気汚染防止法	環境局	

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
25	9	17	5	身体障害者相談員への業務委託等	身体障害者福祉法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都身体障害者手帳に関する規則	福祉保健局	
26		18		知的障害者相談員への業務委託	知的障害者福祉法、同施行規則	福祉保健局	
27		19		戦傷病者に対する更生医療等の給付等	戦傷病者特別援護法	福祉保健局	
28	10	20	6	重度心身障害者手当の支給事務	東京都重度心身障害者手当条例、同施行規則	福祉保健局	
29	11	21	7	心身障害者扶養年金の受給者に関する事務	東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例、同施行規則	福祉保健局	
29の2	11の2	21の2	7の2	心身障害者扶養年金の清算金受取人等に関する事務	東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例、同施行規則	福祉保健局	
29の3	11の3	21の3	7の3	心身障害者扶養共済制度の加入に関する事務等	東京都心身障害者扶養共済制度条例、同施行規則	福祉保健局	
30	12	22	8	心身障害者に対する医療費の助成に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
31	13	23	9	母子福祉資金の貸付及び償還に関する事務等	母子及び寡婦福祉法、東京都母子福祉資金貸付条例、同施行規則	福祉保健局	
		24		東京都女性福祉資金の貸付及び償還に関する事務	東京都女性福祉資金貸付条例、同施行規則	福祉保健局	
32	14	25	10	特定施設に関する届出の受理及び整備基準適合証の交付等	東京都福祉のまちづくり条例、同施行規則	福祉保健局	
33	15	27	12	(削 除)	(東京都シルバーパス交付条例、同施行規則)		
34	16	28	13	(削 除)	老人の医療費の助成に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
35	17	26	11 11の2	母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設等に係る届出等に係る経由事務等	児童福祉法、同施行規則、同施行細則	福祉保健局	
35の2	17の2	26の2	12	認定こども園の認定等に係る申請書等の受理	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、同施行規則、東京都認定こども園の認定基準に関する条例施行規則	福祉保健局	
36	18	28の2	13の2	受胎調節実地指導員標識の交付申請等に係る経由事務	母体保護法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
37		29の5		養育医療機関指定申請等に係る経由事務等	母子保健法、同施行規則、同施行細則	福祉保健局	
38		29の5 の3		調理師免許申請等に係る経由事務	調理師法、同施行令、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
39		29の5 の4		製菓衛生師免許申請等に係る経由事務等	製菓衛生師法、同施行令、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
40	19	29の5 の5		墓地等の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
41		29の5 の6		クリーニング師免許申請等に係る経由事務	クリーニング業法、同施行令、同施行規則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
42	20			特定建築物に関する届出の受理等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行細則	福祉保健局	
43	21	29の6	13の4、 13の4の2	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成等に関する事務	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
44	22	29の6 の2		食品関係営業に関する許可、指導等	食品衛生法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
44の2		29の6 の3		食品等の自主回収報告の受理、指導等	東京都食品安全条例、同施行規則	福祉保健局	
45	23	29の6 の4	13の4 の3	食品製造業等に関する許可、監視指導等	食品製造業等取締条例、同施行規則、食品衛生法	福祉保健局	
46	24	29の6 の5	13の4 の4	ふぐの取扱に関する指導等	東京都ふぐの取扱い規制条例、同施行規則	福祉保健局	
47	25	29の6 の6	13の4 の5	動物質原料運搬業に関する許可等	動物質原料の運搬等に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
48		29		犬、猫等の保護及び管理等	東京都動物の愛護及び管理に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
49	26	29の6 の7	13の4 の6	病院開設許可申請等に係る経由事務	医療法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
50		29の6の8		医師免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	医師法、同施行令	福祉保健局	
51		29の6の9		歯科医師免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	歯科医師法、同施行令	福祉保健局	
52		29の6の10		歯科衛生士業務従事者届に係る經由事務	歯科衛生士法	福祉保健局	
53		29の6の11		歯科技工士免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	歯科技工士法、同施行令、同施行細則	福祉保健局	
54		29の6の12		放射線照射録の検査等	診療放射線技師法(旧法含む)、同施行令(旧法含む)、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
55		29の6の13		臨床検査技師、衛生検査技師等の免許申請等に係る經由事務	臨床検査技師等に関する法律(旧法含む)、同施行令(旧法含む)	福祉保健局	
56		29の6の14		理学療法士及び作業療法士免許申請等に係る經由事務	理学療法士及び作業療法士法、同施行令	福祉保健局	
57		29の6の15		視能訓練士免許申請等に係る經由事務	視能訓練士法、同施行令	福祉保健局	
58	27	29の6の16	13の4の7	保健師、助産師、看護師等の免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	保健師助産師看護師法、同施行令、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
59		29の6の17		死体解剖資格の認定申請に係る經由事務	死体解剖保存法、施行令、施行細則	福祉保健局	
60	28	29の6の18	13の4の8	救急医療機関申出書に係る經由事務	救急病院等を定める省令、救急病院等の申出に関する規則	福祉保健局	
61	29			協力事業所受託申込書及び社会適応訓練申込書の受理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、同施行規則	福祉保健局	
61の2	29の2	29の5の2	13の3の3	育成医療に関する事務(市町村は經由事務)、精神障害者医療費助成に関する經由事務	障害者自立支援法、同施行令、同施行細則	福祉保健局	
62	30	29の7	13の5	被爆者及び健康診断受診者証被交付者に係る申請、届出等に係る經由事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、同施行令、同施行規則、同施行細則	福祉保健局	
63	31	29の8	13の6	健康診断受診奨励金支給申請等に係る經由事務	東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
64	32	29の9	13の7	指定医療機関の指定の辞退届等に係る經由事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行細則	福祉保健局	
65		29の10		薬局の開設許可、医療用品の販売業及び貸貸業に係る指導等	薬事法、同施行令	福祉保健局	
65の2		29の11		毒物等の業務上取扱者の届出受理、立入検査等	毒物及び劇物取締法	福祉保健局	
65の3		29の12		麻薬小売業者の免許、立入検査等	麻薬及び向精神薬取締法	福祉保健局	
65の4		29の13		薬局開設者の覚せい剤原料の廃棄の届出の受理及び立会い等	覚せい剤取締法	福祉保健局	
66		29の14		薬剤師免許申請等に係る經由事務	薬剤師法、同施行令	福祉保健局	
67		29の15		医薬品等広告の監視指導	薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
68	33	29の16	13の8	在宅重症心身障害児(者)訪問事業に係る申請書經由事務	東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則	福祉保健局	
69	34	29の17	13の9	医療費給付申請書及び請求書の受理	東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則	福祉保健局	
70	35	29の2	13の2の2	医療費助成申請等の受理等	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則	福祉保健局	
		29の3	13の3	精神障害者都営交通乗車証申請等に係る經由事務	東京都精神障害者都営交通乗車証条例、同施行規則	福祉保健局	
		29の4		精神障害者及びその家族等からの相談及び指導	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、同施行規則	福祉保健局	
71	36	29の18	13の10	在宅難病患者緊急一時入院事業における申請に係る經由事務等	東京都在宅難病患者緊急一時入院事業の実施に関する規則、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施に関する規則	福祉保健局	
72				商店街振興組合の認可申請の受理等	商店街振興組合法、同施行規則	産業労働局	

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
73	37	30	14.15	都営住宅の地元割当に係る使用予定者の選考に関する事務等	東京都営住宅条例、同施行規則	都市整備局	
74	38	31	16.17	地域特別賃貸住宅の地元割当に係る使用予定者の選考に関する事務等	東京都地域特別賃貸住宅条例、同施行規則	都市整備局	
75	39	32	18.19	特定公共賃貸住宅の地元割当に係る使用予定者の選考に関する事務等	東京都特定公共賃貸住宅条例、同施行規則	都市整備局	
75の2				路外駐車場の設置等に係る事務	駐車場法	建設局	
76				緑地保全地区内における建築等の規制に関する事務	都市緑地法	建設局	
77				風致地区内における建築行為等の規制に関する事務	東京都風致地区条例	建設局	
78				法定河川の管理等	河川法、東京都河川流水占用料等徴収条例	建設局	
79	40			公有土地水面の維持管理（ただし、千川上水に係るものを除く。）	東京都公有土地水面使用等規則、東京都公有土地水面使用料等徴収条例、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分に係る事務手続き等に関する規則	建設局	
80	41			特別区消防団運営委員会委員の委嘱等	消防組織法、特別区の消防団の設置等に関する条例、特別区の消防団の組織等に関する規則	東京消防庁	

（参考：教育委員会における移譲事務の項目一覧）

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
1	/	1	/	区市町村立学校職員の正規の勤務時間割振り、週休日指定等	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	教育庁	
2	/	2	/	区市町村立学校職員の育児休業の承認	地方公務員の育児休業に関する法律	教育庁	
3	/	3	/	区市立学校職員の給料・旅費の支給	市町村立学校給与負担法	教育庁	
4	/	4	/	区市立学校職員の扶養手当の認定	学校職員の給与に関する条例	教育庁	
5	/	5	/	区市立学校職員の児童手当の認定、支給	児童手当法	教育庁	
6	/	6	/	区市立学校講師の報酬・費用弁償の支給	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例	教育庁	
7	/	7	/	区市立学校再雇用職員の報酬・費用弁償の支給	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	教育庁	
8	/	8	/	区市立学校職員の臨時的任用	地方公務員法	教育庁	
9	/	9	/	臨時的任用職員に係る労災保険料納付	労働者災害補償保険法	教育庁	
10	/	10	/	初任者研修・十年経験者研修の実施	市町村立学校職員給与負担法、教育公務員特例法	教育庁	
11	/	11	/	新規採用職員・新任教務主任・主幹教諭研修の実施	市町村立学校職員給与負担法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育庁	
12	/	12	/	幼稚園新規採用教員研修の実施	教育公務員特例法	教育庁	
13	/	13	/	教科書展示会会場維持管理	教科書の発行に関する臨時措置法	教育庁	
14	/	14	/	教育に係る統計調査の実施	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育庁	
15	/	15	/	成績一覧表調査委員会の運営	学校教育法	教育庁	
16	/		/	中学校通信教育の実施	学校教育法	教育庁	
文	/	文	/	文化財保護に関する届出等受理	文化財保護法、東京都文化財保護条例	教育庁	

- ・諸外国の国家体制及び地方公共団体の概要
- ・諸外国の大都市制度の比較

フランス、イギリス、イタリア、スウェーデン
韓国、ドイツ、ベルギー、アメリカ

※ベルギー、アメリカは大都市制度の資料のみ掲載

【凡例】

- (1) 二重線枠で囲まれた地方公共団体は、憲法に明記されている地方公共団体である。
- (2) 平均面積及び平均人口は、各国の面積及び人口を各国の広域自治体及び基礎自治体の数で除した数である。
- (3) 地方公共団体の団体数・平均面積・平均人口の表中右肩の数値は、日本の広域自治体(都道府県)及び基礎自治体(市町村)の数値を1とした場合の数である。

* 第 28 次地方制度調査会第 12 回専門小委員会(H16.12.3)、第 16 回専門小員会(H17.3.2)資料より抜粋

フランス

国家体制 = **単一制国家**
 地方公共団体の階層構造 = **3層制**

中央政府

地方公共団体

○中央
 ・大統領制

○地方機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 1999)
547,000	58,520

地方長官
派遣

地方長官
派遣

市町村長 =
 国の機関

《広域自治体》

レジオン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び副議長（副議長は不在時は常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員）により構成）と議会。

団体数(1999)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
26	0.55	21,038	2.62	2,251	0.83

デパルトマン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員により構成）と議会。

団体数(1999)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
100	2.13	5,470	0.68	585	0.22

《基礎自治体》

コミューン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=市町村長（メー）及びメーに続いて議員から選出される助役により構成）と議会。

団体数(1999)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
36,565	12.47	15	0.12	1.6	0.04

(注1) 共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。その他の地方公共団体はすべて、必要な場合には本項に記載された1ないし複数の地方公共団体の代わりとしてその場所に、法律によって設けられる。(憲法第72条第1項)

※ 州は1980年代の地方分権改革の中で地方自治体として位置付けられた。また、2003年の憲法改正により、州は憲法上も地方公共団体として位置付けられた。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

フランス

《広域自治体》

レジオン

デパルトマン

《基礎自治体》

コミューン

マルセイユ
リヨン

パリ

大都市制度の概要

	パリ	マルセイユ・リヨン
憲法上の位置づけ	あり(憲法第72条第1項)「特別な地位を持つ地方団体」	
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法(1982.12.31公布)	
広域自治体との包括関係	デパルトマンの区域外	デパルトマンに包括される
特 徴	自治体の位置づけ ・ デパルトマンとコミューンの位置づけを併せ持つ	
	事務配分の特例 ・ デパルトマンとコミューンの両方の事務を行う	
	組織の特例 ・ 区あり ・ 区議会あり	
	国に留保される権限 ・ 警察権限(パリ警視総監)	

(注1) 区議会の数：パリ=20、マルセイユ=16、リヨン=9

(注2) マルセイユでは、16の区が2区ずつまとめられて8連合区を構成し、連合区ごとに区議会が設置されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)

イギリス

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 1層制と2層制が混在

中央政府

地方公共団体

- 中央
 - ・議院内閣制
- 地方機関

※基礎データ
(全体)

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
243,000	58,840

(イングランド地方)

	面積 (km ²)	人口 (千人 2002)
カウンティ	109,074	22,887
ロンドン区	1,585	7,203
大都市圏ディストリクト	6,975	10,819
ユニタリー	12,941	8,263

二層制

《広域自治体》

GLA(ロンドン庁)

・執行機関と議決機関：
公選の首長と議会。

団体数 (2002)	面積 (km ²)	人口 (千人)
1	0.02	1,585
	0.20	7,203
		2.67

カウンティ

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
34	0.72	3,208
	0.40	673
		0.25

《基礎自治体》

ロンドン区/シティ

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
33	0.01	48
	0.37	218
		5.07

ディストリクト

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
238	0.08	458
	3.65	96
		2.23

大都市圏ディストリクト

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
36	0.01	194
	1.50	301
		7.00

ユニタリー

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
46	0.02	281
	2.18	180
		4.19

(注1) イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

(注2) 地方公共団体は、イングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのみの1層制、北アイルランド地方はディストリクトのみの1層制である。

(注3) 基礎自治体の下部行政単位として、法律上の地方公共団体であるパリッシュと呼ばれる地域自治組織が存在する。パリッシュは、教会の教区に起源を有し、半独立的な性格を持つ。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、自治体国際化協会『諸外国の地域自治組織』(2004.5)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)。

イギリス

《広域自治体》

GLA

《基礎自治体》

ロンドン区・シティ

大都市圏
ディスト
リクト

カウンティ

ディスト
リクト

ユニタリー

大都市制度の概要

	ロンドン区・シティ	大都市圏ディストリクト
憲法上の位置づけ		
法令上の位置づけ	London Government Act 1963 等	Local Government Act 1972 等
広域自治体との包括関係	GLAに包括される	広域自治体の区域外
特徴		自治体の位置づけ ・ 広域自治体と基礎自治体の位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ 消防・緊急時計画以外の広域自治体が行う事務と基礎自治体の事務を行う（消防・緊急時計画はGLAが行う） ・ シティは独自のシティ警察を有する	事務配分の特例 ・ ごみ処理・消防・緊急時計画以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務を行う（ごみ処理・消防・緊急時計画は大都市圏事務組合が行う）

〔注1〕 イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

〔注2〕 ロンドン区・シティを包括するGLA(Greater London Authority: Greater London Authority Act 1999に基づく。)は、公選のロンドン市長、ロンドン議会、事務局、市長室及び議会事務局で構成された組織(職員約400名)と4つの実務機関(首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局、ロンドン交通局、ロンドン開発公社)から構成されている。広域自治体であるGLAは、ロンドン全域にわたる①公共交通②地域計画③経済開発及び都市開発④環境保全⑤警察⑥消防及び緊急計画⑦文化、メディア及びスポーツ⑧保健衛生などの分野でのロンドン全域に係る企画・調整を行い、基礎自治体であるロンドン区・シティは、住民への行政サービスを行う。

〔注3〕 上記はイングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのための1層制、北アイルランド地方はディストリクトのための1層制である。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これからの展望』(ぎょうせい 2004.10)、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)

イ タ リ ア

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 3層制

中央政府

地方公共団体

○中央

・議院内閣制

○地方機関

・中央政府地方局

地方長官
派遣

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
301,000	57,840

市町村長 =
国の機関

《広域自治体》

レジオーネ

・執行機関と議決機関 理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数(2002)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
20	0.43	15,050	1.87	2,892	1.07

プロヴィンチア

・執行機関と議決機関 理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数(2002)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
103	2.19	2,922	0.36	562	0.21

《基礎自治体》

コムーネ

・執行機関と議決機関 理事会（直接選挙により選出される市町村長(シンダコ)とシンダコにより任命される理事から構成）と議会。

団体数(2002)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
8,101	2.76	37	0.29	7.1	0.17

(注1) 共和国は、市町村(コムーネ)、県(プロヴィンチア)、大都市、州(レジオーネ)及び国に区分される。(憲法第114条第1項)

(注2) コムーネ及びプロヴィンチアには、行政各部の部長を指揮し、日常的行政執行の監督・調整を行う書記(国家公務員)が中央政府から派遣されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イタリアの地方自治』(2004.2)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

イタリア

大都市制度の概要

《広域自治体》

レジオーネ

プロヴィンチア

《基礎自治体》

コムーネ



	ローマ	大都市
憲法上の位置づけ	あり（憲法第 114 条第 3 項）	あり（憲法第 114 条第 1 項・第 2 項）
法令上の位置づけ	なし	大都市圏内の中心都市と周辺コムーネの間で形成（地方自治法典第 23 条） ※現在のところ指定されていない
広域自治体との包括関係	プロヴィンチアに包括される	プロヴィンチアの区域外
特 徴	憲法において首都であることを規定	自治体の位置づけ ・ プロヴィンチアとコムーネの位置づけを併せ持つ
		事務配分の特例 ・ プロヴィンチアの事務に加え、コムーネの事務のうち大都市行政に係るものを所掌する

【参考】大都市圏

トリノ・ミラノ・ヴェネチア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、パリ、ナポリ及びこれらの都市と密接な関係のあるコムーネによって形成（地方自治法典第 22 条）

※区域であり、地方公共団体ではない

〔注 1〕「大都市」は、「大都市圏」と同様、中心となるコムーネを含む複数の自治体からなる広域圏である。

〔注 2〕大都市の設立に際しては、中心都市の首長（シンダコ）並びに当該地域の県知事は、関係地方公共団体の発議に基づき、その代表者会議を招集。同会議は区域、組織、内部規程、権限を明記した大都市憲章の議案を採択。大都市を設置する議案は採択された後、180 日以内に関係コムーネの住民投票にかけられる。大都市に参加するコムーネの過半数により賛成の意思が示された場合、大都市設置の議案可決。この場合、同議案は州によって国会に 90 日以内に提出され、法律に照らした後、承認。

〔注 3〕大都市の組織、選挙方式、任期についての法律は検討中とされており、当面、大都市における機関相互の権限、責任の配分についてはプロヴィンチアの規定が準用される。

〔注 4〕大都市はプロヴィンチアとしての権能を持つため、大都市の区域を含んでいたプロヴィンチアの区域から大都市区域が消滅し、プロヴィンチアの区域が新たに定められることとなる。

〔注 5〕大都市は、一般的にコムーネの権限内にある事務のうち効率性・経済性の観点から広域的に行うべきである事務について、大都市設置の際に、それらのコムーネ事務に関する大都市での処理についてレジオーネが定めることができる。なお、コムーネの事務のうち大都市行政に関係しないものは、大都市を構成する個々のコムーネが処理する。

〔注 6〕2001 年の憲法改正により、大都市及び大都市圏を構成するコムーネのうちローマはイタリア共和国の首都とされた。

〔注 7〕大都市圏は人口の集中する大都市地域における行政の問題を処理するために設けられた制度。広域行政の区域指定に関する制度であり、それ自身は地方公共団体ではない。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イタリアの地方自治』（2004. 2）、横浜市企画局（社）神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』（1998. 3）

スウェーデン

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

中央政府

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・レーン府

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2000)
450,000	8,940

地方公共団体

《広域自治体》

ランスティング

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会(執行機関)が置かれる。

団体数(2003)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
20	0.43	22,500	2.80	447	0.17

《基礎自治体》

コミューン

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会(執行機関)が置かれる。

団体数(2003)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
290	0.10	1,552	12.03	31	0.72

(注1) スウェーデン王国には、基礎的自治体と地域的自治体がある。自治体における決定権は、選挙された議会が行使しなければならない。(憲法第7条第1項)

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』(2004.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

スウェーデン

《広域自治体》

ランスタイング

《基礎自治体》

コミュニティ

ストックホルム
ヨーテボリ 等

大都市制度の概要

	ストックホルム・ヨーテボリ 等
憲法上の位置づけ	なし
法令上の位置づけ	なし
広域自治体との包括関係	ランスタイングに包括される
特徴	組織の特例 ・ 区あり ・ 地区委員会あり

(注1) ヨーテボリは、以前はマルメ及びゴートランドとともにランスタイングの区域外(1層制)であり、他地域におけるランスタイング及びコミュニティ双方の事務が単一の行政主体の手に一元化されていた。しかし、1997年以降、ヨーテボリ及びマルメの地域にランスタイングと同格の広域自治体であるリージョン(ヴェストラ・ヨーランド及びスコーネ)が設置され、ヨーテボリはリージョンに包括されることとなった。

(注2) スウェーデンでは2度の大規模な合併を経た後、住民参加を補填する手段として地区制の導入が議論され、「フリーコミュニティ実験」の中でエーレブロコミュニティが「地区委員会」制度を導入した。1987年にはヨーテボリコミュニティが「地区委員会」を導入することを決定し、以降、ストックホルム、マルメ、ルンドなど10ほどの比較的大規模なコミュニティが「地区委員会」を設置した。これは合併前のコミュニティを基礎として、行政効率に配慮した形でのコミュニティ内部での権限の移譲であり、住民自治の拡充に向けて「地区委員会」の導入が図られたものである。現在、ストックホルムやヨーテボリなど、大規模なコミュニティにおいて「地区委員会」が存続している。

(注3) 「地区委員会」は、法人格を有するものではなく、あくまで自治体の一機関にすぎないが、多くの権限と財源を有し、政治的代表者による運営が保障されている。

(注4) スtockホルムコミュニティは、市の区域を18の地域に区分し、1997年より各区に「区役所」として住民の日常生活に最も近い事柄について所管する「地区委員会」が設置されている。

(注5) ヨーテボリコミュニティは、市域を21の地域に区分し、21の「地区委員会」に福祉、教育、文化など市民に直接影響を与える権限を移譲している。

(注6) コミュニティ及びランスタイングの議会議員の数はその規模に応じて次のとおり定められている(地方自治法第5章第1条)。

- ・ 選挙権を持つ住民が12,000人以下のコミュニティ及び選挙権を持つ住民が140,000人以下のランスタイングは31人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が12,000人を超し、24,000人以下であるコミュニティは41人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が24,000人を超し、36,000人以下であるコミュニティ及び選挙権をもつ住民が140,000人を超し、200,000人以下であるランスタイングは51人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が36,000人を超すコミュニティは61人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が200,000人を超すランスタイングは71人。
- ・ スtockホルムコミュニティと300,000人を超すランスタイングの議員の数は101人以上の奇数人数

出典：伊藤和良『スウェーデンの地区委員会：住民自治の拡充をめざして』(生活経済政策研究所 月刊「生活経済政策」2004年12月号 2004.12)、自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』(2004.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂1998)

韓 国

国家体制 = **単一制国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

中央 政府

○中央

- ・ 大統領制

○地方機関

- ・ 特別地方行政機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2002. 12)
99, 274	47, 786

(注 1) 地方自治団体の種類は、法律で定める。(憲法第 117 条第 2 項)

(注 2) 基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

地方公共団体

《広域自治体》

特別市・広域市・道

- ・ 執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2003)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
16	0. 34	6, 205	0. 77	2, 987	1. 11

《基礎自治体》

市・郡・自治区

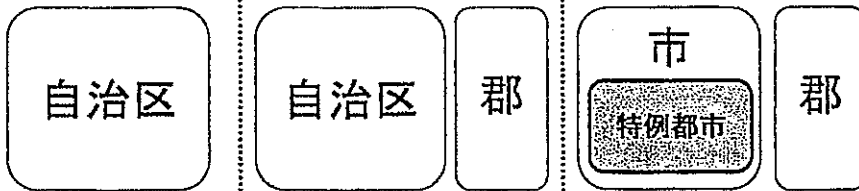
- ・ 執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2003)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
234	0. 08	424	3. 29	204	4. 74

《広域自治体》



《基礎自治体》



大都市制度の概要

	【参考】 ソウル特別市	【参考】 広域市	特例都市
憲法上の位置づけ	なし		
法令上の位置づけ	地方自治法第 161 条→ソウル特別市の行政特例に関する法律	地方自治法第 8 条～第 11 条	地方自治法第 161 条の 2(人口 50 万以上の市)
広域自治体との包括関係	(広域自治体である)		道に包括される
特 徴	事務配分の特例 大都市の特殊性にかんがみ、基礎自治体の事務のうち、一定の事務については、ソウル特別市・広域市に帰属		事務配分の特例 ・道が処理する事務の一部を直接処理することとすることができる
			組織の特例 ・区域内に行政区を設置
	財政上の特例 基礎自治体の税目のうち一定の税目はソウル特別市・広域市の税目		

- (注 1) ソウル特別市の地位、組織及び運営においては、首都としての特殊性を考慮して、法律の定めるところにより、特例を設けることができる。(地方自治法第 161 条)
- (注 2) 広域市は現在、釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の 6 市である。
- (注 3) 人口 50 万以上の市については、道が処理する事務の一部を直接処理することとすることができる。(地方自治法第 10 条) →機構職制の設置及び廃止に関する権限(保の設置・廃止・調整等)、6 級以下の既定定員の職別調整等、道事務のうち 20 件を人口 50 万以上の市が直接処理。
- (注 4) ソウル特別市と広域市を除く人口 50 万以上の大都市の行政、財政運営及び国家の指導・監督においては、その特性を考慮して、関係法律の定めるところにより、特例を設けることができる(地方自治法第 161 条の 2)。関係法律は現在作成中である。
- (注 5) ソウル特別市が行う基礎自治体の事務は①基礎自治体の人事・教育等②地方財政③埋葬・墓地等④清掃・汚物⑤地方土木・住宅建設等⑥都市計画⑦道路開設・維持管理⑧上水道事業⑨公共下水道⑩観光・休養施設の設置・管理⑪地方軌道事業⑫大衆交通行政⑬地域経済育成⑭交通信号機・安全表示等の設置管理 に関する事務の一部である。
- (注 6) ソウル特別市の行政特例に関する法律に基づく特例
- ・行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には国務総理に報告。(第 4 条第 1 項)
 - ・行政自治部長官が特別市の自治事務について監査をする際には、国務総理の調整を経なければならない。(第 4 条第 2 項)
 - ・ソウル特別市長の処分あるいは不作為についての行政裁判請求事件の審理・議決は、国務総理所属の行政裁判委員会が管掌する。(第 4 条第 4 項)
 - ・所属公務員についての叙陞の推薦権は、ソウル特別市長に属する。(第 4 条第 7 項)
 - ・ソウル特別市に関連した道路・交通・環境等についての計画樹立とその執行機関において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する。(第 5 条)
- (注 7) 基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『韓国の地方自治』(2003.11)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

ド イ ツ

国家体制 = **連邦国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

中央政府

- 中央
 - ・議院内閣制

- 地方機関
 - ・地方支分部局

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2003)
357,000	82,540

州 (16 団体 2003.1)

- 中央
 - ・議院内閣制

- 地方機関
 - ・行政管区

地方公共団体

《広域自治体》

- クライス** (=州の下級行政官庁)
 - ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2001 末)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
323	6.87	1,105	0.14	256	0.09

《基礎自治体》

- ゲマインデ**
 - ・執行機関と議決機関：議会の議長を兼ねる公選首長と議会。

団体数 (2001 末)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
13,532	4.62	26	0.20	6.1	0.14

(注 1)…州、郡及び市町村においては、国民は、普通、直接、自由、平等、秘密の選挙に基づく代表機関を有しなければならない。郡(クライス)及び市町村(ゲマインデ)の選挙においては、ヨーロッパ共同体の構成国の国籍を有する者も、ヨーロッパ共同体法に基づいて選挙権及び被選挙権を有する。…(憲法(基本法)第 28 条第 1 項)
市町村(ゲマインデ)は、地域的共同体のすべての事項について、法律の範囲内で自らの責任において規律する権利を保障されなければならない。市町村連合も、法律の定める権限の範囲で、法律に基づいて自治を行う権利を有する。自治の保障には、財政の自己責任の基礎も含まれる。(憲法(基本法)第 28 条第 2 項)

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

ドイツ

(連邦を構成する州)

《広域自治体》

クライス



《基礎自治体》

ゲマインデ



大都市制度の概要

	都市州	郡独立市
憲法上の位置づけ (基本法)	あり(基本法前文)	なし
法令上の位置づけ	なし	州法
広域自治体との包括関係	クライスの区域外 ※連邦を構成する州とされる	クライスの区域外
特 徴	自治体の位置づけ ・ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ ・ クライスとゲマインデの位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの事務を行う	事務配分の特例 ・ クライスとゲマインデの事務を行う
	組織の特例 ・ その内部に区を有する ・ 直接公選の議員からなる区議会あり	組織の特例 ・ 州によっては、その内部に区を設定することができる ・ 区には代表者会議あり

(注1) 都市州(Stadtstaat)は、州と市双方の性格を有する。ベルリン州は12の区で構成され、任期4年の直接公選の議員からなる区議会を有する。区議会から区長と理事が選任され、執行部を形成。ハンブルク州は7つの区で構成され、任期4年の直接公選の議員からなる区議会を有する。任期6年の区長は区議会議員の中から選任されるが、ハンブルク市議会の承認が必要。ブレーメン州はブレーメン市及びブレーマーハーフェン市から成る。ブレーメン市は22の区議会を有し、区議会の構成員は拘束名簿式比例代表選挙で選出され、任期は4年。ブレーマーハーフェン市は、ブレーメン市と異なり、独自の市基本条例の下、市議会や政府を有している。

(注2) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口10万人以上、バイエルン州では人口5万人以上の都市を郡独立市(Kreisfreie Stadt)としている。州の中で唯一ザールラント州には郡独立市が存在しない。

(注3) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州の郡独立市のひとつであるデュッセルドルフ市には10の区(Stadtbezirk)が設けられており、任期4年の直接公選の議会からなる代表者会議を有する。

(注4) 州によっては、一定の人口規模以上のゲマインデが郡所属市(Kreisangehörige Stadt)として位置づけられ、クライスの権限の一部を処理する例がある。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口2万5千人以上の市を中規模都市(Mittlere Kreisangehörige Stadt)、人口6万人以上の市を大規模都市(Große Kreisangehörige Stadt)と位置づけられている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、『地方公共団体総覧 海外編』(ぎょうせい 2004.2)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

ベルギー

(連邦を構成する地域)



《広域自治体》

プロヴィンス

《基礎自治体》

コミューン

大都市制度の概要

	ブリュッセル
憲法上の位置づけ	あり(憲法第 194 条)「ベルギーの首都であり、連邦政府の所在地」
法令上の位置づけ	なし
広域自治体との包括関係	プロヴィンスの区域外 ※連邦を構成する地域とされる
特 徴	自治体の位置づけ ・ 自治体(コミューン)・県(プロヴィンス)・地域(レジオン)の位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ 自治体・県・地域の事務を行う

(注 1) ベルギーは、建国以来 1 世紀以上も単一制国家として存続し、1993 年に連邦制国家となった。

(注 2) ベルギーは、共同体 (Communauté) 及び地域 (Région) を包括する連邦制国家である。(憲法第 1 条)

(注 3) 共同体は、オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の 3 種類。地域は、フランデル地域、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域の 3 種類。言語をはじめとする文化的な面については共同体政府に、その他の分野とりわけ経済分野は地域政府に大きな権限を持たせている。

(注 4) ブリュッセルは、自治体としてのブリュッセルを含む 19 の自治体からなる都市圏であると同時に、連邦国家を構成する一要素としてのブリュッセル首都圏地域でもある。ブリュッセル首都圏地域は、当該地域の県としての役割も担っている。

(注 5) ブリュッセルはベルギー国内の中で唯一オランダ語及びフランス語の 2 つの共同体に属し、共同体委員会 (オランダ語共同体委員会・フランス語共同体委員会合同委員会) を有する二言語地域である。

(注 6) 1999 年のコミューン法改正で、人口 10 万人以上の市においては、区を設置することが可能となった。現在、実際に区が設けられているのはアントワープ市のみである。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、岩崎美紀子『分権と連邦制』(ぎょうせい 1998.10)、自治体国際化協会『CLAIR REPORT ベルギーの地方自治』(2001.2)、財団法人自治総合センター『新地方自治制度に関する調査研究会報告書(平成 15 年度)』(2004.3)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

アメリカ

大都市制度の概要

《広域自治体》

カウンティ

ワシントン
D.C.

ニュー
ヨーク
シティ

《基礎自治体》

シティ・タウン・
ヴィレッジ等

- (注1) ワシントンD.C. はいかなる州にも属さない。
 (注2) ワシントンD.C. の近隣地区諮問委員会はきめの細かい住民福祉施策を浸透させるための組織であり、その下に近隣計画委員会を設置し、約2000人に1人の割合で委員(無報酬)を選出している。
 (注3) ワシントンD.C. 市議会が議決した条例案は、連邦議会の審議を経なければならない。連邦議会は拒否権を有している。また、ワシントンD.C. 市予算は、連邦の承認を必要とする。
 (注4) ニューヨークシティは5つのカウンティ(①ニューヨークカウンティ②キングスカウンティ③クイーンズカウンティ④ブロンクスカウンティ⑤リッチモンドカウンティ)とシティ等が統合(Consolidation)されたものであり、日本における都道府県と市町村の垂直的統合に相当するものである。
 (注5) ニューヨークシティは、5つの区(borough)(①マンハッタン区②ブルックリン区③クイーンズ区④ブロンクス区⑤リッチモンド区)を有する。
 (注6) ニューヨークシティのコミュニティ委員会は1975年に住民参加と分権を促進させるために作られた。この委員会は区長が任命する50人以内の委員で構成される。

	ワシントンD.C.	ニューヨークシティ
憲法上の位置づけ (合衆国憲法)	なし	
法令上の位置づけ	District of Columbia Home Rule Act	New York City Charter
広域自治体との包括関係	カウンティの区域外 ※連邦の州にも属さない特別の団体	カウンティの区域外
特徴	自治体の位置づけ ・ カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ ・ カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ カウンティとシティ等の事務を行う	事務配分の特例 ・ カウンティとシティ等の事務を行う
	組織の特例 ・ 近隣地区諮問委員会あり	組織の特例 ・ 区あり ・ 公選の区長あり ・ コミュニティ委員会あり
	国に留保される権限 ・ 連邦議会は合衆国政府の所在地となるべき地区に対していかなる事項についても排他的立法権を行使する(合衆国憲法第1条第8節第17項)	

出典：小滝敏之『アメリカの地方自治』(2004, 6)、田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これからの展望』(ぎょうせい 2004, 10)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998, 3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999, 3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996, 9)